

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第2号
2002.3

目次

特集

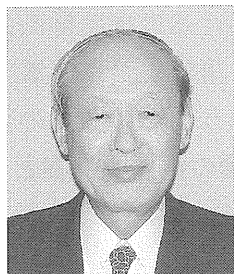
カンボディア民事訴訟法起草支援	1
カンボディア王国民事訴訟法起草支援について	
駿河台大学学長 竹下守夫	1
カンボディア民事訴訟法(判決手続編)起草支援の過程	
国際協力部教官 黒川裕正	4
カンボディア王国民事訴訟法案	11
大阪中之島合同庁舎落成記念講演会	79
開会あいさつ -法務総合研究所の国際協力活動を振り返って-	
法務総合研究所長 坂井一郎	80
国際組織犯罪汚職及びテロとの闘いにおける国連の役割	
国連麻薬統制犯罪防止局	
国際犯罪防止センター所長 Mr. Eduardo Vetere	84
ヴェトナム司法改革の動向 ~現在と未来~	
ヴェトナム司法省次官 Ms. Le Thi Thu Ba	99

研究報告

ヴェトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革(概要)	
国際協力部教官 丸山 毅	120
ヴェトナムの弁護士制度について	
在ハノイJICA長期専門家(検事) 柳原克哉	156
ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較	179
本文原稿執筆 ヴェトナム最高人民検察院検察理論研究所	
副所長 Mr. Vu Van Moc	
編集及び注解 国際協力部教官 山下輝年	
~国際協力の現場から~	199
~@閑話~	10, 98, 136, 178, 201

～ 特集 ～ カンボディア民事訴訟法起草支援

カンボディア王国民事訴訟法起草支援について



駿河台大学学長
竹下 守夫

1 わが国の政府開発援助における法整備支援の意義

(1) 政府開発援助大綱と法整備支援

現在、わが国の政府開発援助（ODA）は、平成4年6月30日の閣議決定「政府開発援助大綱」（ODA大綱）を基本として実施されている。そこでは、ODAの基本理念として、「開発途上国の離陸へ向けての自助努力を支援することを基本とし、広範な人作り、国内の諸制度を含むインフラストラクチャー（経済社会基盤）及び基礎生活分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や『良い統治』の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として、政府開発援助を実施する。」と述べられている。

今から振り返って見れば、開発途上国に対する法整備支援は、このODA大綱にいう「インフラストラクチャー整備」の一部と位置付けることができよう。しかし、ODA大綱自体では、上記の「基本理念」の下に実施されるべき「重点事項」として挙げられている「インフラストラクチャー整備」としては、「経済社会開発の重要な基礎条件であるインフラストラクチャーの整備への支援を重視する。」と述べるのみで、法整備支援につき具体的に触れるところはなかった。

(2) 法整備支援の意義に対する理解の浸透

確かに、国民の大多数が日常の生活にも事欠く状況の下では、経済社会基盤整備の支援としては、まず運輸・通信・電力等の都市・農村生活のライフラインの確保、基礎教育・保険医療の実施に必要な物的施設等の整備の支援に力点を置かざるをえない。しかし、国民の日常生活の安全が一応確保されれば、その持続的安定、その一層の向上を目指す経済の発展のためにも、法の整備・法の支配に基づく公正な社会の確立が必要であることは明らかである。

そこで、政府の開発援助においても、現在では、その重点課題として「経済社会インフラへの支援」とは別に「人材育成・知的支援」が掲げられ、その具体策の一つとして法整備支援が明示されるに至っている。平成8年4月、民間からの支援として、財団法人国際民商事法センターが設立され、またこの前後の時期から国際協力事業団によるベトナム社会主義共和国への法整備支援が開始された。このことは、この頃から、政府開発援助としての法整備支援の重要性が政府部内でも広く認識されるに至ったことを示すものであろう。

また平成12年6月に政府に提出された司法制度改革審議会の意見書においても、開発途上国に対する法整備支援の意義を評価し、わが国司法の「国際化への対応」のための施策の一つとして、「法整備支援の推進」を挙げているところである。

2 カンボディア王国に対する法整備支援

(1) 国別援助計画における法整備支援

カンボディア王国に対する法整備支援は、以上のような政府の開発援助政策に基づく「カンボディア国別援助計画」の一環である。それは、本年2月段階における同援助計画においては、「持続的な経済成長と安定した社会の実現」という重点課題に関わり、カンボディア政府が自ら取り組んでいる「民主化、法の支配、人権尊重の促進を担う司法部門」の改革を成功に導くための施策として位置付けられている。そして、法整備支援の具体的内容として、民法および民事訴訟法の起草援助の行われていることが指摘されている。

(2) 民法および民事訴訟法起草支援計画の決定

わが国政府は、平成9年末頃から個別専門家を派遣してカンボディアの司法事情の調査等を行っていたが、平成10年2月、カンボディア王国司法省の要請に応じ、予備調査団を派遣し、カンボディア司法省と予備的協議を行った。この協議の際には、日本政府がカンボディア王国に対し、民法起草の援助およびフランス政府が起草する民事訴訟法案の成案化の援助 (assisting on finalizing the Draft Civil Procedure Code) をすることが合意された。しかし、その後の折衝を通じ、民事訴訟法についても、日本政府が全面的にその起草を援助することとなった。

これを受けて、平成11年3月、国際協力事業団 (JICA) は実施協議調査団を派遣し、カンボディア側と協議の上、同月5日、民法および民事訴訟法の起草援助の具体的実施計画を確定した。それによれば、計画期間は、実施計画協定成立の日から3年、実施機関は、日本側が国際協力事業団、カンボディア側が同国司法省とされている。

(3) 国内支援体制の整備

日本側では、実施計画協定の成立に先立ち、民法・民事訴訟法起草支援のための体制整備に着手し、平成10年11月、「国内支援委員会」(委員長・森島昭夫(財)地球環境戦略研究機関理事長)を設置し、その下に民法作業部会(部会長・前掲森島氏)、民事訴訟法作業部会(部会長・竹下)を置いて、それぞれ民法および民事訴訟法の起草支援作業を実施することとなった。

3 民事訴訟法の起草支援作業

(1) 民事訴訟法作業部会の発足と起草支援の基本方針

民事訴訟法作業部会の作業は、平成11年1月9日の第1回会議をもって開始された。

民事訴訟法作業部会における起草作業の基本方針は、カンボディアの民事訴訟の現状に即しつつも、単に現状肯定的な法典を起草するのではなく、10年後・20年後の国際的評価にも耐えうる、近代的民事訴訟法原則に根ざした法典を起草することとした。また起草作業は、ODA大綱にあるように、被援助国たるカンボディア側の自助努力を援助するものでなければならないから、起草は一方的に日本側作業部会のみで行うものではなく、カンボディア側起草グループとの共同作業として行うものとした。

そのため原案は日本側で起案するが、その審議のためには、作業部会の研究者委員が交代で2人ないし3人でプノンペンに赴き、現地ワークショップを開催するという方法をとることとした。ワークショップには、カンボディア側起草グループのメンバーの外、関係省庁・弁護士会・大学の関係者が随時参加することとされた。この方法は、法案の起草と同時に、

法典成立後にその運用に当たる人材の養成、草案に対する幅広い理解を得るためにも有効であると考えられた。

(3) 起草作業の進展状況と今後の見通し

民事訴訟法作業部会は、上記第1回会議以降、定期的に毎月1回、原則として土曜日の午後1時から5時ないし6時まで開催してきた。その他昨年8月には3日間、本年2月には2日間の集中審議を行い、平成14年3月10日現在で合計43回の作業部会を行った。この間、現地ワークショップは、毎回2日間ないし3日間ずつ11回開催した。

その結果、昨年10月の現地ワークショップでの審議を終えて、カンボディア王国民事訴訟法案のうち、判決手続に関する333条のクメール語版が完成した（なお若干の条文については、両案併記的箇所が残っている。）。この日本語版が、今回本誌に掲載して公表する部分である。

判決手続部分の完成後は、引き続き強制執行・保全処分に関する規定の起草作業に取りかかり、本年3月10日の第43回作業部会をもって、現段階での日本側原案の起草を完了した。今後は、本年3月および5月に開催予定の2回の現地ワークショップにおいて、カンボディア側との共同審議を行い、その結果に基づく修正を経て、5月末までに民事訴訟法案全体のクメール語版を完成させる予定である。ただ、強制執行のうち不動産執行と担保権実行の部分は、民法の関連諸規定の確定を待たねばならないため、この法案には含まれないことになる。この部分は、6月以降に現在の作業部会のメンバーで、別途起草作業を行う予定である。

民事訴訟法作業部会の各メンバーはじめ今日まで協力して下さった方々への謝意、法整備支援の国内体制の問題点、法整備支援に携わっての感想、親しくなったカンボディアへの愛着など、記しておきたいことは多いが、いずれも別の機会に譲ることにして、今は残された責務を果たすことに全力を注ぐ決意であることを表明するにとどめたい。



世界文化遺産の一つであるアンコール・ワット

カンボディア民事訴訟法（判決手続編）起草支援の過程

国際協力部教官 黒川 裕 正

法整備支援とは、ごく簡単に言えば開発途上国による法及びこれを運用する体制の整備を支援することです。この協力の態様としては、様々なものがあり、法案起草に対する支援もこれに含まれますが、我が国では国際研修やセミナー、シンポジウム開催が中心となっていました。

カンボディアに対する法整備支援は、日本の法律家にとって新しい形の国際協力を求められるものとなりました。すなわち、法律案そのものの起草を支援することを求められたのです。もちろん、一国の法律案は、その国の立法手続に従って、法案提出者により議会に提出され、議会の議決によって成立するのが通常ですから、ここで言う「起草支援」とは、あくまでも支援受入国の法案作成担当者による起草に対し、助言その他の方法によって必要な支援を行うということを意味します。

法律家にとって、自国の法律案を作成することもさほど容易なことではないのに、歴史・文化・慣習・政治・経済などが全く異なる他国の法律案を起草するというのは、極めて困難な作業です。しかし、カンボディアでは、法律自体が整っていない上、法律や法制度を機能させるにも人材が十分ではありません。特に、市場経済に移行しても、これに必要な法律知識を備えた法律家については量的にも質的にも十分とはいえません。紛争を解決するには最終的には司法制度、訴訟手続などの基本が確立していなければなりません。したがって、民法や民事訴訟法の起草を支援することは極めて重要な意義があると考えられます。

法律案だけ作成して引き渡すのであれば、カンボディアが、引き渡された起草案をどのように理解し、どのように運用してよいか分からなくなるのは目に見えています。そこで、民事訴訟法起草支援部会では、カンボディア司法省の職員と継続的に協議を重ね、現地調査を行うとともに、日本の部会委員全員で定期的に審議しながら作業を進めてきました。この方法により、カンボディア社会に根付く民事訴訟法案の起草を目指すとともに、カンボディア司法省職員の資質の向上を図っているのです。

なお、実際に、JICAによるこのプロジェクトが行われる前にも、フランスが民事訴訟法の起草を支援していましたが、必ずしも十分な効果に結びついていただけではなく、その原因として、法案がカンボディアの実情に合っていないとか、条文案の趣旨説明が欠けているなどの事情が指摘されていました。そこで、このプロジェクトでは、カンボディア側と法案の内容等について議論を重ねながら、民法と民事訴訟法の起草作業を進めてきたわけです（「カンボジア新民法・新民事訴訟法の起草支援と法曹養成の取組み」カンボジア法整備支援事務局非常勤研究員・畑中久彌著、財団法人国際民商事法センター発行のICCLC NEWS第13号（2001年3月27日発行）12ページ以下参照。）。

このたび、3年の月日をかけて、カンボディア民事訴訟法の判決手続編が完成し、カンボ

ディア司法省の検討に供されました。そして、その後も必要な微調整がなされています。しかし、その結果だけからは、ここに至るまでの地道な努力が十分に理解されないおそれがあります。そこで、その労苦を少しでも理解していただくために、また、これに敬意の念を表したく、起草支援の過程を紹介する次第です。

1 民事訴訟法起草支援部会のメンバー

8頁以下に紹介しておりますが、いずれも著名な民事訴訟法学者、実務家の方々です。

2 審議等の回数・時間

審議等の回数は、約3年間で

(国内) 民事訴訟法部会の審議の回数 43回 (1999年1月～2002年3月)

(国外) 現地でのワークショップの回数 12回 (1999年3月～2002年3月)

にものぼります。

これだけでは、なかなかイメージがつかめませんが、少しでも実情が明らかになるように、以下で、審議の事前準備、審議の進め方及びその後の作業などについて、その概要を説明します。

まず、当然のことながら、全員による審議の事前準備として、部会委員は、担当部分の条文案を用意して、審議前に事務局へ提出しなければなりません。事務局では、提出された条文案を審議前に部会委員に配布し、委員はそれを読んだ上で審議に臨む必要があります。

条文案は、日本法を参考とするだけでなく、比較法的見地からも十分に検討されたものです。

審議は、財団法人国際民商事法センター、法務省大臣官房秘書課、そして法務総合研究所の教室などで行われましたが、部会委員は皆多忙であるため、主に土曜日に行われました。

審議の際には、担当委員が作成した条文案に対して、法理論、国際的な動向、裁判実務、合理的・効率的な制度設計等の見地から様々な意見が出され、検討が進められました。

このように、我が国の最高水準とも言える議論の結果をもとに、条文案が修正され、事務局がこれを取りまとめました。

事務局では、この条文案をクメール語の翻訳作業に回し、現地ワークショップに備えてきました。このクメール語の翻訳作業もまた、極めて困難な作業です。法令用語が十分でない国に、全く新たな法令用語を多数含む条文案を作るのですから、これらの用語を一から作り出さなければならなかったのです。

そのためには、クメール語の既存の法令用語はもとより、フランスの植民地時代に使われていたフランス語の法令用語、慣習的に使われている仏教用語などを様々な文献から取捨選択しながら一語一語翻訳を進めていかなければならず、まさに気の遠くなるような作業が一步一步積み重ねられていきました。この翻訳作業を中心的に行ったのが、国際協力

事業団（JICA）長期専門家としてカンボディアに派遣されている坂野一生氏と、カンボディア王国弁護士でもあり、財団法人国際民商事法センター事務局専門職員として主に翻訳業務に携わっている甲斐峰雄氏であり、両氏は翻訳作業のみならず協議の際の通訳としても重要な役割を果たしてきました。

そして、現地ワークショップでは、条文案の一条一条について、司法省職員などを中心としたカンボディア側のメンバーと、現地に赴いた担当委員とが数日間にわたって議論し、カンボディアの実情に合致しているかどうかといった視点から様々な検討が加えられていきました。日本人にとって暑さが厳しい地での連日にわたる議論は、体力的にも相当の負担であったと思われます。

そして、この検討結果をもとに、国内で再度議論し、その結果を踏まえて、条文案が修正され、クメール語案も再び修正されていきました。

こうした過程を経て行われる作業には膨大な時間を要することから、カンボディア側の担当者を日本に招き、2週間にわたって連日集中的に協議を行うため、「起草支援研修」を実施するなど（2000年度、2001年度各1回）様々な努力が積み重ねられてきました。

さらに、全条文にわたって各条の整合性などを短期間に検討するために、2001年8月には土曜、日曜、月曜の3日間連続、2002年2月にも土曜、日曜の2日間連続で集中審議が行われました。

国内で審議等に要した時間は、今となっては細かい記録は残っていないのですが、少なくとも見積もっても、審議会と起草支援研修だけでも優に300時間を超えており、常時17名が参加していますので、それだけでも延べ4,200時間を超える時間を費やしているのです。

現地での審議に約150時間を要しており、これも常時最低5名が関与していますから、延べ750時間を費やしていると言えるでしょう。どんなに少なく見積もっても5,000時間を超えております。

現地に行くには、直行便はありませんので往復だけで4日間かかり、どんなに最短でも1週間が必要となります。このような時間までは、なかなか数字で表すことはできません。

それ以上に数字に表せないのは、様々な準備に要した時間です。条文案を作るには、審議時間の何倍も必要となることは目に見えています。そして、翻訳に要する時間は、それ以上に時間のかかる作業です。これらを考慮すると、ごく控えめに同じ程度の時間を要したとしても延べ10,000時間を必要としたこととなります。10,000時間といえば、一人の人間が一睡もせず、食事も休憩もとらずに集中したとしても、1年を優に超える時間になります。

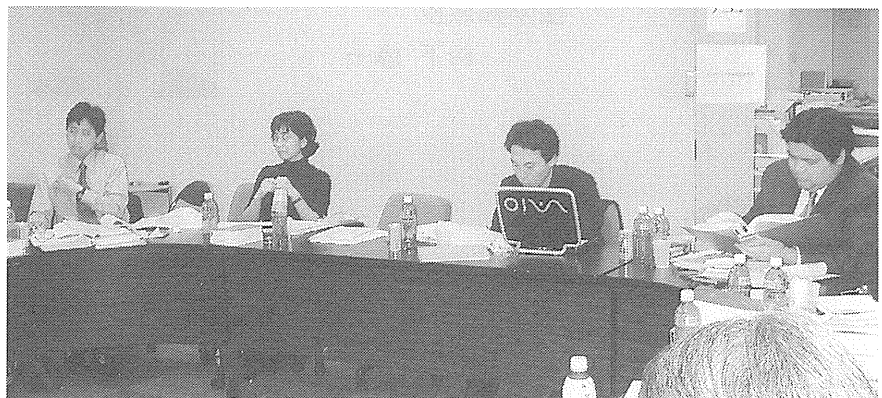
この起草案が、これに関係した方々の真摯かつ献身的な努力と貴重な時間を費やした結晶であることが忘れられないように語り継がれることを望んでやみません。

最後に、強制執行・保全処分編の完成を目指して、今なお作業が着実に進められていることを付け加えたいと思います。

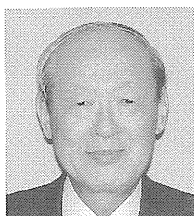
* 審議の様子 *



法務省大臣官房秘書課会議室にて
(2002. 3. 2)



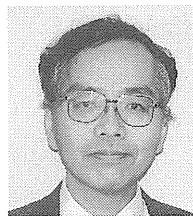
＊ 部会委員ほか紹介（民事訴訟法草案の作成に貢献された方々）＊



(部会長)

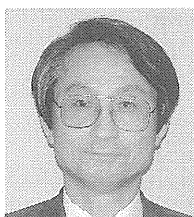
駿河台大学学長（教授）

竹下 守夫



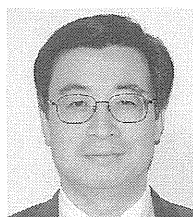
(委員)

一橋大学大学院
法学研究科教授
上原 敏夫



(委員)

大阪大学大学院
法学研究科教授
池田 辰夫



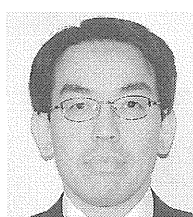
(委員)

中央大学
法学部教授
大村 雅彦



(委員)

筑波大学大学院
経営政策科学研究科
企業法学教授
春日 偉知郎



(委員)

大阪市立大学大学院
法学研究科教授
高田 昌宏



(委員)

法務省民事局付

高原 知明



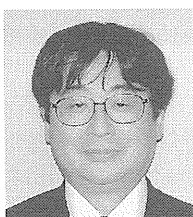
(委員)

法務総合研究所
研修第三部教官
千葉 和則



(委員)

学習院大学
法学部教授
松下 淳一



(委員)

慶応大学
法学部教授
三木 浩一



(委員)

横浜地方裁判所判事

柳田 幸三



(委員)

一橋大学大学院
法学研究科教授
山本 和彦

(元委員)

平成10年度	法務省法務総合研究所研修第三部長 (現 東京法務局長) 法務省民事局付 (現 岐阜地方裁判所判事)	寶金 敏明 古閑 裕二
平成11年度	法務省民事局付 (現 長崎地方裁判所佐世保支部判事補)	坂本 三郎
平成12年度	法務省民事局付 (現 法務省民事局付)	武智 克典



(オブザーバー)
※ J I C A 現地専門家
(カンボディア) の経験がある。
弁護士
桜木 和代



(事務局)
日本弁護士連合会
国際交流委員会副委員長
弁護士
矢吹 公敏



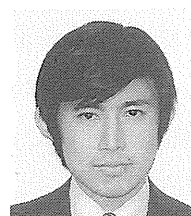
(事務局)
J I C A 長期専門家
(カンボディア)
弁護士 今和泉 学



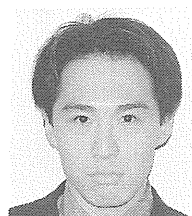
(事務局)
J I C A 長期専門家
(カンボディア)
坂野 一生



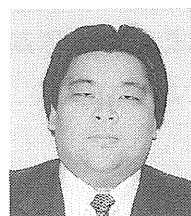
(事務局)
早稲田大学博士課程
弁護士 (カンボディア)
甲斐 峰雄



(事務局)
東亜大学
法学部講師
畑中 久彌



(事務局)
一橋大学大学院
博士課程
河野 憲一郎



(事務局)
明治大学大学院
博士課程
吉本 篤人

(2002年3月現在)

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

国際協力3原則

国際協力の分野でよく言われている標語として、「汗出せ、知恵出せ、金出せ」があります。国際協力に携わる者の心構えを端的に表したものであり、覚えやすい標語です。全部を出せという意味ではありません。各人ができることをやろうという意味であり、どれか自分にあつた貢献をすればよいのです。それぞれができることを結集すれば、素晴らしい成果に結びつくことになるのです。

しかし、実際に国際協力に携わってみると、この3原則は現象面を表現したにすぎないことが分かります。その根底に「心」がないと、単なる偽善又は傲慢となってしまうでしょう。したがって、「心を出せ」が最も重要であると感じています。その「心」は自然と表情にも現れますので、「笑顔を出せ」というのも重要で、楽しんでやらなければ笑顔は出ません。これを国際協力4原則、あるいは5原則としたいと思っています。

カンボディア王国民事訴訟法案

(2002年3月現在 日本語案)
判決手続まで

(解説)

以下は、カンボディア王国民事訴訟法案の判決手続までの日本語条文である。

カンボディア王国民事訴訟法の起草に当たっては、どの範囲までを民事訴訟法に含めるかという議論もあったが、最終的には、判決手続、強制執行及び保全処分を含めたものとする
ことで起草作業が進められた。

そして、判決手続までの日本語条文及びクメール語条文がまず完成したことから、ここに
その日本語条文を掲載するものである。

今後は、強制執行、保全処分に関する規定の起草作業が行われ、本年5月末までに民事訴
訟法案全体のクメール語版が完成する予定である。

なお、強制執行のうち不動産執行と担保権実行の部分は、民法の関連諸規定の確定を待た
なければならないため、本年6月以降、現在の作業部会のメンバーによって、別途起草作業
が行われる予定である。

カンボディア王国民事訴訟法案

第一編 通則.....	3
第一章 本法の趣旨，民事訴訟の目的，裁判所・当事者の責務.....	3
第二章 裁判所.....	3
第一節 管轄.....	3
第二節 裁判所の構成.....	6
第三節 事件の分配及び裁判官等の除斥・忌避.....	6
第三章 当事者.....	8
第一節 当事者能力及び訴訟能力.....	8
第二節 共同訴訟.....	9
第三節 訴訟参加.....	10
第四節 任意代理人及び補佐人.....	12
第四章 訴訟費用.....	14
第一節 訴訟費用の意義及び種類.....	14
第二節 訴訟費用の負担.....	15
第三節 訴訟費用の担保.....	16
第四節 訴訟上の救助.....	16
第五章 訴訟上の担保.....	17
第二編 第一審の訴訟手続.....	18
第一章 訴え.....	18
第二章 口頭弁論及びその準備.....	20
第一節 通則.....	20
第二節 準備書面.....	22
第三節 弁論準備手続.....	22
第四節 口頭弁論.....	24
第三章 証拠.....	25
第一節 総則.....	25
第二節 証人尋問.....	27
第三節 当事者尋問.....	29
第四節 鑑定.....	30
第五節 書証.....	31
第六節 検証.....	33
第七節 証拠保全.....	33
第四章 訴訟手続の中断及び中止.....	34

第五章 裁判.....	36
第一節 裁判通則.....	36
第二節 判決総則.....	37
第三節 判決の言渡し.....	38
第四節 判決の効力.....	39
第五節 欠席判決.....	40
第六節 決定.....	43
第六章 裁判によらない訴訟の完結.....	43
第七章 少額事件の特則.....	45
第八章 期日, 期間, 送達.....	47
第一節 期日, 期間.....	47
第二節 送達.....	48
第九章 訴訟記録の閲覧.....	50
第三編 上訴.....	51
第一章 上訴通則.....	51
第二章 控訴.....	51
第三章 上告.....	56
第四章 抗告.....	59
第四編 再審.....	61
第五編 督促手続.....	64

第一編 通則

第一章 本法の趣旨、民事訴訟の目的、裁判所・当事者の責務

第1条 (本法の趣旨)

民事訴訟に関する手続は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。(1)(2)

<注>

(1) 日本民訴法1条参照。

(2) 民事訴訟に関する一般原則のうち、裁判官の独立は、カンボディア王国憲法(1993年9月21日制定)第109条1項、第113条、114条に定められており、また法による裁判の原則は、同法110条2項に定められている。したがって、改めて民事訴訟法典に定める必要はないと考えられる。

第2条 (民事訴訟の目的、裁判を受ける権利)

1 民事訴訟は、裁判所が、私人の権利を保護するために、民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することを目的とする。(1)

2 何人も、民事上の紛争につき、裁判所において裁判を受ける権利を保障される。(2)

<注>

(1) 本条は、民事訴訟が「私権の保護」を目的とするという、簡明な訴訟イデオロギーを鮮明に打ち出す趣旨である。

(2) 日本国憲法32条参照。

第3条 (審問請求権、対審審理の原則)

1 いかなる当事者も、聴聞され又は呼び出されることなしに、裁判されることはない。(1)

2 裁判所は、いかなる場合においても、対審の原則を遵守しなければならない。(2)

<注>

(1) フランス民訴法14条参照。

(2) フランス民訴法16条1項参照。

第4条 (裁判所及び当事者の責務)

裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。(1)

<注>

(1) 日本民訴法2条参照。

第5条 (裁判所の用語、当事者の通訳依頼権)

1 裁判所では、クメール語を用いる。

2 クメール語を理解しえない当事者は、資格を有する通訳を依頼することができる。当事者が自らこれを依頼することができないときは、国がこれを付する。

第6条 (検察官の立会い)

1 裁判所は、公益上必要があると認めるときは、検察官に訴状が受理されたことを通知しなければならない。

2 検察官は、第1項の通知がない場合においても、公益上必要があると認めるときは、民事訴訟の手続に立ち会い、意見を述べることができる。(1)(2)

<注>

(1) 日本では、人事訴訟手続に限り検察官の立会いが認められており(人事訴訟手続法5条・6条参照)、通常の民事訴訟に検察官が関与することはない。これに対して、カンボディア王国では、従来、通常の民事訴訟においても、検察官の立会いを認めており、今後もこれを認める必要があると考えられているようであるので、本条を定めた。カンボディア王国裁判所構成法案(the Preliminary Draft of Law on Organization on the Courts)第42条と本条とは必ずしも抵触しないと思われる。同条に対する日本側修正案が採択されれば、そのことは一層明確になる。

(2) 検察官が民事訴訟に立ち会えるのは、公益の代表者としてである。当事者が未成年者であるなどの場合に、その当事者を保護するのは、親権者、後見人などの法定代理人(第32条第3項)の役割であり、検察官の役割ではない。ただ、法定代理人がない場合に、他に適任者がいなければ、検察官を特別代理人(第36条)に選任することはできるであろう。

第二章 裁判所

第一節 管轄

第7条 (管轄権を有する裁判所の意義)

管轄権を有する裁判所とは、訴えを適法に受理し、事件につき審理し、判決を下すことができる裁判所をいう。

<注>

日本民事訴訟法には該当する条文はない。本条は、管轄について分かりやすく説明するために、とくに書き下ろしたものである。

第8条 (住所等によって定まる管轄)

次の各号に掲げる者を被告とする訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する始審裁判所に対してする。

- | | |
|---------|--|
| 一 自然人 | 住所地、カンボディア国内に住所がないとき又は住所地が知れないときは居所地、カンボディア国内に居所地がないとき又は居所地が知れないときは最後の住所地 |
| 二 内国の法人 | 主たる事務所又は営業所の所在地、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所地 |
| 三 外国の法人 | カンボディアにおける主たる事務所又は営業所の所在地、カンボディア国内に事務所又は営業所がないときはカンボディアにおける代表者その他の主たる業務担当者の住所地 |

（注） 日本民事訴訟法第4条。自然人および内国法人、さらには外国法人に対する基本的な管轄を定める趣旨である。

外交関係に関するウィーン条約第31条・37条等は、外交官等に対する民事訴訟のうち、外交特権を享受し得ない場合を定め、接受国の裁判権を認めている。この場合には、カンボディア国内における管轄権を有する裁判所は、本条及び第9条（財産等によって定まる管轄）によって定まることになる。

第9条（財産等によって定まる管轄）

次の各号に掲げる訴えは、訴えは第8条（住所等によって定まる管轄）に定める裁判所のほか、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することもできる。

- | | | |
|---|---|--|
| 一 | 債務の履行を請求する訴え | 債務を履行すべき地 |
| 二 | 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え | 手形又は小切手の支払地 |
| 三 | カンボディア国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する債務の履行を請求する訴え | 請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地 |
| 四 | カンボディア国内に事務所若しくは営業所がない法人又は事務所若しくは営業所が知れない法人に対する債務の履行を請求する訴え | 請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地 |
| 五 | 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの | 当該事務所又は営業所の所在地 |
| 六 | 不法行為に関する訴え | 不法行為があった地 |
| 七 | 不動産に関する訴え | 不動産の所在地 |
| 八 | 登記又は登録に関する訴え | 登記又は登録をすべき地 |
| 九 | 相続財産に関する訴え | 相続開始の時ににおける被相続人の住所地、又は、カンボディア国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所、カンボディア国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所地 |

（注） 第8条（住所等によって定まる管轄）と合わせて、原告は複数の管轄権を有する裁判所の中から一つを選択できる趣旨である。日本民法5条と同旨。

第5号にいう「不法行為に関する訴え」については、原告が不法行為を主張することで足りる。不法行為の存否は審理の結果として明らかになるところである。

なお、国際裁判管轄に関しては、最高裁判所平成13年6月8日第二小法廷判決（著作権確認等請求事件）が、日本民法の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して日本の

裁判所の国際裁判管轄を肯定するには、原則として、被告が日本においてした行為により原告の守られるべき法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる、としている。

ちなみに、知的財産関係事件の管轄規定について特別を設けるべきかどうかについては、新たに制定される裁判所構成法の内容を踏まえ、必要が生じた際に、あらためて検討されるべきである。

第10条（離婚事件・親子関係事件に関する特別管轄）

1 離婚の訴えは、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める地の始審裁判所の管轄に専属する。

- | | | |
|---|---|----------------------|
| 一 | 夫婦が共通の住所を有するとき | その住所地 |
| 二 | 夫婦が最後の共通の住所を有した地の始審裁判所の管轄区域内に夫又は妻が住所を有するとき | その住所地 |
| 三 | 第二号の管轄区域内に夫婦が住所を有しないとき又は夫婦が共通の住所を有したことがなかったとき | 夫又は妻の住所地又はその死亡の時の住所地 |

2 親子関係の存在又は不存在の確認の訴えは、子の住所地又はその死亡の時の住所地の始審裁判所の管轄に専属する。

3 第1項各号の住所地がカンボディア国内にないとき又はカンボディア国内における住所地が明らかでないときは、居所地による。居所地がないとき又は居所地が明らかでないときは最後の住所地による。

（注） 日本人事訴訟手続法第1条、第27条参照。

ちなみに、日本では、本条に定めた事件以外にも、例えば、婚姻の無効若しくは取消の訴えや、養子縁組関係の存在又は不存在に関する訴え（離縁事件等）についても、特別管轄の規定がある。

この種の事件では、審理手続や確定判決の効力等について、事柄の性質上、特別の配慮が必要となる。カンボディア側からの要望を踏まえ、さしあたり、少なからぬ件数が見込まれる離婚事件と親子関係事件につき、その管轄について特別の定めを設けることとした。

第11条（併合請求における管轄）

一つの訴えで異なる裁判所の管轄に属する複数の数個の請求をする場合には、一つの請求についての管轄権を有する裁判所にその他の請求の訴えを合わせて提起することができる。

（注） 原告側または被告側が複数の事案は本条の対象外である。あくまで、同一当事者間の事案を対象とする。日本民法7条と同旨であるが、原告側または被告側が複数の事案を除外している。

第12条（管轄権を有する裁判所の指定）

管轄権を有する裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき、または管轄区域が明確でないため管轄権を有する裁判所が定まらないときは、申立てにより、最高裁判所が決定で、管轄権を有する裁判所を定める。

〈注〉 当事者の申立権を認めたのは、Sub-Committeeグループによるヒアリング調査の際に、Kompong Speu裁判所での要望があったことを斟酌した。日本民事訴訟法第10条。

第13条（管轄の合意）

1 管轄権を有する裁判所を定める合意は、第一審に限り、かつ商人又は法人の間でなされたものに限り効力を有する。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。

〈注〉 フランス民法48条をより分かりやすく表現した。管轄の合意を商人間に限定する趣旨である。ドイツ民法38条（1974年）は、原則として商人や公法人間の管轄合意のみを有効とする。日本民事訴訟法第11条に相当するが、日本法では管轄の合意をする主体に制限を設けていない。カンボディアの実情を踏まえ、管轄の合意を商人又は法人の間でなされたものに限り効力を認めることとした。

第14条（応訴管轄）

被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで弁論準備手続期日において本案について申述し、又は口頭弁論期日において本案について弁論をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

〈注〉 日本民法12条と同旨。

ちなみに、管轄違いの抗弁を訴訟の最初の段階に限定している点につき、カンボディアの現状では困難との指摘があるが、手続の安定を図る必要があるため、当初案の趣旨を基本的に維持することとした。

第15条（法定専属管轄の場合の適用除外）

第13条（管轄の合意）及び第14条（応訴管轄）の規定は、訴えについて法律に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。

〈注〉 日本民法13条。

第16条（職権証拠調べ）

裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

〈注〉 日本民法14条と同旨。第124条（証拠調べ）第2項は、「裁判所は、当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないときその他必要があると認めるときは、職権で、証拠調べを行うことができる。」とするが、これは本案について、証拠調べは、当事者の証拠の申出に基づいて行うのが原則とし、証拠を提出する第1次的な責任を当事者に求めるものである。本条は、この規定とは異なる。

第17条（管轄の標準時）

裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

〈注〉 日本民法15条と同旨。

第18条（管轄違いの場合の取扱い）

1 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 移送の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。この申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

〈注〉 日本民法16条と同旨。

第19条（遅滞を避ける等のための移送）

1 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

2 第1項の申立てがあったときは、裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。裁判所が、職権により第1項の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

〈注〉 日本民法17条と同旨。

移送の判断に当たり裁判官の裁量を拡大することについては問題もある。この場合、さらに移送要件を明確にするか、移送の余地を制限することが考えられる。もっとも、原告は複数の管轄裁判所を自由に選択できることとの関係で、移送制度を被告のために弾力的に運用することは、原告と被告の公平な扱いにとって重要なことである。

第20条（法定専属管轄の場合の移送の制限）

第19条（遅滞を避ける等のための移送）の規定は、訴訟が法律によりその係属する裁判所の専属管轄に属する場合には、適用しない。

〈注〉 日本民法20条と同旨。専属的合意管轄の濫用事案に対処する。専属的管轄合意の効力自体を制限する立法技術もあるが、実質的な違いはない。

第21条（抗告）

移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができる。

〈注〉 日本民法21条と同旨。本条は、第1審地方裁判所の判断について、プノンペン高等裁判所による監督権の行使を期待するものである。事件審理を担当する裁判所がどこになるかは、当事者にとって訴訟における攻撃防御のしやすさにも関連し、場合によっては訴訟の結果さえ左右しかねない重要性に鑑み、規定されるものである。

第22条（移送の決定の拘束力等）

1 確定した移送の決定は、移送を受けた裁判所を拘束する。

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送

することができない。

3 移送の決定が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。

4 移送の決定が確定したときは、移送の決定をした裁判所は、移送を受けた裁判所に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

〈注〉 日本民訴法 22 条と同旨。4 項は日本民訴規則 9 条参照。

第二節 裁判所の構成

第 23 条（第一審における単独制と合議制）（1）

1 始審裁判所は、第 2 項に規定する場合を除き、1 人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 次の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。（2）
一 訴訟の目的の価額が 500 万リエル以上であり、かつ、当事者の人数その他の事情を勘案し、合議体で審理及び裁判をすることが適切と認められる事件（3）

二 法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件（4）

3 第 2 項の合議体の裁判官の員数は 3 人とし、そのうち 1 人を裁判長とする。（5）

〈注〉

（1）控訴審（控訴裁判所）と上告審（最高裁判所）の構成については、カンボディア裁判所構成法草案によって、民事・社会部、刑事部、商事部などの構成や合議体の人数等が規定されることになっている。そこで、民事訴訟法案では、始審裁判所（第一審）における民事事件の合議体についてのみ規定することにした。

（2）日本の裁判所法 26 条参照。なお、カンボディア裁判所構成法草案の第 4 章 37 条 1 項には、「下級裁判所（第一審）では、単独の裁判官によって裁判する。」という定めがあるが、本条 2 項はその例外にあたるので、裁判所構成法には「別に法律で定める場合を除き」という留保を付けるのが適切であろう。ちなみに、刑事事件については、カンボディア裁判所構成法草案 37 条 3 項は、「重罪事件では、3 人の合議体による。」との例外をすでに規定している。

（3）これは、裁量による合議事件である。訴訟の目的の価額（第 60 条（訴訟の目的の価額の算定、併合請求の場合の価額の算定）参照）が 500 万リエル以上であって、複雑な事件については、裁判所の裁量で合議体による審理・裁判を可能とする趣旨である。合議体で審理・裁判するには、合議体でその旨の決定をすべきである。

（4）これは、法定合議事件である。例えば、この民事訴訟法草案の第 30 条（除斥又は忌避の裁判）1 項や、第 91 条（訴訟指揮等に対する異議）〔合議体の訴訟指揮に対して異議を述べた場合〕がその例である。また、裁判所構成法など他の法律で、第一審につき、商事裁判所など特別な専門裁判所を設け、合議体で審理・判決する旨を定める場合も、本条 2 項 2 号の例といえる。

（5）合議体を構成する裁判官および裁判長を決定する仕組みは、しかるべき国家機関が事前に定めておく必要がある。参考までに、日本では最高裁判所が「下級裁判所事務処理規則」を定めており、これによると、地方裁判所にも

部を置き、部には合議体を構成するに足りる人数の裁判官を配置するとともに、そのうちの 1 人が部の職務を総括する（部総括判事）。そして、合議体は各部に属する裁判官によって構成され、部総括判事が裁判長となるものとされている。

第 24 条（合議体における評議）

1 合議体とする裁判の評議は、これを公開しない。

2 評議は、裁判長がこれを開き、かつ整理する。

3 各裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

4 評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、秘密を守らなければならない。

〈注〉

日本の裁判所法 75 条、76 条参照。

第 25 条（合議体における評決）

1 裁判は、合議体を構成する裁判官の過半数の意見により決する。（1）

2 合議体を構成する裁判官は、それぞれ同等の評決権を有する。

〈注〉

日本の裁判所法 77 条 1 項参照。

第三節 事件の分配及び裁判官等の除斥・忌避

第 26 条（事件の分配）

1 裁判所における事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の所長の決定により、これを定める。

2 事件は、第 1 項の規定により、自動的に各裁判官に分配しなければならない。

3 第 1 項の規定により定められた事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の裁判官の事務が多すぎる場合、裁判官が退官若しくは転任した場合又は長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えのある場合を除いては、その年度中、これを変更してはならない。この場合の変更は、当該裁判所の所長の決定により、定める。

〈注〉

本条は裁判所における事件の分配の基本原則を定める（日本では最高裁判所の定める下級裁判所事務処理規則に同旨の規定がある）。第 1 項により、事件の分配及び裁判官に急病等の執務の支障が生じた場合の任務の代理方法を、毎年あらかじめ、司法行政上の措置として定める旨を定める。事件を裁判所が受理するごとに担当裁判官を決めると、その決定が恣意的になるおそれがあるからであり、事前に定められた方法により自動的に担当裁判官を決定する（第 2 項）のが裁判所の中立に適うものである。ただ、そのような事務分配の定めがあらかじめ見できなかったような事由（一の裁判官への事務集中、裁判官の転任・退任、長期欠勤等）で維持できないときには、変更が可能であるが、その場合も個々の事件ごとに変更するのではな

く、第1項に準じて司法行政上の措置が必要となる。なお、裁判官が次条以下の規定により除斥し、または忌避されたときの代理順序も、第1項の規定による代理順序による。

第27条（裁判官の除斥）

1 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき

二 裁判官が当事者と6親等内の血族の関係にあるとき又は3親等内の姻族の関係にあるとき若しくはあったとき

三 裁判官が当事者の後見人であるとき

四 裁判官と事件の当事者との間に訴訟事件が係属しているとき又はしていたとき

五 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき

六 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき又はあったとき

七 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、不服を申し立てられた裁判又はその前審の裁判に関与し、又は事件について法的な助言をしたとき

2 第1項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

<注>

民訴法23条

本条は、一定の事由がある場合に裁判所が自動的に職務執行から排除される除斥について定めたものである。事件を担当する裁判官に公正性・中立性に疑問がある場合には、その者を担当から排除することについては諸国の民事訴訟法は一致しているものの、その方法としては後述の忌避の制度のみを設ける国（アメリカなど）もあるが、除斥制度は、定型的な類型を抽出して自動的な排除を定めることで、判断の容易化を図るものである（ドイツ民訴法41条、オーストリア裁判管轄法20条、イタリア民訴法51条、フランス民訴法341条など）。除斥原因を定める1項は、1号から4号までの事件当事者との関係に関する原因（4号は裁判官が個人の資格で当事者を相手方とする訴訟事件に関与している場合を指す）、5号から7号までは事件自体に関係している原因を定める。また、2項は、裁判によって除斥をすることで、除斥の有無を明確にする趣旨である。この規定が採用される場合には、裁判所構成法案93条の規定について、「他の法律において別に定める場合を除き」という文言を挿入するなど何らかの修正をして整合性を確保する必要がある。

第28条（裁判官の忌避）

1 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続で申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

<注>

民訴法24条

本条は、前条の除斥原因には該当しない場合であっても、「裁判の公正を妨げるべき事情」が裁判官にあるときは、やはり任務から排除するという忌避制度を定めたものである。除斥原因は網羅的に規定することは不可能であるので、それを補うものとして忌避の制度は不可欠である（ドイツ民訴法43条、オーストリア裁判管轄法21条、アメリカ合衆国連邦法律集28章144条など）。忌避事由は、裁判の公正を妨げるべき事情という抽象的なものであるが、具体的な事由としては、裁判官が当事者の一方と親友であること、逆に敵対関係にあること、裁判官がその事件に財産上の利害関係を有すること（当事者会社の大株主である場合等）などが典型的な場合とされるが、事件の訴訟指揮に関するものは一般には含まれないとされている。また、忌避の主張は、いつまでもできるとすると手続を不安定にするので、本案の審理に入る前に時期的に限定したのが第2項の趣旨である（但し、忌避事由がその後に発生した場合や当事者が忌避事由を知らなかった場合には、主張の期待可能性がないので、この限りでないとする）。

第29条（裁判官の回避）

裁判官は、第27条（裁判官の除斥）第1項又は第28条（裁判官の忌避）第1項に規定する場合には、所属する裁判所長の許可を得て、回避することができる。

<注>

民訴規則12条

裁判官に除斥原因・忌避事由がある場合には、所属裁判所長の許可を得て、自ら事件の担当を辞退する回避の制度も、多くの国が有している（ドイツ民訴法48条、フランス民訴法339条、アメリカ合衆国連邦法律集28章455条など）。裁判官が恣意的に回避したり、当事者からの忌避申立てを受けて安易に回避したりすることで、実質的に第26条（事件の分配）の事務分配の規定を骨抜きにしまふおそれもあるので、裁判所長は、除斥原因・忌避事由の存在を厳格に判断する必要があるところである。

第30条（除斥又は忌避の裁判）

1 裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所の合議体が、決定で、裁判をする。

2 裁判官は、自らの除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。ただし、裁判官は、その申立てについての意見を述べるができる。

3 除斥又は忌避の申立ては、書面により、その原因を疎明してしなければならない。

4 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、証拠保全その他急速を要する行為については、この限りでない。

5 除斥又は忌避を正当とする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

6 除斥又は忌避を正当でないとする決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

民訴法25条、26条

本条は、除斥および忌避の手続を定めるものである。

第1項は、裁判をするのは、問題となっている裁判官の所属する裁判所の合議体としている。この点は上級審の合議体とすることも考えられないではないが（フランス民法349条）、簡易迅速な判断を可能としたものである。

第2項は、忌避等の裁判について対象裁判官の関与禁止を定めるが、忌避等の裁判の公正・中立を考えれば当然の規定である。ただ、対象裁判官も言わば当事者の立場で自らの意見を述べることはできる。なお、対象裁判官を除いては合議体を組めない裁判所との関係で、裁判所構成法等の中に、他の裁判所の裁判官が臨時に当該裁判所で任務を行うことができる旨の規定（日本では、「転補」という）を設ける必要がある。

第3項は、忌避等の申立てに忌避事由等の疎明を求め、濫用的な忌避申立てを防止し、忌避等の審理の迅速化を図る趣旨である。

第4項は、忌避等の手続中の訴訟手続本体の停止を定める。手続をそのまま進めて仮に後に忌避等が認められれば、当該裁判官が行った訴訟行為は無効となり無駄になってしまうので、それを防ぐために手続を停止することとしたものである。ただ、証拠保全などその時期にしておかないと、取り返しのつかないことになるような訴訟行為については、例外的に忌避等の手続中でも可能とする。

第5項と第6項は忌避等の裁判に対する不服申立てを定める。第5項は忌避等を認める裁判については、対象裁判官には不服を認めるべきではなく、相手方にも不服の利益はないので、不服申立てを禁止し、第6項は忌避等を認めない裁判については、忌避等の申立人に上級審への不服申立てを認めるものである。

第31条（書記官への準用）

この節の規定は、書記官について準用する。この場合においては、除斥又は忌避の申立てに係る裁判は、書記官の所属する裁判所がする。

〈注〉

民法27条

本条は、本節の裁判官に関する事件の分配・除斥・忌避の規定を書記官にも準用するものである（ドイツ民法49条、オーストリア裁判管轄法26条など）。書記官も、判断行為を行うものではないが、訴訟の公正にとって重要な公証行為を広く担当する任務を負うものであるから、やはりその中立性・公正性は訴訟制度にとって不可欠のものと考えられるからである。

第三章 当事者

第一節 当事者能力及び訴訟能力

第32条（当事者能力、訴訟能力、訴訟無能力者の法定代理）

1 民法その他の法律の規定により（私法上の）権利又は義務の主体となることができる者は、民事訴訟において、原告又は被告となることができる。

2 民法その他の法律の規定により独立して行為をする能力を有する者は、自ら原告として訴えを提起し、被告として応訴し、又はその他必要な訴訟行為をすることができる。

3 未成年者及び被後見成年者は、法定代理人によらな

れば、有効な訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して行為をすることができる場合は、この限りでない。

4 法定代理人及びその代理権については、民法その他の法律の規定に従う。

注1) 日本民法28条、31条参照。

注2) 本条第1項は当事者能力について、第2項は訴訟能力について規定する。

注3) 民法作業部会による「自然人」要項試案の3.1.では、「法律行為」の概念を用いず、単に「行為」、「意思表示」としている。また同試案3.2.2.では、「契約」の取消権を定めている。そこで、本条2項では単に「行為」と表現した。

注4) 第3項は、民法作業部会による「自然人」要項試案3.2.及び3.3.を前提として、未成年者及び被後見成年者を訴訟無能力者として、法定代理人によらなければ訴訟行為ができないことを規定するものである。なお、未成年者が独立して行為をすることができる場合とは、保護者が特定の財産につき未成年者に処分を許した場合（同要項3.2.3.1.）及び保護者が未成年者の営業を許した場合（同要項3.2.3.2.）がある。

注5) 用語確定会議の議論を受けて、第3項の表現を「有効な」訴訟行為と改めた。

第33条（〔被保佐人及び〕法定代理人の訴訟行為の特則）

1 〔被保佐人又は〕法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、〔保佐人又は〕後見監督人の同意その他の授権を要しない。

2 〔被保佐人又は〕法定代理人が次にかかげる訴訟行為をするには、特別の授権がなければならない。

- 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は請求の認諾
- 二 控訴又は上告の取下げ

注1) 日本民法32条参照。

注2) 民法作業部会による「自然人」要項試案では、被保佐の制度を置くかどうかは、検討中であり、また、後見人に対する監督の仕組みについても明らかとなっていない。本条は、これらの制度が整備されることを前提に、日本法と同趣旨の条文を用意したものである。

第34条（外国人の訴訟能力の特則）

外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、カンボディア王国の法律によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。

注1) 日本民法33条参照。

第35条（訴訟能力等を欠く場合の措置等）

1 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。

2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。

3 法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權は、書面で証明しなければならない。

注1) 日本民訴法34条、規則15条参照。

第36条 (特別代理人)

1 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、訴訟能力を有しない者に対し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所に特別代理人の選任を申し立てることができる。

2 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。

3 特別代理人の選任及び改任の裁判は、特別代理人にも告知しなければならない。

4 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。

注1) 日本民訴法35条、規則16条参照。

注2) 本条により検察官を特別代理人に選任することも可能である。

第37条 (法定代理権の消滅の通知)

1 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

2 法定代理権の消滅の通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

注1) 日本民訴法36条、規則17条参照。

第38条 (法人の代表者への準用)

この法律中の法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者について準用する。

注1) 日本民訴法37条参照。

第二節 共同訴訟

第39条 (共同訴訟の一般的要件)

数人の者の間に次のいずれかの事由があるときは、その数人は共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。

- 一 訴訟の目的である権利又は義務が共通であるとき
- 二 訴訟の目的である権利又は義務が同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき
- 三 訴訟の目的である権利又は義務が同種であって、事実上及び法律上同種の原因に基づくとき

<注>

日本民訴法第38条参照。

共同訴訟とは、原告もしくは被告またはその双方が複数である訴訟形態をいい、訴えの主観的併合ともいう。本条は、共同訴訟の一般的要件として、併合して審理すること

が合理的と認められるだけの関連性を要求する趣旨である。

一号の例としては、数人の被告に対する同一物の所有権確認の訴え、数人の連帯債務者に対する履行請求、二号の例としては、同一の飛行機事故に基づき多数の被害者が航空会社に対してする損害賠償請求、三号の例としては、家主がアパートの各賃借人に対してする賃料の支払請求などがあげられる。

なお、三号の場合は共同訴訟人相互の関連性がかなり希薄になるので、カンボディア側で不要と判断されるならば、三号を削除することも考えられる。

共同訴訟は請求の併合(訴えの客観的併合)を伴うので、客観的併合の要件、すなわち、同種の手続で処理される請求であること(第77条(請求の併合))、および、各請求について共通に管轄権が認められることも、必要である。なお、併合請求における管轄(第11条(併合請求における管轄))は、主観的併合の場合には適用がない。

第40条 (通常共同訴訟における共同訴訟人の地位)

共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

<注>

日本民訴法39条参照。

共同訴訟の形態をとることが必要条件ではなく、本来別々に訴えたり訴えられたりすることができ、共同訴訟として提起された場合でも、各共同訴訟人と相手方との間のそれぞれの請求(=訴訟の目的である権利又は義務)を統一的に解決する法律的要請がない場合を、通常共同訴訟という。

通常共同訴訟は、訴訟の目的である権利又は義務について各共同訴訟人が独立して処分する権利を有する場合である。そこで、本条は、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を定める。すなわち、通常共同訴訟においては、例えば、共同訴訟人の1人のみがした(または受けた)事実主張は、他の共同訴訟人に当然には効力を生じない。従って、判決において統一的な解決がされる保障はない(もつとも、自由心証主義を基礎として、同一事実の認定のための証拠の評価は共同訴訟人の間で共通に行ってよいので、事実上、統一的解決に役立つ。これを共同訴訟人間の証拠共通という)。

また、共同訴訟人の1人について生じた手続中断事由も、他の共同訴訟人に影響を与えない。弁論の分離や一部判決が可能である。従って、訴訟の進行が統一されるといふ法的保障はない。

第41条 (必要的共同訴訟における審理の規律)

1 訴訟の目的である権利又は義務が共同訴訟人の全員について統一的にのみ確定されるべき場合には、第40条(通常共同訴訟における共同訴訟人の地位)の規定にかかわらず、共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2 第1項に規定する場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

3 第1項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その

中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

<注>

日本民訴法40条1項～3項参照。

「訴訟の目的である権利又は義務が共同訴訟人の全員について統一的にのみ確定されるべき場合」の共同訴訟を、必要的共同訴訟という。これには、i)各自が単独で訴訟を提起する当事者適格を有するけれども、共同訴訟として提起されたときは統一的に解決する必要がある場合（日本の例では、数人の株主が提起した株主総会決議取消しの訴えなど）と、ii)全員が共同して訴えまたは訴えられなければ、当事者適格の欠如を理由に訴えが不適法とされる場合（日本の例では、共有者間での共有物分割の訴え、共同相続人間での遺産確認の訴えなど）がある（前者を類似必要的共同訴訟、後者を固有必要的共同訴訟という）。いずれにおいても、判決による解決内容は全員について統一的で矛盾のないものにしなければならないので、本条のような特則が必要となる。

有利な行為は共同訴訟人の1人がただで全員のために効力を生じ、不利な行為は全員がそろってしなければ効力を生じない（1項）。相手方の訴訟行為は、有利・不利を問わず、共同訴訟人の1人に対してすれば、全員に対して効力を生ずる（2項）。

第42条（当事者の選定）

1 共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員ののために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属中、第1項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3 第1項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者は、その選定を取り消し、又は選定された当事者を変更することができる。

4 選定された当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定された当事者において全員ののために訴訟行為をすることができる。

<注>

日本民訴第30条参照。当事者の選定の制度は任意的訴訟担当の一種である。選定した者は、1項の場合は最初から当事者とならず、また、2項の場合は選定時に訴訟から脱退し、選定された当事者が選定した者のためにも訴訟を進行する。従って、選定された当事者が受けた判決の効力は選定した者にも及ぶ（第198条（確定判決の効力が及ぶ者の範囲）2号〔訴訟担当における被担当者への判決効の拡張〕参照）。

例えば、事故の被害者が多数いるような事件においては、当事者の選定制度を活用すると、全員が訴訟当事者になる場合に比べ、訴訟事務の簡素化を図ることができる。もっとも、多数の当事者全員が一致して共通の任意代理人（弁護士）を選任することができれば、事実上、これと同様の簡素化を図ることができよう。

第三節 訴訟参加

第43条（補助参加）

訴訟の結果について法律上の利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

<注>

日本民訴法42条参照。

補助参加とは、他人間の訴訟の結果に「法律上の利害関係」を有する第三者が、当事者の一方（＝被参加人）を補助して勝訴させることにより自己の利益を守るため、訴訟に参加することをいう。

この利害関係は法律上のものでなければならず、その訴訟の結果によって補助参加人自身の権利・義務が実体法上影響を受けるはずであるといえる場合に認められる（これを「補助参加の利益」という）。例えば、債権者が保証人に対して保証債務の履行を請求する訴訟では、保証人が敗訴すると主債務者は保証人から求償請求を受ける関係にあるので、主債務者は保証人側に補助参加する利益があるとされる。これに対し、単に友人や親族を補助したいというのは感情的な利益にすぎず、補助参加の利益は認められない。

なお、第三者が判決の確定力の拡張を受ける立場にあるか否かは、補助参加の利益とは関係がない。

第44条（補助参加の申出）

1 補助参加の申出は、どの訴訟のどの当事者のために参加するか、及び、参加の理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。

<注>

日本民訴法43条参照。

補助参加の申出は、書面又は口頭により、参加後に訴訟行為をすべき裁判所に対してしなければならない。例えば、第一審裁判所がすでに判決を言い渡した後で、かつ、被参加人（敗訴者）の控訴提起期間が満了前であれば、補助参加人は控訴裁判所に対して、控訴の提起と同時に、補助参加の申出をすることになる。

本条第1項にいう「参加の理由」とは、前条およびその注に示されたような法律上の利害関係（＝補助参加の利益）を示すに足りる事実関係を意味する。

第45条（補助参加についての異議等）

1 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

2 前項の異議は、当事者がこれを述べないで弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論において弁論をした後は、述べることができない。

3 第一項の決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民訴法44条参照。

第46条（補助参加人の訴訟行為）

1 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時に被参加人がすることのできないものは、この限りでない。

2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。

3 補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない旨の裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

4 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない旨の裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

<注>

日本民法45条参照。

補助参加人はあくまで当事者（被参加人）を補助するものであり、従たる当事者であって（従属的地位）、本来の訴訟当事者ではない。従って、補助参加人のなしうる行為には制約がある。

本条1項ただし書きは、補助参加した時点ですでに被参加人がなしえなくなっている行為は、補助参加人もすることができないと定める。例えば、被参加人が時機に後れたとして却下される攻撃防御方法は、補助参加人も提出できないし、被参加人の上訴期間が徒過したときは、補助参加人も上訴を提起することはできない。

また、2項によれば、被参加人がまだ自白していない事実を補助参加人が否認しても、被参加人がその後自白すれば、否認の効果はなくなる。

なお、補助参加人は、訴えの取下げ、請求の放棄、請求の認諾、訴訟上の和解、訴えの変更などを行うことはできないと解される。

第47条（補助参加人に対する裁判の効力）

補助参加のあった訴訟において被参加人に対して不利な判決が確定したときは、次に掲げる場合を除き、補助参加人は、被参加人との関係において、その判決の判断に拘束される。

一 第46条（補助参加人の訴訟行為）第1項第2文の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができなかつたとき。

二 第46条（補助参加人の訴訟行為）第2項の規定により補助参加人の訴訟行為が効力を有しなかつたとき。

三 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

四 被参加人が補助参加人のすることができない訴訟行為を故意又は過失によってしなかつたとき。

<注>

日本民法46条参照。

補助参加がなされた訴訟の判決は、原告・被告間で確定力を有するが、それ以外にも特別な効力、すなわち参加的効力を有する。参加的効力は、自分が補助した被参加人が敗訴したときには、補助参加人も敗訴の責任を分担するのが公平であるという考えに基づくものである。従って、被参加人が敗訴したときに、被参加人と補助参加人との間でのみ生ずる。確定力とは異なるので、判決主文中の判断に限

らず、判決理由中の判断にも生ずる。例えば、第43条（補助参加）の注であげた例では、保証人側に補助参加して主債務の存在を争った主債務者は、敗訴した保証人から求償請求の訴えを提起された場合、主債務の存在を争うことは、参加的効力によってできない。

ただし、敗訴の責任の公平な分担が根拠であるから、補助参加人が自由に訴訟追行をなしえなかつたとき、つまり、敗訴の責任を補助参加人にも負わせることが公平に反するときは、参加的効力は生じない。本条各号はそのような例外にあたる場合を定めている。

第48条（共同訴訟的補助参加）

1 判決が補助参加人と被参加人の相手方との間で確定力を有するときは、補助参加人の訴訟上の地位は、第41条（必要的共同訴訟における審理の規律）における共同訴訟人のそれに準ずる。

2 第1項の場合、第46条（補助参加人の訴訟行為）第2項並びに第47条（補助参加人に対する裁判の効力）第2号及び第3号は適用しない。

<注>

ドイツ民法69条参照（日本では明文の規定はないが、通説・判例は解釈上、共同訴訟的補助参加を認めている）。

判決が補助参加人と被参加人の相手方との間でも確定力を有するときは、相手方に対する関係で十分な訴訟追行をする機会を補助参加人に保障する必要がある。そこで、通常の補助参加人よりも独立性の強い地位を認めるべきである。1項は、被参加人の必要的共同訴訟人に準じた地位を、補助参加人に認める趣旨である（この第三者が当事者適格を有するときは第49条（共同訴訟参加）の共同訴訟参加をすることができるが、適格を有しないときに共同訴訟的補助参加の存在が意味を持つ）。

例えば、日本の例では、株主総会の取締役選任決議の取消訴訟において当該取締役が被告会社側に補助参加する場合（日本商法247条・109条参照。原告側に参加する場合は共同訴訟参加になる）や、債権者代位訴訟に債務者が補助参加する場合（第198条（確定判決の効力が及ぶ者の範囲）2号）などがこれにあたる。

共同訴訟的補助参加の場合、①補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触する場合でも、被参加人に有利なものであるかぎり、効力を生ずる（本条2項、第41条（必要的共同訴訟における審理の規律）1項参照）。例えば、被参加人が上訴権を放棄していても、参加人は有効に上訴することができ、また、被参加人がこの上訴を取り下げることは許されない。②補助参加人の上訴期間は、被参加人とは独立に計算される。③補助参加人に手続の中断・中止の事由が生じたときは、裁判所は訴訟手続の中止を命ずることができる（中断・中止と受継については、第二編第四章訴訟手続の中断及び中止〔第173条以下〕参照）。

第49条（共同訴訟参加）

1 訴訟の目的である権利又は義務が当事者の一方及び第三者について統一的にのみ確定されるべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

2 第44条（補助参加の申出）の規定は、第1項の規定による参加の申出について準用する。

3 第1項の規定による参加の申出は、書面で行わなければならない。

4 第3項の書面は、他の共同訴訟人および相手方に送達しなければならない。

<注>

日本民訴法52条参照。

共同訴訟参加とは、判決の効力(確定力)を受ける第三者が、係属中の訴訟の当事者の一方に共同訴訟人として参加する場合をいう。当事者として参加する点で、共同訴訟的補助参加(第48条(共同訴訟的補助参加))と異なる。

「当事者の一方及び第三者について統一的にのみ確定されるべき場合」とは、第41条(必要的共同訴訟における審理の規律)の必要的共同訴訟に該当する場合であって、かつ、①共同訴訟人となることができる者、または、②共同訴訟人となるべき者が、そうになっていない場合を意味する。①の場合、共同訴訟参加がなされると、類似必要的共同訴訟になる(例えば、一部の株主が提起した株主総会決議取消しの訴訟で、他の株主が原告側に共同訴訟参加をする場合)。②の場合、固有の必要的共同訴訟で原告または被告となるべき者が欠落しているという、当事者適格に関する瑕疵が、共同訴訟参加によって治癒される。

第50条(訴訟告知)

1 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。

2 訴訟告知は、その理由及び訴訟の進行の程度を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。裁判所は、訴訟告知を受けるべき者及び訴訟の相手方に、この書面を送達しなければならない。

3 訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第47条(補助参加人に対する裁判の効力)の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。

<注>

日本民訴法53条・規則22条参照。

訴訟告知は、i) 第三者(被告告知者)にとっては、訴訟への参加によって自分の利益を擁護する機会が提供されるという機能を有するとともに、ii) 告知者にとっては、一定の場合、被告告知者に敗訴の場合の参加的効力を及ぼすことにより、後日の紛争を予防することができるという機能をも有する。

被告告知者は告知によって当然に補助参加人になるわけではなく、参加するかしないかは自由であるが、参加しない場合でも、訴訟告知を受けて遅滞なく参加することのできた時に参加した場合と同様に、参加的効力を受ける(本条3項)。例えば、債権者が保証人に対して保証債務の履行を請求する訴訟で、保証人が主債務者に訴訟告知をしておけば、主債務者が補助参加しなくても、敗訴した保証人が後に主債務者に対して求償請求の訴訟をする場合に、主債務者は参加的効力を受ける。もっとも、補助参加の利益を有しない第三者に訴訟告知がなされても、本条3項による参加的効力は生じない。

第51条(原告・被告を共同被告とする訴え)

1 他人間の訴訟の目的である権利の全部または一部が

自己のものであることを主張する第三者は、その訴訟の係属中、当事者双方を共同被告として、その訴訟の第一審の受訴裁判所に訴えを提起することができる。

2 第1項の規定による訴えの提起があった場合において、他人間の訴訟が第一審に係属中であるときは、受訴裁判所は両事件を併合することができる。

<注>日本旧民訴法第60条。

裁判所の管轄権については、主として、第8条(住所等によって定まる管轄)および第9条(財産等によって定まる管轄)に規定されているが、本条1項は、一定の場合について、さらに特別な管轄権を定めた規定である。本条1項により第三者が提起する訴えは、単なる共同訴訟であって、訴訟参加ではない。例えば、同一の土地についてX・Y・Zがそれぞれ所有権を主張して争っている場合、X・Y間の訴訟と、ZがX・Yを共同被告として提起する訴訟とは、別個の訴訟であり、当然に同一の手続で審理されるわけではない。ただ、両方の訴えを担当することになった裁判所は、第99条(事件の分離・併合)1項に基づき、同一の権利が争われている2つの事件を裁量により併合して、同一の手続で審理することができる。本条2項はこのことを確認的に規定したものである。この併合がなされても、事件のもともとの性質が必要的共同訴訟ではないので、X・Y・Zの間で矛盾のない統一的な判決が必ずなされるという法的な保障はないが、同一の裁判官が同一の期日に審理するのであるから、実際上は、統一的な解決がかなりの程度期待できる。

第四節 任意代理人及び補佐人

第52条(任意代理人による訴訟行為)

1 当事者は、訴訟に関する一切の行為を自ら行うか、又は、自らが選任した任意代理人を通じて行うことができる。

(1)

2 当事者は、任意代理人を選任した場合であっても、代理人とともに法廷に同席し、自ら口頭で弁論を行うことができる。(2)

3 任意代理人が行った訴訟行為は、当事者本人が行った場合と同一の効果を生ずる。ただし、事実の自白その他の事実に関する陳述は、当事者がただちに取消し又は訂正したときは、その効力を生じない。(3)

<注>

(1) 当事者は、任意代理人を選任することができるが、任意代理人の選任は義務ではなく、当事者本人が自ら訴訟を遂行することもできる。弁護士強制主義を採用しないことを明らかにする趣旨である。オーストリア民訴法26条1項参照。

(2) オーストリア民訴法26条2項参照。

(3) 日本民訴法57条に相当する規定である。ドイツ民訴法85条参照

第53条(任意代理人の資格)

1 第52条(任意代理人による訴訟行為)に規定する任意代理人は、次の各号に掲げる場合を除き、弁護士でなければならない。

一 本法またはその他の法律により、弁護士以外の第三者が当事者に代わって訴訟行為を行うことが認められている場合（１）

二 当事者が国、行政庁又はその他の国家機関である場合において、その機関又は機関の代表者がその機関の職員を代理人として指定した場合（２）

三 訴訟の目的の価額が１００万リエル未満の事件において、裁判所が弁護士以外の特定の第三者による代理を許可した場合（３）

２ 任意代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。（４）

３ 裁判所は、第１項第三号の許可を、いつでも取り消すことができる。（５）

<注>

（１）具体的にどのような者が考えられるかは、民訴法の他の規定及び実体法の起草を待たなければならない。

（２）国または行政庁を当事者とする場合の指定代理人についての規定である。

（３）わが国の５４条１項但書きに相当する規定であるが、カンボディアでは簡易裁判所が存在しないので、訴額が一定額未満の事件とした。なお、カンボディア６４年法１３３条及び２２９条にみられる夫婦間の当然の相互代理は、夫婦間で利害が対立する事件も少なくないことや、事実上夫の妻に対する支配を認めることにつながりやすいため、採用できない。

（４）わが国の民訴規則２３条１項に相当する規定である。

（５）わが国の民訴法５４条２項参照。

第５４条（任意代理人の権限）

１ 任意代理人は、委任を受けた事件について、訴えの提起、応訴、反訴、訴訟参加、上訴、和解、請求の放棄及び認諾を含め、一切の訴訟行為を行う権限を有する。（１）

２ 訴訟のために付与された代理権は、保全処分、強制執行、復代理人の選任及び弁済の受領の権限を含む。（２）

３ 任意代理人が弁護士であるときは、当事者は、反訴の提起、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、訴訟脱退、上訴及びその取下げ並びに復代理人の選任に関わる場合を除き、代理権の範囲を制限することができない。（３）

４ 任意代理人が弁護士でないときは、当事者は、個別に定めた訴訟行為についてだけ代理させることもできる。（４）

５ 前４項の規定は、法律により当事者に代わって訴訟行為を行うことが認められている代理人には適用しない。（５）

<注>

（１）多種多様な訴訟行為のひとつひとつについて、裁判所が訴訟代理権の有無を調査することは不可能であるので、代理権の範囲の法定（１項）と、制限禁止（３項）は必要である。ドイツ民訴法８１条参照。

（２）本項は、第１項に併せて規定してもよいであろうが、本案訴訟の代理権と区別するために、ドイツ民訴法８２条にならって項を分けた。

（３）弁護士の代理権に対する制限の禁止は、日本の民訴法５５条３項と同趣旨である。弁護士の場合は、代理に対

する信頼が定型的に期待できることが、その理由である。なお、ドイツ民訴法８３条１項参照。

（４）オーストリア民訴法３３条１項参照。

（５）わが国の民訴法５５条４項と同趣旨である。法律に基づく代理人は、その権限の範囲も法律で定まっているという趣旨である。

第５５条（任意代理権が消滅しない場合）

任意代理人の権限は、当事者の死亡若しくは訴訟能力の喪失又は法定代理人の交替等の事由があった場合でも、消滅しない。（１）（２）

<注>

（１）わが国の民訴法５８条、オーストリア民訴法３５条１項、ドイツ民訴法８６条などに相当する規定である。本条は、民法の代理に関する原則の例外を定める。訴訟における任意代理については、訴訟手続を円滑かつ迅速に進める必要があること、および、代理権が原則として弁護士に限定されていることから、民法では代理権が消滅するような場合でも、訴訟上の任意代理権は消滅しないこととしたものである。

（２）例示列举である。

第５６条（任意代理権の消滅事由）

１ 任意代理人の権限は、代理人の死亡、資格の喪失又は委任事務の終了等の事由により消滅する。（１）

２ 当事者はいつでも任意代理人を解任することができる。任意代理人はいつでも辞任することができる。（２）

３ 任意代理人の権限の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。（３）

<注>

（１）例示列举である。

（２）イタリア民訴法８５条は、これと同趣旨を明文で規定する。

（３）わが国の民訴法５９条が準用する３６条１項と同趣旨の規定である。ドイツ法８７条１項、オーストリア法３６条も同旨。

第５７条（代理権を欠く場合の措置）

１ 任意代理権を欠く疑いがあるときは、訴訟のいかなる段階であるかを問わず、裁判所は職権で代理権の有無を調査しなければならない。（１）

２ 任意代理権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正をうながさなければならない。この場合において、裁判所は、一時的に訴訟行為をさせることができる。（２）

３ 任意代理権を欠く者がした訴訟行為は、当事者の追認により行為の時にさかのぼって効力を有する。（２）

<注>

（１）ドイツ法８８条２項、オーストリア法３７条に同様の規定がある。

（２）本条の２項、３項は、わが国の民訴法５９条が準用する３４条１項、２項に相当する規定である。

第５８条（補佐人）

１ 当事者又は任意代理人は、訴訟関係を明瞭にするため

に必要があるときは、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出廷することができる。(1)

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は任意代理人がただちに取消し又は訂正しないときは、当事者又は任意代理人が自らしたものとみなす。(2)

<注>

(1) わが国の民訴法60条参照。補佐人は、当事者またはその訴訟代理人に付き添って期日に出頭し、その補助を行う者である。補佐人の制度が利用されるのは、知的財産権に関する訴訟のように専門的知識が必要な訴訟において当事者または任意代理人がその知識を有しない場合や、当事者に言語障害または聴力の欠陥などがあるときにその陳述を補足する必要がある場合などである。補佐人を認めるかどうかは裁判所の裁量にかかっており、補佐人を出延させるときは裁判所の許可を得る必要があるし、裁判所はその許可をいつでも取り消すことができる。

(2) ドイツ法89条も類似の規定である。

第四章 訴訟費用

第一節 訴訟費用の意義及び種類

第59条 (当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の範囲及び額)

当事者又はその他の者が、第64条(負担割合及び費用償還)の規定に従い、第61条(申立て手数料)及び第62条(手数料以外の裁判費用)が定める裁判費用並びに第63条(当事者費用)が定める当事者費用を負担する。

<注>

訴訟費用の範囲は、手数料(第61条(申立て手数料))と立替金(第62条(手数料以外の裁判費用))とからなる裁判費用及び当事者費用(第63条(当事者費用))であることを示す。裁判費用と当事者費用との区別は、前者が訴訟救助の対象になるのに対して後者はならない、という点に意味を持つ(第70条(救助の内容)1項参照)。「その他の者」とは、第64条(負担割合及び費用償還)第4項に言う任意代理人及び書記官を指す。

第60条 (訴訟の目的の価額の算定、併合請求の場合の価額の算定)

1 訴訟の目的の価額は、訴えで主張する利益によって算定する。一つの訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。

2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。

3 第1項の価額を算定することが困難である場合には、裁判所が合理的な裁量により定める。これを算定することができないときは、その価額は550万里エルとみなす。

<注>

訴額の算定が意味を持つのは、訴訟費用がいくらになるか(第61条(申立て手数料))、裁量合議事件になるかどうか(第23条(第一審における単独制と合議制)2項1号)、弁護士代理の原則が適用される事件かどうか(第53条(任意代理人の資格)1項4号)、少額事件として審理手続の特則が適用されるかどうか(第224条(少額訴訟の要件等)1項)、控訴の制限を受ける事件かどうか(第260条(控訴をすることができる判決等)1項2号)、といった事項に係る。

3項の「550万里エル」は、控訴の制限が適用されず、少額事件にもならず、裁量合議事件となる額として選ばれた額である。

第61条 (申立て手数料)

1 訴えの提起をする場合には、以下の各号の定めるところにより訴訟の目的の価額に応じて算出した額の手数料を裁判所に納めなければならない。

一 訴訟の目的の価額がAリエルまでの部分について、その価額Xリエルまでごとにaリエル

二 訴訟の目的の価額がAリエルを超えBリエルまでの部分について、その価額Xリエルまでごとにbリエル

三 訴訟の目的の価額がBリエルを超えCリエルまでの部分について、その価額Xリエルまでごとにcリエル

四 訴訟の目的の価額がCリエルを超える部分について、その価額Xリエルまでごとにdリエル

2 第1項において手数料の額の算定の基礎とされている訴訟の目的の価額は、第60条(訴訟の目的の価額の算定、併合請求の場合の価額の算定)の規定により算定する。

3 控訴の提起をする場合には、第1項及び第2項により算出した額の1.5倍の額の手数料を、上告の提起をする場合には、その2倍の額の手数料を裁判所に納めなければならない。

4 再審の訴えの提起をする場合には、Qリエルを裁判所に納めなければならない。

5 督促決定の申立てをする場合には、Rリエルを裁判所に納めなければならない。

6 第1項及び第3項から第5項に定めるものの他、裁判所の裁判を求める申立てをする場合には、Sリエルを裁判所に納めなければならない。

7 手数料は裁判所窓口において現金で納める。申立ての際に手数料の納付がない申立ては、不適法な申立てとする。

8 次に掲げる場合には、納付した者の申立てにより、各号に定める手数料を還付する。

一 手数料が過大に納められた場合 過大に納められた手数料

二 口頭弁論前に和解が成立した場合、最初の口頭弁論期日の終了前に訴えが取り下げられた場合及び口頭弁論を経ない却下の裁判が確定した場合 納められた手数料の半額

<注>

日本民訴費用法2条1項、3条1項、別表第一、6条に対応。A, B, C, Q, R, S, Xについて適当な数字を入

れる。五号以下を加えて刻みをより細かくすることも考えられる。a > b > c > dとなる適当な数字を入れる。

第1項は、訴額が大きくなるにつれて手数料の上昇の割合が小さくなる逆累進型によっている。

第6項の「申立て」には、忌避申立て、(少額訴訟の終局判決に対する異議申立て)及び証拠保全の申立て、抗告の申立てが含まれる。

なお第1項が定める訴え提起の手数料を、上記のような逆累進型ではなく、定額制とすることも考えられる。定額制をとるとすれば、少額の請求を抑止することのないように相当低い額で定めることになり、それが高額な請求の場合にも公平かどうかについて作業部会内部でも議論が分かれたことから、上記においては逆累進型を原案としている。この点も含めて第64条(負担割合及び費用償還) <メモ>参照。

第62条 (手数料以外の裁判費用)

1 次に掲げるもののうち裁判所が定める金額は、費用として、当事者又は事件の関係人が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟における手続上の行為をするため必要な金額

二 証拠調べ又は事実の調査その他の行為を裁判所外である場合に必要な裁判官及び書記官の旅費及び宿泊料に相当する金額

2 第1項の費用を納めるべき当事者又は事件の関係人は、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権とする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

3 第1項の費用を要する行為については、裁判所は、当事者又は事件の関係人にその額を予納させなければならない。

4 裁判所は、第3項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができる。

5 第1項の費用で予納のないものは、裁判所の決定にもとづき、第64条(負担割合及び費用償還)により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

<注>

日本民訴費用法11条、12条、14条、15条に対応する。

第63条 (当事者費用)

第61条(申立て手数料)及び第62条(手数料以外の裁判費用)に定めるものの他、以下の各号に定めるもののうち裁判所が事案の性質や当事者の資力等を考慮して相当と定める金額を訴訟費用とする。

一 訴状その他の申立書、準備書面等の書類の書記料及び裁判所に対する提出費用

二 当事者及び代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料

三 その他訴訟追行のために必要であると裁判所が認めた費用

<注>

当事者費用の限定列举は煩瑣であることから、1号及び2号で例を挙げ、3号で包括的な受け皿を作り、さらにこ

れらの費用のうち裁判所が相当と認めた金額の範囲でのみ訴訟費用とする。3号に含まれるものとしては、官庁その他の公の団体から書類等を受け取るための費用(例えば登記簿謄本や納税証明書など、日本民訴費用法2条8号)、文書や物の送付費用(日本民訴費用法2条10号)、測量費用、訴訟準備のための事実関係の調査費用などが考えられる。

弁護士報酬については、第6回現地WSで訴訟費用化せず各自負担とするとされた。

第二節 訴訟費用の負担

第64条 (負担割合及び費用償還)

1 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。

2 第1項にかかわらず、裁判所は、事情により、攻撃又は防御のために不要な訴訟行為をし、又は訴訟を遅滞させた勝訴の当事者に訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

3 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴訟人に連帯して訴訟費用を負担させ、又は攻撃又は防御のために不要な訴訟行為をした当事者により多く訴訟費用を負担させることができる。

4 法定代理人、任意代理人又は書記官が故意又は重大な過失によって無益な訴訟費用を生じさせたときは、受託裁判所は、申立てにより又は職権で、決定で、これらの者に対し、その費用額の償還を命ずることができる。

5 第4項の規定による決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民訴法61条～65条、69条1項に対応。

現在カンボディアで行われているように、訴え提起手数料は定額にしておき、原告が勝訴により得た利益の一定割合を訴訟費用として支払う、という2段階の納付制度は、高額な訴え提起手数料が訴え提起の事実上の障害となるという事態を避けるためには合理的な制度である。しかし他方、原告が勝訴により得た利益の一定割合から訴訟費用を支払うこととすると、裁判官が原告を勝訴させようとする動機付けを持つことになる点が懸念される。そのような懸念から、この条文案では敗訴者負担を原則としている。

第65条 (訴訟費用の負担の裁判)

1 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 訴訟が裁判によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は決定で訴訟費用の負担を命ずる。ただし和解の場合には、当事者の定めに従い、定めがない場合には費用は各自が負担する。

<注>

日本民訴法 67 条 (68 条) , 73 条 1 項の一部に対応。第 3 項の「訴訟が裁判によらないで完結したとき」には、訴えの取下げ、請求の放棄又は請求の認諾、訴訟上の和解が含まれる (第 22 条 (和解調書等の効力) の<注>参照)。

第 66 条 (訴訟費用額の確定手続)

- 1 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の書記官が定める。
- 2 第 1 項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。
- 3 第 1 項の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 4 第 3 項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間内にしなければならない。裁判所は、異議の申立てを理由があると認める場合においては、自ら訴訟費用の負担の額を定めなければならない。
- 5 第 4 項の期間は、伸長することができない。

<メモ>

日本民訴法 71 条, 73 条の一部に対応。第 4 項の書記官の処分に対する異議については、第 215 条 (書記官の処分に対する異議) 参照。

第三節 訴訟費用の担保

第 67 条 (担保の提供を命ずる決定)

- 1 原告がカンボディア国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときも、同様とする。
- 2 被告は、担保を立てるべき事由があることを知った後に弁論準備手続期日において本案について申述し、又は口頭弁論期日において本案について弁論をしたときは、第一項の申立てをすることができない。
- 3 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができる。
- 4 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならない。
- 5 担保の額は、被告が全審級において支出すべき訴訟費用の総額を標準として定める。
- 6 第一項の申立てについての決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民訴法 75 条に対応する (ただし 75 条 2 項は必要性が低いので除いてある)。

第 1 項: 原告が国内に住所や営業所を有していない場合には、被告が勝訴してもその支出した訴訟費用の償還を受けることが困難となる事態が考えられることから、そのような場合には被告の申立てにもとづいて裁判所は担保の提供を命ずることができる。

第 2 項: 第 3 項の応訴拒絶権が行使できる状態が発生するかどうかいつまでも決まらないうと手続の円滑な進行が

困難になる事態が考えられることから、本案について被告が応訴した場合には、担保提供の申立て権がなくなる。

第 3 項: 被告は、担保提供の申立てをしても実際に提供がなされないうちに応訴して訴訟費用の支出をしなければならないとすれば、勝訴した場合の償還請求権が弁済されるかどうか不安定であることから、実際の提供がなされるまで応訴を拒むことができる。

第 4 項・第 5 項: その事件において 3 審級で被告が支出することが予想される額を裁判所が裁量により決める (例えば、原告が控訴審係属中に国外に移転した場合には、控訴審と上告審の 2 審級での費用になる場合もある)。

なお 1954 年の民事訴訟手続に関する条約 17 条は、締約国の裁判所において原告となる者がいずれかの締約国に住所を有するいずれかの締約国の国民である場合には、訴訟費用の担保提供義務を負わない、と定めている。

第 68 条 (担保不提供の効果)

原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

<注>

日本民訴法 78 条に対応する。「担保を立てるべき期間」は、第 67 条 (担保の提供を命ずる決定) 第 4 項により定められるものである。担保の不提供は、口頭弁論を開かなくても審理できる事項であることから、必要的口頭弁論の原則 (第 114 条 (口頭弁論の必要性)) の例外として、訴えを却下できる。

第四節 訴訟上の救助

第 69 条 (救助の付与)

- 1 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないことが明らかであるときを除く。
- 2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。
- 3 訴訟上の救助の事由は、疎明しなければならない。

<注>

日本民訴法 82 条, 日本民訴規則 30 条に対応。

第 70 条 (救助の内容)

- 1 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い以下の各号の効力を有する。
 - 一 裁判費用の支払いの猶予
 - 二 裁判費用の支払いの免除。ただし猶予の効力が消滅した時点で、裁判所が、当事者の資力等を考慮して相当と認める場合に限る。
- 2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。
- 3 訴訟上の救助の決定を受けた者が第 69 条 (救助の付与) に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上

の救助の決定を取り消し、猶予又は免除した費用の支払を命ずることができる。

4 第69条（救助の付与）及び本条に規定する決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民訴法83条1項柱書き・1号、2項、84条、86条にほぼ対応。第1項第2号の趣旨は次の通りである。即ち、本節第69条（救助の付与）2項で、救助の効力は審級毎に生ずることになっているので、当該審級が終了した時点で、当事者の資力が回復していない場合に限り、裁判費用の支払いが免除されることになる。

第五章 訴訟上の担保

第71条（担保の提供方法及び担保の変換）

1 担保を立てるには、〔供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法〕〔裁判所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を寄託する方法〕〔その他別に定める方法〕によらなければならない。

2 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によって他の担保に変換することを妨げない。

<注>

「訴訟上の担保」の規定が具体的に適用される場面は以下の通り。

- ・ 訴訟費用の担保（第一編第四章第三節訴訟費用の担保）
- ・ 仮執行のために債権者の立てる担保（第196条（仮執行の宣言）第1項）
- ・ 仮執行を免れるために債務者の立てる担保（第196条（仮執行の宣言）第2項）
- ・ 仮執行宣言付き欠席判決に対する故障の申立てに伴う執行停止（条文番号未確定（今のところ6-1-6第1条第1項第4号））
- ・ 控訴審の判決における仮執行の宣言（第282条）
- ・ 上訴、再審の訴え等の提起に伴う執行停止（未起草）
- ・ 強制執行及び担保権の実行手続における各種の担保（未起草）
- ・ 民事保全手続における各種の担保（未起草）

第1項は日本民訴法76条に、第2項は日本民訴法80条にそれぞれ対応する。

第1項は、担保を立てる方法として以下の2つを定める。

（1）供託又は寄託

担保提供義務者が供託所に金銭あるいは国債等の有価証券を寄託し、担保権利者（この意味については第73条（担保の取消し）の条文参照）がその供託物の還付請求権を有する、という仕組みであり、民法が定める弁済供託における供託と同様の仕組みである。どこの供託所を利用するか（例えば、担保を立てるべきことを命じた裁判所の管轄区域内の供託所）は、カンボディアの実情にあわせて定めることが考えられる。担保権利者の権利の内容については次の第72条（担保の提供を受けた者の権利）が定める。供託所を設けないのであれば、裁判所への寄託という方法をとることになる。

（2）別に定める方法

ちなみに日本においては、金融機関との間で支払保証委

託契約を締結する方法が定められている（日本民訴規則29条1項）。

第2項は、例えば、供託した有価証券が値上がりしたので換価をするために、別の有価証券あるいは金銭を代わりに供託するような場合のための規定である。

第72条（担保の提供を受けた者の権利）

その者の利益のために担保の提供を受けた者は、被担保債権の弁済のために、第71条（担保の提供方法及び担保の変換）の規定により〔供託〕〔寄託〕した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

<注>

日本民訴法77条に対応する。担保権利者について債権が発生した場合には、供託・寄託物の還付を受けることで債権について優先的な満足を受けられることを定める。

「担保権利者について債権が発生した場合」とは、例えば、訴訟において被告が訴訟費用を支出した後に勝訴して訴訟費用の償還請求権が発生する場合や、仮執行宣言付き判決の取消しが確定して仮執行により生じた損害の賠償請求権が発生する場合である。

第73条（担保の取消し）

1 本条において「担保権利者」とは、その者の利益のために担保の提供を受けた者をいう。

2 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。

3 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したときも、第1項と同様とする。

4 担保権利者がその権利を行使できる事由が発生した後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、2週間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。

5 第一項及び第二項の規定による決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民訴法79条に対応する。担保を立てた者（訴訟でいえば原告）が自ら担保の取消を求めることができる場合を3つ定めている。

（1）担保の事由の消滅

当初は存在した担保を立てる必要性が後に消滅した場合をいう。具体的には、以下の通り。

・ 訴訟費用については、原告がカンボディア国内に住所・営業所を有するに至った場合や、原告が全面勝訴し被告が訴訟費用の償還請求権を有しないことが確定した場合である。

・ 仮執行のために提供した担保（第196条（仮執行の宣言）第1項）については、仮執行宣言の付された判決が確定した場合である。

・ 仮執行を免れるために債務者の立てる担保（第196条（仮執行の宣言）第2項）については、仮執行宣言の付された判決の取消が確定した場合である。

（2）担保権利者の同意

担保権利者が担保の取消について同意をすれば、担保を存続させる必要がないことから、担保を取り消す。

(3) 担保権者のみなし同意

被担保債権が発生しているにもかかわらず担保権利者がその権利がいつ権利が行使されるかわからないという不確定な状態を解消するための規定である。「権利行使」とは、具体的には、訴訟費用については訴訟費用額の確定手続（第66条（訴訟費用額の確定手続））であり、仮執行のための担保であれば仮執行により被った損害の賠償請求訴訟の提起である。

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

第74条（訴えの利益）

訴えは、具体的な法律上の争いを対象とし、かつ判決によってその争いが解決される場合に提起することができる。

<注>

日本民事訴訟法には、本条に直接該当する明文の規定はない。

第75条（訴え提起の方式・訴状の記載事項）

1 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 求める判決及び請求を特定するのに必要な事実

3 原告は、訴状に、第2項2号に掲げる事項のほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載するよう努めなければならない。

4 攻撃または防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねる。

<注>

日本民事訴訟法133条、日本民事訴訟規則第53条。

第76条（将来の給付の訴え）

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

<注>日本民事訴訟法135条

第77条（請求の併合）

数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一つの訴えであることができる。

<注>日本民事訴訟法136条

第78条（訴状審査）

1 訴状が第75条（訴え提起の方式・訴状の記載事項）第2項の規定に違反する場合には、裁判所は、相当の期間

を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。第61条（申立て手数料）の規定に従い納付すべき訴えの提起の手数を納付しない場合も、同様とする。

2 第1項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判所は、決定で、訴状を却下しなければならない。

3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民事訴訟法137条と同趣旨の規定である。

第79条（訴状の送達）

1 訴状は、被告に送達しなければならない。

2 第78条（訴状審査）の規定は、訴状の送達をすることができない場合について準用する。原告が訴状の送達に必要な費用を予納しない場合も同様とする。

<注> 日本民事訴訟法138条。

第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

2 第1項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

<注>

日本民事訴訟法139条・日本民事訴訟規則60条は、口頭弁論期日の指定に関する趣旨の規定である。

日本では、口頭弁論が審理の場である。第1回口頭弁論期日に被告が理由なく欠席し、争う旨の書面も裁判所に提出していない場合、原告の主張を被告が自白したものとみなす（擬制自白）。そのうえで、判決がなされる。当事者間で争いがある場合で、争点整理の必要があるときは、通常は弁論準備手続によってこれを行う。これは第1回口頭弁論期日を開いてから、別の期日に行われるのが実務上通例である。

しかし、この草案では、調査手続を実施してから口頭弁論を開くというカンボディアの従来の手順を尊重し、まず弁論準備手続を開き、争点整理の必要がある事件ではそこで争点整理を済ませてから、集中的な口頭弁論を開くという方式を採用している。

なお、和解前置主義をどのように手続の中に組み込むかは1つの問題である。この草案では、後述のように、弁論準備手続の中で（弁論準備手続の最初の段階でも、途中で、最後の段階でも）裁判所は事件の状況をみながらいつでも和解を試みることを裁判所の責務であると規定し、実質的にカンボディア側の意向に配慮している（第104条（弁論準備手続における和解の試み））。

最初の期日は、被告側の弁護士を選任や被告が最初に提出すべき準備書面の作成・提出など、防御の準備に必要な期間を考慮して決めるが、必要と認められれば、30日を超える期間を定めることもできる。（この条文にいう30日の期間は仮の数字であり、カンボディアの実情に応じて異なる期間を定めればよい。）

第81条（口頭弁論を経ない訴えの却下）

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

<注>日本民事訴訟法140条。

第82条（呼出費用の予納がない場合の訴えの却下）

1 裁判所は、この法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができる。

2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>日本民事訴訟法141条。

第83条（重複する訴えの提起の禁止）

裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

<注>日本民事訴訟法142条。

第84条（訴えの変更）

1 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、訴えを変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 訴えの変更は、書面で行なければならない。

3 第2項の書面は、相手方に送達しなければならない。

4 裁判所は、訴えの変更を不当であると認めるときは、申立てによりまたは職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

<注> 日本民事訴訟法143条。訴えの変更には、訴えの追加的変更と訴えの交換的変更がある。前者は、原告が従来の請求を維持しつつ、新たな請求を付け加えるものである。例えば、賃料不払いによる家屋明け渡し訴訟で、明け渡しまでの賃料相当損害金の支払いを新たに求める場合などがある。後者は、従来の請求を撤回し、新たな請求とそっくり入れ替えるものである。例えば、賃料不払いによる家屋明け渡し訴訟で、訴訟の係属中に、被告の賃借人の火の不始末で家屋が滅失したときに、原告が滅失した家屋の明け渡しという無意味となる従来の請求を撤回し、新しく家屋滅失による損害の賠償請求に全面的に切り替える場合などがある。いずれの場合も、本条の定めるところによって、許容されるかどうか判断される。上記の事案は、いずれも許容事例である。

第85条（中間確認の訴え）

1 裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができる。ただし、その確認の請求が法律により他の裁判所の専属管轄に属するときは、この限りでない。

2 第84条（訴えの変更）第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求の拡張について準用する。

<注>日本民事訴訟法145条。

第86条（反訴）

1 被告は、本訴の目的である請求または防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。ただし、反訴の目的である請求が法律により他の裁判所の専属管轄に属するとき、または反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 反訴については、訴えに関する規定による。

<注> 日本民事訴訟法146条、日本民事訴訟規則第59条。

第87条（時効中断等の効力発生の時期）

時効の中断または法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時、第84条（訴えの変更）第2項又は第85条（中間確認の訴え）第2項において準用する第84条（訴えの変更）第2項の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

<注>日本民事訴訟法147条。時効中断については民法において規定される場所であるが、訴えの提起については中断効果の発生時期に関して、訴状提出時か被告への訴状送達時かの疑義が生じ得るため、本条により訴状提出時であることを明確にしたものである。

訴えの変更、中間確認の訴えの場合も同様に、その旨の書面提出時である。

第88条（係争物の譲渡等）

1 当事者は、訴訟の係属後においても、係争中の物または訴訟の目的である権利もしくは義務を譲渡または移転することを妨げられない。

2 前項の譲渡または移転は、訴訟に影響を及ぼさない。前項の譲渡または移転をした者は、その後も当事者としての地位を有する。

3 第1項の譲渡または移転を受けた者が補助参加人となるときは、第48条（共同訴訟的補助参加）の規定を適用する。

<注>

ドイツ民法265条・325条参照。

訴訟係属後に係争権利関係ないしは係争物が第三者に譲渡・移転された場合の立法例としては、当事者恒定（＝固定）主義と訴訟承継主義がある。当事者恒定主義は、訴訟上はこの譲渡・移転を無視するものとし、従って、譲渡人である当事者は原告適格または被告適格をそのまま保持し、訴訟は従来の当事者間で続行され、その判決の効力を承継人（＝譲渡または移転を受けた者）にも及ぼすことによって紛争を解決するものである。訴訟承継主義は、当事者適格が承継人に引き継がれることを認め、従って、承継人が前主に代わって訴訟に参加することや、相手方が承継人に訴訟を引き受けさせることによって、真の利害関係を訴訟当事者にして、判決しようとするものである。日本は訴訟承継主義を採用しているが（日本民法49条～

51条), 承継原因が発生しても実際には必ずしも訴訟参加や訴訟引受けがなされるとは限らず, その場合, 手続の無駄が生じるおそれがあること, また, 係争物が転々と譲渡されるおそれがあり, 原告が処分禁止または占有移転禁止の仮処分をかけないとこれを阻止できないこと, などの問題点がある。

そこで, カンボディア民事訴訟法案としては, 簡明さを優先して, ドイツ民事訴訟法が原則として採用している当事者恒定主義を, より徹底して採用する案とした(本条2項)。

なお, 当事者恒定主義をとった場合の承継人への判決効の拡張については, 第198条(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)の3号を参照。

譲渡または移転を受けた者は, 補助参加をすることができる。ドイツ法はこれを通常の補助参加であると規定しているけれども, 判決効の拡張を受ける承継人の手続権保障を重視すると, 共同訴訟的補助参加として扱うべきであるので, 確認的な規定をおくことにした(本条3項)。

第二章 口頭弁論及びその準備

第一節 通則

第89条 (裁判長による訴訟指揮)

- 1 弁論準備手続および口頭弁論は, 裁判長が指揮する。
 - (1)
 - 2 裁判長は, 発言を許し, またはその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。(2)

<注>

(1) 日本民訴148条・170条6項, ドイツ民法136条, フランス民法440条参照。本条は, 手続の進行については「職権進行主義」を採用することに基づく。「裁判長」という文言は, 合議制で審理する場合に即して規定しているのであり, 単独制で審理するときは, その単独裁判官を指す。以下の条文も, 同様に読み替える必要がある。なお, 合議制で審理する場合, 裁判長は合議体を代表して訴訟指揮権を行使する。

(2) 法廷において裁判長の指揮に従わない者がいる場合, 日本では, 「法廷等の秩序維持に関する法律」により, 20日以下の身柄拘束または3万円以下の過料の制裁に処せられる。

第90条 (釈明権等)

- 1 裁判所は, 当該訴訟に関する事実上および法律上の事項を明瞭にするため, 弁論準備手続または口頭弁論の期日において, それらの事項に関し, 当事者に対して問いを發し, または主張もしくは立証を促すことができる(1)。
- 2 当事者は, 弁論準備手続または口頭弁論の期日において, 相手方に対して必要な問いを發するように, 裁判所に求めることができる。(2)
- 3 裁判所は, 期日外において, 釈明の必要があると認める事項を指示して, 次回期日における釈明を準備するよう, 当事者に命ずることができる。(3)

<注>

日本民訴149条・170条6項, フランス民法8条・13条・442条, ドイツ民法139条参照。

(1) 判決の内容を形成するための資料となる事実を主張することは, 当事者の役割である(弁論主義 第95条(判決の基礎にすることのできる事実))。裁判所は, 当事者がこの役割を十分に果たすことができるようにするため, 当事者の主張事実の不明瞭な点や矛盾点を質問したり(消極的釈明という), さらに, 適切な新たな事実の主張や新たな証拠の提出を促すことができる(積極的釈明という)。適正かつ公平な裁判を行うためには, このような「釈明権」の行使は, 一定の場合には裁判所の義務でもありと考えられている。

(2) 当事者のこのような権能を求問権という。

(3) 日本旧民訴128条(釈明準備命令)参照。

第91条 (訴訟指揮等に対する異議)

当事者が, 弁論準備手続もしくは口頭弁論の指揮または第90条(釈明権等)第1項の規定による裁判所の処置に対し, 異議を述べたときは, 裁判所は, 決定で, その異議について裁判をする。

<注>

日本民訴150条・170条6項参照。本条は, 合議制であれ単独制であれ, 訴訟指揮について裁判所に再考を促す権利を, 当事者に与える趣旨である。合議体の措置に対する異議はその合議体が, 単独体の措置に対する異議はその単独裁判官が, 決定で裁判する。

なお, 本条の異議についての決定に対しては, 抗告はできない。

第92条 (当事者の調査義務)

当事者は, 訴訟において主張および立証を尽くすため, あらかじめ, 証人その他の証拠について事実関係を詳細に調査しなければならない。

<注>

日本民訴規則第85条参照。

第93条 (攻撃防御方法の提出時期)

攻撃または防御の方法(1)は, 訴訟の進行状況に応じた適切な時期に提出しなければならない。(2)

<注>

日本民訴156条・170条6項, ドイツ民法282条参照。

(1) 攻撃防御方法は, 判決の基礎資料と言い換えてもよい。攻撃方法とは, 原告がその申立て(例えば, 訴え)を基礎づけるために提出する一切の資料を指し, 防御方法とは, 被告がその反対申立て(例えば, 訴え却下の申立て, 請求棄却の申立て)を基礎づけるために提出する一切の資料を指す。とりわけ, 事実と証拠が, 主要な攻撃防御方法である。

(2) 本条は攻撃防御方法の提出時期について, 適時提出主義と呼ばれる理念を宣言する趣旨である。日本の旧法137条は, 攻撃防御方法をいつでも提出できるという随時提出主義を宣言していた(フランス民法72条・123条も同様)。しかし, これが文字通りに受け取られると, 当事者の誠実な訴訟追行態度を確保することができず, 審理の進行スケジュールを乱すおそれがあるし, 相手方の防

御活動にも支障を来すおそれがあるので、日本の現行法は適時提出主義を採用した。

第94条（時機に後れた攻撃防御方法の却下）

1 当事者が故意または重大な過失により時機に後れて提出した攻撃または防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てによりまたは職権で、却下の決定をすることができる。

2 攻撃または防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、または釈明をすべき期日に出席しないときも、前項と同様とする。

<注>

日本民訴157条・170条6項、ドイツ民訴法296条参照。前条の適時提出主義を保障し、具体化するための、一般的な手段である。

本条による却下決定に対しては、抗告はできない。

第95条（判決の基礎にすることのできる事実）

裁判所は、いずれの当事者も主張しない事実を、判決の基礎に採用することができない。

<注>

日本では、通常の民事訴訟（財産的法律関係に関する民事訴訟）においては、事実の主張および証拠の提出を当事者の権能かつ責任であるとする原則、すなわち「弁論主義」が採用されている。その理由は、実体法上当事者が自由に処分することのできる権利・法律関係については、どのような事実や証拠を判決の基礎資料とするかについても当事者の意思を尊重すべきであるからである。

事実に関しては、弁論主義は、2つのルールを内包する。1つは、本条に規定するものである。このルールは、当事者からみれば、主張しておかなかった事実は判決に採用されないという不利益を蒙る、すなわち（結果責任としての）主張責任として機能するので、本来は判決のところで規定すべきかもしれない。しかし、審理の過程において必要な事実がもれなく主張されることを奨励するため、行為責任としての機能を重視して、ここで規定しておく方が適切であろう（なお、日本法ではこのルールは当然のこととされ、従って、本条のような明文の定めはない）。

弁論主義のもう1つのルールは、自白された事実は裁判所を拘束するという点であり、従って、自白された事実については証拠による認定が不要となる。ある事実の存否について当事者間で主張が一致している以上、裁判所は当事者の意思を尊重し、もはやその真偽の問題に立ち入ってはならない。このルールについては、第123条（証拠裁判主義）2項を参照。

日本その他多くの国々では、事実認定に用いられる証拠についても、原則として、当事者が提出したものに限るというルールが採用されている（日本ではこれも弁論主義に含まれている）。しかし、この草案では、カンボディアにおける当事者の証拠収集能力の低さゆえに、職権による証拠調べを補充的に採用している（第124条（証拠調べ）第2項）、証拠に関しては弁論主義を採用しないことになる。これと同様の立法は、フランス法やイタリア法などにもみられる。

なお、日本では、人の身分関係に関する訴訟など公益性

の強い訴訟については弁論主義は排除され、職権探知主義が採用されている。

第96条（自白の擬制）

1 当事者が弁論準備手続および口頭弁論において相手方の主張した事実を争う意思を明らかにしない場合は、その事実を自白したものとみなす。ただし、審理の経緯および内容を勘案し、当事者がその事実を争ったものと裁判所が認めるときは、この限りでない。

2 当事者が相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をしたときは、その事実を争ったものと推定する。

<注>

日本民訴法159条1項・2項、同170条6項参照。否認の陳述がなされるか、または、争う意思が訴訟行為の全体から間接的にでも示されている場合は、自白は擬制されない。

弁論準備手続で否認しなかった場合、その終結後の口頭弁論において初めて否認の陳述をすることが許されるかどうかは、弁論準備手続の失権効（第108条（弁論準備手続の終結の効果））および時機に後れた攻撃防御方法として却下（第94条（時機に後れた攻撃防御方法の却下））されるか否かによって決まる。失権または却下される場合は擬制自白が成立し、失権または却下されない場合は否認ができるので、それによって擬制自白は成立しないことになる。

自白が擬制された事実については証明を要しない。これは弁論主義に基づくものであり、職権探知主義が妥当する事項については、擬制自白は成り立たない。

第97条（和解の試み）

裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。

<注>

日本民訴89条、フランス民訴法21条・127条・128条参照（ドイツ民訴279条は義務規定の形を取っているが、違反に対するサンクションはないので、日本やフランスの規定に近い）。

本条は訴訟手続の通則である。これに対し、弁論準備手続においては、裁判所は原則として和解を試みなければならないものとする規定をおいている。第104条（弁論準備手続における和解の試み）参照。

第98条（訴訟手続に関する異議権の喪失）

1 相手方または裁判所が訴訟手続に関する規定に違反する訴訟行為をしたときは、当事者は、これについて裁判所に異議を述べ、無効を主張することができる。

2 当事者が第1項に規定する違法を知り、または知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものについては、この限りでない。

<注>

日本民訴90条参照。

訴訟手続に関する規定の違反を主張し、異議を述べる権利を、責問権という（1項）。

なお、本条の重点は、むしろ2項にある。異議を述べる
ことが期待できたのに、速やかにこれを述べなかった者が、
かなり時間が経過してからも異議を主張できるとする
と、訴訟手続の安定を害し、訴訟経済に反するので、この
ような規定を置いている。もっとも、2項ただし書は、公
益性の強い強行規定の違反については、遅滞なく異議を述
べなくても責問権は失われぬという趣旨である（例えば、
裁判所の構成、裁判官の除斥、専属管轄など）。

第99条（事件の分離・併合）

1 裁判所は、決定で、事件の分離もしくは併合を命じ、また
はその決定を取り消すことができる。

2 裁判所は、口頭弁論において当事者を異にする事件の併合
を命じた場合において、その前に尋問された証人について、尋
問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋
問をしなければならない。

<注>

日本民訴152条・170条6項参照。1項の決定に対し
ては、抗告はできない。

第100条（通訳人の立会い等）

1 民事訴訟の手続に関与する者が、クメール語に通じな
いとき、または耳が聞こえない者もしくは口がきけない者
であるときは、裁判所は、資格を有する通訳人を立ち会わ
せる。ただし、耳が聞こえない者または口がきけない者に
は、文字で問い、または陳述をさせることができる。

2 通訳人については、その性質に反しない限り、鑑定人
に関する規定を準用する。

<注>

日本民訴154条・170条6項参照。

本条1項にいうクメール語に通じない者とは、外国人で
あってクメール語を理解できない者や、カンボディア国籍
を有するけれどもクメール語を理解できない少数民族な
どを意味する。

鑑定人の宣誓や忌避に関する規定（例えば、第145条
（鑑定人の忌避）・第147条（証人尋問の規定の準用、
宣誓の方式））は、通訳人にも準用される。

第二節 準備書面

第101条（準備書面）

1 裁判所は、弁論準備手続および口頭弁論において、当
事者に準備書面を提出させることができる。

2 準備書面には、攻撃または防御の方法、および、相手
方の攻撃または防御の方法に対する陳述を記載する。

3 被告が最初に提出する準備書面には、訴状に記載され
た判決の要求に対する答弁、ならびに、訴状に記載された
事実に対する認否および抗弁事実等を記載する。

<注>

日本民訴161条・170条1項参照。

被告が最初に提出する準備書面を答弁書という。

第102条（準備書面等の提出期間）

裁判所は、被告の最初の準備書面もしくは特定の事項に

関する主張を記載した準備書面の提出または特定の事項
に関する証拠の申出をすべき期間を定めることができる。

<注>

日本民訴162条参照。特定の事項に関して準備書面や
証拠の申出をすべき期間を裁判所が具体的に設定するこ
とは、訴訟の迅速かつ効率的な進行を確保する上で、重要
である。

第三節 弁論準備手続

第103条（弁論準備手続の目的）

弁論準備手続においては、裁判所は、当事者の主張を整理
し、事件の争点を明らかにし、かつ、争点に関する証拠を整
理して、口頭弁論における集中的な審理が可能になるよう
に努めなければならない。

<注>

弁論準備手続の目的に関する規定であり、争点および証
拠の整理手続であることを明確にするとともに、そこでの
裁判所の責務を定めている。

第104条（弁論準備手続における和解の試み）

弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないと思
える場合を除き、まず和解を試みなければならない。

<注>

和解の試みをなす旨の一般規定については、第97
条（和解の試み）参照。本条は、弁論準備手続においては、
一定の事件や一定の場合を除き、まず最初に和解を試みな
なければならない旨を規定して、和解を奨励する趣旨である。
和解を成立させるべき努力義務を定めた例として、フラン
ス民訴法840条（小審裁判所）、ドイツ民訴法279条
参照。

本条は、厳格な「和解前置主義」に対する代替案である。
事件の性質や当事者の意向によっては和解前置主義は不
可能または不適切な場合がある。従って、民事訴訟の手続
構造として、審理に先立ってすべての事件についてまず和
解期日を設けて和解を試みるという構造は、そのような措
置が不必要な事件についてまで和解期日を盛り込むこと
になり、迅速性・効率性という点で疑問である。また、前
置される和解の期日に原告が欠席したら訴えの取下げと
みなすのは、理論的に筋が通らない（和解ができないなら、
審理・判決に移るべきであろう）。ほとんどの国では、民
事訴訟の審理のプロセスに入ってから、適当な時期に和解
を試みるという方式をとっている（フランスでは、小審裁
判所において和解前置主義が採られていたが、1970年
代に廃止され、前置的な和解を利用するか否かは原告の任
意とされている）。なお、家庭事件など一定の種類の事件
に限って「調停」を前置することは、別途検討されてよい
であろう。

本条にいう「相当でないと思える場合」とは、原告が訴
えによって主張している権利または法律関係が当事者だ
けの合意によって解決することが許されないものである
場合や、和解する意思はないとの当事者の態度が明白で
ある場合が考えられる。「相当でないと思える場合」以外
の場合には、裁判所は、弁論準備手続の最初の段階でも、途

中でも、最後の段階でも、事件の状況をみながらいつでも、できる限り和解を試みるべきである。

弁論準備手続の途中で和解の成立の可能性がかなり高いと裁判官が考えるときは、その場で、和解の成立のみを目的とする期日に切り替えることを検討すべきであろう。和解手続においては、交互面接方式（当事者の一方を退室させて、片方ずつ言い分を聞く方式）を採ることも可能であるが、この方式には大きな弊害を伴うおそれがあるので、両当事者の明示の同意を得なければ交互面接方式の採用はできないものとすべきであろう。

第105条（弁論準備手続の期日）

- 1 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことのできる期日において行わなければならない。（1）
- 2 弁論準備手続の期日は、公開することを要しない。但し、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。（2）

<注>

日本民訴169条参照。

（1）対審審理の原則（第3条（審問請求権、対審審理の原則）第2項）に照らし、双方の当事者には弁論準備手続への出席の機会を保障しなければならない（このことを当事者公開ともいう）ので、裁判所は弁論準備手続の期日を指定して、両当事者を呼び出すべきである。もっとも、呼出しを受けた当事者の一方が実際には欠席しても、1項の要求は満たされる。

（2）口頭弁論と異なり、弁論準備手続は、一般公開の法廷で行う必要はなく、準備室などという名前を付けた普通の部屋でよい。しかし、傍聴をまったく禁止する必要もない。傍聴を許すかどうかは裁判所の裁量に委ねられているが、傍聴希望の理由、当事者の意向などを考慮すべきである。当該事件の関係者から傍聴希望が出された場合、審理に支障がないのであれば、傍聴を認めてよいであろう。しかし、その者の傍聴によって当事者が心理的に萎縮してしまふと認められるときは、傍聴を許すべきではない。

第106条（弁論準備手続における訴訟行為等）

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する決定（1）その他口頭弁論の期日外においてすることができる決定（2）をすることができ、また、争点および証拠の整理を行うのに必要な限度で、文書の証拠調べをすることができる。（3）

<注>

日本民訴170条2項参照。

（1）例えば、文書提出を命ずる決定、文書送付嘱託、鑑定嘱託、証拠決定など。

（2）例えば、訴えの変更の許否の裁判、補助参加の許否の裁判など。

（3）証拠調べは、本来、一般公開の口頭弁論において行われるべきであるが、文書の証拠調べ（書証）は裁判官の閲読によるので（証人尋問などに比べ）公開主義との結びつきは弱いし、的確な争点整理のためには多くの場合に証拠文書が必要であることから、弁論準備手続においても、争点整理に必要な限度で文書の証拠調べを許す趣旨である。

第107条（証明すべき事実の確認等）

裁判所は、争点および証拠の整理が完了して弁論準備手続を終了するときは、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

<注>

日本民訴170条6項により準用される165条参照。争点整理の結果を口頭で確認して認識を共通にし、口頭弁論における集中証拠調べに備える趣旨である。

第108条（弁論準備手続の終結の効果）

弁論準備手続の終結後は、新たな攻撃防御方法を提出することはできない。ただし、裁判所が職権で調査すべき事項に関するものである場合、訴訟手続を著しく遅滞させない場合または当事者が重大な過失なくして手続の終結前に提出することができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

<注>

日本民訴174条は、「弁論準備手続の終了後に攻撃または防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、弁論準備手続の終了前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。」と規定するにとどまり、特別な失権効を規定していない。これは、日本の旧法において、任意的な手続であった準備手続が利用されなかつた原因の1つとして、準備手続に伴う失権効の制裁がかえって関連の薄い資料の過剰提出を招き、争点整理の効率的な遂行を妨げたという判断があつたためである。しかし、現在の日本民訴174条の説明義務はかなり曖昧な手法であつて、運用が難しくなるおそれがあるので、カンボディアには適切ではないと考えられる。世界的にみれば、むしろ、何らかの失権効を定める立法がふつうである。また、この草案では、弁論準備手続を口頭弁論の事前手続として必ず開くものとする以上、日本とは前提が異なるので、その面からも日本民訴174条はカンボディアにはそのまま妥当しないと思われる。

もっとも、失権効と審理の効率をどのように調和させるかは、難しい課題である。カンボディアにおいて失権効をどの程度厳しいものにするか（例外をどの程度認めるか）は、カンボディアの法律家の実感に即して検討されることが望ましいが、本条でも帰責事由のない不提出などは救済される。

第109条（弁論準備手続調書）

裁判所は、弁論準備手続について、期日ごとに、書記官に調書を作成させなければならない。

<注>

日本民訴規則88条および日本民訴法160条参照。

第110条（弁論準備手続調書の形式的記載事項）

1 弁論準備手続の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事件の表示
- 二 裁判官および裁判所書記官の氏名
- 三 出頭した当事者、代理人、補佐人および通訳人の氏名

四 日時および場所
2 前項の調書には、裁判長および裁判所書記官が署名しなければならない。

<注>

日本民訴規則 88 条・66 条参照。

第 111 条 (弁論準備手続調書の実質的記載事項)

弁論準備手続の調書には、期日になされた事柄の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- 一 原告による判決の要求およびこれに対する被告の答弁
- 二 主張事実の要旨および証拠の申出
- 三 相手方の事実の主張に対する認否および文書の成立の真正についての認否
- 四 訴えの取下げ、和解、請求の放棄および請求の認諾
- 五 裁判所が記載を命じた事項および当事者の請求により記載を許した事項
- 六 当該期日において書面を作成しなかつた裁判

<注>

日本民訴規則 88 条・67 条 1 項参照。

六号の例としては、時機に後れた攻撃防御方法の却下の決定、証拠申出の採否の決定などがある。

第 112 条 (弁論準備手続調書の記載についての異議等)

- 1 弁論準備手続の調書の記載内容について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならない。
- 2 弁論準備手続の方式に関する規定の遵守は、弁論準備手続の調書によってのみ証明することができる。ただし、調書が滅失したときは、この限りでない。

<注>

日本民訴規則 88 条および日本民訴法 160 条参照。

第四節 口頭弁論

第 113 条 (口頭弁論期日の指定)

弁論準備手続を終了するときは、裁判所は、口頭弁論期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

第 114 条 (口頭弁論の必要性)

- 1 裁判所は、訴えについて判決をするには、口頭弁論を経なければならない。ただし、決定で裁判すべき事件または事項については、裁判所が口頭弁論をすべきか否かを定める。(1)
- 2 第 1 項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は当事者を審尋することができる。(2)
- 3 第 1 項および第 2 項の規定は、法律に特別の定めがある場合には、適用しない。(3)

<注>

(1) 日本民訴 87 条参照。民事訴訟は、原則として、口頭弁論を開くことが要求され、判決で処理される(必要的口頭弁論=判決手続)。これに対し、決定という形式の裁判は、民事訴訟における派生的な事項(例えば、第 18 条(管轄違いの場合の取扱い)・第 19 条(遅滞を避ける等

のための移送)や訴訟指揮上の事項(例えば、第 91 条(訴訟指揮等に対する異議))について判断する場合に用いられ、その場合は口頭弁論によらないで審理してよい(任意的口頭弁論=決定手続)。なお、保全手続や執行手続も、決定で処理すべき事件である。

(2) 審尋とは、特に定まった方式によらずに、個別的に書面または口頭で当事者に陳述の機会を与えることをいう。対席や公開は必要でない。

(3) 例えば、第 81 条(口頭弁論を経ない訴えの却下)は、本条 1 項本文の例外である。

第 115 条 (口頭弁論)

1 口頭弁論は、当事者双方が立ち会うことのできる期日において行わなければならない。

2 口頭弁論は、公開の法廷で行わなければならない。ただし、公開することが公の秩序を害するおそれがあるとき、または法律に特別の定めがあるときは、この限りではない。

(1)

<注>

(1) カンボディア裁判所組織法草案第 4 条に公開原則に関する規定があるが、例外的に非公開とすることが許される場合は、法律で規定すべきである。

なお、裁判所が法律の定めに従って例外的に非公開としたときは、口頭弁論調書に非公開としたことおよびその理由を記載することになる(第 118 条(口頭弁論調書の形式的記載事項) 1 項 6 号参照)。

第 116 条 (弁論準備手続の結果の陳述および弁論)

1 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。(1)

2 前項の陳述は、口頭弁論におけるその後の証拠調べによって証明すべき事実を明らかにしてしなければならない。(2)

3 当事者は、口頭弁論において、さらに、事実を主張し、証拠を提出することができる。ただし、それが第 108 条(弁論準備手続の終結の効果)に違反するときは、この限りではない。(3)

4 口頭弁論期日において証拠調べ等をした結果、特に必要と認めるときは、裁判所は、決定で、弁論準備手続を再開することができる。(4)

5 裁判所は、口頭弁論を終結する前に、各当事者に最終弁論をすることを許すことができる。

<注>

(1) 日本民訴 173 条参照。この結果陳述(概略陳述)により、弁論準備手続でなされた事実主張、証拠提出、文書の証拠調べの結果、争点整理の結果は、口頭弁論期日においてあらためてやり直さなくても、すべて口頭弁論期日でなされたことになる。結果陳述は、必ずしも両方の当事者がしなくてもよく、どちらかが代表して行ってもよい。

(2) 日本規則 89 条参照。これは最低限の要求であり、できるだけ、事件の概要、それぞれの当事者の主張の要旨、争点は何か、証拠方法(主として証人・当事者本人)は何か、証拠方法と争点との関連性などを要領よく陳述すべきである。なお、当事者にその陳述能力がなければ、裁判所が代わって行い、両当事者に異存がないかどうか確認するという運用も考えられる。

(3) 当事者は、口頭弁論において事実を主張したり、証拠を提出したりすることができるのであるが、口頭弁論における審理が混乱なくスムーズに進むように、事実に関する争点や証拠を整理するために弁論準備手続が設けられており、さらに第108条（弁論準備手続の終結の効果）の失権効があるのであるから、その制限には服しなければならない。従って、弁論準備手続がきちんと実施された場合、口頭弁論期日で行われることは、ほとんどの事件では、予定された証人尋問などの証拠調べ（第二編第三章証拠参照）および最終弁論であろう。

(4) 証拠調べを実施してみた結果、重大な争点がほかにも存在することが判明し、かつ、それが複雑な問題であって、口頭弁論期日において簡単に整理できそうもないと考えられるときは、弁論準備手続を再度実施することができるという趣旨である。この決定に対して、抗告はできない。

第117条（口頭弁論調書）

1 裁判所は、口頭弁論について、期日ごとに、書記官に調書を作成させなければならない。

2 第112条（弁論準備手続調書の記載についての異議等）の規定は、口頭弁論調書に準用する。

<注>

日本民訴160条参照。

第118条（口頭弁論調書の形式的記載事項）

1 口頭弁論の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事件の表示
- 二 裁判官および裁判所書記官の氏名
- 三 立ち会った検察官の氏名
- 四 出頭した当事者、代理人、補佐人および通訳人の氏名
- 五 弁論の日時および場所
- 六 弁論を公開したことまたは公開しなかったときはその旨およびその理由

2 第1項の調書には、裁判長および裁判所書記官が署名しなければならない。

<注>

日本民訴規則66条参照。

第119条（口頭弁論調書の実質的記載事項）

1 口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾および自白
- 二 証人、当事者本人および鑑定人の陳述
- 三 証人、当事者本人および鑑定人の宣誓の有無並びに証人および鑑定人に宣誓をさせなかった理由
- 四 検証の結果
- 五 裁判所が記載を命じた事項および当事者の請求により記載を許した事項
- 六 書面を作成しないでした裁判
- 七 裁判の言渡し

2 前項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判所の許可を得て、証人、当事者本人および鑑定人の陳述ならびに検証の結果の記載を省略す

ることができる。ただし、当事者が訴訟の完結を知った日から1週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

<注>

日本民訴規則67条参照。

第120条（調書の記載に代わる録音テープ等への記録）

1 書記官は、第119条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第1項の規定にかかわらず、裁判所の許可があったときは、証人、当事者本人または鑑定人の陳述を録音テープまたはビデオテープに記録し、これをもって調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判所が許可をする際に、意見を述べるることができる。

2 第1項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、証人、当事者本人または鑑定人の陳述を記載した書面を作成しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めるときも、同様とする。

<注>

日本民訴規則68条参照。

第121条（書面等の引用添付）

口頭弁論の調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添付して調書の一部とすることができる。

<注>

日本民訴規則69条参照。

第122条（法廷における写真の撮影等の制限）

法廷における写真の撮影、速記、録音、録画または放送は、裁判所の許可を得なければすることができない。

<注>

日本民訴規則77条参照。

第三章 証拠 第一節 総則

第123条（証拠裁判主義）

1 裁判所は、証拠に基づいて事実を認定しなければならない。ただし、口頭弁論のときに顕れたすべての事情を斟酌することができる。

2 裁判所において当事者が自白した事実及び裁判所にその存在が顕著な事実は、証拠に基づいて認定することを要しない。

3 当事者は、以下に掲げる場合には、自白を撤回することができる。

- 一 相手方の異議がないとき
- 二 自白が真実に反し、かつ、錯誤に基づくとき
- 三 自白が他人の犯罪行為によってもたらされたとき

<注>

民訴法179条

本条は、判決において認定する事実は原則として証拠に基づいて行わなければならないという近代法に普遍的な証拠裁判主義の原則を明らかにしたものである。ただ、口頭弁論に頼れたその他の事情を斟酌することは許され、例えば、ある事実の存在を当事者が争っているがその争い方が強くない場合には、裁判所は証拠によらずにその事実を認定することも認められる。

また、弁論主義から当事者が自白した事実はそのまま存在が認められ、証拠に基づく認定は不要である。裁判所は自白された事実と異なる事実を認定することは許されない。さらに、裁判所に顕著な事実として、著名な天災の日時など一般に広く知られている事実や裁判官が職務上取り扱った事件に関する事実なども証拠によって認定する必要はない。

自白がいったんされると、それに基づいて審理がされ、相手方もそれを信頼して攻撃防禦を展開するので、無条件に自白を撤回することは認められない。ただ、相手方が自白の撤回に特に異議を述べない場合には、それを認めてよいし、自白した事実が真実に反し、かつ、その自白が当事者の錯誤に基づくときは、自白に当事者を拘束することは酷であるので、やはり自白の撤回を認めることとしているものである。また、詐欺・脅迫等の犯罪行為の結果として自白がされた場合も、同様の扱いとしている。

第124条（証拠調べ）

1 証拠調べは、当事者の証拠の申出により、行う。
2 裁判所は、当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないときその他必要があると認めるときは、職権で、証拠調べを行うことができる。

【本条の趣旨】

証拠調べは、当事者の証拠の申出に基づいて行うのが原則である。証拠を提出する第1次的な責任を当事者に求めるのが近代法の原則と言える。

ただ、当事者の証拠によって裁判所が十分な心証が得られない場合など例外的な場合には、裁判所の職権で証拠調べを行うことができる。カンボディアの実情に鑑み、当面は職権証拠調べが活用されるのはやむを得ないと考えられるが、将来的には第1項の本則を中心に運用されるべきものである（日本では1947年に本条2項に相当する規定は削除された）。なお、職権証拠調べを活用するには、証拠調べの費用（証人の日当、鑑定人の報酬、検証のための裁判官の旅費等）を国庫が仮に負担する制度が必要であるが、そのようなことが可能か、国家財政等の観点からも検討することが必要と見られる。

第125条（証拠の申出）

1 証拠の申出をする当事者は、証明すべき事実を特定しなければならない。
2 証拠の申出をする当事者は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示するよう努めなければならない。
3 証拠の申出は、口頭弁論期日又は弁論準備手続の期日の前においてもすることができる。
4 証人及び当事者本人の尋問の申出は、できる限り、一括してしなければならない。

<注>

民訴法180条、民訴規則99条、100条

本条は証拠申出の方法について規定するものである。証明すべき事実の特定や証拠との関係が明らかにされないと、証拠の必要性（第126条（証拠の採用）参照）など採否の判断ができない。また、証拠申出の時期も、期日前にできることとし、機動的な証拠採否を可能とし、また証人・当事者の証拠申出はできるだけ一括にして、集中証拠調べ（第127条（集中証拠調べ）参照）を容易にしようとしたものである。なお、本条1項は「しなければならない」とし、2項は「するよう努めなければならない」としているが、これは、1項が義務的規定（特定しない証拠申出は却下される）であるのに対し、2項は訓示規定（明示しなくても証拠申出は却下されない）であることを明らかにしたものである。

第126条（証拠の採用）

裁判所は、当事者が申し出た証拠を取り調べなければならない。ただし、証明すべき事実と関連性のない証拠その他裁判所が必要ないと認める証拠については、この限りでない。

<注>

民訴法181条1項

証拠調べは当事者の証拠申出によるのが原則であるが（第124条（証拠調べ））、その反映として、当然に裁判所は当事者の申し出た証拠を取り調べるのが原則である。ただ、証明すべき事実と関連性のない証拠や既にその事実について裁判所が心証を得ている場合の証拠などについては、それを取り調べても判決に役立たないので、例外的に裁判所はその証拠を取り調べる必要はないものとする。なお、重要な証人が所在不明であるなど証拠調べに障害があるような場合も証拠調べは要しないが、この点は自明なものとしてあえて規定は置いていない。

第127条（集中証拠調べ）

1 裁判所は、争点及び証拠の整理が終了した後における最初の口頭弁論期日において、直ちに証拠調べをすることができるようにしなければならない。
2 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、集中して行わなければならない。
3 証人等の尋問において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、その証人等の尋問を開始する時の相当期間前までに、提出しなければならない。

<注>

民訴法182条、民訴規則101条、102条

証拠調べは、弁論準備手続で争点整理が終了した後または弁論準備手続終了後の口頭弁論で争点整理が終了した後の最初の口頭弁論期日で、直ちに行うのが原則である。この点が訴訟の迅速・充実のカギとなる。そして、証拠調べの中でも最も重要な人証の取調べは、できるだけ集中して行わなければならない。そのために、証人尋問等で使用する書証の提出は、相手方の準備のため、集中証拠調べのための期日の相当期間前までにする必要のあるものとする。

る。但し、証人の予定される証言の内容を明らかに否定でき、それによって証人の証言内容が信用し難いことを示すことができるような証拠(これは一般に「弾劾証拠」と呼ばれる)については、例外的に、尋問の場で提出することが認められている。

第128条 (当事者の立会権)

- 1 裁判所は、当事者に証拠調べに立ち会う機会を保障しなければならない。
- 2 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。

<注>

民訴法183条

証拠調べを行う場合には、裁判所は当事者に必ず立ち会う機会を与えてしなければならない。例えば、証人尋問には双方の当事者に立ち合わせ、尋問の機会を付与しなければならないし、裁判所外で検証を行う場合にも当事者に立会いの機会を与える必要がある。この点は、当事者の攻撃防御の権利を保障する訴訟基本権とも言える重要なものである。ただ、立会いの機会を与えても、当事者が期日等に出頭しないような場合には、一方当事者の立会いだけでも、また両当事者が出頭しない場合でも、証拠調べを行うことができる。このような場合に、証拠調べができないとすると、出頭した証人に迷惑が掛かり、訴訟が遅延するからである。

第129条 (外国における証拠調べ)

- 1 外国においてすべき証拠調べは、裁判所がその国の管轄官庁又はその国に駐在するカンボディア王国の大使、公使若しくは領事に囑託してしなければならない。
- 2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反する場合であっても、この法律に違反しないときは、その効力を有する。

<注>

民訴法184条

本条は、外国で証拠調べをする場合の規定である。ただ、外国での証拠調べは国家主権の行使であるので、相手国の同意が必ず必要であり、条約や個別取決めに基づくことが前提である(このような多国間条約として、ハーグ民事訴訟条約や証拠収集条約がある)。2項は、外国の証拠法とカンボディアの証拠法とが異なる場合に、外国では違法な証拠調べの結果でも、カンボディア証拠法では適法なものはカンボディアの訴訟で利用できることを明らかにしたものである。

第130条 (調査の囑託)

裁判所は、必要な調査を官庁又は外国の官庁に囑託することができる。

<注>

民訴法186条

本条は、次節以下で規定する正規の証拠調べ方法のほか、より簡易な証拠調べの方法として、国内・国外の官庁への調査囑託を認めたものである。この方法が認められるのは、その調査の公正さに疑いがもたれないような客観的

事実を対象とする場合に限られる。たとえば、ある日の天候が争点となった場合に、気象庁にその天候の調査を囑託するような場合である。なお、本条ではその相手方を国または地方公共団体の組織(官庁)に限定しているが、運用によってはそれを他の団体にも拡大することが考えられよう(日本民訴法186条は、学校、取引所その他の団体についても、調査囑託を認めている)。

第131条 (疎明)

疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。

<注>

民訴法188条

疎明は、証明に比べて心証の度合い(証明度)が低くても事実の確定を認めるものである。特に迅速な処理が必要とされる手続において事実の確定を要する場合に、疎明が利用される(例えば、保全処分、訴訟救助の要件、証拠保全の理由など)。疎明はそのような迅速性が前提となるので、証拠調べの方法としても、即時に取り調べ得る証拠に限定したものである。したがって、調査囑託、文書提出を命ずる決定、呼び出しを必要とする証人尋問などは疎明については認められない。

第二節 証人尋問

第132条 (証人義務)

- 1 裁判所は、本法又はその他の法律に特別の定めがあるときを除き、何人でも証人として尋問することができる。
- 2 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。
- 3 証人が正当な理由なく出頭しないときは、@リアル以下の罰金に処する。

<注>

民訴法190条、192条、193条

本条はすべての人について証人義務を定める。証人義務とは、証人として裁判所に出席し証言する国家に対する公法上の義務である。例外として、外国の外交官など治外法権を有する者や監督官庁の承認を得られない公務員(第133条(公務員の尋問)参照)などがある。正当な理由がないのに証人義務を履行しない証人については、強制的に裁判所に連れて来ること(勾引)ができるし、またさらに罰金により処罰される。

第133条 (公務員の尋問)

- 1 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、その者の監督官庁の承認を得なければならない。
- 2 第1項の監督官庁は、議会の議員又はその職にあった者については議会、政府のメンバー又はその職にあった者については内閣とする。
- 3 第1項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に重大な支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

<注>

民訴法191条

本条は、公務員の証人尋問について規定する（なお、ここでの「公務員」には、議員や政府のメンバー等も含まれる）。公務員は職務上の秘密について守秘義務を負っているため、その秘密を明かすことは許されない。しかし、判決のために秘密に関する事実を明らかにする必要がある場合もある。そこで、監督官庁の承認がある場合に限り、尋問を可能としたものである（議員については議会、政府のメンバーについては内閣の承認を必要とする）。監督官庁は自由に承認の有無を決めることは許されず、その秘密が開示されることで、公共の利益を害しまたは公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合に限り承認を拒否できるものとする。

第134条（証言拒絶権）

1 証言が証人又は証人の配偶者その他の親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害し、又はその家族関係を重大に害すべき事項に関するときも、同様とする。

2 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 前条（公務員の尋問）第1項の場合

二 医師、薬剤師、弁護士、宗教の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

3 第2項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

<注>

民訴法196条、197条

本条は、第132条（証人義務）の一般的な証人義務の例外として、一定の場合に証言を拒絶できることを定める。1項は、証人自身またはその配偶者や親族（どの範囲の親族に証言拒絶を認めるかは民法の親族規定と関連する）がその証言により有罪判決を受けたり、名誉を害されるおそれがあるときは、証言を拒絶できる。また、守秘義務が認められる場合も証言拒絶が許される（2項2号で、どの範囲の者に証言拒絶を認めるかは、カンボディアの守秘義務に関する法制・実情による。なお、日本でも、マスコミに証言拒絶権を認めるかが議論されている）。

第135条（証言拒絶の決定）

1 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

2 第134条（証言拒絶権）第2項第1号の場合を除き、証言拒絶の可否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判する。

3 第2項の決定に対しては、当事者及び証人は、抗告をすることができる。

4 第132条（証人義務）第3項の規定は、証言拒絶を理由がないとする決定が確定した後証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。

<注>

民訴法198条～200条

第134条（証言拒絶権）により認められる証言拒絶権を行使する手続を定めたのが本条である。証言を拒否する証人はその理由を疎明し、裁判所はそれに基づきその可否を決定で判断するが（なお、公務員の場合は監督官庁が判断権を有する）、それに対しては抗告が許されるものとする。

第136条（裁判所外での証人尋問）

1 裁判所は、次に掲げる場合に限り、裁判所外で証人の尋問をすることができる。

一 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。

二 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するとき。

三 当事者に異議がないとき。

2 第1項の場合においては、裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

3 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

<注>

民訴法195条、206条

証拠調べは、裁判所において公開の法廷で行うのが大原則である。本条は証人尋問について例外的に裁判所外で行うことができる場合を定める。1項1号は病気や高齢のために裁判所に出頭できないときが典型的である。ただ、あくまで裁判所での証人尋問が原則であるので、1項の事由は拡大的に解釈されるべきではない。裁判所外で証人尋問を行う場合には、合議体の裁判官全員が赴くのは過大な負担となる場合があるので、構成員の一人（受命裁判官）に任せたり、証人の住所に近い他の裁判所の裁判官（受託裁判官）に任せたりすることも許されるものとする。

第137条（宣誓）

1 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

3 第134条（証言拒絶権）の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。

4 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

5 宣誓の方式については、本法の別表の定めるところによる。

6 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

<注>

民訴法201条、民訴規則112条

本条は、証人の宣誓の手続について定めるものである。日本法では、証人は法廷等において起立して一定の文言の宣誓書を読み上げる方法で行うことを規定している。ただ、カンボディアでは、現在異なる方法で宣誓がされていると

のことであり、この点は宗教感などに関わることであり、どのような方法を採用するかは最終的にはカンボディアの判断によるものであるため、本法律に別表を付してそれにその具体的内容の定めを譲っている。ただ、少なくとも法廷において裁判官の面前で行うか、書記官が宣誓がされたことを確認することができる方法で行う必要がある。また、6項で偽証罪を告知すべきことを定めるが、刑法上の偽証罪の存在を前提としたものである。

第138条（証人尋問の方法）

- 1 証人尋問の申出は、証人を明確に指定してしなければならない。
- 2 証人尋問の申出をするときは、同時に尋問事項を記載した書面を提出しなければならない。
- 3 証人は、尋問の2週間前までに、呼出しを受けなければならない。
- 4 証人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、尋問事項を記載した書面を添付しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所
 - 二 出頭すべき日時及び場所
 - 三 出頭しない場合における法律上の制裁
- 5 証人の尋問は、裁判長、その尋問の申出をした当事者、他の当事者の順序とする。陪席裁判官は、裁判長に告げて、証人を尋問することができる。
- 6 裁判所は、適当と認めるときは、第5項の順序を変更することができる。
- 7 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判所の許可を受けたときは、この限りでない。
- 8 裁判所は、必要があると認めるときは、既に尋問した証人又は後に尋問すべき証人に在廷を許すことができる。
- 9 裁判所は、証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。
- 10 裁判所は、必要があると認めるときは、証人と他の証人との対質を命ずることができる。

<注>

民訴法202条、203条、民訴規則106条～108条、118条、120条、121条

本条は、証人尋問の手続について規定したものである。本条5項は、証人尋問の順序として、まず裁判長（または陪席裁判官）が尋問をし、その後に各当事者が尋問をするという方式を採用している。その他の方法としては、当事者がまず尋問する方式（交互尋問方式）も存在する。概ね前者は大陸法の国、後者は英米法の国が採用する方式であるが（日本では戦前は前者、戦後は後者の方式を採っている）、カンボディアの現状を前提にすれば、裁判官が主体的に尋問する方法が現実的ではないかと判断される。ただ、6項で順序の変更は可能であり、将来弁護士力量が高まってくれば交互尋問方式の運用も可能となる。なお、本条10項は複数の証人を同時に同じ事項について尋問することで相互の矛盾が明らかになり真実の発見が容易になるとされる対質の方法を規定したものである。

第139条（質問の制限）

- 1 質問は、できる限り、個別的かつ具体的にしなければ

ならない。

2 正当な理由がある場合を除き、次に掲げる質問をしてはならない。

- 一 証人を侮辱し、又は困惑させる質問
- 二 誘導質問
- 三 既にした質問
- 四 争点に関係のない質問
- 五 証人自身の意見の陳述を求める質問
- 六 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問

3 裁判所は、当事者の質問が第2項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

4 当事者は、第3項の規定による制限に対し、異議を述べることができる。

<注>

民訴規則115条、117条

本条は、証人尋問の質問の制限について定めたものである。1項・2項は裁判官・当事者両方の質問に対する制約であり、3項・4項は当事者の質問に対する制限の方法を定めたものである。

第三節 当事者尋問

第140条（当事者本人の尋問）

- 1 裁判所は、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。
- 2 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 3 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、@リエル以下の過料に処する。この決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

民訴法207条～209条

本条は、当事者本人の尋問を規定したものである。当事者本人は、自己に有利な事実のみを陳述することが予想でき、その意味でバイアスの掛かった証拠方法であるが（その点から当事者尋問を補充的にしか実施できないものとする立法例もある）、他方で事実について最も豊富な情報を持った人証であることも多い。そこで、本条は、特に制限を付することなく、当事者尋問を可能としたものである（その前提として、弁論準備手続や口頭弁論で十分に当事者の主張が展開されることを予定している）。なお、一般に正当な理由のない不出頭や宣誓・陳述拒絶に対しては、相手方主張の真実擬制の制裁が課されるが、1項により当事者が宣誓しながら虚偽の陳述をした場合はさらに何らかの制裁を設ける必要があると見られるところ、禁固等の刑罰を課すことは適当でないと思われるので、刑罰ではない制裁金（過料と呼ぶ）を課すものとした。

第141条（証人尋問の規定の準用等）

- 1 第二節（証人尋問）第136条（裁判所外での証人尋問）、第137条（宣誓）（第1項及び第3項を除く。）、

第138条(証人尋問の方法)(第8項及び第10項を除く。)及び第139条(質問の制限)の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者本人と他の当事者本人又は証人との対質を命ずることができる。

〈注〉

民訴法210条, 民訴規則126条・127条

当事者尋問は、尋問の対象が第三者か当事者かの違いがあるが、実質的には証人尋問と共通する部分が多い。そこで、本条は証人尋問の規定の多くを準用したものである。ただ、当事者尋問について適当でない事項(宣誓義務に関する第137条(宣誓)1項・3項など)については、適用除外したものである。なお、本条2項は対質に関する規定である(第138条(証人尋問の方法)10項およびその解説参照)が、当事者本人と証人との間の対質も可能である旨を明らかにするため、準用ではなく書き下ろしている。

第142条(法定代理人の尋問)

この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

〈注〉

民訴法211条

訴訟無能力者(未成年、被後見人など)を代理する法定代理人(親権者、後見人など)や法人を代表する代表者(会社の代表取締役など)については、当事者本人に準じるものとして、第三者に関する証人尋問ではなく、当事者尋問に関する規定を準用したものである。ただ、この場合も、当事者本人(訴訟無能力者)を当事者尋問することも可能である。

第四節 鑑定

第143条(鑑定の申出, 鑑定事項)

1 裁判所は、当事者の申出に基づいて、鑑定を命ずることができる。

2 鑑定の申出をするときは、同時に、鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りる。

3 裁判所は、第2項の申出について、相手方の意見を聴かなければならない。

4 裁判所は、第2項の書面に基づき、第3項の意見も考慮して、鑑定事項を定める。この場合においては、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

注)

日本民訴規則129条参照。

鑑定も、他の証拠調べと同様に、補充的に職権で命ずることができる。第124条(証拠調べ)参照。

第144条(鑑定人の指定, 鑑定義務)

1 鑑定人は、裁判所が指定する。

2 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務

を負う。

3 以下の者は鑑定人となることができない。

一 鑑定をすることによって、鑑定人又は鑑定人の配偶者その他の親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあるとき。これらの者の名誉を害するおそれがあるときも同様とする。

二 鑑定事項が、公務員又は公務員であった者の職務上の秘密に関する事項に関するとき。ただし、その者の監督官庁の承認があった場合はこの限りでない。監督官庁は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、承認を拒むことができない。

三 医師、薬剤師、弁護士、宗教の職にある者又はこれらの職にあった者で、鑑定事項がその職務上知りえた事実で黙秘すべきものに関するとき。

四 鑑定事項が、技術又は職業の秘密に関する事項に関するとき。

4 第3項第2号の監督官庁は、議会の議員又はその職にあった者については議会、政府のメンバー又はその職にあった者については内閣とする。

5 第3項第2号から第4号の規定は、鑑定人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

注)

日本民訴法212条・213条参照。

本条は、鑑定義務を負う者の範囲について、証人義務の場合とほぼ同様の定めを置くものである。

第145条(鑑定人の忌避)

1 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であっても、その後、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 忌避の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

3 忌避の原因は、疎明しなければならない。

4 忌避を正当な理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 忌避を正当な理由がないとする決定に対しては、抗告をすることができる。

注1) 日本民訴法214条, 日本民訴規則130条参照

注2) 用語確定会議の議論をふまえて第4項・第5項に、「正当な」という文言を加えた。

第146条(鑑定人の陳述の方式, 鑑定人の発問等)

1 裁判所は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、審理に立ち会い、裁判所に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め、又は裁判所の許可を得て、これらの者に対し直接に問いを発することができる。

注1) 日本民訴法215条, 日本民訴規則132条・133条参照。

注2) 鑑定人に口頭で意見を述べさせるためには、裁判

所による呼び出しが必要である旨を明文で規定して欲しいとの意見が、用語確定会議であった。しかし、次の第147条（証人尋問の規定の準用、宣誓の方式）で証人尋問の規定が準用されるので、この点を明文で規定する必要はないであろう。

第147条（証人尋問の規定の準用、宣誓の方式）

第二編第三章第二節（証人尋問）の規定は、特別の定めがある場合を除き、鑑定について準用する。ただし、第132条（証人義務）第2項の規定は、この限りでない。

注)

日本民訴法216条、日本民訴規則131条・134条参照。

第五節 書証

第148条（書証の申出等）

1 書証の申出は、当事者が自己の所持する文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを裁判所に申し立ててしなければならない。

2 書証の申出は、第1項の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを裁判所に申し立ててすることができる。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。

注1) 日本民訴法219条・226条・227条、日本民訴規則143条参照。

注2) 本条は、書証の申出をする方法として、①当事者が自己の所持する文書を提出する方法、②他人の所持する文書について文書提出を命ずる決定を裁判所に申し立てる方法、③他人の所持する文書について裁判所に文書の送付嘱託を申し立てる方法があることを明らかにするものである。③は、②と異なり、相手方（文書の所持者）に対する強制力がなく、所持者が嘱託に応じて任意に文書を提出することに期待する手続である。一般に、裁判への協力が期待できる官庁等が文書を所持する場合に使われることになろう。

注3) なお、文書の送付嘱託については、日本法の解釈として、送付された文書は当事者の提出行為を経てはじめて証拠調べの対象となるのであって、文書の証拠調べの準備行為にすぎず、書証の提出方法それ自体ではない、との有力な見解がある。同様の議論は、文書提出を命ずる決定についてもなされている。しかし、このような細かな問題の解決は、カンボディア側の実務での運用に委ねるのが妥当である。

他方で、本民事訴訟法では、文書の証拠調べは、他の証拠方法と同様に、裁判所が補充的に職権であることができる（第124条（証拠調べ）第2項参照）。このこととの関係で、文書の送付嘱託や文書提出を命ずる決定の申立てについての上述の議論は、（送付ないし提出された文章を当事者が書証として提出しなくても、裁判所が職権で証拠調べをする余地があるので）、議論の実益に乏しいと思われる。

結論として、提示する条文案としては、わかりやすさを重視して、書証の申出の方法として3種類のものがあることを規定することとした。

注4) 用語確定会議の議論を受けて、第1項・第2項に「裁判所に」との文言を追加した。

第149条（訳文の添付等）

1 外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。

2 相手方は、第1項の訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

注) 日本民訴規則137条・138条参照。

第150条（文書提出義務）

1 文書の所持者は、本法その他の法律に特別の定めがあるときを除き、その提出を拒むことができない。

2 文書の所持者は、文書が次の各号のいずれかに該当するときは、その提出を拒むことができる。

一 文書の所持者又は文書の所持者の配偶者その他の親族が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれがある事項、又はこれらの者の名誉を害し、又はその家族関係を重大に害すべき事項が記載されている文書

二 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

三 医師、薬剤師、弁護士、宗教の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知りえた事実又は技術若しくは職業の秘密に関する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

注1) 日本民訴法220条及び同条改正案参照。

注2) 本条は、文書の所持者が、本条に該当する事由がない限り、公文書・私文書を問わず、一般的に文書提出義務を負うことを明らかにしたものである。

注3) 本条第2項第1号は、証人拒絶権に関する第134条（証言拒絶権）第1項に相当する場合について、また、本条第3号は、同条第2項第2号及び同項第3号に相当する場合について、それぞれ提出義務を否定するものである。

注4) 本条第2項第2号は、公務員をその職務上の秘密につき証人として尋問するにあたって、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には監督官庁が承認を拒否できること（第133条（公務員の尋問）第2項）を考慮して、同様の場合につき文書提出義務を否定する趣旨である。

第151条（文書提出を命ずる決定の申立て）

1 文書提出を命ずる決定の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 文書の表題及び趣旨

二 文書の所持者

三 証明すべき事実

2 文書提出を命ずる決定の申立ては、書面で行わなければならない。

3 相手方は、第2項の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

注1) 日本民訴法221条, 日本民訴規則140条参照。
注2) 日本法とは異なり, 文書提出義務は一般義務とされているので(第150条(文書提出義務)), 文書提出を命ずる決定の申立てにあたって挙証者は, 第150条(文書提出義務)の拒絶事由なきことを申立書に記載する必要はない。拒絶事由の存在は, 相手方(文書の所持者)が主張・立証することを要する。

第152条(文書提出を命ずる決定等)

1 裁判所は, 文書提出を命ずる決定の申立てを理由があると認めるときは, 決定で, 文書の所持者に対し, その提出を命ずる。この場合において, 文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは, その部分を除いて, 提出を命ずることができる。
2 裁判所は, 第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には, その第三者を審尋しなければならない。
3 文書提出を命ずる決定の申立てについての決定に対しては, 抗告をすることができる。

注1) 日本民訴法223条, 日本民訴規則141条参照。
注2) 公文書につき第150条(文書提出義務)2項2号の拒絶事由の審査のために, 特別の手続を設けることも考えられよう(日本民訴法223条3項参照)。

第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)

1 当事者が文書提出を命ずる決定に従わないときは, 裁判所は, 当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ, その他これを使用することができないようにしたときも, 第1項と同様とする。
3 第1項及び第2項規定する場合において, 相手方が, 当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは, 裁判所は, その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

注1) 日本民訴法224条参照。
注2) 本条は, 文書の提出を命ぜられた当事者が文書を提出しなかったり, 文書を滅失させ又はその他の方法で使用不可能とした場合の効力を定めるものである。なお, 文書提出を命ずる決定に基づいて所持者に対する強制執行の方法により文書の提出を実現することはできない。相手方当事者の不提出等の効果として, 基本的には(第1項・第2項)は, 当該文書の記載に関する挙証者(文書提出を命ずる決定を申し立てた当事者)の主張が真実と認められ, そのような文書が証拠として提出されたのと同様の状態となる。しかし, その文書によって証明しようとしている事実を認定するかどうかは, 裁判官の自由心証による判断にまかされる。しかし, 挙証者が文書の記載に関して具体的な主張をすること及びその文書によって証明しようとしている事実を他の証拠によって証明することが著しく困難な場合は, 裁判所は, 例外的に, この事実それ自身が証明されたものと扱うことができる(第3項)。

第154条(第三者が文書提出を命ずる決定に従わない場合の過料)

1 第三者が文書提出を命ずる決定に従わないときは, 裁判所は, 決定で, 〇〇〇リエル以下の過料に処する。
2 第1項の決定に対しては, 抗告をすることができる。

注1) 日本民訴法225条参照。
注2) 第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)の場合と異なり, 第三者が文書を所持している場合は, 過料による制裁を通じて, 間接的に文書の提出を促すことができるにすぎない。

第155条(文書の成立)

1 書証の申出をした当事者は, 文書の成立が真正であることを証明しなければならない。
2 文書は, その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは, 真正に成立した公文書と推定する。
3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは, 裁判所は, 職権で, 当該官庁に照会をすることができる。
4 私文書は, 本人又はその代理人の署名があるときは, 真正に成立したものと推定する。
5 第2項及び第3項の規定は, 外国の官庁の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

注1) 日本民訴法228条参照。
注2) 本条は, 文書について, 成立の真正が証明されなければならないことを定め, この点についての証拠法則を規定する。文書の成立の真正とは, 文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたことをいう。しかし, 文書が真正に成立したと認められても, ただちにその記載内容が真実であると認められるわけではない。それは, その文書の記載内容を信用できるかどうかの問題であり, 裁判官の自由心証によって判断される。

注3) 用語確定会議の議論を受けて, 第1項の文言を修正した。

第156条(筆跡の対照による証明)

1 文書の成立の真否は, 筆跡の対照によっても, 証明することができる。
2 第148条(書証の申出等), 第152条(文書提出を命ずる決定等), 並びに第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)第1項及び第2項の規定は, 対照の用に供すべき筆跡を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
3 対照するのに適当な相手方の筆跡がないときは, 裁判所は, 対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
4 相手方が正当な理由なく第3項の規定による決定に従わないときは, 裁判所は, 文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも, 同様とする。
5 第三者が正当な理由なく第2項において準用する第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)第1項の規定による提出の命令に従わないとき

は、裁判所は、決定で、〇〇〇リエル以下の過料に処する。
6 第5項の決定に対しては、抗告をすることができる。

注) 日本民訴法229条参照。

第157条 (文書の成立の真正を争った者に対する過料)

1 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、〇〇〇リエル以下の過料に処する。

2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

3 第1項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めるときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

注) 日本民訴法230条参照。

第158条 (文書に準ずる物件への準用)

この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

注1) 日本民訴法231条、日本民訴規則147条参照。

注2) 本条は、文書と異なり、文字や記号を用いず他の方法で情報を記録した物件を証拠方法として許容し、その証拠調べについては、原則的に文書と同様に(準文書)扱うことを定めるものである。本条の規定は、例示にすぎず、本条は、コンピューター等で用いられる様々な記録媒体(メディア)に広く適用される。

第159条 (録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)

録音テープ、ビデオテープ又はこれらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物の記録内容を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者は、相手方がこれらの物の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない。

注) 日本民訴規則68条・144条参照。

第160条 (録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

1 第159条(録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)に定める物の証拠調べの申出をした当事者は、裁判所又は相手方の求めがあるときは、その物の記録内容を反訳した書面又はその物の内容を説明した書面を提出しなければならない。

2 相手方は、第1項の書面における説明の内容について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

注1) 日本民訴規則68条・149条参照。

注2) 「録音テープ等」の意味については、第159条(録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)参照。

第六節 検証

第161条 (検証の申出)

検証の申出は、検証の対象を表示してしなければならない。

注1) 日本民訴規則150条参照。

注2) 検証とは、裁判官が五官の作用により、直接に対象物の形状・性質を観察し、その結果得られた内容を証拠資料とする証拠調べである。文書であっても、その記載内容を問題にするのではなく、その紙質、筆跡などを証拠方法とする場合は、検証の対象となる。自然人について、その供述内容を問題にする場合は証人尋問、当事者尋問の方法によるが、その身体や容貌を問題にする場合は検証の対象となる。

第162条 (検証の目的の提示等)

1 第148条(書証の申出等)、第152条(文書提出を命ずる決定等)、及び第153条(当事者が文書提出を命ずる決定に従わない場合等の効果)の規定は、検証の対象の提示又は送付について準用する。

2 第三者が正当な理由なく前項において準用する第152条(文書提出を命ずる決定等)第1項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、〇〇〇リエル以下の過料に処する。

3 前項の決定に対しては、抗告をすることができる。

注1) 日本民訴法232条参照。

注2) 本条は、検証の対象の提示・送付につき、書証に関する規定を準用する。検証に協力することは司法権の及ぶ者の一般義務である。

第七節 証拠保全

第163条 (証拠保全)

1 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。

2 第1項によりされた証拠調べの結果は、本案の訴訟においてその効力を有する。

3 当事者は、本案の訴訟の口頭弁論において、第1項によりされた証拠調べの結果を陳述しなければならない。

注1) 日本民訴法234条、日本民訴規則152条参照。

注2) 証拠保全としてなされた証拠調べの結果は、本案の訴訟においてその効力を有する(本条第2項)が、そのためには、当事者がその結果を本案の訴訟の口頭弁論で陳述することを要する(本条第3項)。これは、口頭弁論で得られた資料のみが判決の基礎とされ、また、判決をする裁判官は口頭弁論に関与した者でなければならないという直接主義の要請から必要となる手続である(本案の訴訟を担当する裁判官が、証拠保全として証拠調べを担当する裁判官とは異なる裁判官である場合がある。)。この点で、本条第3項は、弁論準備手続の結果のその後の口頭弁論で

の陳述（第116条（弁論準備手続の結果の陳述および弁論））と類似の趣旨の規定と位置付けられる。

第164条（管轄裁判所）

1 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審級の裁判所にしなければならない。

2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証の対象の所在地を管轄する始審裁判所にしなければならない。

3 急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であっても、第2項の始審裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

注1) 日本民訴法235条参照。

注2) 第3項は、第1項の例外として、訴えの提起後においても、急迫の事情がある場合は、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証の対象の所在地を管轄する始審裁判所に証拠保全の申立てをすることができる旨を規定したものである。

第165条（証拠保全の申立ての方式）

1 証拠保全の申立ては、書面でしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 証明すべき事実
- 三 保全すべき証拠
- 四 証拠保全の事由

3 証拠保全の事由は、疎明しなければならない。

注) 日本民訴規則153条参照。

第166条（相手方の指定ができない場合の取扱い）

証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

注) 日本民訴法236条参照。

第167条（職権による証拠保全）

裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

注) 日本民訴法237条参照。

第168条（不服申立て）

証拠保全の申立てを却下する決定に対しては、申立人は、抗告をすることができる。

注) 日本民訴法238条参照。

第169条（期日の呼出し）

証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りで

ない。

注) 日本民訴法240条参照。

第170条（証拠保全の費用）

証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

注) 日本民訴法241条参照。

第171条（口頭弁論における再尋問）

証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

注1) 日本民訴法242条参照。

注2) 証拠保全の手続でなされた証拠調べの結果は、本案の訴訟において効力を有する（第163条（証拠保全）第2項参照）。しかし、証人尋問については、本案の審理及び判決を担当する裁判官がみずから証人の供述を聴くことが、適切に心証を形成する上で重要であるので、このような直接主義の要請を重視して、当事者が望む場合には当該証人を再度尋問するものとしたのが、本条の趣旨である。

第172条（証拠保全の記録の送付）

証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所の書記官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない。

注1) 日本民訴規則154条参照。

注2) 本条は、証拠保全の手続でなされた証拠調べの結果が本案の訴訟において効力を有する（第163条（証拠保全）第2項参照）ことを前提として、証拠保全による証拠調べを行った裁判所から、本案の係属する裁判所に、その記録を送付することを定めるものである。

注3) 用語確定会議の議論を受けて、「裁判所書記官」を単に「書記官」とした。

第四章 訴訟手続の中断及び中止

第173条（訴訟手続の中断及び受継）

1 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

- 一 当事者の死亡 相続人その他法令により訴訟を続行すべき者
- 二 当事者である法人の合併による消滅 合併後に権利義務を承継する法人
- 三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡もしくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者
- 四 一定の資格を有する者で自己の名で他人に代わっ 同一の資格を有する者

て訴訟の当事者となるもの死亡その他の事由による資格の喪失

- 五 第42条(当事者の選定) 同条により選定している規定により選定された当事者全員の死亡その他の事由による資格の喪失 当事者の全員又は同条により新たに選定された当事者

2 第1項の規定は任意代理人がある間は、適用しない。ただし、任意代理人は、第1項各号の事由が生じた旨を裁判所に届け出なければならない。

3 第1項第1号に掲げる事由がある場合においても、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。

〈注〉

日本民訴法124条、民訴規則52条参照。

訴訟手続の中断の事由及びその場合に訴訟手続を受継する者を規定する。以下のような事由が生じた場合は、新たな当事者が攻撃防御をすることができる状態となるまで、いったん訴訟手続を停止させなければ、当事者の手続権が保障されないからである。中断は、以下の事由が発生した場合に自動的に生ずる(裁判は必要とされない)。

(1) 当事者が死亡した場合においては、権利義務を承継する者がいない場合(例えば、離婚訴訟)等を除き(第174条(訴訟手続の当然終了)参照)、訴訟手続は中断する(1項1号)。この場合に受継すべき者は原則として相続人であるが、相続放棄ができる間は相続人が確定しないので、受継はされない(3項)。「法令により訴訟を続行すべき者」としては、相続人がいない場合に相続財産を管理する者として裁判所が定めるもの(相続財産管理人)等が想定されている。なお、これらの規律は、相続における承継の制度・放棄の制度の存在を前提としており、民法の相続法制との調整の必要がある。

(2) 当事者である法人が合併によって消滅した場合も、訴訟手続は中断する(1項2号)。合併においては、合併後に権利義務を包括的に承継する法人が手続を受継する。

(3) 当事者が訴訟能力を喪失したり、法定代理人に死亡・代理権消滅があった場合は、当事者は変わらないものの、そのまま訴訟手続を続行することは当事者の手続権保障の趣旨から問題がある。そこで、この場合も訴訟手続を中断し、新たな法定代理人を受継するか、当事者の能力回復により法定代理権が消滅した場合はその本人を受継する(1項3号)。

(4) 一定の資格に基づき第三者が当事者適格をもつ法定訴訟担当の場合(例えば、遺言の場合の遺言執行者)、その者が資格を喪失したときは(例えば、遺言執行者が辞任した場合)、訴訟手続を中断し、その後任の者が受継する(1項4号)。

(5) 第42条(当事者の選定)の規定により選定された当事者の一部が死亡・資格喪失した場合は、他の選定された当事者が訴訟行為をできるが(第42条4項)、その全員が死亡・資格喪失した場合は、訴訟手続は中断し、新たに選定された当事者か、選定がない場合は選定していた者自身が受継する(1項5号)。

以上のような事由が生じた場合においても、その当事者に任意代理人がいるときは、訴訟を続行しても、任意代理人が的確な攻撃防御を遂行することが期待でき、問題はな

いと見られる。そこで、任意代理人がいる場合には、訴訟手続の中断は生じないものとした(2項)。但し、その場合でも、裁判所に前記のような事由が生じたことを知らせておく必要はあるので、任意代理人の報告義務を定めたものである。

第174条(訴訟手続の当然終了)

当事者が死亡し又は合併により消滅した場合において、訴訟の目的である権利もしくは義務を承継する者がいないとき又は当該権利もしくは義務が同一人に帰属するに至ったときは、訴訟手続は終了する。この場合には、裁判所は訴訟の終了を宣言する判決をしなければならない。

〈注〉

当事者が死亡等した場合も、相続人等が権利義務関係を承継することができれば、第173条(訴訟手続の中断及び受継)により訴訟手続は続行するが、そのような承継が生じないとき(例えば、離婚訴訟)には、当事者が一人しかいないので、訴訟手続は当然に終了する。親子間の訴訟で、親の死亡により相手方である子が唯一の相続人となる場合も同様に当事者が一人だけになるので、訴訟手続は終了する。この点は、日本法には明文の規定はないが、確定判例で認められているところである。なお、法人の合併についても、日本では、会社の設立無効の訴えや株主総会決議取消しの訴えなどは、新たな法人に承継されないものとされているが、この点はカンボディアの会社法の規定により定まり、そのような例がなければ、合併の場合には、「訴訟の目的である権利もしくは義務を承継する者がいないとき」という部分は空振りということになる。

そして、この場合は、死亡等の事実が発生した時点で訴訟手続は当然に終了するが、それを明確化するため、必ず訴訟終了宣言判決をすることにしたものである。この判決は、残存する一方当事者のみに送達される。なお、訴訟の目的である権利義務関係の承継を主張する者がいるときは、この訴訟終了宣言判決に対して上訴を提起することができる。

第175条(受継の手続)

1 訴訟手続の受継の申立ては、手続を受け継ごうとする者及び相手方がすることができる。

2 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、受継の申立ての相手方に通知しなければならない。

3 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。その決定に対しては、抗告をすることができる。

4 第3項の場合において、裁判所は、受継の申立てに理由があると認めるときは、決定で、受継を許可しなければならない。

5 判決書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、その判決をした裁判所がその申立てについての裁判をしなければならない。

〈注〉

日本民訴法126条、127条、128条

本条は受継の手続を定めるものである。まず、受継の申

立権を有するは、死亡等の事由が生じた当事者の相手方当事者か、前条等によって受継の資格が定められた者である（1項）。相手方も訴訟手続を迅速に確定する利益があるので、受継申立権が認められる。申立てがあると、裁判所はその旨を通知する（2項）。受継資格者により申立ての場合は相手方当事者、相手方の申立ての場合は受継資格者に通知がされる。受継の当否は訴訟手続上の裁判であるので、決定手続により、職権調査事項となる。調査の結果、受継の理由がなければ申立ては却下され（3項）、理由があれば受継決定がされる（4項）。なお、判決書送達後に中断した場合は、上訴すべき裁判所ではなく、判決をした裁判所に受継申立てがされ、その裁判所が決定をする（5項）（上訴がされた後は、上訴裁判所が受継の許否の決定をする）。

第176条（職権による続行命令）

当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

〈注〉

日本民訴法129条

訴訟手続の進行については、職権進行主義がとられているので、受継資格者が存するにもかかわらず、受継資格者・相手方のいずれからも受継申立てがない場合には、裁判所が職権で訴訟手続の続行を命ずることを可能としたものである。

第177条（訴訟手続の中止）

1 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

2 終期を予測できない長期の支障により当事者が訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。この場合において、その支障が消滅したときは、裁判所はその決定を取り消すことができる。

3 訴訟事件に係る請求を理由付ける事実について刑事事件が係属しているときは、裁判所は、決定で、その事件の訴訟手続の中止を命ずることができる。この場合において、当該刑事事件が終了したときは、裁判所はその決定を取り消すことができる。

〈注〉

日本民訴法130条、131条

一定の事由が発生した場合に、中断のように新たな訴訟追行者が生じるものではないが、やはり当事者の手続保障の観点から訴訟手続を停止すべき場合には、訴訟手続は中止される。本条は、そのような中止の発生する場合を定めたものである。

(1) 裁判所の存する地域の大火災、水害、地震等の天災や、戦争、内乱、暴動等の事由によって、裁判所全体が職務を行うことができない場合は、裁判所の裁判なしに法律上当然に訴訟手続は中止する（1項）。個々の裁判官の事情（病気等）はこれに含まれない。前記の事由が消滅した

ときは、当然に中止は解消され、訴訟手続は続行される。

(2) 当事者の存する地域の天災による交通の途絶や当事者の伝染病による隔離等、当事者が訴訟手続を続行することが社会通念上著しく困難な事情があり、その事情が継続的で終期が予想できないような場合には、やはり当事者の手続権保障のために訴訟手続は中止される（2項）。当事者の旅行や一時的な病気はこれに含まれない。この場合は、中止は裁判所の決定により、前記のような事情が消滅した場合も、やはり裁判所の決定により、中止決定が取り消され、訴訟手続が続行する。なお、中止決定および中止取消決定に対しては、不服申立てはできない。

(3) ある刑事事件が係属している場合に、その事件の被害者は、附帯私訴を求めることもできるが、別途通常の民事訴訟を提起することもできる。しかし、後者の場合も、刑事の有罪判決は民事事件にも拘束力を持つものと考えられ、民事訴訟手続の進行を停止するのが望ましい。ただ、自動的に民事訴訟が中止するとすると、引き延ばし目的での刑事告訴等を招き望ましくないので、裁判所の裁量的な判断に基づき、民事訴訟手続を中止できることとしたものである（3項）。

第178条（中断及び中止の効果）

1 訴訟手続の中断又は中止があったときは、当事者及び裁判所は訴訟行為をすることができない。ただし、判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっても、することができる。

2 訴訟手続の中断又は中止があったときは、期間は進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

〈注〉

日本民訴法132条

本条は中断及び中止の効果を定めたものである。中断・中止は当事者の手続権保障のための制度であるので、中断・中止中は訴訟行為はすることができず（1項）、期間も進行しない（2項）のが原則である。したがって、中断・中止中にされた訴訟行為は原則として無効であるが、判決の言渡しについては、特に当事者の手続権に配慮する必要はなく、迅速な言渡しに対する法の要請もあるので、例外的に、中断中にも言渡しを可能としたものである。また、期間は進行を停止し、中断・中止が終了した時点から、全部の期間について改めて進行を始めるものとされる。例えば、2週間の上訴期間のうち1週間が経過した時点で中断・中止が生じた場合、その事由が消滅した時点から改めて（残りの1週間ではなく）2週間の上訴期間が認められる。

第五章 裁判

第一節 裁判通則

第179条（裁判の種類）

1 判決とは、裁判所が、本法又はその他の法律に別段の定めがある場合を除き、口頭弁論に基づいて法定の方式を具備した判決書を作成してする裁判で、これに基づく言渡しによって効力を生じるものをいう。（1）

2 決定とは、裁判所又は裁判官が、口頭弁論を経ないで

することができる裁判で、判決以外のものをいう。(2)

<注>

(1) 通常の訴訟では、原告の訴えが訴訟要件を具備して適法であるか否か、または、本案に関する原告の請求が正当であるか否かの判断は、判決によるのが原則である。

(2) 付随的な事項または軽易な事項については、決定によるのが原則である。決定は、相当と認める方法で当事者に告知すれば、その効力を生ずる。

第二節 判決総則

第180条 (終局判決)

1 裁判所は、弁論および証拠調べの結果により審理を完了すべきときは、口頭弁論を終結して終局判決をしなければならない。(1)

2 併合された複数の請求のうちの一について審理を完了すべきときは、その一について終局判決をすることができる。(2)

3 裁判所は、終局判決をするために必要があると認めるときは、終結した口頭弁論の再開を命じることができる。

(3)

<注>

日本民訴法243条および153条参照。

(1) 本項は、ある審級に係属する訴訟事件を完結させる判決である「終局判決」についての規定である。終局判決に対する概念は「中間判決」であり、次条に規定する。終局判決には上訴が認められるが、中間判決に対する独立の上訴は認められない。ここにいう終局判決の種類としては、訴え却下判決、請求棄却判決、請求認容判決などがある。オーストリア民訴法390条1項および韓国民訴法183条参照。

(2) 終局判決には、訴訟事件の全部の審理を完結させる「全部判決」のほかに、一部について審理を完結させる「一部判決」がある。本項は、一部判決に関する規定である。

(3) 日本民訴法153条参照。

第181条 (中間判決)

次の各号に定める事項につき争いがあるときは、裁判所はまずその事項についてのみ審理を完了して中間判決をすることができる。

一 請求の存在及び数額について争いがある場合における請求の存在(1)

二 独立して判断することができる攻撃または防御の方法(2)

三 訴訟要件の存否(3)

四 訴訟の終了に関する事項(4)

<注>

日本民訴法245条参照。

(1) 請求の原因と数額の双方が争われ、数額に関する審理が複雑で長期化が予想される場合、双方について審理を進めると、請求の原因がないと判断されたときは数額に関する審理が無駄になるので、そのような事態を防止するために、まず請求の原因について中間判決をすることを認めたもので、訴訟経済を図る趣旨の規定である。オーストリ

ア民訴法393条参照。

(2) 「独立して判断することができる」という意味は、その攻撃防御方法の存在または不存在によって、自動的にある権利関係の発生、変更または消滅がもたらされるものをいう。たとえば、原告が所有権の確認を請求している事件の場合、その所有権の取得原因である売買や取得時効などがこれにあたる。

(3) たとえば、係属している事件につき、カンボディアの裁判所に裁判権があるかどうか、当事者に当事者能力があるかどうか、訴状の送達が有効に行われたかどうかなどの訴訟要件の存否が争いになった際に、訴訟要件が存在する旨の中間判決をすることができる。これと反対に、訴訟要件が存在しない旨の判断をするときは、訴えを却下する終局判決をすることになる。

(4) 訴えの取下げ、訴訟上の和解、請求の放棄・認諾などにつき、これらが有効に行われたか、それとも無効であるかが争いになったときに、無効であったという旨の中間判決をして訴訟を続行することができる。これと反対に、有効であった旨の判断をするときは、終局判決で訴訟の終了を宣言することになる。

第182条 (判決事項)

1 裁判所は、当事者が申し立てた請求のすべてにつき、判決をしなければならない。(1)

2 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。(2)

3 裁判所は、訴訟費用の負担義務については、当事者の申立てがなくても裁判しなければならない。(3)

<注>

日本民訴法246条参照。

(1) 裁判所は、当事者が申し立てたすべての請求に対して、これに応答する義務があることを定めた規定である。イタリア民訴法112条およびフランス民訴法5条参照。本項は、第183条(判決の脱漏)の論理的な前提となる。

(2) 直接的には、当事者の申立事項と裁判所の判決事項の原則的な一致を意味し、さらに「訴えなければ裁判なし」という処分権主義の原則を明らかにする意味を有する。

(3) ドイツ民訴法308条2項参照。

第183条 (判決の脱漏)

裁判所が請求の一部について判決を脱漏したときは、訴訟は、その脱漏した請求の部分については、なおその裁判所に係属する。(1)

<注>

日本民訴法258条参照。

(1) 本条は、裁判所が誤って請求の一部につき判決をしなかった場合を判決の脱漏と呼び、脱漏した部分の請求は依然として裁判所に係属していることになることを明らかにしたものである。したがって、後に、この脱漏部分についても判決がなされてはじめて訴訟係属が終了することになる。この脱漏部分について後になされる判決のことを「追加判決」という。

第184条 (自由心証主義)

裁判所は、判決をするに当たり、証拠調べの結果ならびに

口頭弁論の経緯および内容を慎重に考慮して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

<注>

自由心証主義とは、審理に適法に提出されたすべての資料を裁判官が自由に判断し、その確信に基づいて裁判の基礎となる事実の認定をすることができる原則をいう。これと対立するのが法定証拠主義で、たとえば不動産の譲渡は文書以外の証拠では証明することができないというように、証拠の種類または証拠の証明力について、制約を課すという原則である。法定証拠主義は、中世のヨーロッパで行われていた原則であるが、19世紀にフランス民事訴訟法が自由心証主義を採用して以来、近代国家の民事訴訟法はすべて自由心証主義を採用している。日本民訴法247条参照。

第185条（直接主義）

1 判決は、その基礎となる口頭弁論に関与した裁判官によってのみ、これを行うことができる。（1）

2 口頭弁論終結前に裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

（2）

3 単独の裁判官が代わった場合または合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

<注>

日本民訴法249条参照。

（1）判決はその基礎となる口頭弁論に関与した裁判官のみがすることができる旨の規定である。ドイツ民訴法309条およびオーストリア民訴法412条1項参照。

（2）日本民訴法249条2項に相当する規定であるが、時期を明確にするために「口頭弁論終結前に」という文言を挿入している。

第三節 判決の言渡し

第186条（判決の効力の発生）

判決は、言渡しによってその効力を生ずる。（1）

<注>

日本民訴法250条参照。

（1）本条は、判決は、「言渡し」という次条以下に規定する特別の告知方式によってはじめてその効力を生じ、かつ、言渡し以外の方式では効力が発生しないことを意味する。「判決の効力」の意味や内容については、第二編第五章第四節「判決の効力」の節に具体的な規定を置いている。

第187条（言渡しの期日）

判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から1か月以内に行わなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときはこの限りでない。（1）

<注>

日本民訴法251条参照。

（1）判決の言渡しは、裁判長の指定した期日に当事者を呼びだして行わなければならないが、本条は、その言渡り期日は原則として口頭弁論終結の日から2か月以内の日とすべきことを定めるものである。この期間については、カンボディアの実情に応じて変更の余地がある。

第188条（言渡し的方式）

1 判決の言渡しは、期日に公開の法廷で、判決書の原本に基づいて、裁判長が主文を朗読してする。ただし、裁判長に支障がある場合は、陪席裁判官が代わって行うことができる。（1）

2 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。（2）

2 裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、または口頭でその要旨を告げることができる。（3）

<注>

日本民訴法251条2項、252条および日本民訴規則155条参照。

（1）日本民訴法252条と日本民訴規則155条1項を合体させた規定である。

（2）当事者双方が口頭弁論期日に出頭しない場合には訴訟行為をすることができないのが原則であるが、判決の言渡しについては当事者の訴訟行為は必要がないので、例外的に当事者が在廷しない場合であっても判決の言渡しをすることができる旨を定めたものである。日本民訴法251条2項参照。

（3）「相当と認めるとき」とは、社会の注目を集める事件であって多数の傍聴人がいる場合や、当事者が判決言渡り期日に出席しており、とくに法廷における理由の開示を望んでいる場合などが、これにあたる。

第189条（判決書）

1 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 裁判所

二 口頭弁論の終結の日

三 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

四 事実および争点

五 理由

六 主文

2 事実および争点の記載は、当事者の陳述に基づきその要旨を摘示して、これをしなければならない。

3 判決書には、判決をした裁判官が署名しなければならない。

4 合議体の裁判官が判決書に署名することに支障があるときは、他の裁判官が判決書にその事由を付記して署名しなければならない。

<注>

日本民訴法253条および日本民訴規則157条参照。また、日本旧民訴法191条も参照。第1項に掲げた判決の記載事項は必要的記載事項であり、これ以外に任意的記載事項もありうる。

第190条（判決書の送達）

1 判決書は、判決言渡しの日から2週間以内に、当事者に送達しなければならない。（1）

2 前項に規定する送達は、判決書の正本によってする。（2）

<注>

日本民訴法255条および日本民訴規則159条参照。

（1）判決は、主文を朗読して言い渡されるが、判決の理由は必ずしも告知されるわけではないし、当事者が在廷しない場合でも言渡しは可能である。そこで、当事者に判決書を送達して判決の内容を知らせる必要がある。また、この送達によって、上訴の期間の進行が開始し、さらに勝訴当事者にとっては強制執行を行うことが可能となる。なお、2週間という期間は、現地の実状にあわせて変更の可能性がある。

（2）第一次案では、「カンボディアに「正本」という概念が存在するかどうかを確認して最終的に確定するものとする」としていたが、現地で、「正本」にあたる概念があることが確認されたので、原案を維持するものとする。

第四節 判決の効力

第191条（判決の自己拘束力）

判決をした裁判所は、第192条（更正決定）に定める場合を除き、これを取消または変更することはできない。

（1）

<注>

（1）判決には、これを言い渡した裁判所自身をも拘束する効力があることを定める規定である。なお、第192条（更正決定）の更正決定の規定は、判決に自己拘束力があることが前提となっている。

第192条（更正決定）

1 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てによりまたは職権で、いつでも更正決定をすることができる。（1）（2）

2 更正決定に対しては、抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。（3）

3 更正決定は、判決書の原本および正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本および正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。（4）

<注>

日本民訴法257条および日本民訴規則160条参照。

（1）判決には自己拘束力があるが、表現上の明白な誤りを訂正することは判決の実質を変更することにはならないし、このような場合にも上級審の判断を経なければならないとするのは無用の手間と労力を要求することにもなるので、判決裁判所が自ら訂正することを認めたものである。

（2）判決書の書き誤りは当事者が発見することが多いし、それによって不利益を受けるのは当事者であるから、当事者に申立権が認められる。

（3）更正決定によって不利益を受けた当事者は、これに対して抗告ができるが、判決に対して適法な控訴があれば、更正決定の当否も控訴審の審判の際に判断を受けることになるから、更正決定に対する独立の抗告は許されない。

（4）更正決定は、判決書に付記されることにより従前の判決と一体となり、判決当時にさかのぼって最初から更正された内容の判決がなされたのと同じ効力を生ずる。更正の決定書を作成したときは、判決書への付記は必要がない。

第193条（判決の確定時期）

1 判決は、適法な上訴または適法な故障の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 判決の確定は、第1項の期間内にした上訴の提起または故障の申立てにより遮断される。

<注>

日本民訴法116条、日本旧旧民訴法498条およびドイツ民訴法705条参照。

第194条（判決で判断した事項の確定力）

1 判決が確定したときは、終局的な確定力が発生する。

2 第1項の確定力は、口頭弁論の終結時における権利または法律関係を確定する。

3 第1項の確定力の範囲は、訴えまたは反訴により申し立てた請求につき主文において判断をした範囲に限られ、判決の理由中における判断には及ばない。（1）

4 第3項の規定にかかわらず、被告が反対債権による相殺を主張したときは、確定判決における反対債権が存在しない旨の判断につき、相殺をもって対抗した額について確定力が発生する。（2）

<注>

日本民訴法114条およびドイツ民訴法322条参照。

（1）第3項は、判決理由中の判断には第1項の終局的な確定力は発生しないという原則を定めるものである。このような原則を定めたのは、次の理由による。判決理由中の判断に終局的な確定力が生じないことにすれば、当事者は、結論がどうなるかだけを念頭に置いて訴訟活動をすればよく、前提となる攻撃防御方法はあくまでも手段として割り切って、自由に訴訟活動を行うことができる。また、裁判所も、最も審理のしやすい争点から判断して結論を導くという、弾力的な訴訟指揮が可能になる。

（2）第4項は、第3項の原則の例外を定めている。すなわち、相殺の抗弁について判決理由中で判断されたときは、例外的に終局的な確定力が発生する。このような例外を認めたのは、次の理由による。相殺の抗弁が成立すると、原告が有する請求権と被告が有する請求権が、同時に消滅することになる。この場合、原告の請求権の消滅については主文で判断されるので、第1項により当然に既判力を生じる。これに対し、被告の請求権の消滅は判決理由中で判断されるので、第3項の原則を適用すると既判力が生じないことになり、バランスを欠くことになる。そこで、第4項の例外を設けて、相殺の抗弁が主張された場合に限り、例外的に判決理由中の判断にも確定力を認めたものである。

第195条（執行力の発生時期）

判決は、法律に別段の定めがある場合を除き、第194条（判決で判断した事項の確定力）に定める確定力が発生したときから、執行することができる。

<注>

フランス民法501条参照。

第196条（仮執行の宣言）（1）

1 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てによりまたは職権で、担保を立ててまたは立てないで、その判決を仮執行することができることを宣言することができる。（2）

2 裁判所は、申立てによりまたは職権で、担保を立てて、仮執行を免れることができることを宣言することができる。

3 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければならない。前項の規定による宣言についても、同様とする。

4 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかったとき、または職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかったときは、裁判所は、申立てによりまたは職権で、補充の決定をする。第2項の申立てについて裁判をしなかったときも、同様とする。

<注>

日本民法259条参照。

（1）本条の仮執行宣言は、第一審で勝訴した原告に、早期に権利実現の利益を与えるための手段である。第一審で敗訴した被告には上訴が認められるが、上訴があると判決の確定が先に延ばされ、判決の確定によって生じる執行力の発生も遅れるために、それだけ勝訴者の権利の実現が阻止される。仮執行宣言は、このような不利益から勝訴者を保護し、敗訴者の上訴の利益との均衡を図るために認められた制度である。

（2）仮執行宣言は、財産権上の請求についてのみ認められる。財産権上の請求は、身分上の請求の場合と異なり、仮りに執行が行われた後に上級審で請求が棄却されることになっても、原状の回復が比較的容易である場合が多く、あるいは金銭賠償で解決がつくからである。

第197条（仮執行の宣言の失効および原状回復）

1 仮執行の宣言は、その宣言または本案判決を変更する上訴裁判所の判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。（1）

2 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したものの返還および仮執行によりまたはこれを免れるために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならない。（2）

3 裁判所が、仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本案判決を変更する判決について、前項の規定を適用する。

<注>

日本民法260条参照。

（1）仮執行宣言は、給付判決の確定前にその宣言自体が変更されるか、または基本である終局判決が変更を受ければ、その限度で失効する。

（2）仮執行宣言が失効した場合、被告はすでに原告に給付した物の返還、および、仮執行によってまたはこれを免れるために受けた損害の賠償を請求できる。

第198条（確定判決の効力が及ぶ者の範囲）

確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

一 当事者（1）

二 当事者が他人に代わって原告または被告となった場合のその他人（2）

三 前二号に掲げる者の訴訟係属後における権利又は義務の承継人（3）

四 前三号に掲げる者の利益のために請求の目的物を所持する者（4）

<注>

日本民法115条参照

（1）確定判決の効力は原則として当事者間にのみ及ぶ。これを判決効の相対性の原則という。判決の効力は紛争の当事者間にのみ及ぶに足りるし、訴訟を自ら進行していない第三者に判決効が及ぶとすると、その者の手続保障を侵害するおそれがあるからである。

（2）紛争の対象となっている権利関係の主体でない者が、訴訟当事者として他人の権利関係について訴訟を進行することが認められている場合（訴訟担当）に、訴訟当事者が当事者として受けた判決の効力が、権利関係の主体にも及ぶことを定めた規定である。たとえば、第42条（当事者の選定）に定めのある選定当事者の制度はここにいう訴訟担当の一つの例であるが、この場合には、「選定されて原告または被告となった者」が本条二号にいう「当事者」にあたり、「選定した者」が「他人」にあたる。

（3）本項にいう「承継人」は、原則として、訴訟物である権利義務を承継した者である。

（4）本項にいう「請求の目的物を所持する者」とは、訴訟上の請求の対象となる特定の動産または不動産につき、その所持に自己固有の利益はなく、もっぱら当事者等のために所持する者をいう。たとえば、管理人、留守番、隣家の荷物を一時預かった隣人などである。これらの者には、その目的物について固有の利益がないので、当事者等に対する判決の効力をそのまま及ぼしても問題はない。

第199条（外国裁判所の確定判決の効力）

外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

一 法律または条約により外国裁判所の裁判権が認められること。

二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出しもしくは命令の送達を受けたことまたはこれを受けなかったが応訴したこと。

三 判決の内容および訴訟手続がカンボディアにおける公の秩序または善良な風俗に反しないこと。

四 カンボディアと外国との間に相互の保証があること。

<注>

日本民法118条参照

第五節 欠席判決

第200条（原告に対する欠席判決）

1 原告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、欠席判決によって原告の請求を棄却しなければならない。（1）

2 原告が弁論準備手続の続行期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を直ちに打ち切って、口頭弁論の第1回期日を指定することができる。（2）

3 原告が口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、欠席判決によって原告の請求を棄却しなければならない。（3）

<注>

日本旧旧民訴法246条、247条、ドイツ民訴法330条およびオーストリア民訴法396条参照

（1）原告が弁論準備手続の第1回期日に欠席したときは、訴訟を進行する意思のないものとみなして、欠席判決により請求を棄却する。これは、必要的口頭弁論の原則の例外にあたる。

（2）弁論準備手続の続行期日に原告が欠席したときは、原告に訴訟を進行する意思のないものと即断することはできず、原告はすでに争点の整理は十分なされたと判断しており、口頭弁論の場における審理を望んでいるということも考えられるので、ただちに欠席判決をすることはできない。

（3）口頭弁論の第1回期日のみならず続行期日に欠席した場合にも本項の適用があるが、口頭弁論期日では主として集中証拠調べが行われるので、続行期日が開かれることは稀であろう。

（4）本条および次条以下において、当事者が「出頭しないとき」とは、物理的に出頭はしたが弁論や申述をしないで退席した場合のように、実質的には出頭したとはいえない場合を含む。

第201条（被告に対する欠席判決）

1 被告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を直ちに打ち切って、口頭弁論の第1回期日を指定しなければならない。（1）

2 被告が口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、被告が原告の事実上の陳述を自白したものとみなし、原告の請求を正当とするときは欠席判決により原告の請求を認容し、正当としないときは原告の請求を棄却しなければならない。（2）

<注>

日本旧旧民訴法246条、248条、ドイツ民訴法331条およびオーストリア民訴法396条参照

（1）被告が弁論準備手続に欠席の場合は、原告の請求が主張それ自体において失当である場合がありうるので、ただちに欠席判決をするわけにはいかない。また、口頭弁論を経ずに請求認容判決をするわけにもいかないので、結局、口頭弁論の期日を指定すべきことになる。

（2）被告が口頭弁論期日に欠席した場合には、原告の主張事実がすべて自白されたものとみなし、これにより原告の請求が正当であると認められるときは欠席判決により原告の請求を認容するが、原告の主張事実がすべて自白されたと仮定しても請求に理由がないときは、請求を棄却すべきである。この場合の請求を棄却する判決は、欠席判決

ではなく通常判決である。

第202条（欠席判決が許されない場合）

次の事由があるときは、裁判所は、欠席判決をしてはならない。

一 出頭しなかった当事者が適法な呼び出しを受けていなかったとき。（1）

二 出頭しなかった当事者が、天災その他のやむを得ない事情により、出頭することができなかつたと認めるに足る事情のあるとき。

三 訴えが不適法なとき。（2）

<注>

日本旧旧民訴法252条、254条およびドイツ民訴法335条参照

（1）呼出状には、不出頭の場合には欠席判決による不利益を受けるおそれがあることを記載しておかなければならない。本号は、日本旧旧民訴法254条1項では期日延期の事由とされているが、ドイツ民訴法335条1項2号では欠席判決の申立ての却下事由とされており、ここでは後者になった。

（2）日本旧旧民訴法252条1項1号、ドイツ民訴法335条1項1号など参照。具体的には、専属管轄、当事者能力、訴訟能力、代理権などが欠けている場合がこれにあたる。

第203条（期日の延期）

1 裁判所は、呼出期間が短すぎると認めるとき、または当事者が過失なくして出頭できなかったと認めるときは、弁論準備期日または口頭弁論期日を延期することができる。

2 裁判所は、前項により期日を延期したときは、出頭しなかった当事者を新时期に呼び出さなければならない。

<注>

日本旧旧民訴法252条およびドイツ民訴法337条参照

第204条（故障の申立て）

1 当事者が、予見することができなかつた事由または避けることができなかつた事由のために、やむをえず適時に期日に出頭することができず、欠席判決を受けた場合には、その判決に対して故障の申立てをすることができる。

（1）（2）

2 第1項に定める故障の申立ては、欠席判決の送達を受けた日から2週間以内に、行わなければならない。（3）この期間は、伸長することができない。

3 欠席判決の送達を公示送達または外国における送達によってなすべきときは、裁判所は、欠席判決の中で故障の申立期間を定めなければならない。（4）

<注>

日本旧旧民訴法255条、256条1項、ドイツ民訴法338条、339条参照およびオーストリア民訴法146条1項参照。

（1）日本旧旧民訴法やドイツ民訴法は、理由のいかんを問わず自由に故障の申立てを認めるが、これでは当事者が

欠席と故障の申立てを繰り返すことにより無限に訴訟を引き延ばすことができる可能性があるため、オーストリア民訴法146条1項にならって、予見することができなかった事由または避けることができなかった事由のために、やむをえず適時に期日に出頭することができなかった場合に限ることとした。

(2) 故障の申立てが認められない場合でも、欠席判決に対して上訴をすることはできるものとする。故障申立がなされた場合には、上訴期間は故障の申立てに対する裁判の確定した日から進行をはじめとするものとする。これらについては、「上訴」について定める箇所規定する。

(3) 日本旧旧民訴法255条2項参照。

(4) 日本旧旧民訴法255条4項およびドイツ民訴法339条2項参照。

第205条 (故障申立の方式)

1 故障の申立ては、欠席判決をした裁判所に故障申立書を提出することにより、これをなす。

2 故障申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(1)

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 故障申立の対象である欠席判決の表示。

三 第二号の判決に対して故障を申し立てる旨。

四 期日に適時に出席できなかった理由。(2)

<注>

日本旧旧民訴法256条1項およびドイツ民訴法340条参照。

(1) 故障の申立ては、判決に対する不服申立である点で控訴や上告と性質を同じくするので、故障申立書の記載事項も控訴状や上告状と同じく必要的記載事項であり、これに不備がある場合には故障申立は無効となる(第205条(故障申立の方式)参照)。

(2) 第204条(故障の申立て)で、故障の申立には「予見することができなかった事由または避けることができなかった事由のために、やむをえず適時に期日に出頭することができなかった」という事情が必要であるとしたので、それを受けて故障申立書にもその旨の記載を要求したものである。

第206条 (故障申立書の審査および送達)

1 故障申立書が第205条(故障申立の方式)の規定に違反する場合には、裁判所は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

2 第1項の場合において、故障の申立てをした当事者が不備を補正しないときは、裁判所は、決定で故障申立書を却下しなければならない。

3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

4 故障申立書に不備がない場合には、裁判所は、故障申立書を相手方に送達し、かつ、故障申立の審理のための新たな期日を指定して、当事者を呼び出さなければならない。

<注>

日本旧旧民訴法257条、258条参照。

第207条 (故障申立についての審理と裁判)

1 裁判所は、職権をもって、故障の申立てが法定の方式および期間を遵守して提起されたかどうか、ならびに、故障の申立てに正当な理由があるかどうかを調査しなければならない。

2 裁判所は、故障の申立てが不適法である場合は決定によってこれを却下し、故障の申立てに正当な理由がない場合は決定によってこれを棄却しなければならない。

<注>

日本旧旧民訴法259条、ドイツ民訴法341条参照。

第208条 (故障の効果)

1 故障の申立てが認められたときは、訴訟は、欠席前の状態に復する。

2 第1項の場合には、裁判所は、弁論準備手続または口頭弁論を再開して新たな期日を指定し、これを当事者に通知しなければならない。

<注>

日本旧旧民訴法260条、ドイツ民訴法341条a、342条参照。

第209条 (新判決)

1 再開後の審理に基づいてなすべき判決が欠席判決と一致するときは、裁判所は、欠席判決を維持する旨を宣言する判決をしなければならない。

2 再開後の審理に基づいてなすべき判決が欠席判決と一致しないときは、裁判所は、新たな判決において欠席判決を取り消さなければならない。(1)

<注>

日本旧旧民訴法261条、ドイツ民訴法343条参照。

(1) 裁判所が欠席判決を取り消す場合には、その全部を取り消す場合と、一部のみを取り消す場合の両方がある。

第210条 (欠席により生じた費用)

欠席判決が法定の方法でなされたときは、欠席によって発生した費用は、それが相手方の不当な訴訟行為によって発生したものでない限り、故障申立に基づいて欠席判決を取り消す場合においても欠席をした当事者の負担とする。

<注>

日本旧旧民訴法262条、ドイツ民訴法344条参照。

第211条 (再度の欠席判決)(1)

1 故障の申立てをした当事者が再開後の最初の期日に出頭しないときは、第202条(欠席判決が許されない場合)および第203条(期日の延期)第2項に規定する場合を除き、裁判所は、再度の欠席判決により故障の申立てを棄却しなければならない。

2 第1項に定める再度の欠席判決に対しては、故障の申立てをすることができない。

<注>

日本旧旧民訴法263条、ドイツ民訴法345条参照。

(1) 故障後に再開された最初の期日に欠席した場合は本条で対処できるが、最初の期日には出席してその後の期日に欠席した場合には本条1項によることができず、通常の欠席判決をすることになる。この欠席判決には本条2項は適用されないため、再度故障の申立てをすることが可能となり、訴訟引き延ばしに利用されるとの指摘がある。しかし、本草案では、故障申立ての要件として「予見することができなかつた事由または避けることができなかつた事由のために、やむをえず適時に期日に出頭することができなかつた場合」が必要であるため(第204条(故障の申立て)), 指摘のような濫用事例はほとんど考えられないものと思われる。

第212条 (準用規定)

- 1 故障の申立ての取下げについては、控訴の取下げに関する規定を準用する。
- 2 本節の規定は、反訴について準用する。

<注>

日本旧旧民法264条, 265条, ドイツ民法346条, 347条参照。

第六節 決定

第213条 (決定の告知)

- 1 決定は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。(1)
- 2 決定書には、決定をした裁判官が署名しなければならない。
- 3 決定の告知がされたときは、書記官は、その旨および告知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。(2)

<注>

日本民法119条および日本民訴規則50条参照

(1) 決定は、訴訟指揮上の措置または訴訟審理の派生的な事項を処理するためになされる裁判であり、判決のように訴訟事件そのものに対して判断を下すという重要な裁判ではないので、その告知の方法も簡易でよいし、その効力も確定を待たずに直ちに生じる。

(2) 「訴訟記録上」明らかにするとは、必ずしも調書に記載する必要はなく、何らかの方法により訴訟記録上明確にするという趣旨である。したがって、たとえば決定書の送達によって告知がなされた場合には、その送達の報告書を記録に添付することでも足りる。

第214条 (訴訟指揮に関する決定の取消し)

訴訟の指揮に関する決定は、いつでも取り消すことができる。(1)

<注>

日本民法120条参照

(1) 判決については自己拘束力が定められており、裁判所はみずからのした判決であっても原則としてこれを変更または取消すことができない(第191条(判決の自己拘束力))。これに対し、訴訟指揮に関する決定は、訴訟の進行を円滑にする目的で適宜になすものであり、また、こ

れによって一定の事項を確定するものではないから、後に不必要または不相当となれば、自由に取り消すことができることが望ましい。本条は、こうした趣旨を明らかにしたものである。決定で訴訟指揮に関しないものに自己拘束力があるかどうかについては、それぞれの重要性や内容に応じて判断するべきであり、一律に論じることはできない。

第215条 (書記官の処分に対する異議)

書記官の処分に対する異議の申立てについては、その書記官の所属する裁判所が、決定で、裁判をする。

<注>

日本民法121条参照

第216条 (判決に関する規定の準用)

決定には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。(1)

<注>

日本民法122条参照

(1) 判決に関する規定が、決定の性質に反するために、決定に準用されない場合としては、仮執行宣言に関する一連の規定が代表的な例である。すなわち、決定は告知により効力を生じるため(第213条(決定の告知)), 仮執行宣言を付ける必要がないからである。その他の規定については、原則として準用されるが、具体的にはそれぞれの場合において判断することになる。

第六章 裁判によらない訴訟の完結

第217条 (訴えの取下げ)

1 原告は、判決が確定するまで、訴えの全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、被告が本案について準備書面を提出し、本案について弁論準備手続において申述をし、又は本案について口頭弁論をした後にあっては、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

3 訴えの取下げは、書面でしなければならない。ただし、弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日においては、口頭であることを妨げない。

4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において口頭でされたときはその期日の調書の謄本を被告に送達しなければならない。ただし、訴えの取下げが弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において口頭でされ、かつ被告がその期日に出頭したときはこの限りではない。

5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に被告が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において口頭でされた場合において、被告がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、被告がその期日に出頭しなかつたときは第4項の謄本の送達があった日から二週間以内に被告が異議を述べないときも、同様とする。

<注>

本条は、日本民事訴訟法261条に対応する。

原告は、裁判所に対して判決を求める申立てを取り下げ、訴訟係属を訴え提起時に遡って消滅させることができる。訴えの取下げは終局判決が確定するまですることができる(1項)。即ち、第1審の終局判決が出る前はもちろん、第1審判決が出された後、控訴審の係属中でも、さらに上告審の係属中でも、訴えを取り下げることができる。訴えの取下げは原告の単独の意思表示による。期日以外で行う場合には証明を容易にするために書面で行う(3項)。被告が本案について応訴した時点以降は、被告が勝訴する判決が出される可能性があることから、被告の同意がないと原告は訴えを取り下げることができない(2項)。5項は被告の同意がみなされる場合を規定する。異議がない場合に訴えの取下げがあったものとみなす期間が「2週間」でよいかどうかは、控訴期間とのバランス、カンボディアの通信・交通事情、手続の迅速等を考慮して検討すべきであろう。第264条(控訴期間)は控訴期間は1か月としており、この控訴期間より長いのは被告に考慮の期間を与えずで均衡を失する。

なお第7回WSでは、「代理人が勝手に和解や取り下げをしてしまう弊害が大変大きいので、当事者本人の保護の措置(当事者に対する通知制度等)を設けてほしい。」との要望がなされている。この点について作業部会で検討したが、民事訴訟法に規定を設けると取下げの効力の規律が複雑となることから、民事訴訟法には規定を設けず、弁護士倫理や損害賠償一般の問題として議論すべきであると結論に至った。

第218条 (訴えの取下げの効果)

1 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。

2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

【本条の趣旨】

本条は、日本民事訴訟法262条に対応する。

訴え取下げの第1の効果は、訴訟係属が訴え提起時に遡って消滅することである(1項)。第2の効果は、終局判決(確定しているかどうかを問わない)がなされた後に訴えを取り下げた場合には、同一の訴えを提起できなくなることである。本案判決がなされいながら取下げによりこれを失効させた原告が、再度訴えを提起して裁判所や被告を前の訴訟におけるのと同じ審理に関与させることを防止する必要がある、という趣旨である。もっとも、新たに訴えを提起する必要が発生した場合には同じ訴えを提起することを認めるべきである。例えば、前訴提起後に原告が被告と訴訟外で和解して期限の猶予を認めて訴えを取り下げたところ、期限が到来しても被告が弁済しない場合には、同一の給付訴訟を再度提起することが認められる。この趣旨を明文化するために、「ただし、新たな訴えの必要性がある場合にはこの限りではない。」と但書を加えて条文化することも考えられるが、取下げ後の事情の変更以外に取下げそのものに意思の瑕疵がある場合もこの文言に含まれるかどうかは作業部会内部で否定的な意見が多かったため、原案からは外してある。

第219条 (訴えの取下げの擬制)

当事者双方が、弁論準備手続の期日又は口頭弁論の期日に出頭しない場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものとみなす。当事者双方が、連続して二回、口頭弁論の期日又は弁論準備手続の期日に出頭しないときも、同様とする。

<注> 本条は、日本民事訴訟法263条に対応する。

原告も被告も口頭弁論期日または弁論準備期日に出席せず、その後も一定期間以内に次の期日の指定の申立てをしない場合には、当事者双方とも訴訟追行の熱意と必要を欠くとして、訴えの取下げがあったものとみなされる。当事者双方の欠席が一定回数続いた場合にも、同様に訴え取下げがみなされる。日本法においては「一定期間」は1ヶ月、「一定回数」は2回であり、カンボディアの実情に即して定めることが適当である。また前段のみ規定して後段を規定しない、という選択肢もありえよう。ちなみに日本の旧法では「一定期間」は3か月であり、また後段に相当する規定はなかった。

本条において「出頭しない場合」には、①法廷に現れない場合の他に、②法廷には現れたが、弁論準備手続における申述をせず、又は口頭弁論における弁論をしないでその場を去った場合も含む。

第220条 (裁判上の和解)

1 当事者は、弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日において和解をすることができる。

2 第1項の和解は、裁判所が相当と認めるときは、裁判所外においてもすることができる。

<注> 第1項は、当事者は弁論準備期日、口頭弁論期日、あるいは和解期日においていつでも、争いのある権利関係についてお互いに譲り合って訴訟を終了させることができる旨を明らかにする。なお第97条(和解の試み)及び第104条(弁論準備手続における和解の試み)は、裁判所から和解を勧めることについての規定である。

第2項は、日本民事訴訟規則32条2項に対応し、現地和解と呼ばれるものである。例えば、境界線の確定や建築物の瑕疵が争点となっている場合には、現地で状況を確認しながら和解に向けた協議をした方が効果的である。また当事者が重病で裁判所に来られない場合に、その者の面前で和解の協議をした方が効果的な場合も考えられる。

なお一方当事者が期日に出席困難な場合にも和解を成立させることができるように、「当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。」(日本民事訴訟法264条に対応)という規定を置くことも考えられる。もっとも作業部会において、欠席当事者の真意の確認(日本民事訴訟規則163条参照)が困難な場合があるのではないかとこの有力な指摘がなされたことから、原案からは外してある。

もともと第7回WSでは、この種の規定を設けるべきであるとの意見が出されている。この意見にもとづき再度作業部会で検討したが、両当事者出席のもとでの和解について実務運用が定着した段階で上記の日本民事訴訟法264条のような規定の導入を検討することが望ましく、現在まだ検討する必要はないとの結論に達した。

第221条（請求の放棄又は認諾）

請求の放棄又は請求の認諾は、弁論準備手続の期日、口頭弁論の期日又は和解の期日においてする。

<注> 本条は、日本民事訴訟法266条に対応する。
請求の放棄とは、原告が自らの請求について理由がないことを認めて訴訟を終了させることである。自らの負けを認める点で訴えの取下げとは異なる。また請求の認諾とは、被告が原告の請求に理由があることを認めて訴訟を終了させることである。請求の放棄及び請求の認諾は、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日において行う。

第222条（和解調書等の効力）

和解、請求の放棄又は請求の認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

<注> 本条は、日本民事訴訟法267条に対応する。
和解、請求の放棄、請求の認諾はそのままでは効力がなく、その旨が調書に記載されると、その調書の記載に確定判決と同一の効力が認められる。「確定判決と同一の効力」としては、訴訟を終了させる効果の他、当事者の給付義務を定める和解や給付の訴えにおける請求の認諾の場合には執行力が発生し、調書の記載にもとづいて強制執行をすることができる。既判力の有無については以下のように解釈されている。即ち、調書の記載が以後当事者間の法律関係を規律するという意味では既判力があるが、錯誤にもとづく和解の無効を再審を経ることなく主張でき、また和解契約上の債務の不履行にもとづく解除をして和解内容と異なる権利関係を主張できるという意味では既判力はない。

第7回WSでは、「現行法では、和解は調書だけでは執行力を持たず、裁判所が和解に対する決定をしてそれにより確定判決と同じ効果を持つという規律がなされているところ、できればこのような現状を維持したい。」との要望が出された。

この要望にもとづき作業部会で検討した。しかし、原案を維持すべきであるとの意見が多かった。理由は、判決と完全に同じ効力を認めるとすると、請求の放棄・認諾や和解について錯誤がある場合にも、錯誤により無効である旨の主張は既判力により排除されてしまうことになるが、裁判官の関与が十分ではない事案についてまで錯誤無効の主張が排除されてしまうのは適当ではないということである。

第七章 少額事件の特則

第223条（手続の目的）

少額事件の手続は、簡易な手続により迅速に紛争を解決することを目的とする。

<注>

本条は、日本民事訴訟法第270条を参考にした。

カンボディアでは、簡易裁判所は存在しないので、少額事件の特則は、地方裁判所の訴訟手続に関する特則として規定した。

第238条（不服申立ての禁止）において規定するように、少額訴訟の終局判決に対しては一切の不服申立てができない。

第224条（少額訴訟の要件等）

1 原告は、訴訟の目的の価額が100万リエル以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。
2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

<注>

本条は、日本民事訴訟法第368条に対応する。

50万リエル以下の事件については上訴制限（カンボディア裁判所構成法35条2項）があり、これに服する事件は一回の審理で確定してしまう。他方、同じく10万リエル以下の事件であっても、少額訴訟で異議の申立てが認められるならば、同一裁判所で通常審理がなされることとなる。そこで、異議の申立てを認めないこととした。

第225条（口頭による訴えの提起・訴え提起の際に明らかにすべき事項）

1 少額事件の訴えは、口頭で提起することができる。
2 少額事件の訴えの提起においては、第75条（訴え提起の方式・訴状の記載事項）第2項第2号の規定にかかわらず、紛争の要点を明らかにすれば足りる。
3 原告が口頭で訴えを提起するときは、書記官は、原告の陳述を調書に記載しなければならない。この場合の調書は、訴状とみなす。

<注>

本条は、日本民事訴訟法第271条及び第272条に対応する。

本条は、第75条（訴え提起の方式・訴状の記載事項）第2項第2号の原則に対する例外である。

第2項があるとしても、本案判決（請求認容判決）を言い渡すためには、口頭弁論の終結時までに請求を特定するのに必要な事実（請求を理由づける事実）が主張されていなければならない。

原告は、訴状中（定型訴状用紙を利用するか？）に①請求の趣旨（「原告が求める判決の内容」）、②紛争の要点、③少額訴訟による審理及び裁判を求める旨を記載して、訴えを提起することが原則であるが、本条によって、口頭でも訴え提起が可能となる。この場合、原告は受付係書記官の面前で上記の事項を陳述し、これを書記官が調書に記載する（日民訴規則1条2項）ことになる。

第226条（手続の教示）

1 書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面を交付しなければならない。

ならない。

2 裁判所は、第1項の期日の冒頭において、当事者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 特別の事情がある場合を除き、裁判所は、最初にするべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならないこと。

二 少額訴訟の終局判決に対しては、不服申立てはできないこと。

三 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができること。

四 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができるが、被告が最初にするべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでないこと。

<注>

本条は、日本民訴規則第222条に対応する。

教示の内容として、①一期日審理の原則(第229条(一期日審理の原則))、②終局判決に対する不服申立ての不可(第238条(不服申立ての禁止))、③証拠調べの制限(第231条(証拠調べの制限))、④被告の申述による通常の手続への移行(第233条(被告の申述による通常の手続への移行))を挙げた。

2項1号の「特別の事情がある場合」とは、例えば、①証拠調べをしたところ、予想外の証人について尋問をする必要を生じた場合、②同行予定証人が健康上の理由で出頭できなくなった場合、などである。

第227条 (反訴の禁止)

少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

<注>

本条は、日本民訴法第369条に対応する。

第228条 (口頭弁論期日の指定)

1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに最初にするべき口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

2 第1項の期日は、特別の事情がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日にしなければならない。

<注>

本条は、新たに追加した規定である。

少額訴訟では、弁論準備手続を経ることなく、早期に口頭弁論を行う趣旨である。

第229条 (一期日審理の原則)

1 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、裁判所は、最初にするべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

2 当事者は、第1項の期日前又は期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

<注>

本条は、日本民訴法第370条に対応する。

第1項の「特別の事情がある場合」としては、①証拠調べをしたところ、予想外の証人について尋問する必要を生じたというような場合、②同行予定証人が健康上の理由で出頭できなくなった場合、③期日の釈明事項が欠席当事者にとって不意打ちになるような場合、などがある。

第230条 (当事者本人の出頭命令)

裁判所は、任意代理人が選任されている場合であっても、当事者本人又はその法定代理人の出頭を命ずることができる。

<注>

本条は、日本民訴規則第224条に対応する。

第231条 (証拠調べの制限)

証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

<注>

本条は、日本民訴法第371条に対応する。

即時に取り調べることができる証拠については、第131条(疎明)において規定。

第232条 (証人尋問の申出及び証人の尋問)

1 当事者は、証人尋問の申出をするときは、尋問事項を記載した書面を提出することを要しない。

2 裁判所は、証人に宣誓させないで、尋問することができる。

<注>

第1項は、日本民訴規則第225条に対応する。

第1項は、第138条(証人尋問の方法)第2項の例外である。

第2項は、日本民訴法第372条第1項に対応する。

第233条 (被告の申述による通常の手続への移行)

1 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にするべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 第1項の申述は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

3 第1項の申述があったときは、書記官は、速やかに、その申述により訴訟が通常の手続に移行した旨を原告に通知しなければならない。ただし、その申述が原告の出頭した期日においてなされたときは、この限りでない。

<注>

本条は、被告の申述による通常手続への移行を規定したものであり、日本民訴法第373条第1項及び第2項並びに日本民訴規則第228条第1項及び第2項に対応する。被告が通常訴訟に移行させる旨の申述をした後に、これを撤回することはできない。

第234条 (裁判所の決定による通常の手続への移行)

1 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一 第224条（少額訴訟の要件等）第1項の規定に違反して少額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。

二 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

三 裁判所が少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

2 第1項の決定があったときは、書記官は、速やかに、その旨を当事者に通知しなければならない。

<注>

本条は、裁判所による通常の手続への移行を規定したものであり、日本民訴法第373条第3項以下及び日本民訴規則第228条第3項に対応する。

第235条（通常の手続への移行の時期等）

1 訴訟は、第233条（被告の申述による通常の手続への移行）第1項の申述又は第234条（裁判所の決定による通常の手続への移行）第1項の決定があった時に、通常の手続に移行する。

2 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のために既に指定した期日は、通常の手続の弁論準備手続の期日として指定したものとみなす。

<注>

第1項は、日本民訴法第373条第2項に対応する。

第236条（判決及びその言渡し）

1 裁判所は、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちに判決を言い渡さなければならない。

2 第1項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。この場合においては、主文及び理由の要旨を告げる。

3 第2項の規定により判決の言渡しをしたときは、裁判所は、判決書の作成に代えて、書記官に次の各号に掲げる事項を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記載させなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 原告が求める請求及び理由の要旨

三 主文

4 少額訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

<注>

本条は、日本民訴法第374条及び日本民訴規則第229条に対応する。

第1項の「相当でないと認める場合」の例としては、審理の終了後に和解を試みるような場合がある。

第237条（判決による支払の猶予）

1 裁判所は、請求を認容する判決をする場合において、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲内において、認容する請求に係る金銭の支払について、次の第一号若しくは第二号の定めをし、又はこれと併せて、第三号の定めをすることができる。

一 支払の時期の定め

二 分割払の定め

三 第一号の定めに従い支払をしたとき又は第二号の定めによる期限の利益を第2項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは、訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定め

2 第1項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

<注>

本条は、日本民訴法第375条に対応する。ただし、規定の体裁を変えた。

被告に対して判決内容の任意の履行を促すインセンティブを与える趣旨である。

第238条（不服申立ての禁止）

少額訴訟の終局判決に対しては、不服申立てをすることができない。ただし、故障の申立てはこの限りでない。

<注>

本条は、日本民訴法第377条に対応する。

第239条（適用除外規定）

第6条（検察官の立会い）及び第103条から第112条まで（弁論準備手続）の規定は、第七章の少額事件の手続には、適用しないものとする。

<注>

検察官の立会い（第6条（検察官の立会い））、和解前置（第104条（弁論準備手続における和解の試み））、弁論準備手続（第二編第二章第三節（弁論準備手続））等の規定を少額事件において適用しないとの趣旨である。

第八章 期日、期間、送達

第一節 期日、期間

第240条（期日の指定）

1 期日は、申立てにより又は職権で、裁判所が指定する。ただし、受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日は、その裁判官が指定する。

2 期日は、やむを得ない場合に限り、土曜日、日曜日、その他の法令で定める休日に指定することができる。

注1) 日本民訴法93条、同規則35条参照

注2) 期日の指定は、訴訟を進行させるために重要な事項である。本条は、訴訟を進行させることが裁判所の職責であること（職権進行主義）を前提として、この期日の指定を原則として裁判所の権限としている。

第241条（期日の変更）

1 当事者が期日の変更を申し立てるときは、期日の変更を必要とする事由を明らかにしなければならない。

2 弁論準備手続又は口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許されない。

3 弁論準備手続の最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも、許される。

注1) 日本民訴法93条, 同規則36条・37条参照
注2) 職権進行主義を前提とすると, 当事者の都合で期日を変更することは, 原則として認められない。本条は, 例外的に期日の変更が許される場合を規定する。

注3) 「やむを得ない事由」のほかに, それより広い「顕著な事由」を認め, 弁論準備手続を経ない口頭弁論の期日の変更は, 顕著な事由があれば許される。しかし, 本草案では, 弁論準備手続前置(第113条(口頭弁論期日の指定)参照)となっていることや, 日本でも二つの事由の差異は, 必ずしも明確ではないことから, 本草案では, 弁論準備手続の最初の期日を除き, すべて, やむを得ない事由がなければ変更できないものとした。

注4) 弁論準備手続の最初の期日の変更がやむを得ない事由がなくても, 当事者の合意があれば許される(本条第3項)。これは, 最初の期日は, 原告が訴状を提出し裁判所が訴状を審査をただけの段階で, 裁判所と被告との接触がないまま, 被告の都合を確認しないで指定されるのが通常であることから, 主に被告の利益を保護する趣旨で, ゆるやかな規律をするものである。

第242条 (期日の呼出し)

期日の呼出しは, 呼出状の送達又は当該事件について出頭した者に対する期日の告知によってする。

注1) 日本民訴法94条参照。

注2) 本条に規定する以外の簡易な方法(日本民訴法94条参照), たとえば, 電話, 普通郵便, 法律事務所の事務員への伝言など方法を認めることも, 将来的には考えられるであろう。

第243条 (期間の計算)

- 1 期間の計算については, 民法の期間に関する規定に従う。
- 2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは, 期間は, その裁判が効力を生じた時から進行を始める。
- 3 期間の末日が土曜日, 日曜日, 法令で定める休日に当たるときは, 期間は, その翌日に満了する。

注1) 日本民訴法95条参照。

注2) 法律に定められた休日ではないが, 一般に裁判手続を行わないことが通例である日(日本では1月2日及び3日, 12月29日～31日がこれにあたる)がある場合は, 第3項に規定する必要がある。

注3) 第10回現地ワークショップにおいて, 「法律に規定する休日」では狭すぎるので, 「公式の休日」とか「法律又は政令に規定する休日」として欲しい旨の意見が有力であった。カンボディアでは, しばしば政令により休日がつけ加わるからであるとのことである。これを受けて第3項の文言を修正した。

第244条 (期間の伸長)

- 1 裁判所は, やむを得ない場合に限り, 法定の期間又はその定めた期間を伸長することができる。ただし, 法律に特別の定めがある場合については, この限りでない。
- 2 裁判所, 受命裁判官又は受託裁判官は, やむを得ない場合に限り, その定めた期間を伸長することができる。

注1) 日本民訴法96条第1項, 同規則38条参照

注2) 「法律に特別の定めがある場合」(第1項但書)としては, 控訴期間(第264条(控訴期間)), 上告期間(第286条(控訴の規定の準用))などがある。

第245条 (訴訟行為の追完)

1 当事者がその責めに帰することができない事由により, 第244条(期間の伸長)第1項但書の定めのある期間を遵守することができなかった場合には, その事由が消滅した後1週間以内に限り, その期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし, 外国に在る当事者については, この期間は, 2月とする。

2 前項の期間については, これを伸長することができない。

注1) 日本民訴法97条参照

注2) 第244条(期間の伸長)第1項但書は, 控訴期間, 上告期間など, 訴訟関係の画一的な処理のため期間の遵守がとくに強く要請される場合であるが, 個々の事案においては, 期間の遵守を当事者に要求することが酷にすぎる場合もある。本条は, このような場合の事後的な救済方法を定めるものである。追完とは, 期間経過後になされた行為を, 一定の要件の下で, 当該行為が期間内になされたのと同様の効果をもつものと認めて, 期間を遵守できなかった当事者の利益を保護する制度である。

注3) 追完期間「1週間」はカンボディアの実情に合うよう検討する必要がある。「2月」は日本法と同様でよい。

注4) 本条第2項は, 本条第1項が追完のために定めた期間を裁判所が伸長することはできない旨を明らかにする。

第二節 送達

第246条 (職権送達の原則等)

- 1 送達は, 法律に特別の定めがある場合を除き, 職権でする。
- 2 送達に関する事務は, 書記官が取り扱う。
- 3 送達は, [] がこれを実施する。

注1) 日本民訴法98条参照

注2) 送達にかかわる機関としては, 送達に関する事務を取扱う機関(事務取扱機関)と, 送達を現実に実施する機関(実施機関)がある。日本法は, 前者については書記官, 後者については, 原則として郵便の業務に従事する者又は執行官(例外的に書記官)としている(日本民訴法99条・100条)。

注3) カンボディアの事情がよくわからないので, 本草案では, とりあえず, 本条第2項で, 書記官を送達事務取扱機関とした。実施機関については, 第3項で定めることになるが, どのような国家機関・公務員が実施機関としてふさわしいか, カンボディアとして検討する必要がある。

第247条 (交付送達の原則)

1 送達は, 法律に特別の定めがある場合を除き, 送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

2 送達すべき書類は、法律に特別の定めがある場合を除き、当該書類の謄本とする。

3 送達を受けるべき者が文字を識らない場合は、送達担当官は、書類の交付に際して、その要旨を告げるよう努めなければならない。

注1) 日本民訴法101条、同規則40条参照。

注2) 送達は、送達を受けるべき者に書類を交付してすることが原則である(本条)。この例外が、補充送達・差置送達(第252条(補充送達及び差置送達))、公示送達(第255条(公示送達の要件)以下)である。

注3) 第10回ワークショップの議論を受けて、第3項を追加した。しかし、第3項の規定にかかわらず、送達は、名宛人に書類を交付することによって、その効力を生ずる。

第248条(訴訟無能力者等に対する送達)

1 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 在監者に対する送達は、監獄の長にする。

注) 日本民訴法102条参照

第249条(送達場所)

送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

注1) 日本民訴法103条第1項参照

注2) 本条は、送達場所は原則として名宛人の住所等としている。核家族化が進み、昼間は自宅住居には誰もいないという状況が多くなった場合には、就業場所での送達を認めることが一つの方法であるが(日本民訴法103条2項)、それにともなって、規律は複雑にならざるをえない。

注3) 送達は、送達を受けるべき者の住所等においてすることが原則である(第249条(送達場所))。例外的には、当事者等が届出により指定した場所(第250条(送達場所等の届出))、送達を受けるべき者に出会った場所(第251条(出会送達))などでの送達が許される。

第250条(送達場所等の届出)

1 当事者、法定代理人又は任意代理人は、カンボディア国内において送達を受けるべき場所又は送達受取人を受訴裁判所に届け出ることができる。

2 当事者、法定代理人又は任意代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

3 第1項及び第2項の届出は、書面でしなければならない。

4 第1項前段の規定による届出があった場合には、送達は、第249条(送達場所)の規定にかかわらず、届け出られた場所においてする。

注1) 日本民訴法104条、同規則41条第1項・42条第1項参照

注2) 本条による届出は、任意である。当事者等が送達場所を届け出ない場合は、送達は、第249条(送達場所)

の規定により、送達を受けるべき者の住所等において行う。

第251条(出会送達)

第249条(送達場所)及び第250条(送達場所等の届出)の規定にかかわらず、送達を受けるべき者でカンボディア国内に住所、居所、営業所又は事務所を有することが明らかでないものに対する送達は、第250条(送達場所等の届出)第1項の規定による届出をした者に対する場合を除き、その者に出会った場所においてすることができる。カンボディア国内に住所、居所、営業所又は事務所を有することが明らかなる者又は同項の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

注1) 日本民訴法105条参照

注2) 本条は、第249条(送達場所)・第250条(送達場所等の届出)の例外として、名宛人に出会った場所での送達を許す規定である。

第252条(補充送達及び差置送達)

1 送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。

2 送達を受けるべき者又は第1項の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

注1) 日本民訴法106条、同規則43条参照

注2) 「書類の受領について相当のわきまえのあるもの」とは、送達という行為の重要性や、受領した書類の性質を理解し、受領した書類を送達名宛人に交付することが期待できるような知能を備えているものをいう。必ずしも成年者に限られない。

第253条(外国における送達)

1 外国においてすべき送達は、裁判所がその国の管轄官庁又はその国に駐在するカンボディアの大使、公使若しくは領事に嘱託してする。

2 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続において外国における送達をすべきときは、その裁判官も第1項に規定する嘱託をすることができる。

注1) 日本民訴法108条、同規則45条参照

注2) 外国にいる者に対する送達は、その外国とカンボディアとの条約、その他の取り決め、慣行に基づく司法共助として、①外国の法律上権限を有する当局(受託当局)又は中央当局に送達を嘱託するか、②その外国におけるカンボディアの大使、公使、領事によってするしかない。通常、外国にいる外国人に対しては①の方法で、外国にいるカンボディア人に対しては②の方法によることになる。

注3) カンボディアとして民訴条約、送達条約に加入するかどうか、検討しておく必要がある。

第254条(送達報告書等)

1 送達をした送達担当官は、その報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次の事項を記載しなければならない。

- 一 事件及び送達した書類の表示
 - 二 送達名宛人
 - 三 送達をした年月日及び場所
 - 四 送達の方法
 - 五 送達を受けるべき者が字を識らない場合において第247条（交付送達の原則）第3項の措置をとったこと
 - 六 書類を受領した者の署名又はこれに代わる指印
 - 七 送達名宛人又は第252条（補充送達及び差置送達）第1項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が受領を拒んだときはその事実
 - 八 第252条（補充送達及び差置送達）により送達をしたときはその事実
 - 九 送達を実施した者の署名
- 3 送達担当官は、送達を試みたがそれを行うことができなかった場合は、その旨並びに第2項第1号から第4号まで及び第9号に定める事項を記載した報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。

注1) 日本民訴法109条参照

注2) 本条第2項第5号は、第247条（交付送達の原則）第3項の追加に伴って、追加した。

注3) 本条第3項は、第10回ワークショップでの議論を受けて、送達ができなかった場合にも、その事情を明らかにするために送達を実施した者が報告書を作成することとしたものである。

第255条（公示送達の要件）

- 1 次に掲げる場合には、書記官は、申立てにより、裁判所の許可を得て、公示送達を行うことができる。
- 一 相当の調査を尽くしても当事者の住所、居所その他送達すべき場所が知れない場合
 - 二 第252条（補充送達及び差置送達）の規定により送達を行うことができなかった場合
 - 三 外国においてすべき送達について、第253条（外国における送達）の規定によることができず、又はこれによっても送達を行うことができないと認めるべき場合
 - 四 第253条（外国における送達）の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後6月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 第1項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。
- 3 第1項第2号の場合においては、書記官は、当該当事者に対して、公示送達をした旨を、相当の方法により通知するよう努めなければならない。
- 4 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権とする。ただし、第1項第3号に掲げる場合は、この限りでない。

注1) 日本民訴法110条、旧民訴法178条参照

注2) 公示送達は、主に、被告の住所等が不明で通常の方法による送達ができない場合にも、原告が訴訟を行えるようにするために、必要な制度である。しかし、公示送達は第256条（公示送達の方法）のような方法でなされる

ので、名宛人が実際に送達の事実を知ることが、ほとんど期待できない。そこで、この制度を悪用して、被告の知らないうちに有利な判決を取得しようとする狡猾な原告が出てくる危険がある。これを防ぐためには、裁判所としては、公示送達の要件（当事者の住所等の不明など）の存在を慎重に確認した上で実施することが必要である。

注3) 住所等がわかっているが、送達を試みたところ誰も在宅せず送達ができなかった場合にも、公示送達を許す必要がある。この点第10回ワークショップでも指摘があったので、本条第1項第2号を追加した。ただし、一度住所等において送達を試みただけでただちに公示送達をすることになるので、新たに第3項を設けて、名宛人に公示送達がなされたことを通知することによって、名宛人の利益の保護をはかっている。

第256条（公示送達の方法）

- 1 公示送達は、書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。ただし、呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。
- 2 第255条（公示送達の要件）第1項第2号の規定に基づき公示送達をする場合には、第1項に定める掲示は、第1項に規定する場所のほか、裁判所が相当と認める場所においてもすることができる。
- 3 裁判所は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、書記官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

注1) 日本民訴法111条、同規則46条、旧民訴法179条参照

注2) 第10回ワークショップでの議論を受けて、本条第2項の規定を追加した。

第257条（公示送達の効力発生の時期）

- 1 公示送達は、第256条（公示送達の方法）の規定による掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第255条（公示送達の要件）第4項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。
- 2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、6週間とする。

注1) 日本民訴法112条参照

注2) 第1項の「2週間」はカンボディアの実情に合うよう検討する必要がある。第2項の「6週間」は日本法と同様でよいか。

第九章 訴訟記録の閲覧

第258条（訴訟記録の閲覧等の請求）

- 1 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に対し、訴訟記録の閲覧、謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書交付を請求することができる。訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、書記官が署名しなければならない。

2 第1項の規定は、訴訟記録中の録音テープ、ビデオテープ又はこれらに準ずる方法により一定の事項を記録した物に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所は、その複製を許さなければならない。

3 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

注1) ドイツ民訴法299条、日本民訴法91条、同規則33条参照

注2) 本条は、ドイツ民訴法299条にならって、訴訟記録の閲覧及び謄写を求める権利を当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って認めるものである。日本法のように広く一般第三者にも記録閲覧権を認める考え方もあるが、それは、訴訟の手続過程を透明化するのに役立つ反面で、利害関係のない第三者にまで訴訟当事者のプライバシーや営業秘密が知られてしまい、そのことにより当事者の訴訟追行や裁判所の審理に障害が生ずるおそれがある。日本法は今次の改正により、裁判所が当事者の秘密保護のために第三者の閲覧を禁止する措置(秘密保護手続。日本民訴法92条)をとれるものとしたが、この手続の運用は裁判官にとってかなり難しく、カンボディアの現状では広く閲覧請求権を認めた上で秘密保護手続を導入することは困難と思われる。そこで、本条は、訴訟手続の透明化の要請は口頭弁論の公開によって十分に応えられるものと割り切って、記録の閲覧等の権利は、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って認めるものとした。

第三編 上訴

第一章 上訴通則

第259条 (上訴の種類)

1 確定前の裁判に対する上級裁判所への不服申立て方法は以下の通りとする。

一 始審裁判所の判決に対しては控訴。ただし当事者間に第260条(控訴をすることができる判決等)第1項第1号の合意がある場合には上告。

二 控訴裁判所の判決に対しては上告

三 決定に対しては抗告

2 抗告は、法律に定める場合に限りすることができる。

3 抗告に対する決定に対しては、重ねて抗告をすることができない。

<注>

上訴とは確定前の裁判に対する不服申立てであり、確定後の裁判に対する不服申立てである再審とは区別される。また上訴とは上級裁判所への不服申立てであり、裁判に対する同一審級内での不服申立てである異議とは区別される。

判決に対しては常に控訴及び上告が可能であるのに対して、決定に対しては個別に法律で定めている場合に限り抗告をすることができる。

終局判決に至る過程で問題となった事項についてした裁判所の裁判は、終局判決に対して不服申立てがなされた場合には、この終局判決とともに上級審裁判所の審理に服

するのが原則である(第262条(控訴裁判所の判断を受ける裁判))。しかし、手続の進行に付随して派生する事項のうち、手続の進行を安定させるために早期に決着すべき事項については、終局判決に対する不服申立てとは別に独立の不服申立てを認めて派生的な問題を迅速に確定することが合理的である。このような独立の不服申立てを認めることにより、付随的な問題で終局判決に対する不服申立てがなされるのを減らすことができる。

第3項は、抗告は1回しかできず、再抗告は認めないという趣旨である。

第二章 控訴

第260条 (控訴をすることができる判決等)

1 控訴は、以下の場合を除いて始審裁判所の終局判決に対してすることができる。

一 終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたとき

二 終局判決が民事事件又は商事事件におけるもので訴額が500万リエル以下のとき

2 第1項第1号の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

<注>

日本民訴法281条にほぼ対応する。第1項柱書きは、裁判所構成法案(Draft 2000.8.11)20条2項を承けたものである。第1項第1号の合意(飛越上告の合意)は、両当事者が第二の事実審である控訴審での審理を放棄して上告審での審理を求めることができるとするものである。このような飛越上告の制度が必要かどうかについてはカンボディア側で検討してほしい。この合意なしに、単に不控訴の合意をした場合も控訴をすることはできない。第1項第2号は、2001年8月29日の起草支援研修の席上でカンボディア側からなされた要請にもとづいて「500万リエル」と定めたものであり、裁判所構成法案35条2項(Draft 2000.8.11)と整合させることが必要となる。なお第一審における欠席判決に対しては、第204条(故障の申立て)第1項の要件を充たして故障の申立てができる場合には同一審級での審理の続行という利益の放棄をした上での不服申立て手段として、その要件が欠けるため故障の申立てができない場合には唯一の不服申立て手段として、それぞれ控訴をすることができる(第204条(故障の申立て)注(2)及び第202条(欠席判決が許されない場合)参照)。欠席判決に対する故障申立て後の終局判決に対しても、当然控訴をすることができる。

第261条 (訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)

訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して控訴をすることができない。

<注>

日本民訴法282条に対応する。訴訟費用の負担の裁判は、判決における本案についての勝敗に付随するものであるため、独立には控訴の対象とできないとする趣旨である。

第262条 (控訴裁判所の判断を受ける裁判)

終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

<メモ>

日本民訴法283条に対応する。「終局判決前の裁判」としては第91条(訴訟指揮等に対する異議)、第94条(時機に後れた攻撃防御方法の却下)、第181条(中間判決)等がある。これらの中間的裁判は終局判決の前提であるので、終局判決とあわせて不服を申し立てるべきである。「不服を申し立てることができない裁判」としては、第12条(管轄権を有する裁判所の指定)、第30条(除斥又は忌避の裁判)第5項(除斥・忌避を理由とする決定)、第145条(鑑定人の忌避)第4項(鑑定人の忌避を理由とする決定)、第168条(不服申立て)(証拠保全決定)、第271条(控訴審裁判所による仮執行宣言)(仮執行に関する控訴審の裁判)等がある。

「抗告により不服を申し立てることができる裁判」としては、第21条(抗告)(移送決定・移送申立て却下決定)、第30条(除斥又は忌避の裁判)第6項(除斥・忌避を理由なしとする決定)、第70条(救助の内容)第4項(訴訟救助に関する決定)、第78条(訴状審査)(裁判長による訴状却下決定)等多数ある。

第263条 (控訴権の放棄)

- 1 当事者は、控訴をする権利を放棄することができる。
- 2 控訴の提起後における第1項の申述は、控訴の取下げとともにしなければならない。

<注>

1項は、日本民訴法284条に対応する。なお不控訴の合意も可能なことについては第260条(控訴をすることができる判決等)<注>参照。2項は、日本民訴規則173条2項に対応する。なお日本民事訴訟規則173条1項は、「控訴をする権利の放棄は、控訴の提起前にあっては第一審裁判所、控訴の提起後にあっては訴訟記録の存する裁判所に対する申述によってしなければならない。」と定めており、このような規定が必要かどうかについてさらに検討する必要がある。

第264条 (控訴期間)

- 1 控訴は、判決書の送達を受けた日、又は欠席判決に対する故障申立てを棄却する決定若しくは却下する決定が確定した日から1か月以内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。

<注>

欠席判決についての部分を除いて、日本民訴法285条に対応する。

欠席判決に関する部分については、第204条(故障の申立て)注(2)参照。欠席判決に対して故障申立てが可能であると考えて故障申立てをしたがそれが退けられた場合に、もはや控訴期間の1か月を過ぎてしまって欠席判決における敗訴当事者が控訴もできないとすれば不合理であるので、控訴期間は故障申立ての棄却・却下決定の確

定日から進行することとした。

控訴期間を日本民訴法は「2週間」としているが、日本の旧旧民訴法、ドイツ民訴法、オーストリー民訴法、イタリア民訴法、フランス民訴法、アメリカ連邦民訴規則は約1か月を控訴期間としており、カンボディアの実情にあわせて決める必要がある。

第265条 (控訴提起の方式)

- 1 控訴を提起するためには、控訴状を原裁判所に提出しなければならない。この場合において、原裁判所は、控訴状及び控訴記録を速やかに控訴裁判所に送付しなければならない。
- 2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 第一審判決の表示及びその判決に対して控訴をする旨
 - 三 控訴状に、第一審判決の取消又は変更を求める具体的な事由の記載がないときには、控訴人は、控訴の提起後30日以内にこれらを記載した書面を控訴裁判所に提出するよう努めなければならない。

<注>

第1項と第2項は、日本民訴法286条に対応する。控訴状は、控訴人にとって遠くに行かずにすむという点では第一審裁判所に提出する方が便利である。また始審裁判所による記録の送付事務も迅速に行うことができる。1項柱書き後段は、第287条(上告提起の方式)後段と同じ趣旨である。

第3項は、日本民事訴訟規則182条に対応する。控訴理由書の提出は、控訴審における争点をなるべくはやく明らかにするためのものであり、上告審におけるのと異なり、控訴の章では効果が定められていない以上、提出されなくても控訴が不適法になり却下されるわけではない。

第266条 (控訴裁判所の控訴状審査権)

- 1 控訴状が第265条(控訴提起の方式)第2項の規定に違反する場合には、控訴裁判所は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。第61条(申立て手数料)第4項の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。
- 2 第1項の場合において、控訴人が不備を補正しないときは、控訴裁判所は、決定で、控訴状を却下しなければならない。
- 3 第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日本民訴法288条を、準用をしないで内容を改めて書いたものである。第2項は、控訴状の記載事項の不備や控訴手数料の未納付という明白な事情がある場合に、控訴裁判所が決定で控訴状を却下することを認める趣旨である。なお第268条(口頭弁論を経ない控訴の却下)参照。

第267条 (控訴状の送達)

- 1 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。
- 2 第266条(控訴裁判所の控訴状審査権)の規定は、

控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含めて控訴状の送達をすることができない場合について準用する。

<注>

日本民訴法289条にほぼ対応する。第2項に定める場合には、裁判所は決定で控訴状を却下しなければならない。

第268条（口頭弁論を経ない控訴の却下）

控訴が不合法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。

<注>

日本民訴法290条に対応する。控訴の適法性の判断は原則として口頭弁論を開いて審理すべきところ（必要的口頭弁論の原則（第114条（口頭弁論の必要性））、控訴が控訴期間を過ぎてからなされた等控訴の不備の補正ができない場合には、口頭弁論を行うのは無駄であることから、口頭弁論を経ないで判決で控訴を却下する可能性を認めたものである。第266条（控訴裁判所の控訴状審査権）及び第267条（控訴状の送達）は控訴裁判所の決定による控訴状の却下を定めているのに対して、本条は控訴裁判所の判決による控訴の却下を定めている。

第269条（控訴の取下げ）

- 1 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。
- 2 控訴の取下げは、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日においては、口頭で行うことができる。
- 3 訴訟は、控訴の取下げがあった部分については、初めから控訴審に係属していなかったものとみなす。
- 4 第219条（訴えの取下げの擬制）の規定は控訴の取下げの擬制について準用する。

<注>

日本民訴法292条に対応する。控訴の取下げとは、第一審判決に対する不服申立てを撤回することであり、これにより控訴審手続が終了する。第一審判決を含めた第一審手続には影響しない。控訴審において訴えの取下げをすることもでき、この場合には第一審判決も含めて訴訟係属がさかのぼって消滅することになる。第219条（訴えの取下げの擬制）と同じく、期日に両当事者とも欠席してその後1か月以上期日指定の申立てをしない場合、及び両当事者とも期日に連続して2回欠席した場合には控訴の取下げがあったものとみなす。

第270条（附帯控訴）

- 1 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。
- 2 附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不合法として控訴の却下があったときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。
- 3 附帯控訴については、控訴に関する規定による。

<注>

日本民訴法293条に相当する。

附帯控訴とは、控訴人の相手方である被控訴人が、控訴に付随して、第一審判決を自己に有利に変更することを求める申立てである。附帯控訴は、控訴権の放棄（第263条（控訴権の放棄））あるいは控訴期間の経過（第264条（控訴期間））の後も、控訴人から控訴されたら、それに付随して控訴を提起することができる。例えば、第一審において原告が100の支払いを請求したところ、判決は70のみ認容し残り30は棄却した場合に、控訴期間内に被告のみが控訴したとする。控訴審判決においては、不利益変更禁止の原則（第278条（第一審判決の変更の範囲））により70又はこれより少ない額の支払いを命ずる判決しかあり得ないところ、原告が附帯控訴をして30の棄却部分に不服を申し立てておけば、控訴審裁判所は100の支払いを命ずる判決をすることもできる。

附帯控訴とは、自分では控訴しなかった当事者が相手方の控訴に付随して不服申立てをするものであるから、基礎になる控訴がなくなったときには効力を失う。もっとも、附帯控訴も控訴期間内に提起され、その他の控訴の要件を備えている場合には、独立の控訴として扱うこととしている。

附帯控訴を提起する際には附帯控訴状を提出し（第265条（控訴提起の方式））、これを裁判長は審査し（第266条（控訴裁判所の控訴状審査権））、控訴人への送達が必要となる等、附帯控訴は控訴の規定に従って取り扱われる。

第271条（控訴審裁判所による仮執行宣言）

- 1 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。
- 2 仮執行に関する控訴審の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

<注>

日本民訴法294条及び295条にほぼ対応する。例えば、第一審判決が原告の請求100のうち80を認容する判決であり原告のみが控訴した場合でも、第一審判決は全体として確定しない。これを控訴不可分の原則と呼ぶ。また80の部分にも執行力は生じないのが原則である。しかしこの場合被告が控訴していない以上、後述の不利益変更禁止の原則（第278条（第一審判決の変更の範囲））により80の部分については控訴審判決で取り消される可能性はほとんどないことから、80について勝訴した原告に仮執行を認めることができる。第2項が仮執行宣言に対して不服を認めていないのは、仮執行宣言をするかどうかは本案と一緒に判断すべきであるので、別個に不服申立ての対象とするのは適当ではないという趣旨である。本条に規定がないので、仮執行宣言の申立てを却下する決定に対しては抗告は認められない。

第272条（口頭弁論の範囲等）

- 1 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これをする。
- 2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

<注>

日本民訴法296条に対応する。第1項は、不利益変更

禁止の原則（第278条（第一審判決の変更の範囲））から、控訴審における審判の対象は第一審判決に対する不服の当否であるので、これに必要な範囲でのみ審理を行う旨を定める。第2項は、続審制を定める。控訴裁判所は、第一審で収集された資料を控訴審の口頭弁論に上程させて（これを「弁論の更新」と呼ぶ）、この資料と控訴審で収集された資料との両方を考慮して独自に事実認定及び法律の適用を行い、その結論と第一審判決とを比べて控訴の当否を判断することになる。「独自の事実認定」は、裁判所構成法案(Draft 2000.8.11)20条1項と同一内容である。なお次の第273条（第一審の訴訟手続の規定の準用）は、控訴審においても第一審におけるのと同じく資料の収集ができると定める。またその次の第274条（第一審の訴訟行為の効力等）は、第一審における訴訟行為が控訴審でも効力を有する旨を定める。

第273条（第一審の訴訟手続の規定の準用）

第二編（第一審の訴訟手続）の規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）、第104条（弁論準備手続における和解の試み）、第二編第五章第五節（欠席判決）及び第二編第七章（少額事件の特則）はこの限りでない。

<注>

「特別の定め」とは、例えば、控訴状の記載についての第265条（控訴提起の方式）であり、訴状の規定の準用はされないことになる。控訴審においても弁論準備手続を行うことができる。しかし第一審において弁論準備手続を必ず経ている以上、控訴審においては弁論準備手続を必ずしも行う必要はない。したがってまた和解前置主義（第104条（弁論準備手続における和解の試み））の適用もない。また少額事件は第一審限りの手続であるので、その規定は控訴審には準用されない。

控訴審での欠席判決を認めるかどうかを作業部会で検討したが、認めるべきではないとの結論に達した。例えば、第一審では原告が勝訴し、被告が控訴した場合を考えると、この場合第一審で勝訴した原告は、控訴審で新たに主張すべきことがなく控訴審で欠席することが考えられる。第一審で原告の勝訴を導くに十分な審理をしているにもかかわらず、控訴審での原告（被控訴人）の欠席の事実のみにもとづいて原告（被控訴人）敗訴の判決を控訴審で行うのは不合理である。

第274条（第一審の訴訟行為の効力等）

- 1 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。
- 2 第一審において行った弁論準備手続は控訴審においてもその効力を有する。

<注>

日本民訴法298条に対応する。第1項は、続審制をとることから、例えば第一審における被告の自白は控訴審にもその効力が及び、自由には撤回できない旨を定める。第2項は、控訴審において新たな主張を自由に追加できるとすれば第一審の審理が形骸化するおそれがあることから、第一審における弁論準備手続の失権効（第108条（弁論

準備手続の終結の効果）はそのまま控訴審でも維持される旨を定める。

第275条（第一審の管轄違いの主張の制限）

控訴審においては、当事者は、始審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができない。ただし、専属管轄については、この限りでない。

<注>

日本民訴法299条に対応する。始審裁判所が管轄権を有していなかったとしても、第一審手続が終了している以上、その管轄権の不存在のみを理由に第一審判決を取り消せるとするのは審理の無駄であることから、控訴審においては管轄権の不存在を主張できないとしている。もっとも公益上の理由から規定されている専属管轄（第15条（法定専属管轄の場合の適用除外））については、その不存在の主張を認めるべきである。

第276条（反訴の提起）

- 1 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。
- 2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

<注>

日本民訴法300条1項、2項に対応する。控訴審における反訴は、「本訴の目的である請求または防御の方法と関連する請求を目的とする場合」（第86条（反訴）第1項）という要件に加えて、本条により相手方の同意を得ることも要件となる。反訴は、「本訴の…防御の方法と関連する請求を目的とする場合」には、本訴請求との関連性が必ずしも強くないことがあり、その場合には相手方の審級の利益を害するおそれがあることから、相手方が審級の利益を放棄することに同意した場合にのみ反訴を提起できるとされている。

第277条（控訴棄却）

- 1 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。
- 2 第一審判決がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、控訴を棄却しなければならない。

<注>

日本民訴法302条に対応する。控訴審裁判所が第一審判決の結論も理由も相当であると判断した場合には、その判決に対する不服には理由がないとして控訴を棄却すべきであり、第1項はその当然の内容を定めたものである。第2項は、「判決で確定した事項の確定力の範囲は、訴えまたは反訴により申し立てた請求につき主文において判断した範囲に限られ、判決の理由中における判断には及ばない。」（第194条（判決で判断した事項の確定力））という建前にもとづく。即ち、理由中の判断には確定力は及ばないのであるから、控訴審において主文は第一審判決と同じで理由だけ差し替えたものを新たに作る必要はない、ということから控訴の棄却を定めている。したがって、判決理由中の判断に確定力が生ずる場合（第194条（判決

で判断した事項の確定力)第4項)には、本条第2項の解釈論として、主文は同じで理由を変えた判決を言い渡すべきであることになる。

第278条 (第一審判決の変更の範囲)

第一審判決の変更は、控訴又は附帯控訴による不服申立ての限度においてのみ、これを行うことができる。

<注>

日本民訴法304条に対応し、不利益変更禁止の原則を定める。当事者が申し立てていない事項について判決をすることができない(第182条(判決事項)第2項)のと同じく、控訴人が控訴により不服を申し立てている範囲でのみ第一審判決を変更でき、この限度を超えて第一審判決を控訴人に不利益に変更することはできないという趣旨である。例えば、原告が100の損害賠償の支払いを求めて訴えを提起し第一審判決が70の限度で請求を認容したとして、原告のみが控訴し被告が附帯控訴をしなかった場合には、不服の範囲は30の棄却部分のみであるから、控訴審裁判所は、賠償すべき額が70より少ないと判断したとしても、認容額が70よりも少なくなるような第一審判決の変更はできず、控訴を棄却する(第一審判決を維持する)ことができるだけである。したがって審理の範囲も、控訴による不服の範囲に限られるのである(第272条(口頭弁論の範囲等)第1項)。不利益変更禁止の原則は処分権主義の控訴審におけるあらわれであるから、当事者の処分権の及ばない職権調査事項については不利益変更禁止原則は適用されない。

また第182条(判決事項)第2項と同じく、不服の範囲を超えて原判決を変更することもできない(利益変更禁止の原則)。原告がAとBと2つの請求を立てて訴えを提起したところ、第一審判決がいずれも棄却した場合に、原告がAのみについて控訴した場合には、控訴審はBについて第一審判決を取り消して請求を認容することは許されない。

第279条 (第一審判決の取消し)

1 控訴裁判所は、次の場合には、第一審判決を取り消さなければならない。

- 一 第一審判決を不当とするとき
- 二 第一審の手續に重大な法律違反があるとき

2 第1項の場合において、控訴裁判所は、第280条(事件の差戻し)又は第281条(第一審の専属管轄違いを理由とする移送)に定める場合を除き、訴えについて裁判をしなければならない。

<注>

第1項第1号は日本民訴法305条に対応する。第一審判決が「不当」であるとは、第一審判決の判断内容に誤りがあることを意味する。

第一審判決を取り消すと、原告の訴えに対する応答がない状態に戻り、訴えについて判断する必要が生ずる。続審制をとるために第一審手續で収集された資料と控訴審で収集された資料とを合わせて控訴裁判所が自ら原告の訴えについて判断するのが原則となる。

第280条 (事件の差戻し)

1 控訴裁判所は、訴えを不合法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を始審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

2 第1項本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる。

3 始審裁判所における訴訟手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手續は、これによって取り消されたものとみなす。

<注>

第1項は日本民訴法307条に、第2項及び第3項は日本民訴法308条にそれぞれ対応する。

控訴を認容して第一審判決を取り消す場合には、原告の訴えに対する応答がない状態に戻るところ、続審制の下では控訴裁判所は自ら請求の当否について判断するのが原則である(第279条(第一審判決の取消し)第2項)。しかし第一審判決が、訴訟要件を欠くとして訴えを却下するものである場合には、本案の審理を十分には行っていない可能性があるため、当事者の審級の利益、即ち控訴審までに二度の事実審理を受けることができるという手續の機会を保障するために、原則として差し戻して再度第一審から手續を始められるように定めている(第1項本文)。しかし実際には実体審理が相当なされている場合とか当事者間に事実関係の争いがない場合には差し戻す必要はない(第1項但書)。

第1項で定める場合のほか、第279条(第一審判決の取消し)第1項にもとづいて第一審判決を取り消す場合には、「事件につき更に弁論をする必要があるとき」、即ち当事者の審級の利益を保障すべきであるときには、控訴裁判所は事件を第一審裁判所に差し戻すことができる(第2項)。ここで、第一審の手續違背を理由として事件が差し戻された場合には、違法な手續は当然に取り消されて効力がなかったものとして扱われる(3項)。

第281条 (第一審の専属管轄違いを理由とする移送)

控訴裁判所は、事件が専属管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

<注>

日本民訴法309条は「管轄違い」について定め、第275条(第一審の管轄違いの主張の制限)に対応する規定(日本民訴法299条)との対比から解釈で専属管轄違背の場合に限定しているところ、本条はその趣旨を文言上も明らかにしたものである。管轄権を有しない第一審裁判所に差し戻してから移送するのは手續の無駄なので、管轄裁判所に直接移送することとしている。

第282条 (控訴審の判決における仮執行の宣言)

控訴裁判所は、金銭の支払の請求に関する判決については、申立てがあるときは、不必要と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。ただし、控訴裁判所が相当と認めると

きは、仮執行を担保を立てることを条件とすることができる。

<注>

日本民訴法310条にほぼ対応する。控訴審における金銭の支払いを命ずる判決は第一審と控訴審の両方の審理を経てなされたものであるから、仮執行宣言を必ず付して原告の権利の実現を早期に図る必要があることが趣旨である。「金銭の支払の請求に関する判決」に限るのは、上告されて万一結論が覆っても原状回復が容易であるものに限る趣旨である。金銭請求以外の財産権上の請求については、第一審についての第196条（仮執行の宣言）が第273条（第一審の訴訟手続の規定の準用）で準用され、裁判所は必要であると認めた場合に仮執行宣言を付すことができる。

第三章 上告

第283条（上告裁判所）

1 上告は、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して最高裁判所にすることができる。特別の法律により高等裁判所が第一審としてした終局判決についても同様とする。

2 下級裁判所が第一審としてした終局判決に対して、その判決後当事者双方が共に上告する権利を留保して控訴をしない旨の合意をした場合には、最高裁判所に直ちに上告をすることができる。

<注>

上告制度の目的は、法の解釈・適用及び判例の統一と上告人の権利保護にある。

フランス破棄院の破棄制度のように公益を代表する検事にも法令に違反した下級審判決の破棄を求めることを認める制度とはしない。

上告審は、事後審・法律審とする。

本条は、日本民訴法311条に対応。

上告の対象たる裁判を、第二審又は第一審のした終局判決に限定する趣旨である。

終局判決以前の中間判決は、独立しては上告の対象とならないが、終局判決に対して上告がなされると、これに伴って上告審の審判の対象になる。

第1項は、カンボディア裁判所構成法案7条1項1文を承けたものである。

カンボディアにおいては、高等裁判所が第一審として管轄権を有する場合として、裁判所構成法案20条8項が規定する行政訴訟がある。同法案7条2項。

第2項の飛越上告の合意については、第260条（控訴をすることができる判決等）を前提にした。

第2項の、「直ちに」の文言は、時間的な問題を意味しているわけではない。

第284条（一般的上告理由）

上告は、判決に影響を及ぼす憲法及び法令の違反があることを理由とするときに、することができる。

<注>

旧日本民訴法394条，日本民訴法312条1項・3項

に対応。

訴額又は不服額による上告制限をしない。

上告裁判所の許可に関係なく当事者に上告を許す権利上告とする。

一般的上告理由を規定したものであり、原判決に対する不服申立てを理由あらしめる事由（原判決の破棄を正当化する事由）を定めている。すなわち、この事由が存する場合には上告審は原判決を破棄しなければならず、逆に、この事由が存しない場合には上告は棄却される。上告理由の存在は、上告提起の適法要件とは異なり、原判決破棄の理由である。

カンボディアでは、憲法違反については、憲法院への、具体的事件における憲法訴訟的な制度が存在する（憲法院の組織及び機能に関する法律第19条。なお、第15条）。これによると、最高裁を通じて当該事件を憲法院へ送付することになっており、また、職権で送付することもできる（同第18条第1項）。

本条は、上告の適法要件⑥を定めたものではない。

⑥ 上告の適法要件

① 原裁判が上告に適すること（中間判決や終局判決前の決定については独立して上告することはできないし、請求の一部について裁判の脱漏があった場合も追加判決をすべきであり、上告することはできない。）

② 管轄裁判所に上告の提起があったこと。

③ 上告状及び上告理由書が、法定の方式を備え、かつ、定められた期間内に、上告裁判所に提出されること。

④ 上告状などの提出・送達が有効になされること。

⑤ 上告人が、原裁判に対して「不服」を有すること。

⑥ 上告人が上告権を放棄していないこと、又は上告しない旨の合意がないこと。

⑦ 二重の上告の提起がなされていないこと。

⑧ 上告権の濫用がないこと。

⑨ 訴訟要件を備えていること。

第285条（絶対的上告理由）

1 次の場合においては、常に上告の理由あるものとする。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 専属管轄に関する規定に違反したこと。

四 法定代理権、任意代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

六 判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。

2 第4号に掲げる事由については、第57条（代理権を欠く場合の措置）第3項の規定による追認があったときは、この限りでない。

<注>

日本民訴法312条2項に対応。旧民訴法395条参照。

絶対的上告理由とする事項を規定したものである。すなわち、重要な手続違反については、それが判決に影響を及ぼしたことを当事者に証明させる必要性をなくする趣旨である。

第2項第5号の公開原則は、第115条（口頭弁論）2項に規定。

第2項第6号の理由不備は、第189条（判決書）第1

項第3号の「理由」、すなわち主文を導きだすための理由づけの全部又は一部を欠いていることをいう。また、理由齟齬は、判決に影響を及ぼすべき重要な事項について理由に食違いがある場合をいう（証拠の取捨についての理由の不十分・不明瞭はこれに属さない）。

第286条（控訴の規定の準用）

第三編第二章の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

<注>

日本民訴法313条に対応。

上告審は法律審ではあるが、第一審判決に対する不服申立てである控訴と共通する部分が少なくないため、控訴審に関する規定を原則として上告審に準用する趣旨である。

<準用される第三編第二章（控訴）の規定>の例示

第260条（控訴をすることができる判決等）第1項第1号（不控訴の合意）、第261条（訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限）、第262条（控訴裁判所の判断を受ける裁判）、第263条（控訴権の放棄）、第264条（控訴期間）、第265条（控訴提起の方式）2項・3項（第265条（控訴提起の方式）第1項は準用されない）、第266条（控訴裁判所の控訴状審査権）、第267条（控訴状の送達）、第269条（控訴の取下げ）、第270条（附帯控訴）、第272条（口頭弁論の範囲等）第1項（もっとも第295条（調査の範囲）の制約あり）、第273条（第一審の訴訟手続の規定の準用）（もっとも、上告審が法律審であることからの制約あり）、第274条（第一審の訴訟行為の効力等）第1項、第277条（控訴棄却）第2項、第278条（第一審判決の変更の範囲）

<準用されない規定>の例示

第260条（控訴をすることができる判決等）第1項柱書、第265条（控訴提起の方式）第1項、第268条（口頭弁論を経ない控訴の却下）、第271条（控訴審裁判所による仮執行宣言）、第272条（口頭弁論の範囲等）第2項、第274条（第一審の訴訟行為の効力等）第2項、第275条（第一審の管轄違いの主張の制限）、第276条（反訴の提起）、第277条（控訴棄却）第1項、第279条（第一審判決の取消し）、第280条（事件の差戻し）、第281条（第一審の専属管轄違いを理由とする移送）、第282条（控訴審の判決における仮執行の宣言）。

第287条（上告提起の方式）

上告を提起するためには、上告状を原裁判所に提出しなければならない。この場合において、原裁判所は、上告状及び訴訟記録を速やかに上告裁判所に送付しなければならない。

<注>

本条は、上告状の提出先を原裁判所とすることを規定したにとどまり、形式要件について原審査主義を採る趣旨ではない（控訴裁判所は、上告状について形式要件を含めて何らの審査も行わず、提出された上告状と訴訟記録とを併せて最高裁判所に送付するというカンボディアの実務にならったものである）。

日本民訴法314条1項のように、原裁判所に上告の適法要件を審査させるのではなく、上告裁判所自身が審査す

ることとし、この審査にパスした場合にはじめて、上告審は事件を審理裁判することになる。

上告状の記載事項は、控訴審の規定（第265条（控訴提起の方式）2項）の準用があるため不要。

第288条（上告受理通知書の送達等）

1 上告の提起があった場合においては、上告裁判所は、上告状を却下するときを除き、当事者に上告受理通知書を送達しなければならない。

2 第1項の規定により被上告人に上告受理通知書を送達するときは、上告裁判所は、同時に、上告状を送達しなければならない。

<注>

民訴規則189条に対応。

上告状を却下する場合には、上告裁判所が、上告状の必要的記載事項及び所定の印紙の貼用を審査し、不備があるときは、補正を命じ、所定の期間内に補正しないときは、決定で上告状を却下しなければならないとするものである。

第289条（上告の理由の記載）

1 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、上告受理通知書の送達を受けた日から30日以内に、上告理由書を上告裁判所に提出しなければならない。

2 第284条の場合における上告の理由の記載は、憲法及び法令の規定並びにこれに違反する事由を示してしなければならない。この場合において、その事由が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記しなければならない。

3 第285条第1項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合における上告の理由の記載は、その条項及びこれに該当する事実を示してしなければならない。

<注>

第1項は、日本民訴法315条、同規則194条に対応。

第2項及び第3項は、民訴規則190条に対応。

上告理由の提出強制を規定し、上告理由の随時提出による訴訟遅延を防止するためである。上告状に上告理由を記載しなかったときは、30日以内に上告理由書を提出しないと、上告裁判所は、口頭弁論を経ないで上告を却下することができる（第290条（上告の却下））。

上告理由書の記載事項については、旧民訴規則51条参照（当事者の氏名、事件の表示、上告の理由、附属書類の表示、年月日、裁判所の表示）。

第290条（上告の却下）

次の各号に該当することが明らかであるときは、上告裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

一 上告が不適法でその不備を補正することができないとき。

二 第289条（上告の理由の記載）第1項の規定に違反して上告理由書を提出せず、又は上告の理由の記載が第289条（上告の理由の記載）第2項及び第3項の規定に違反しているとき。

<注>

旧日本民訴法399条ノ3, 日本民訴法317条1項に対応。

形式的な事項について書面審理による上告却下の決定を規定したものである。

第291条 (補正命令)

1 上告状又は第289条(上告の理由の記載)第1項の期間内に提出した上告理由書における上告のすべての理由の記載が第289条(上告の理由の記載)第2項及び第3項の規定に違反することが明らかなきときは, 上告裁判所は, 決定で, 相当の期間を定め, その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

2 第290条(上告の却下)第2号の規定による上告却下の決定は, 第1項の規定により定めた期間内に上告人が不備の補正をしないときにするものとする。

<注>

民訴規則196条に対応。

第292条 (上告理由書の副本の送達)

上告裁判所が第290条(上告の却下)の規定による上告却下の決定をしないときは, 被上告人に上告理由書の副本を送達しなければならない。ただし, 上告裁判所が口頭弁論を経ないで審理及び裁判をする場合において, その必要がないと認めるときは, この限りでない。

<注>

民訴規則198条に対応。

上告が適法と判断されたときは, 上告理由の可否の審理をすることになり, 被上告人に上告理由書の副本を送達しなければならないが, 例えばその後上告が不適法であることが判明した場合には, 上告却下の判決をすることになり, 副本の送達を必要としない。

第293条 (答弁書提出命令)

上告裁判所は, 相当の期間を定めて, 答弁書を提出すべきことを被上告人に命ずることができる。

<注>

民訴規則201条に対応。

第294条(口頭弁論を経ない上告の棄却)により, 書面審理によって上告を理由がないと認め, 口頭弁論を開かずに上告棄却の判決をする場合には, 原則として, 被上告人に対して答弁書の提出を命ずる必要はない。

答弁書の提出を命ずるか否かは, 裁判長の裁量に任される。

第294条 (口頭弁論を経ない上告の棄却)

上告裁判所は, 上告状, 上告理由書, 答弁書その他の書類により, 上告を理由がないと認めるときは, 口頭弁論を経ないで, 判決で, 上告を棄却することができる。

<注>

日本民訴法319条に対応。

本案判決は口頭弁論を経なければならないが(第114条(口頭弁論の必要性)1項), 本条は, 法律審としての上告審においては書面審理のみで足りるとした規定であ

る。

上告を棄却する場合の例外的な規定であるから, 原判決を破棄する場合には, 口頭弁論を開く必要がある。

第295条 (調査の範囲)

上告裁判所は, 上告の理由に基づき, 不服の申立てがあった限度においてのみ調査をする。

<注>

日本民訴法320条に対応。

上告審は, 当事者の不服の範囲内で原判決の可否を判断し, 破棄することができるとした規定である。

第296条 (原判決の確定した事実の拘束)

1 原判決において適法に確定した事実は, 上告裁判所を拘束する。

2 第283条(上告裁判所)第2項の規定による上告があった場合には, 上告裁判所は, 原判決における事実の確定が憲法及び法令に違反したことを理由として, その判決を破棄することができない。

<注>

日本民訴法321条に対応。

第1項は, 上告審が原判決の法令違反の有無を審査する法律審であり, 新たな訴訟資料の提出や証拠調べにより原審の事実認定の可否を審査することはできない, との原則を示している。

カンボディア裁判所構成法案7条2項但書は, 差戻し後の二度目の上告審においては, 事実審理をするようにも読めるので, これと上告審が法律審であることとの整合性が問題となる。

第2項は, 飛越上告の場合について, その上告理由として第一審判決の事実認定の違法を理由とすることはできず, また, 上告裁判所もそれを理由に第一審判決を破棄できないとするものである。

第297条 (職権調査事項についての適用除外)

第295条(調査の範囲)及び第296条(原判決の確定した事実の拘束)の規定は, 裁判所が職権で調査すべき事項には, 適用しない。

<注>

日本民訴法322条に対応。

第295条(調査の範囲)の例外として, 職権調査事項については, 当事者の主張の有無に関係なく, また, 相手方もこれを認めているか否かに関係なく, 上告審は調査を尽くす必要がある。

例えば, 裁判権の有無, 上告の利益, 出訴期間の遵守, 判決裁判所の構成の適否などであり, これら職権調査事項は, 当事者の責問権の喪失によって治癒することのできない公益的なものである。

第298条 (仮執行の宣言)

上告裁判所は, 原判決について不服の申立てがない部分に限り, 申立てにより, 決定で, 仮執行の宣言をすることができる。

<注>

日本民訴法323条, 旧日本民訴法406条に対応。

第271条(控訴審裁判所による仮執行宣言)と同趣旨の規定である。

第299条(破棄差戻し等)

1 上告裁判所は, 第284条(一般的上告理由)又は第285条(絶対的上告理由)に定める理由があるときは, 原判決を破棄し, 第300条(破棄自判)の場合を除き, 事件を原裁判所に差し戻し, 又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならない。

2 第1項の規定により差戻し又は移送を受けた裁判所は, 新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない。この場合において, 上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は, 差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束する。

3 原判決に関与した裁判官は, 第2項の裁判に関与することができない。

<注>

日本民訴法325条1・3・4項に対応。

上告が理由ある場合における上告裁判所による原判決の破棄, 事件の差戻し又は移送, およびその後の審判手続について規定したものである。

原判決の確定した事実だけで原判決に代わる裁判ができる場合には自判する(第300条(破棄自判))が, そうでない場合に, 第2項により, 事件を原裁判所又はこれと同審級の他の裁判所に差し戻し又は移送する。

事件の差戻しを受ける裁判所とは広義の裁判所のことをいう(第一審裁判所への差戻しもある。刑事訴訟法413条参照)。

原裁判所への差戻しが原則であるが, 第3項との関係で, 破棄された原判決に関与した裁判官は差戻し後の審理に関与できないため, 原裁判所の人数の関係で, 事件を同等の他の裁判所へ移送することが必要になる場合がある。

なお, カンボディアでは, 最高裁(上告審)の判決に拘束力(日本の裁判所法4条参照)がないことを前提としているカ裁判所構成法案13条3項iの規定があるが, これについては疑問であり(「カンボディア裁判所構成法草案について」, 本条2項後段のように規定した)。

第300条(破棄自判)

次に掲げる場合には, 上告裁判所は, 事件について裁判をしなければならない。

一 原審がその確定した事実に対する憲法及び法令の適用を誤ったことを理由として, 原判決を破棄する場合において, 上告裁判所がその事実に基づき事件につき裁判をすることができるとき。

二 事件が裁判所の裁判権に属しないことを理由として原判決を破棄するとき。

<注>

日本民訴法326条に対応。

余計な差戻しによる長期化を回避するための規定である。

第1号は, 「原審が確定した事実に基づいて裁判をするのに熟するとき」である。

第2号は, 事件につき裁判権がないことを理由として原判決を破棄する場合であり, 例えば, 主権免除がある場合, 国際裁判管轄が存在しない場合等である。

第四章 抗告

第301条(抗告提起の方式)

1 抗告を提起するためには, 抗告状を原裁判所に提出しなければならない。この場合において, 原裁判所は, 抗告状及び訴訟記録を速やかに抗告裁判所に送付しなければならない。(1)(2)

2 抗告状に原決定の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは, 抗告人は, 抗告の提起後2週間以内に, これらを記載した書面を抗告裁判所に提出しなければならない。(3)

<注>

日旧民訴法第416条, ドイツ民訴法第568条, 日民訴規則第207条参照。

(1) 抗告提起は, 原裁判所への抗告状の提出によって行われる。口頭による抗告提起は認められない。

(2) 決定の裁判書からは, 抗告裁判所にとって決定の理由が明らかでない場合があるから, 抗告裁判所から原裁判所に意見を聴く制度を導入する必要があるか否かを検討する必要がある。

(3) 抗告理由書は, 抗告裁判所(管轄権のある上級裁判所)に提出する。抗告理由書の提出期間は, カンボディアの実情に照らして検討する必要がある。

第302条(受命裁判官又は受託裁判官の決定に対する不服申立て)

1 受命裁判官又は受託裁判官の決定に対して不服がある当事者は, その決定が受訴裁判所の決定であるとした場合に抗告をすることができる場合には, 受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし, 受訴裁判所が最高裁判所又は高等裁判所である場合には, その決定が始審裁判所の決定であるとした場合に抗告をすることができるものときにかぎり, 受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。(1)(2)(3)

2 第1項の申立てについての決定に対しては, 抗告をすることができる。(4)

<注>

日民訴法第329条に対応する。

(1) 受命裁判官または受託裁判官の決定(例えば, 証言拒絶に対する決定(第135条))に対しては, 裁判所の決定とは違い, まず, 受訴裁判所の監督に服させるのが適当であるから, 当事者の異議があれば, 受訴裁判所が決定で裁判をする。

(2) 受訴裁判所が高等裁判所であるときは, その決定に対しては, 第304条(控訴又は上告の規定の準用)第2項に該当する場合を除き, 抗告は許されない。受訴裁判所が最高裁判所であるときは, その決定に対しては, 上級審がないから抗告できない。しかし, 高等裁判所または最高裁判所に係属する事件について指定された受命裁判官または受託裁判官の決定については, 受訴裁判所が始審裁判所である場合と同じように, 受訴裁判所である高等裁判所

または最高裁判所に異議の申立てをすることができる。

(3) 本条の異議申立ては、問題の決定をかりに受訴裁判所がしたとすれば抗告に服する性質のものである以上、第3条所定の抗告期間内にする必要がある。

(4) 受訴裁判所が高等裁判所であるときは、第304条(控訴又は上告の規定の準用)第2項の場合にかぎり、第1項の申立てについての決定に対して抗告をすることができ、受訴裁判所が最高裁判所であるときは、抗告はできない。

第303条 (抗告期間)

1 抗告は、決定の告知を受けた日から1週間の期間内にしなければならない。

2 第1項の期間は、伸長することができない。(1)

<注>

日民訴法第332条に対応。

(1) 第244条(期間の伸長)第1項但書の場合に該当する。1週間の抗告期間は、現地の実状に合わせて変更する余地がある。

第304条 (控訴又は上告の規定の準用)

1 始審裁判所のした決定に対する抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しないかぎり、控訴に関する規定を準用する。(1)(2)

2 高等裁判所が第一審裁判所としてした決定に対する抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。(3)

<注>

日民訴法第331条参照。

(1) 始審裁判所がした決定に対する抗告は、判決手続における控訴と同じく第二審への上訴であるので、控訴及び控訴審の訴訟手続に関する規定が準用される。ただし、別段の規定がある場合や、抗告の性質に反する場合には、例外が認められる。例外としては、例えば、抗告期間(第303条(抗告期間))、抗告理由書の提出期間(第301条(抗告提起の方式)2項)、任意的口頭弁論が採られること(第306条(任意的口頭弁論・口頭弁論に代わる審尋)第1項)、審尋が許されること(同第2項)、決定で裁判すること(第259条(上訴の種類)第3項参照)などが挙げられる。

(2) 準用される規定としては、控訴権の放棄(第263条(控訴権の放棄))、控訴状の記載事項(第265条(控訴提起の方式)2項)、控訴状審査権(第266条(控訴裁判所の控訴状審査権))、控訴却下(第268条(口頭弁論を経ない控訴の却下))、附帯控訴(第270条(附帯控訴))、第一審の訴訟手続規定の準用(第273条(第一審の訴訟手続の規定の準用))、控訴棄却(第277条(控訴棄却))、原裁判の取消し(第279条(第一審判決の取消し)・差戻し(第280条(事件の差戻し))などがある。

(3) 高等裁判所が抗告裁判所として行った決定に対しては、さらに不服申立てをすることはできないが(第259条(上訴の種類)第3項)、高等裁判所が第一審裁判所として行った決定に対しては、抗告が許される。しかし、この抗告は、高等裁判所が第一審として行った終局判決に対

する上告と類似するため、これには、その性質に反しないかぎり、上告および上告審の訴訟手続に関する規定(第三編第三章(上告))が準用される。

それゆえ、この抗告は、最高裁判所に対して提起されなければならない(第283条(上告裁判所)第1項参照)、原決定に、原決定に影響を及ぼす法令の違反があることを理由とするときに、することができる(第284条(一般的上告理由)参照)。また、抗告を提起するためには、抗告状を最高裁判所に提出しなければならない(第287条(上告提起の方式)参照)。このほかに、控訴の規定の準用(第286条(控訴の規定の準用))、上告提起通知書の送達等(第288条(上告受理通知書の送達等))、上告理由の記載(第289条(上告の理由の記載)第2項・第3項)、上告裁判所による上告の却下(第290条(上告の却下))、上告裁判所による補正命令(第291条(補正命令))などが準用される。

第305条 (原決定の効力の停止)

1 抗告は、原決定の効力を停止させる。(1)(2)

2 抗告裁判所又は原決定をした裁判所は、抗告についての決定があるまで、原決定に基づく強制執行の一時停止その他必要な処分を命ずることができる。(3)

<注>

日民訴法第334条参照。

(1) 決定は、原則として、それが告知されるだけで、確定しなくとも、執行力などの裁判内容を実現するのに必要な効力を生じる(第213条(決定の告知)第1項)。一般に、抗告に服する決定が当事者の利害に重大な影響を及ぼし、迅速に確定する必要があることから、抗告の提起があるだけで一律に原決定の効力の停止が認められる(例えば、文書提出を命ずる決定に対して抗告を提起すれば、提出を命じられた文書を提出しなくてもよい)。ただし、決定の効力が、告知によって生じず、確定によって生じる場合は、抗告の提起の段階で効力発生を停止を認めても無意味である(例えば、移送の決定[第18条(管轄違いの場合の取扱い)以下])。

(2) 第302条(受命裁判官又は受託裁判官の決定に対する不服申立て)により、受命裁判官または受託裁判官の決定に対して異議の申立てがあったときは、抗告に準じて、異議申立てによって原決定の効力の発生を停止させる効果が生じる。

(3) 例えば、決定に基づきすでに強制執行が開始されている場合には、抗告を提起しても、強制執行を停止することはできないので、強制執行を一時停止する裁判が必要となる。

第306条 (任意的口頭弁論・口頭弁論に代わる審尋)

1 抗告の裁判は、口頭弁論を経ずに行うことができる。

(1)

2 抗告裁判所は、抗告について口頭弁論をしない場合には、被告人その他の利害関係人を審尋することができる。

(2)

<注>

日民訴法第335条、ドイツ民訴法第573条参照。

(1) 抗告は、決定をもって完結すべき事件であるから、

口頭弁論を開くかどうかは、裁判所の裁量に任されている（第114条（口頭弁論の必要性）第1項但書参照）。

（2）審尋とは、弁論を聴取するための方式であり、書面または口頭で陳述する機会を与えることである（第114条（口頭弁論の必要性）第2項参照）。抗告裁判所が、口頭弁論を開かずに審理する場合に、必要があると認めるときは、抗告人その他の利害関係人を審尋することができる。利害関係人以外の第三者を審尋することはできない。

第四編 再審

第307条（再審の事由）

1 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が上訴によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。（1）（2）（3）（4）

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 法定代理権若しくは法定代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと又は任意代理権を欠いたこと。

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 他人の犯罪行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。（5）

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。

八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。（6）

十 再審の訴えの対象とする判決が前に確定した判決と抵触すること。

2 第1項第四号から第七号までに掲げる事由については、次のいずれかに該当するときに限り、再審の訴えを提起することができる。（7）（8）

一 罰すべき行為について、有罪の判決又は過料の裁判が確定したとき

二 証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決又は過料の確定裁判を得ることができないとき

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。

（9）

<注>

日民訴法第338条、旧日民訴法第420条参照。

（1）再審の訴えとは、確定した終局判決に対して、その訴訟手続に重大な瑕疵があったことや、その判断の基礎資料に異常な欠陥があったことを理由として、当事者がその判決の取消しと、事件に対する再審理とを、その判決をした裁判所に向けて申し立てる非常の不服申立方法である。

なお、確定した決定に対する再審の申立てがある（第317条（決定に対する再審の申立て）参照）。

再審は、本条1項に列挙された事由（再審事由）を主張する場合に限って許される。再審の訴えが不適法なときは、訴えは却下され、主張された再審事由が認められないときは、再審の請求は棄却される。主張された再審事由が認められれば、再審の請求は理由があることになり、事件の再審理が始まる（第314条（再審の訴えの却下及び再審請求の棄却）・第315条（再審開始の決定）参照）。

（2）再審事由にあたる事実があるとしても、判決確定前に当事者が上訴によってこれを主張したが排斥された場合及びこれを知りながら上訴によって主張しなかった場合は、再審事由として主張することは許されない（第1項但書）。すなわち、再審事由は、まず上訴によって主張すべきであり、それを主張することができなかった場合にのみ、確定後の判決について再審事由を主張し、その取消しを求めることができる（再審の補充性）。

なお、但書でいう上訴には、控訴、上告のほか、附帯上訴も含まれる。

（3）第1号から第3号は、絶対的上告理由（第285条（絶対的上告理由）第1項第1・2・4号）と一致する。第4号から第8号までは、判決の基礎資料に異常な点がある場合であり、第9号及び第10号は、判断そのものに欠点がある場合である。

（4）「当事者に有利な判断をもたらす証拠が新たに発見された場合」も再審事由に加えるか否かを検討する余地がある。日本刑訴法第435条第6号、ドイツ民訴法第580条第7号b参照。

（5）「判決の証拠となった」とは、その文書等が判決の事実認定の基礎として採用されており、しかも事実認定が判決の主文に影響ある場合をいう。

（6）判断の遺脱とは、当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で、判決の結論に影響あるものに対し判決理由中で判断を示さなかった場合である。

（7）第4号ないし第7号の事由は、罰すべき行為の存在を前提としているので、敗訴者がむやみに再審の訴えを提起して勝訴者を可罰行為の存否に関する複雑な審理に引き込むのを防ぐため、可罰行為について確実な証拠の存在が要求される（濫訴対策）。

ただし、所掲の事由が罰すべき行為として再審事由となるかは、カンボディアの刑事法制においてこれらの犯罪類型があるか否かに依存するから、それによっては、それぞれが再審事由として適当かどうかを検討する余地がある。

（8）「証拠がないという理由以外の理由」としては、被疑者の死亡、公訴時効の完成、大赦、さらには証拠不十分以外の理由による起訴猶予処分等が挙げられる。何が「証拠がないという理由以外の理由」に該当するかは、例えば、カンボディアの刑事訴訟法制で起訴便宜主義を採るか否かなどによって変わりうる。

（9）第一審判決に再審事由がある場合に、もしも控訴審で控訴棄却の判決がなされたならば、その再審事由はこの控訴棄却判決にも付着するから、このような場合は、控訴審判決に対して再審の訴えを提起すべく、第一審判決に対する再審の訴えを認める必要はない。

第308条（再審の事由）

判決の基本となる裁判について第307条（再審の事

由) 第1項に規定する事由がある場合には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。(1)

<注>

日民訴第339条に対応。

(1) 判決の基本となる裁判とは、確定の終局判決の前提となっていて、当該判決の内容に影響を及ぼす可能性のある裁判(例えば、中間判決[第181条(中間判決)], 終局判決に先立つ訴訟手続上の決定)を意味する。

確定の終局判決自体に再審事由がなくても、その前提となっている裁判について第307条(再審の事由)所定の再審事由が存在する場合には、当該事由に基づいて直接的に終局判決に対して再審の訴えを提起することができる。かりに判決の基本となる裁判に独立の再審の申立てを許すと、この裁判が取り消された後に、第307条(再審の事由)第1項第8号により、さらに確定の終局判決に対する再審の訴えを認めることになり、その結果、余計な手間がかかることになって、訴訟経済にも反するからである。

ただし、抗告をもって不服申立てをすることができる決定については、独立して再審の申立てをすることができる(第317条(決定に対する再審の申立て)参照)。

第309条(再審裁判所)

1 再審の訴えは、その対象とする判決をした裁判所の管轄に専属する。(1)

2 同一の事件について、審級を異にする複数の裁判所とした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄権を有する。(2)

3 再審の訴えの対象とする判決に関与した裁判官は、その再審の訴えの審理及び裁判に関与することはできない。(3)

<注>

日民訴法第340条に対応。

(1) 再審は、再審事由の存在が認められれば、いったん終結した事件の審理を再開するので、前にその事件を審理し、再審の訴えの対象とする判決をなした裁判所の専属管轄(第15条(法定専属管轄の場合の適用除外))に属する。

(2) 例えば、第一審で本案判決があり、さらに控訴却下の判決、上告棄却判決があると、それぞれの確定判決について再審の訴えを提起することが可能であるが、3つの確定判決に対する再審の訴えをそれぞれ同時に審級を異にする裁判所に係属させることは混乱の原因となるので、審級を異にする確定判決に再審の訴えを併合して起こす場合は、上級裁判所があわせて管轄することが認められる。

(3) 第27条(裁判官の除斥)第1項第七号参照。

第310条(再審の訴訟手続)

再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。(1)(2)

<注>

日民訴法第341条に対応。

(1) 再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各

審級の訴訟手続に関する民事訴訟法規定の準用がある。第一審判決に対する再審には第一審の、第二審判決に対する再審には第二審の、上告審判決に対する再審には上告審の訴訟手続に関する規定が準用される。

(2) 準用の例としては、再審の訴状の却下(第78条(訴状審査)参照)、口頭弁論を経ない(再審の)訴えの却下(第81条(口頭弁論を経ない訴えの却下)参照)、附帯再審(第270条(附帯控訴)参照)、再審被告の反訴(第86条(反訴)参照)、再審の訴えの取下げ(第217条(訴えの取下げ)参照)、原判決の変更可能な程度(不服申立ての限度に限られる[第278条(第一審判決の変更の範囲)参照])など。

第311条(再審期間)

1 再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない。ただし、第307条(再審の事由)第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。(1)(2)

2 第1項の期間は、伸長することができない。

3 判決が確定した日、又は、再審の事由が判決の確定した後生じた場合にあっては、その事由が発生した日から5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。ただし、第307条(再審の事由)第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。(3)(4)

<注>

日民訴法第342条に対応。ドイツ民訴法第586条参照。

(1) 30日の期間は、現地の実情に合わせて変更する余地がある。この期間については、第244条(期間の伸長)第1項但書参照。

(2) 代理権の欠缺(第307条(再審の事由)第1項第三号)及び確定判決の抵触(同項第10号)を理由とする再審の訴えは、本項に定める期間の制限を受けずに提起することができる。代理権の欠缺の場合は、当事者本人または法定代理人が全く知らない間に訴訟が進行されたのであり、本人に判決の効力を及ぼすのは酷であるから、期間制限を設けずに当事者の救済を図る必要があるためである。確定判決の抵触の場合は、当事者間の関係をどちらの判決によって律したらよいか混乱が生じてくるため、期間制限から外される。

なお、代理権欠缺の場合、追認に関する規定(第285条(絶対的上告理由)第2項)が類推適用される。

(3) たとえ、当事者が再審事由の存在を知らなくても、判決が確定して5年の期間を経過すると、一律に、再審の訴えは提起できなくなる。これは、法的安定を図るためである。この5年の期間は、伸縮できないし、当事者が自らの責めに帰すことのできない事由のためにこの期間を遵守できない場合でも、もはや再審の訴えは許されない。5年という期間は、現地の実情に合わせて変更する余地がある。

(4) 代理権の欠缺(第307条(再審の事由)第1項第三号)及び確定判決の抵触(同項第10号)を理由とする再審の訴えは、本項に定める期間の制限を受けずに提起することができる。その趣旨は、上記(2)と同様である。

第312条（再審の訴状の記載事項）

1 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。（1）

一 当事者の氏名又は名称及び住所ならびに法定代理人の氏名及び住所（2）

二 再審の訴えの対象とする判決の表示及びその判決に対して再審を求める旨

三 再審の事由に該当する事実（3）

2 再審の訴状には、再審の訴えの対象とする判決の写しを添付しなければならない。

<注>

日民訴法第343条、日民訴規則第211条第1項に対応。ドイツ民訴法第588条参照。

（1）本条は、再審の訴状の必要的記載事項を定めたものである。不服の範囲や本案事件に関する申立ての記載は、任意的である。必要的記載事項を欠く場合は、通常の訴状に準じて、裁判所が補正を命じた上で、それが守られないときは、決定で訴状を却下する（第310条（再審の訴訟手続）参照）。

（2）当事者とは、再審の訴えの原告および被告を意味する。原判決の当事者以外の者が再審の訴えの当事者である場合は、原判決の当事者との関係が明かになるよう具体的に記載される必要がある（例えば、原判決の当事者の相続人）。

（3）再審の訴状には、具体的な再審事由の主張が掲げられねばならない。しかし、再審訴状で主張された再審事由は、再審の訴え提起後に変更することができる（第313条（再審の事由の変更））。

第313条（再審の事由の変更）

再審の訴えを提起した当事者は、再審の事由を変更することができる。（1）（2）

<注>

日本民訴法第344条に対応。

（1）再審の訴状に記載した再審の事由（第312条（再審の訴状の記載事項）第1項第3号）は、その審級の口頭弁論の終結にいたるまで変更することができるし、上級審になってからもできる。

（2）再審の事由を変更する場合に、第311条（再審期間）第1項の出訴期間が遵守されているか否かは、変更の時を基準とするのが、日本での多数説である。

第314条（再審の訴えの却下及び再審請求の棄却）

（1）

1 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合には、決定で、これを却下しなければならない。（2）

2 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。（3）

3 第2項の決定が確定したときは、同一の事由に基づいて、更に再審の訴えを提起することができない。（4）

4 第1項及び第2項の決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日民訴法第345条、第347条に対応。

（1）再審の審判は、再審の許否と、再審が許されることになった場合の本案の審判という2つの段階からなる。前者は決定手続で行われる。本条は、再審の許否とその審判手続について定める。この審判手続は、決定手続であるから、審理は、任意的口頭弁論（第114条（口頭弁論の必要性）第1項但書）で行われる。再審が許されることになった場合の本案の審判については、第316条（本案の審理及び裁判）が定める。

（2）裁判所は、まず、再審の訴えとして適法であるかを調査し、不適法である場合は、決定でこれを却下しなければならない。適法と認めれば、次に、再審の適否、すなわち再審事由の存否の調査に入る。

（3）再審事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない（第315条（再審開始の決定）第1項）。

（4）本項は、再審の訴えの濫用を防止する趣旨の規定である。

第315条（再審開始の決定）

1 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない。

2 裁判所は、第1項の決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。（1）

3 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

<注>

日民訴法第346条、第347条に対応。

（1）再審開始の決定は、確定判決を取り消す可能性のある事前判断であるため、再審開始の決定をする場合には、相手方を必ず審尋しなければならない。ただし、口頭弁論を開いた場合は（第314条（再審の訴えの却下及び再審請求の棄却）注1参照）、相手方を別個に審尋する必要はない。

第316条（本案の審理及び裁判）

1 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。（1）（2）

（3）

2 裁判所は、第1項の場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。（4）

3 裁判所は、第2項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。（5）（6）

<注>

日本民訴法第348条に対応。

（1）再審開始決定（第315条（再審開始の決定）第1項）が確定した場合に本案の審理および裁判がなされる。この本案についての審理は、前訴訟の審理の再開続行であり、従来の訴訟手続は、再審事由に関しないかぎり、効力を有する。第310条（再審の訴訟手続）参照。

（2）再審被告は、附帯再審（第270条（附帯控訴）参照）によって、自己に有利に審判の範囲を拡張することができる。また、自分の側に再審事由に基づく反訴を提起することもできる（第310条（再審の訴訟手続）参照）。

（3）本項に従いなされる判決は、その審級の判決であるから、例えば、控訴審判決に対する再審の訴えについてなされた判決は、控訴審としてなされた判決であり、したが

って、その判決に対する上訴は上告（第三編第三章）である。

（４）再審事由が存在する場合でも、本案の審理をして結論が、不服を申し立てられている原判決と同じであれば、再審請求を棄却する。例えば、法律によって裁判に関与することのできない裁判官が裁判に関与していたが、再審裁判所が再審理してみたところ、原判決の判断内容が正しかった場合。

（５）再審事由が存在し、かつ原判決と異なる結論になったときは、原判決を取り消したうえで、さらに本案の裁判をしなければならない。

（６）本項により取り消された原判決に係る訴訟費用の裁判についても、再審裁判所は、新たに訴訟費用の裁判をしない。

第 317 条（決定に対する再審の申立て）

1 抗告をもって不服を申し立てることができる決定で確定したものに対しては、再審の申立てをすることができる。（１）

2 第 307 条（再審の事由）から第 316 条（本案の審理及び裁判）までの規定は、第 1 項の申立てについて準用する。

<注>

日民訴法第 349 条に対応。

（１）決定のうち、終局判決を行う前提としてなされた決定は、それに再審事由があるときは、直接終局判決に対して再審の訴えを提起できるが（第 308 条（再審の事由））、それ自体で終局性を持ち、あとで終局判決に接続しない決定に対しては、それに再審事由があるときは、独立して再審の申立てを許さなければならない。例えば、除斥・忌避を理由がないとする決定（第 30 条（除斥又は忌避の裁判）第 6 項）、訴状却下決定（第 78 条（訴状審査）第 2 項）、証言拒絶に対する決定（第 135 条（証言拒絶の決定））など。

第 318 条（第三者による再審の訴え）

1 原告及び被告が共謀により第三者の権利又は利益を損なう目的をもって判決を得たときは、その第三者は、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることができる。（１）

2 第 1 項による再審の訴えにおいては、原告及び被告を共同被告とする。（２）

3 第 41 条（必要的共同訴訟における審理の規律）の規定は、第 2 項により共同被告とされた者及び第 1 項により再審の訴えを提起した第三者について準用する。（３）

<注>

旧々日民訴法第 483 条、日商法第 268 条の 3、日行政事件訴訟法第 34 条参照。

（１）訴訟の原告と被告が第三者の権利を害する意図をもって馴合いで訴訟を迫行して、確定判決を得たときに、この確定判決によって自己の権利を害される第三者は、当該判決の取消しと、事件の再審理を求めて再審の訴えを提起することができる。この種の第三者による再審の訴えを詐害再審という。

（２）本条の再審の訴えの場合、再審原告となる第三者は、

再審の訴えの対象となる判決における当事者双方を被告として訴えを提起する。したがって、一種の共同訴訟（第 39 条（共同訴訟の一般的要件）以下）の形態がとられる。

（３）再審原告の第三者と、再審の共同被告との間で、事件が統一的に審判されるように、必要的共同訴訟の規律が準用される。

第五編 督促手続

第 319 条（督促決定の要件）

金銭の支払いを目的とする請求については、裁判所は、債権者の申立てにより、督促決定を発することができる。ただし、カンボディアにおいて公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

<注>

日本民事訴訟法 382 条（旧法 430 条）と同趣旨の規定である。ドイツ法系の国々に見られる制度（フランス法系にも類似の制度がある）で、強制執行をするために必要とされる債務名義を簡易に調達することができるため、消費者信用の増大とともにクレジット代金請求の事件を中心に、よく利用されている。このように実際には金銭請求のみが利用されていることから、日本法 382 条とは異なり、金銭請求以外の、「その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求」は督促手続の対象から外すこととした。

督促手続を利用することができるのは、例えば、貸金債権や売買代金債権のように、金銭の支払いを目的とする請求であればよく、請求額に上限もないし、下限もない。当事者間で事実関係に争いが無いと見込まれる場合には、訴訟手続を利用するよりも迅速に債務名義を調達することができる。

なお、カンボディア国内において公示送達によらないで督促決定を送達できるということが、督促決定の発付要件の一つとなる。

第 320 条（督促決定の発付を求める申立て）

1 次の各号に定める債務者を相手方とする督促決定の発付を求める申立ては、それぞれ当該各号により定まる地を管轄する始審裁判所に対してする。

- 一 自然人 住所地、カンボディア国内に住所がないとき又は住所地が知れないときは居所地
- 二 内国の法人 主たる事務所又は営業所、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所地
- 三 外国の法人 カンボディアにおける主たる事務所又は営業所、カンボディア国内に事務所又は営業所がないときはカンボディアにおける代表者その他の主たる業務担当者の住所地

2 次の各号に掲げる請求についての督促決定の発付を求める申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する始審裁判所に対してもすることができる。

- 一 事務所又は営業所を有する 当該事務所又は営業所者に対する請求でその事務所の所在地
所又は営業所における業務

に関するもの

- 二 手形又は小切手による金銭 手形又は小切手の支払の支払の請求及びこれに附 地帯する請求
- 3 第一項又は第二項の規定による管轄は専属とする。

(注)

日本民事訴訟法383条(旧法431条)と同趣旨の規定である。原則として、債務者の住所地を管轄する裁判所に申し立てなければならない。専属管轄である。

第321条 (訴えに関する規定の準用)

督促決定の発付を求める申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定を準用する。

(注)

日本民事訴訟法384条(旧法432条)と同趣旨の規定である。督促手続は略式ではあっても、訴訟手続の一種である。そこで、性質に反しない限り、訴えに関する規定が準用される。

第322条 (申立ての却下)

督促決定の発付を求める申立てが第319条(督促決定の要件)若しくは第320条(督促決定の発付を求める申立て)の規定に違反するとき、又は申立ての趣旨から請求に理由がないことが明らかなきときは、裁判所は決定によりその申立てを却下しなければならない。請求の一部につき督促決定を発することができない場合におけるその一部についても、同様とする。

(注)

日本民事訴訟法385条(旧法433条)と同趣旨の規定である。督促決定の発付を求める申立てが不適法であるときは、本条により決定でこれを却下しなければならない。この決定に対する不服申立ては認められないが、債権者はあらためて督促決定の発付を求める申立てをすることはできる。

第323条 (督促決定の発付等)

- 1 督促決定は、債務者を審尋しないで発する。
- 2 債務者は、督促決定に対し、これを発した裁判所に督促異議の申立てをすることができる。

(注)

日本民事訴訟法386条(旧法434条)と同趣旨の規定である。督促決定は、実体権の審査をしない点に特色があり、債務者を審尋しないで発する。しかし他方で、督促決定に不服がありうる債務者への手続保障が必要となる。このため、債務者により簡易に訴訟への移行をさせる方法として、督促異議の申立てを認めなければならない。本条2項は、仮執行宣言の前の督促異議の申立てのみならず、督促決定に仮執行宣言がなされた後の督促異議の申立てについても妥当する。仮執行宣言がなされる前の督促異議の申立ては、それが適法と認められれば、当然に訴訟へ移行することになる。この場合、督促決定は直ちにその効力を失い(第327条(仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての効果))、督促手続が終結する。これに対して、仮

執行宣言がなされた後の督促異議の申立ての場合は、訴訟へ移行することにより、督促決定の確定を阻止することになる。督促決定が効力を失うかどうかは裁判所の判決によって示される(第332条(仮執行宣言後に移行した訴訟における判決))。

第324条 (督促決定の記載事項)

1 督促決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一定額の金銭の支払いを命ずる旨
 - 二 求める決定判決の内容及び請求これを特定するのに必要な事実
 - 三 当事者の氏名又は名称及び住所並びに及び法定代理人の氏名及び住所
- 2 第1項の督促決定には、債務者が督促決定の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、職権により仮執行の宣言をする旨を付記しなければならない。

(注)

日本民事訴訟法387条(旧法435条)と同趣旨の規定である。督促決定は仮執行の宣言を付記されると債務名義となり、強制執行が可能となる。そこで、本条は、そのために必要となる督促決定の記載事項を規定したものである。本条における仮執行の宣言がなされる前の督促異議の申立てにつき、督促決定の送達を受けた日から二週間以内としているが、この点はカンボディアの実情を踏まえて修正されることを予定している。

第325条 (督促決定の送達)

1 裁判所は督促決定を債権者に通知し、かつ債務者に送達しなければならない。

2 督促決定の効力は、債務者に送達された時に生ずる。

3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所、事務所又は主たる業務担当者の住所がないため、督促決定を送達することができないときは、裁判所は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、督促決定の発付を求める申立てを取り下げたものとみなす。

4 第3項後段に規定する期間は伸長することができない。

(注)

日本民事訴訟法388条(旧法436条)及び規則234条2項と同趣旨の規定である。送達が出来ないときは、債権者は督促決定の発付を求める申立てを取り下げることになる。本条3項後段は、申立てを取り下げない場合について、これを擬制するものである。

再度の督促の申立ては基本的には妨げられない。

本条第1項にいう送達には公示送達を含まない。公示送達による場合は、そもそも督促決定を発付し得ない。

第326条 (仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての却下)

1 督促裁判所が、仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てを不適法であると認めるときは、決定で、その督促

異議の申立てを却下しなければならない。

2 第1項の決定に対しては、抗告をすることができる。

〈注〉

日本民事訴訟法394条(旧法441条)と同趣旨の規定であるが、仮執行の宣言前になされた督促異議申立てと仮執行の宣言後になされた督促異議申立てとの混同を避けるために、分かりやすさを重視して、それぞれ規定することとし、本条では、仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てについて、とくに書き下ろしたものである。仮執行の宣言前になされた督促異議申立てであれ仮執行の宣言後になされた督促異議申立てであれ、不適法な督促異議の申立てについては、これを裁判所が決定で却下する。この決定が確定することにより、適法な督促異議の申立ての効果が生じないこととなる。

第327条 (仮執行の宣言前になされた督促異議の申立ての効果)

1 仮執行の宣言前に適法な仮執行宣言前督促異議の申立てがあったときは、督促決定は、その督促異議の限度で効力を失う。

2 第1項の場合、督促異議に係る請求については、第320条(督促決定の発付を求める申立て)に定める裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

〈注〉

本条は、仮執行の宣言前になされるの督促異議の効果について定めたものである。

1項は、日本民事訴訟法390条(旧法437条)と同趣旨の規定である。適法な仮執行の宣言前になされる督促異議の申立ては、その異議の限度で督促決定それ自体の効力を失わせることになる。これにより督促手続は終結する。

2項は、日本民事訴訟法395条(旧法442条)と同趣旨の規定であるが、仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てと仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てとの混同を避けるために、分かりやすさを重視して、それぞれ規定することとし、本条では、仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てについて、とくに書き下ろしたものである。適法な督促異議の申立てがあったときは、その範囲内で、当然に通常訴訟に移行する旨を定めている。

第328条 (仮執行の宣言)

1 債務者が督促決定の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないうち又は仮執行の宣言前になされた督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、裁判所は、職権により、督促決定に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。

2 仮執行の宣言は、督促決定に記載し、これを当事者に送達しなければならない。

3 第197条(仮執行の宣言の失効および原状回復)及び第325条(督促決定の送達)第二項の規定は、第一項の仮執行の宣言について準用する。

〈注〉

督促手続の第2段階の手続として、仮執行の宣言を付する手続について定めたのが本条である。日本民事訴訟法39

1条(旧法438条)をふまえるが、日本法とは異なり、本条では所定の期間内に督促異議申立てがないときに、職権で仮執行の宣言をしなければならないとした。これは督促決定の送達の日時については、債権者に十分な情報がなく、仮執行の宣言前になされる督促異議の申立てができる所定の期間を徒過したかどうかの確認のため、債権者において間断なく裁判所へ問い合わせをするというのでは、著しく負担が重くなる、といったことを配慮したためである。

第329条 (仮執行の宣言後になされた督促異議の申立て)

1 仮執行の宣言を付した督促決定に対する第323条(督促決定の発付等)第2項の督促異議の申立ては、その送達を受けた日から二週間以内にしなければならない。

2 第1項の期間は伸長することができない。

〈注〉

日本民事訴訟法393条(旧法440条)と同趣旨の規定である。本条は、仮執行の宣言後にする督促異議の申立ても所定の期間内であれば可能であるが、その期間内に厳しく限られる旨を定めたものである。本条における仮執行の宣言後になされる督促異議につき、仮執行の宣言を付した督促決定の送達を受けた日から二週間以内としているが、この点はカンボディアの実情を踏まえて修正されることを予定している。仮執行の宣言後になされる督促異議の申立てにより、仮執行の宣言を付した督促決定の確定が阻止されることになる。

第330条 (仮執行の宣言後になされた督促異議の申立ての却下)

1 裁判所が、仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てを不適法であると認めるときは、決定で、その督促異議の申立てを却下しなければならない。

2 前項の決定に対しては、抗告をすることができる。

〈注〉

本条は、日本民事訴訟法394条(旧法441条)と同趣旨の規定であるが、仮執行の宣言前になされる督促異議申立てと仮執行の宣言後になされる督促異議申立てとの混同を避けるために、それぞれ規定することとし、本条では、仮執行の宣言後になされる督促異議の申立てについて、とくに書き下ろしたものである。

督促異議の申立てが不適法である場合として、第329条(仮執行の宣言後になされた督促異議の申立て)所定の申立期間を徒過してなされたなどのケースが挙げられる。

第331条 (仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行)

仮執行の宣言後に、督促異議の申立てが適法になされたときは、督促異議に係る請求については、督促決定を發した裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

〈注〉

日本民事訴訟法395条(旧法442条)と同趣旨の規定であるが、仮執行の宣言前になされる督促異議の申立てと仮執行の宣言後になされる督促異議の申立てとの混同を

避けるために、それぞれ規定することとし、本条では、仮執行の宣言後になされる督促異議の申立てについて、とくに書き下ろしたものである。適法な督促異議の申立てがあったときは、その範囲内で、当然に通常訴訟に移行する旨を定めている。この場合には弁論準備手続から始まる。

第332条（仮執行宣言後に移行した訴訟における判決）

1 第331条（仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により移行した訴訟においてなされる判決が、督促決定と符合するときは、裁判所は、仮執行の宣言を付した督促決定を認可しなければならない。ただし、督促手続が法律に違反してなされたものであるときは、この限りでない。

2 第1項の規定により仮執行の宣言を付した督促決定を認可する場合を除き、第331条（仮執行の宣言後になされた督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により移行した訴訟においてなされる判決においては、仮執行の宣言を付した督促決定を取り消さなければならない。

〈注〉

日本民事訴訟法には、該当する規定が存在しない。解釈上、比較的多くの支持を集めている見解で最高裁判所の判例（最判昭和36年6月16日民集15巻6号1584頁）でもある立場から、あらたに書き下ろしたものである。通常訴訟に移行した場合で判決をするときは、裁判所は、仮執行の宣言を付した督促決定についての判断を必ずしなければならないため、これを明文化したものである。

第333条（督促決定の効力）

仮執行の宣言を付した督促決定に対するし仮執行宣言後督促異議の申立てがないとき、又は仮執行の宣言を付した督促決定に対する仮執行宣言後督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、督促決定は、確定判決と同一の効力を有する。

〈注〉

日本民事訴訟法396条（旧法443条）と同趣旨の規定である。仮執行の宣言を付した督促決定に対し督促異議の申立てがないとき、または督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、これにより督促手続は終了し、督促決定が確定するため、これに確定判決と同一の効力を認めることとしたのが本条である。

～ 特集 ～ 大阪中之島合同庁舎落成記念講演会

(平成14年2月22日開催)

本誌創刊号で御紹介しましたとおり、平成13年11月、民商事法分野を中心に法整備支援活動を行っている法務総合研究所国際協力部、刑事司法分野における国際協力を行っている国連アジア極東犯罪防止研修所(UNA FE I)大阪分室が新築の大阪中之島合同庁舎に入居しました。同庁舎には、大阪高等検察庁、大阪地方検察庁及び人事院近畿事務局も入居しており、平成14年2月22日には、これら入居庁により、新庁舎落成式が執り行われました。

そこで、法務総合研究所では、同日、UNA FE I及び国際協力部とゆかりのある講演者2名をお招きし、新庁舎2階の国際会議室において、新庁舎落成記念講演会を開催しました。

UNA FE Iの関係では、国連麻薬統制犯罪防止局国際犯罪防止センター(Centre for International Crime Prevention)からエドワルド・ヴェテレー所長を、国際協力部の関係では、法整備支援研修第1回の対象国でありますヴィエトナム社会主義共和国司法省からレ・ティ・トゥ・バー次官をそれぞれお招きしました。

ヴェテレー所長には「国際組織犯罪、汚職及びテロとの闘いにおける国連の役割」、トゥ・バー次官には「ヴィエトナム司法改革の動向～現在と未来～」という演題で講演していただきました。その内容は、いずれも最新の動向を踏まえた貴重なものでありますので、ここに御紹介する次第です。

なお、トゥ・バー次官の講演内容につきましては、ヴィエトナム語と英語でいただきましたが、初鹿野マイ氏にヴィエトナム語から日本語への翻訳を依頼しましたので、英語版と共に日本語訳を掲載しました。

講演者の略歴も併せて掲載しましたので、御参照下さい。

(国際協力専門官 田中正博)

目 次

開会あいさつ—法務総合研究所の国際協力活動を振り返って—	
法務総合研究所長 坂井 一郎	80
講演者略歴	82
国際組織犯罪、汚職及びテロとの闘いにおける国連の役割(英語)	
国連麻薬統制犯罪防止局国際犯罪防止センター所長 Mr. Eduardo Vetere	84
ヴィエトナム司法改革の動向～現在と未来～(英語・日本語)	
ヴィエトナム社会主義共和国司法省次官 Ms. Le Thi Thu Ba	99
日本語訳 初鹿野マイ	111

開会あいさつ

—法務総合研究所の国際協力活動を振り返って—

法務総合研究所長 坂井 一郎

本日は、国際連合麻薬統制犯罪防止局国際犯罪防止センターからエドワード・ベテーレ所長に、また、ヴィエトナム社会主義共和国司法省からレ・ティ・トゥ・バー次官に、いずれも遠路はるばるお越しいただき、この講演会を開催することができました。まずもってお二人に心からお礼を申し上げます。

さらに、本日は、同じく遠路ラオス人民民主共和国から来られたカミー・サヤヴォン最高人民裁判所長官の御列席を得ております。カミー・サヤヴォン長官、ようこそおいでくださいました。

そして、関係の方々に御案内を差し上げましたところ、三ヶ月章法務省特別顧問、原田明夫検事総長、ファム・クアン・ト在大阪ヴィエトナム社会主義共和国総領事、また、当研究所の国際協力活動にひとかたならぬ御尽力をいただいている財団法人国際民商事法センター岡村泰孝理事長、財団法人アジア刑政財団敷田稔理事長を始め、多数の方々の御列席を賜ることができました。皆様にお集まりいただき、このような盛大な講演会を開催できましたことに厚く御礼申し上げます。

本講演会は、この国際会議室を始めとして各種設備が整った新庁舎の落成記念式典に合わせ、海外から当研究所の国際協力活動にゆかりのある方々をお招きして、貴重なお話を伺うとともに、これを機に大阪を拠点とする国際協力活動の今後の一層の発展を期するとの趣旨で開催させていただいたものであります。そこで、この機会に当研究所の国際協力活動について若干申し述べることをお許し願いたいと思います。

当研究所の国際協力活動は、まず刑事司法の分野において始まり、1962年以来、当研究所国際連合研修協力部は、国連との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所、略称アジ研の運営に当たってまいりました。本年は、その記念すべき40周年を迎えております。アジ研は、アジア太平洋地域における国連の地域研修所として、同地域を中心に世界各国から刑事司法関係者を我が国に招いて研修を実施するなどの活動を継続的に展開してまいりました。このような活動を通じてアジ研は、関係各国の刑事司法関係者の人材育成に寄与するとともに、これらの国々の刑事司法制度の改善、向上に貢献してきたものであり、その活動は国際的にも高く評価されているところであります。

その40周年に当たる本年、ここにベテーレ所長をお迎えして、この落成記念講演会を開催できますことは誠に感慨深いものがあります。

一方、法務省の民商事法分野における国際協力は、1994年に始まりました。当初は、年1回、外国の法律関係者をお招きして研修を実施しており、その記念すべき第1回が本日お招きしたバー次官の祖国ヴィエトナムの司法省関係者を対象としたものでした。

その後、この方面の支援活動は、ラオス、カンボディアなどの市場経済への移行を図る他の国々にも広がっていきました。そして、現在、その活動は、同じ課題を抱えるモンゴル、ウズベキスタン等の中央アジア諸国や、アジア通貨危機を経ていわゆるグローバリゼーションの波に直面しているインドネシア、フィリピン等にも及ぼうとしており、その活動の広がり的重要性を踏まえ、昨年4月には、国際協力部が新設され、同部は、昨年11月からこの新庁舎に拠点を移して活動するに至っております。

当研究所は、古くからアジアと強いきずなを持ち、アジア諸国を始めとする世界各国との交流を一層深めつつある、この大阪の地を拠点とする法律分野での国際協力活動に一層の努力を注いでまいりたいと考えております。

私どもの国際協力活動が、講演されるお二方を含め、本日ここにお集まりの皆様方の温かい御理解と力強い御支援に支えられていることは言うまでもありません。

私どもは、諸先達の築き上げた伝統の上に、当研究所の国際協力活動を更に発展させ、法の支配の確立を通じて、国際社会に平和と繁栄がもたらされるよう、微力ながら力を尽くす所存でございます。

最後に、当研究所の国際協力活動に対しまして、ますますの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。



国際会議室にて（大阪中之島合同庁舎2階）

講演者略歴

エドワルド・ヴェテレー氏 (Mr. Eduardo Vetere)

国連麻薬統制犯罪防止局国際犯罪防止センター所長

(Director, Centre for International Crime Prevention of United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention)

(職歴) 1969年 国連勤務

1987年 国連犯罪防止刑事司法部(同センターの前身)部長に就任

この間、カンボジア UNTAC、在イラク国連事務総長特別代表事務所長等、国連の特別ミッションに従事

2001年6月 国際犯罪防止センター所長に就任

(学歴) ローマ大学及びケンブリッジ大学で刑法及び犯罪学を専攻

ローマ大学で法学博士号を取得

(参考)

同センターの役割

- ・ 犯罪防止及び刑事司法分野における国連の政策を実施する中心的な機関
- ・ 国連の刑事司法分野の政策を策定する国連犯罪防止刑事司法委員会の事務局
- ・ UNAFEI を始めとする国連の各地域研修所の活動の総合調整など



レ・ティ・トゥ・バー氏 (Ms. Le Thi Thu Ba)

ヴェトナム社会主義共和国司法省次官

(Vice-Minister of Justice, Socialist Republic of Viet Nam)

- (職歴) 1978年 タイニン州教育訓練局教官
1985年 ドンナイ州裁判所職員
1990年 同裁判所裁判官に任命
1991年 同裁判所副所長
1998年 同裁判所所長
2000年6月 司法省次官に就任

(学歴) ハノイ法科大学卒業

(参考)

ヴェトナム司法省には3名の次官がおり、トゥー・バー次官は、下級裁判所の司法行政、民事判決の執行などを主な所掌事務としている。



**Commemorative public lecture on the occasion
of the inaugural ceremony of the UNAFEI Osaka Branch**

Eduardo Vetere

Director

Centre for International Crime Prevention

United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention

(22 February 2002)

Excellencies, Distinguished Guests, Ladies and Gentlemen,

Allow me to begin by expressing my most sincere gratitude to Mr. Mikinao Kitada, Director of UNAFEI, together with the organizers of this impressive ceremony for the honour they bestowed on me by inviting me to be with you today, and for their friendly and generous hospitality. Japan has time and again demonstrated its keen interest in our work and has been consistently and constructively involved in our activities. We are grateful to the Japanese Government and its people for their engagement, support and cooperation, as well as their enormous contribution to the United Nations in general and to our Programme in particular. In this connection, it is a great pleasure for me to pay a tribute to UNAFEI - that this year celebrates also its fortieth anniversary - not only for its important work developed through the years in training entire generations of criminal justice professionals in the Asia and Pacific region, but also for its vision in positioning itself as major centre for promoting international cooperation and establishing professional links among so many countries in the world, covering all continents. The opening here today of the Osaka Branch is a further evidence of such a broad vision, which couples pragmatism with imagination, in order to face the challenges of this new Millennium. UNAFEI being the first of our network of regional institutes, has constituted a model that has been followed in other regions: accordingly, it has served as a laboratory to test new training methods, teaching curricula and modules in a truly multicultural context in which the professional experience and expertise of both trainers and trainees coming from so many different countries, have been melted taking the advantage of the harmony and grace of the Japanese hospitality. In addition,

through the establishment of the UNAFEI Alumni Association first and the Asia Crime Prevention Foundation later on, follow-up activities are being undertaken in terms of information sharing, as well as meetings, workshops, conferences, and even field projects, both at the national and regional levels, on very topical issues which are of great interest to the international community. In this way the training courses of UNAFEI are not just an “event”, limited in time and space, but they become a truly evolutionary “process”, an extended work-in-progress, in which all participants continue to remain fully involved, as main actors, in a periodic in-service training and human resource development programme.

In this connection, I would like to thank also ACPF and its Chairman, Mr. Minoru Shikita, with whom I have a long-lasting friendship which goes back to a number of decades. Under his leadership, ACPF has developed into not only a powerful NGO with consultative status with ECOSOC, but also into an invaluable partner, having established an enviable tradition of making thoughtful and comprehensive contributions to our work. Similar appreciation goes to the current Director and staff of UNAFEI, as well as his predecessors and former staff members. I personally feel extremely proud of having been associated with many of them and particularly pleased to see that, through the years, tremendous progress has been made, including the establishment of this Office in Osaka.

Organized crime, corruption and terrorism as global threats

The globalization of legitimate economic activities has been closely matched by the corresponding globalization of transnational crime. The same developments in areas such as transportation and communications technologies, which have generated enormous opportunities for human progress and economic development, have also created significant new opportunities for transnational crime.

Criminal groups across the world have their informal channels to communicate and coordinate their secretive dealings, often in new ways, which elude the efforts of law enforcement agencies to intercept and control them. As the flow of information and commodities have grown exponentially in recent years, transnational criminal groups have been quick to exploit all their spheres of

influences and illicit markets, such as in the area of trafficking in persons, which is now rivalling drug trafficking. The numbers continue to shock us, while no region or country is immune:

For example:

- Trafficking in human beings is now the fastest-growing business of organized crime. According to recent estimates, more than 700,000 people are trafficked every year for the purposes of sexual exploitation and forced labour. They are transported across borders and sold into modern-day slavery.
- From Himalayan villages to East European cities, people -- especially women and girls -- are attracted by the prospect of a well-paid job abroad as a domestic servant, waitress or factory worker. Traffickers recruit victims through fake advertisements, mail-order bride catalogues and casual acquaintances. Upon arrival at their destination, victims' documents are usually taken away and they end up exploited, forced to pay off alleged debts under the direct threat of violence. Many are then coerced into bonded labour, often including sexual exploitation.
- Trafficking in human beings is not confined to the sex industry. Nearly 30 million people worldwide work under various forms of slavery today. Children are trafficked to work in sweatshops as bonded labour and men work illegally in the "three D-jobs" -- dirty, difficult and dangerous.
- Over the past decade, trafficking in human beings has reached epidemic proportions. No country is immune. The search for work abroad has been fueled by economic disparity, high unemployment and disruption of traditional livelihoods. Traffickers face few risks and can earn huge profits by taking advantage of large numbers of potential immigrants. In many cases, drug traffickers have switched to trafficking human beings because it is more lucrative and relatively risk-free.
- Even when trafficking rings are busted and exposed, it is very difficult to persuade victims to testify against their captors. They are often frightened of retribution towards family members, ashamed to go home and lack witness

protection programs.

The smuggling of migrants - as opposed to trafficking in persons - also continues to grow. While only the most spectacular cases come to our attention, - like the four hundred Asian economic migrants who were rescued by a Norwegian ship in Australian waters when their wooden smuggling boat was sinking - the actual number of lives lost every day is still unknown. The operators of smuggling schemes are profiteers. Their cargo just happens to be human beings, who are being entrapped and often enslaved by these new merchants of death.

The profits from organized crime are immense. The International Monetary Fund estimates that the total income from such crime is between one and three trillion dollars per year. This is between two and five per cent of global GDP. Accordingly, it is no surprise that the volume of money laundering has also reached astounding proportions, with individual cases over the past few years in the billions of dollars.

We could continue with figures on other lucrative practices in which organized crime is engaged, such as drug trafficking, arms trafficking, diamond smuggling, or traffic in endangered species, financial crime and computer crime.

Regarding corruption, economic experts worldwide agree that corrupt practices - ranging from bribery and extortion to nepotism - can have disastrous effects on struggling economies.

- For example, in one World Bank survey, more than 150 high-ranking public officials and top citizens from over 60 developing nations ranked corruption as the biggest impediment to economic development and growth in their countries.
- The World Bank estimates that corruption can reduce a country's growth rate by 0.5 to 1.0 percentage points per year. IMF research has shown that investment in corrupt countries is almost 5 per cent less than in countries that are relatively corruption-free. Accordingly, corrupt practices drain government coffers, play havoc with free trade and scare away investors.

- In the 1996/97 International Crime Victims Survey (ICVS), an average of 18 per cent of respondents from developing countries, 13 per cent from countries in transition and 1 per cent from the industrialized world said they had paid bribes to various public officers over the previous year.
- In one African country, lost revenue from customs duties and income tax was found to make up 8 to 9 per cent of gross domestic product (GDP) C six to seven times what the country spent on health. Income tax evasion alone accounted for 70 per cent of this.
- Up to \$30 billion in aid for Africa - an amount twice the annual gross domestic product (GDP) of Ghana, Kenya and Uganda combined has ended up in foreign bank accounts, according to the anti-corruption organization Transparency International.

It is tempting to say that corruption is simply part of the landscape of human society. When the amounts and costs involved in recent cases reach levels that defy imagination - such as that of a former head of state who has stolen as much as \$5 million or another one in which 17 per cent of the national budget went to pay the salary of the leader - the seriousness and gravity of the problems posed by corruption are much more clearly perceived. And, in those cases in which corruption starts to infiltrate within the criminal justice institutions - which are mandated to enforce and safeguard the rule of law - the situation becomes much more alarming and destructive to society, generating public cynicism towards government, lack of confidence towards its duly constituted authorities and, in general, either feelings of apathy or social polarization.

After the 11th September tragic events - which according to some commentators are somewhat changing the course of current history - there is little that I can add to what everybody knows and has seen in direct around the world. The threat which terrorism poses without making any distinction of race, nation, country or region, not only is creating feelings of insecurity among the general population, but has made all of us more aware that globalization is becoming increasingly exploited by terrorist groups, who are also becoming increasingly more transnational in nature.

We should not forget that, as a result of the 11 of September acts of “catastrophic terrorism”, almost 4,000 innocent victims who were citizens of more than 80 countries were indiscriminately killed. Also, as a result of the investigations so far conducted, it emerged that the Al Qaeda terrorist group has financial interests in more than 60 countries in the five continents, with thousands of members trained in their camps from different nationalities.

The globalization of terrorism on the part of a faceless enemy is having a profound impact on the inner part of our conscience, with radical changes in our behaviour, attitudes and perceptions, as well as long lasting consequences and effects which can well continue in the next decades, including the alteration of the traditional terms of the equations “freedom versus security” or “protection of society versus enjoyment of human rights”.

Like organized crime groups, terrorist groups use the instrument of intimidation. They build up for themselves a reputation of ruthlessness through the commission of brazen atrocities. Subsequently, they capitalize on the fear generated to intimidate, blackmail or simply impress target audiences.

In more than two dozen countries, those engaged in armed rebellion against the government finance their guerilla or terrorist campaigns, in whole or in part, with income generated by taxing the production of drugs or being directly involved in trafficking. It is no coincidence that the unrest in South Eastern Europe in the 1990s was linked to the Balkan route which transports every year tens of tons of heroin into Europe. It is no coincidence that Afghanistan, Colombia and Myanmar, are the world's three most important drug producers and also the scene of the longest civil wars in the last fifty years.

The fuel that keeps civil wars going varies; sometimes it is illicit drugs, sometimes diamonds, sometimes other illegal products like arms. Illicit drugs are still the main source of income for organized crime. They also fuel terrorism and guerilla warfare. The “arms-for-drugs trade” amounted already in the late 1980s to \$9 billion for the Asia market and \$7 billion for the Latin American market, according to figures from the US Drug Enforcement Agency (DEA). Today's figures are likely to be higher. The enormous profits made by drug trafficking raise the spectre of terrorists being able to acquire or produce chemical,

biological, radiological or nuclear fission weapons. Recent findings from safehouses of Osama Bin Laden in Afghanistan have made clear that Al Qaeda actively sought to acquire weapons of mass destruction and experimented with chemical and possibly also with biological weapons.

The message is clear: transnational crime is big business and global in nature. And it has not only enormous momentum, but also extremely serious consequences for the survival of democratic institutions, with a negative impact on economic and social development, as well as the stability and security of many nations.

In addition, transnational organized crime poses a major challenge for legislators, prosecutors and law enforcement officials, who are increasingly faced with a new range of offences and a growing volume of cases. In fact, the existing infrastructure of international cooperation is no longer adequate to respond to these challenges, with the high cost and complexity of conducting multinational investigations and prosecutions further exacerbating this situation.

United Nations in action

It is against this background and in response to this challenge, that the international community decided in 1998, as recommended in 1994 by the Naples Ministerial Conference on Transnational Organized Crime, to negotiate an international convention against transnational organized crime and three protocols against: trafficking in persons, especially women and children; smuggling of migrants; and illicit manufacturing of and trafficking in firearms. (PP 1,2,3,4) The negotiation process for these instruments was completed in two years. This unprecedented achievement is a demonstration of the strong political commitment of States to join forces to combat transnational organized crime. (PP 5, 6, 7)

The Convention aims at promoting international cooperation to prevent and combat transnational organized crime effectively. As the first comprehensive international legal instrument for the fight against transnational organized crime, the Convention, together with its Protocols, provides law enforcement and judicial authorities with unique tools to combat this new dangerous global threat. (PP 8)

It is also intended to provide greater standardization or coordination of national policy, legislative, administrative and enforcement approaches to the problem to ensure a more efficient and effective global effort to control it. (PP 9, 10)

The Convention standardizes terminology and concepts, creating a common basis for national crime-control frameworks. Such concepts include “organized criminal group”, a definition internationally agreed upon for the first time. (11) The Convention establishes four specific offences, (participation in an organized criminal group, money-laundering, corruption and obstruction of justice). States Parties undertake the obligation to criminalize these offences in accordance with the provisions of the Convention. (12, 13, 14, 15)

The Convention contains specific provisions for the prevention, investigation and prosecution of these offences, as well as serious crimes, when they are transnational in nature and involve an organized criminal group.

States Parties to the Convention are committed to adopt domestic laws and practices, which would prevent and control activities related to organized crime. To combat money-laundering, banks are required to keep accurate records and make them available for inspection by domestic law enforcement officials. Accordingly, under the Convention, bank secrecy cannot be used to shield criminal activities.

States Parties to the Convention are also committed to take appropriate action to confiscate illicitly acquired assets. Furthermore, the Convention also foresees the possibility for an asset sharing mechanism under which States Parties are encouraged to contribute confiscated assets to relevant bodies involved in the fight against organized crime.

In the area of international cooperation, the Convention includes articles on extradition, mutual legal assistance, transfer of proceedings and law enforcement cooperation. (16) While there is an implicit recognition of nationality as a traditional ground for refusal of extradition, the Convention embodies the principle *aut dedere aut judicare* when extradition is refused on this ground. In particular, the offences covered by the Convention would be deemed to be included as extraditable offences in any treaty existing between States Parties, or

would be included in future treaties. States Parties can use the Convention for extradition purposes, even if they make extradition conditional on a treaty. Those which do not make extradition conditional on a treaty should recognize the offences covered by the Convention as extraditable offences between them.

The article on mutual legal assistance is much more extensive, having been called by some of its negotiators a “treaty within a treaty”. In its 31 paragraphs, the article details every aspect of mutual assistance, including grounds for refusal. It is important to note that, while the article is largely based on similar provisions in other Conventions, it brings forth the considerable evolution of the concept of mutual legal assistance, as one of the primary tools of international cooperation against transnational crime. In this respect, the article makes reference to the use of modern technology, such as electronic mail for the transmission of requests, or video link for the giving of testimony.

In the area of law enforcement cooperation, the Convention includes provisions on exchange of intelligence and other operational information and on the use of modern investigative methods, with the appropriate safeguards.

The nature of transnational organized crime makes the protection of victims and witnesses a matter of such importance that the Convention also requires States Parties to adopt appropriate measures to protect witnesses from potential intimidation or retaliation. This includes physical protection, relocation, and even concealment of identities.

The Convention further calls on States to support the efforts of developing countries to fight transnational organized crime and assist them to implement the Convention through technical cooperation and financial assistance, as well as to adopt a number of other preventive measures. (17, 18)

As regards implementation, the Convention establishes a Conference of the Parties to improve the capacity of States Parties to combat transnational organized crime. This Conference will hold its first meeting one year after the entry into force of the Convention. (19)

While the Convention provides for basic measures to prevent and combat

transnational organized crime in general, its Protocols include detailed measures to deal with the specific activities that they are intended to combat. The Protocols should be interpreted together with the Convention, whose provisions apply, mutatis mutandis, to each Protocol. (20, 21)

In order to enter into force, the Convention requires 40 ratifications. As many of you have mentioned, it was opened for signature at the High-Level Signing Conference held in Palermo in December 2000. To date, there are 140 signatories, with seven countries having already ratified the Convention.

In connection with corruption, let me recall that this issue was discussed, and relevant recommendations made, at the last three United Nations Congress on the Prevention Crime and Treatment of Offenders. Drawing on these recommendations as endorsed in the Commission on Crime Prevention and Criminal Justice, the General Assembly adopted, in 1996 an International Code of Conduct for Public Officials, as well as the United Nations Declaration against Corruption and Bribery (22). All this has contributed to the current United Nations efforts to draft a new United Nations instrument against corruption. In this connection it should be noted that in recent years, a number of international and regional legal instruments have been developed under the auspices of the Council of Europe, the European Union, the Organization of American States (OAS), and the Organization of Economic Cooperation for Development (OECD).

The international community concluded that the global nature of the challenge posed by corruption required a global approach. Consequently, in December of last year, the General Assembly decided to initiate negotiations on an effective global legal instrument against corruption, establishing an open-ended intergovernmental expert group to develop terms of reference for these negotiations.

The intergovernmental expert group met in Vienna from 30 July to 3 August 2001 and recommended to the General Assembly, through the Commission on Crime Prevention and Criminal Justice and the Economic and Social Council, the adoption of a draft resolution, which embodies the terms of reference for the negotiation of the new instrument. The Commission endorsed these recommendations at its resumed tenth session, in September 2001.

In accordance with this resolution, adopted on 31 January 2002, the General Assembly decided that the new instrument should be a convention, to be referred to as the “United Nations Convention against Corruption”. Negotiations should commence in 2002 and be concluded at the end of 2003. The Ad Hoc Committee was requested to follow a “comprehensive and multidisciplinary approach” in developing the new convention, and consider, *inter alia*, the following elements: definitions; scope; protection of sovereignty; preventive measures; criminalization; sanctions and remedies; confiscation and seizure; jurisdiction; liability of legal persons; protection of witnesses and victims; promoting and strengthening international cooperation; preventing and combating the transfer of funds of illicit origin derived from acts of corruption, including the laundering of funds, and returning of such funds; technical assistance; collection, exchange and analysis of information; and mechanisms for monitoring implementation.

An informal preparatory meeting was held from 4 to 7 December 2001 in Buenos Aires, at the invitation of the Government of Argentina. This meeting had the purpose of considering proposals and contributions made by Governments regarding the new Convention and consolidating, to the extent possible, these proposals into a single basis for the starting of the negotiations. Last January, the Ad Hoc Committee started its work with the first reading of the Consolidated Draft, 39 articles were discussed.

When it comes to anti-terrorist international legal instruments, we have not yet a “comprehensive convention”. There are, however, a dozen International Conventions and Protocols, as well as two United Nations Declarations. (23, 24)

After September 11, the situation is, however, changing. In particular, Security Council resolution 1373, with its binding power under Chapter 7 of the UN Charter obliges all States to prevent and suppress the financing of terrorist acts, criminalize the provision and collection of terrorist related funds, freeze them together with related financial assets and take other related measures, as well as to become parties to the relevant conventions and protocols related to terrorism. (25, 26)

The Counter-Terrorism-Committee set up under this resolution can both monitor implementation and recommend sanctions in the case of non-compliance.

Member states were given three months to report on their progress in implementing measures to curb terrorism. Those falling short in their counter-measures will be prodded to live up fully to their commitments. In many cases, States may require international technical assistance to fulfill the terms of the Security Council resolution. The Centre for International Crime Prevention stands ready to provide such assistance, drawing also on the Plans of Actions for the Implementation of the Vienna Declaration on Crime and Justice, recently adopted by the General Assembly. While UN Headquarters in New York will deal with legal and diplomatic-political measures against terrorism, the Terrorism Prevention Branch of CICP will deal with issues of prevention, engage in research and analysis and provide technical assistance. This will be done in close cooperation with various ODCCP programmes, in particular the Global Programme against Money-Laundering. Only a comprehensive approach is likely to succeed against this global threat.

Dear Colleagues, Distinguished Participants,

The urgency that led to the successful conclusion of the Palermo Convention is not only very real. It is also tragically evident. This is why conferences and meetings like this are so important. Every day gained in the ratification process reinforces the momentum needed to counter the criminal underworld. Every new technique introduced into national criminal justice systems on the basis of the Convention is a step forward. Every case of cooperation between countries raises the stakes a bit higher for the criminals. Interactive dialogue and exchange of information will help everyone involved to better understand what is required to ratify the Convention.

Ratification is a two-track process. First there is the substantive track: Laws themselves and the functioning of the criminal justice system may need adjustments to bring them into line. Exchange of opinions and comparison of difficulties encountered can be helpful to all concerned. The second track is political: Gaining the needed political will involves more than seeking parliamentary approval. It is the mobilization of public and official support for action. Here, again, there is much to discuss and much to learn through the sharing of experience.

The United Nations has already started to help Governments move towards ratification, through a technical cooperation project purposely formulated to provide such assistance, by organizing regional and sub-regional meetings designed to express political support, while also reinforcing mutual commitments and actions. In addition, since implementation of the Convention will place financial burdens on those countries which are less equipped, Article Thirty encourages parties to donate to a special UN account a part of the assets forfeited as a result of successful prosecutions of organized criminal groups. These resources would be used to finance the required assistance to countries in need. Once the Italian Parliament has approved legislation that would grant twenty-five per cent of forfeited assets to the United Nations account, it is hoped that many other suit.

We need the Convention to become operational, so that it takes its place at the heart of a global strategy against organized crime. We need to keep the Palermo momentum alive, by giving it added force and full efficacy, so as to meet the challenges of achieving greater human security, both within States and collectively as States, under the rule of international law.

Let me conclude by quoting from the Nobel Lecture delivered by Secretary-General Kofi Annan in Oslo, two months ago.

“Today’s real borders are not between nations, but between powerful and powerless, free and fettered, privileged and humiliated. Today, no walls can separate humanitarian or human rights crises in one part of the world from national security crises in another...

We have entered the third millennium through a gate of fire. If today, after the horror of 11 September, we see better, and we see further -- we will realize that humanity is indivisible. New threats make no distinction between races, nations or regions. A new insecurity has entered every mind, regardless of wealth or status. A deeper awareness of the bonds that bind us all -- in pain as in prosperity -- has gripped young and old.

In the early beginnings of the twenty-first century -- a century already violently disabused of any hopes that progress towards global peace and prosperity is inevitable -- this new reality can no longer be ignored. It must be confronted.

The twentieth century was perhaps the deadliest in human history, devastated by innumerable conflicts, untold suffering, and unimaginable crimes. Time after time, a group or a nation inflicted extreme violence on another, often driven by irrational hatred and suspicion, or unbounded arrogance and thirst for power and resources. In response to these cataclysms, the leaders of the world came together at mid-century to unite the nations as never before.

A forum was created -- the United Nations -- where all nations could join forces to affirm the dignity and worth of every person, and to secure peace and development for all peoples. Here States could unite to strengthen the rule of law, recognize and address the needs of the poor, restrain man's brutality and greed, conserve the resources and beauty of nature, sustain the equal rights of men and women, and provide for the safety of future generations...

In the twenty-first century, I believe, the mission of the United Nations will be defined by a new, more profound, awareness of the sanctity and dignity of every human life, regardless of race or religion. This will require us to look beyond the framework of States, and beneath the surface of nations or communities. We must focus, as never before, on improving the conditions of the individual men and women who give the State or nation its richness and character...

In this new century, we must start from the understanding that peace belongs not only to States or peoples, but also to each and every member of those communities. The sovereignty of States must no longer be used as a shield for gross violations of human rights. Peace must be made real and tangible in the daily existence of every individual in need. Peace must be sought, above all, because it is the condition for every member of the human family to live a life of dignity and security...

No doubt, this Ceremony will provide an important contribution to such

understanding, as a significant step in our search for more effective avenues of strengthened international cooperation in the field of crime prevention and criminal justice for the benefit of all humanity. (27, 28)

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナム語は面白い(2)

ヴェトナム語は漢字表記できる上、同じ漢字は同じ発音ですから、一度覚えると、異なる漢字の組合せも発音できます。一つの漢字に複数の読み方があるのは日本だけであり、一漢字一発音というのは、中国、韓国、ヴェトナム語に共通しています。

ところで、ヴェトナム語に似ている日本語はもっとあります。例えば「意見」です。ヴェトナム語では、y kien であり、なんと「イーキエン」と読みます。chu y (チャーイー) と言えば「注意」のことです。一漢字一発音ですから、このように、どんどん覚えられ、発音できるようになります(もっとも声調はかなり難しいのですが・・・)。

そして、名前も漢字表記できます。本号掲載論文執筆者の検察理論研究所副所長 Vu Van Moc (ヴー・ヴァン・モック) 氏は、「風文木」と書くことができ、日本語読みしても「ふーぶんもく」であり、繰り返し発音すると、ほとんど同じではないかと思うようになります。

LEGAL REFORM OF VIETNAM - PRESENT AND FUTURE

Le Thi Thu Ba
Vice-Minister of Justice, Vietnam
(22 February 2002)

Ladies and Gentlemen,

I am very pleasure to attend the opening ceremony of **The Development and Training Center** in Osaka and make a presentation to you on the process of legal reform in civil, commercial and judicial reform of Vietnam at present.

The current legal system of Vietnam has been built and step by step being completed during more than 55 past years from the independence of my country. However, civil and commercial law of Vietnam has just strongly been developed in 15 years recently when Vietnam initiated an overall country renovation, converting to socialist oriented market economy toward the orientation.

Since 1986, Vietnam initiated the country overall renovation, mainly focusing on the renovation of economic mechanism and concurrently step by step renovating political system properly.

The basic content of renovation policy can be generalized as follow:

➤ Regarding domestic policies:

Implementing democratization in every field of social life, abolishing centrally planning mechanism, converting to socialist oriented market economy

➤ Regarding diplomatic policies:

Implementing unified diplomatic policies with the guideline “*Vietnam desires to make friend with all countries regardless of social-political regimes, on the basis of respecting independence, sovereign and territorial integrity of each other as well as*

non-intervening in internal works of each other, equality, cooperation and mutual benefit.

In transition to market economy required to have an important change in the role of the state. From a state directly organized, intervening deeply in all activities of economy by Resolutions, Directives, Administrative Orders to a state which shall respect objective rules of market, macro-management of economy mainly by the law in which civil and commercial law plays an important role. Arising from those requirements, one of important tasks of renovations was the wholly legal system renovation in which civil and commercial law was regarded as main points.

With strong efforts, in the past 15 years, the National Assembly and Standing Committee of the National Assembly have issued a number of Laws and Ordinances which were much more than total of 40 previous year (1945-1985). The Vietnamese government has also issued thousands of Decrees, Circulars directly regulating civil and commercial relations, creating system of voluminous norms covering almost all of economy's fields.

In general respect, the process of legal reform of Vietnam can be divided into 2 phases as follow:

➤ **Phase I**

From 1986 to 1992: this was the prolonged struggling phase against old mechanism based on administrative subsidies and central management. Because of having to look for the way for a long time and between working and studying we met so many difficulties in the process of formation of legal system with a view to laying down as a policy of building socialist oriented market economy.

➤ **Phase II**

From 1992 up to now: this was the phase continuing to complete legal framework for the operation and development of market economy in the trend of international integration and serving for the cause of industrialization, modernization of the country. 1992 Constitution affirmed: "*The state shall develop the socialist oriented multi-sector economy operating under the market mechanism and state management...*" (Article 15). "*The state shall manage unified national economy by the law, planning and policy...*" (Article 16). 1992

Constitution absolutely created an important turning-point in the reform of legal system. By basic principles stipulated by 1992 Constitution, from 1992 up to now, legal reform has been step by step focused in depth, mainly dealing with two basic following issues:

Firstly, renovation and completion of law serving administrative reform for promoting efficiency of the state's management and creating open and clear environment for the development of economy. In that spirit, the government has focused on reviewing, amending and newly issuing a great deal of legal documents concerning renovation of state apparatus organization and administrative procedures. The government has also focused on reviewing and repealing a lot of overlapping and wordy procedures causing difficulties and inconveniences for the people, reducing unreasonable procedures of check and approval in major fields such as: import and export, entry and exist visa, granting certification for land use right, distributing capital of national budget, granting permit for establishment and registration of enterprise, resolution of claims and denunciations of citizens. Thereby, the business environment was more open and clearer.

Secondly, building legal framework for ensuring business free right of citizens provided for in Article 57 of the Constitution. It focused on ensuring following fields:

a) Ensuring the ownership right to production materials

1992 Constitution has affirmed the objective existence of many sector of economy with different ownership forms of production materials: public ownership, collective ownership and individual ownership. Concretizing further this provision of the Constitution, issuing a series of laws on ensuring ownership right: *Law on land 1993, Law on state enterprise 1999 and Law on cooperative group 1996, Law on foreign investment (issued in 1987 which was amended and supplemented in 1990, 1992 and 1996, 2000), commercial law 1998, Law on credit organizations 1997...* Especially Civil Code 1995 set aside a part to prescribe property and ownership right and another on inheritance, laying specific foundation for establishment, implementation and termination as well as protection of ownership right. The currently urgent requirement of Vietnam is that it is necessary to issue as soon as possible Law on registration of property, documents related to property and popularize property registration book and other rights to property.

b) Ensuring the free right to establish enterprise

The deeper the state comes toward market mechanism, the wider the free right to establish enterprise of many objects with different capacity to invest in society is. *Law on cooperative group, Law on foreign investment in Vietnam, Law on promotion of domestic investment, Law on insurance business and especially Law on enterprise 1999* stipulated in detail clearly types of enterprise with conditions and procedures of establishment, creating favorable conditions for individuals and organizations to choose measures for production, business and service. Notably here is that the law not only widen business sectors for investors to choose but also implement the simplification of procedures of establishment of enterprise and business registration, popularizing which field is prohibited to business, which field is business with condition. Businessmen have the right to choose business sector in fields which are not prohibited by the law.

c) Ensuring the free right to sign contract

According to current law of Vietnam (*Ordinance on economic contract in 1989, Civil Code in 1995 and Commercial Law, Labor Code in 1994...*) will free, equality and mutual benefit are regarded to be the key principle, affecting on the overall of legal provisions on contract. Therein, the free right of contracting, choosing partners and negotiating the content of contract, agreeing on change, suspending and canceling contract specified by the law. Accordingly, commercial, economic and civil transactions in Vietnam are currently occurring favorably and lively.

d) Ensuring healthy competition free

Arising from the conception that competition is important motivation of market economy, Vietnamese law is being renovated under the following orientation:

(i) Building the principles and environment of ensuring healthy competition

(ii) Preventing and expelling acts of unhealthy competition, that is, acts contrary to principles of society, custom and healthy business tradition, violating interests of the state, society and consumers as well as other businessmen. There are so many norms,

institutions for preventing and punishing acts of unhealthy competition in Vietnamese current law. For example: Paragraph 2, Article 8 of Commercial Law stipulated clearly prohibited provisions for implementation of businessmen as follow:

- Speculating for a corner of market;
- Dumping for competition, defaming other businessmen;
- Preventing, enticing and bribing staffs or customers of other businessmen...
- Violating the right to trademark and other rights to technology ownership right of other businessmen...

The law on advertisement strictly prohibits businessmen to take advantage of advertisements to cause damage to interests of the state, individuals and other businessmen; advertisement using the method of comparing one's own goods and services with the same of other businessmen or imitating products of advertisement of other businessmen to cause confusion to customers; false advertisements of goods, services (Article 192 of Commercial Law, Article 6 of Decree No. 194/CP dated December 31, 1994)...

(iii) Concurrently, Vietnam has also built monopoly controlling mechanism, and regarded it as an important subject of Law on competition.

However, subjects of the law on ensuring the healthy competition free right aforesaid in Vietnam currently scattering in many differently legal documents, not only causing difficulties in applying it but also lacking of synchronizing and consistence in adjusting this important field. Therefore, at present, Vietnam is building *Law on competition and control of monopoly*.

e) Ensuring free right to determine in settling commercial and economic disputes

In transition to market economy, Vietnam conducted a strong renovation on disputes settlement measures civil, economic and commercial disputes under the orientation toward extending different disputes settlement measures so that organizations and individuals can choose. At present, there are following disputes settlement measures in Vietnam:

- *Conciliation:*

Arising from the tradition in friendly terms of nation, whenever disagreements and disputes have arisen, the state should promote subjects to settle disagreements and disputes by conciliation method. This method was very popular in Vietnam. Therefore, conciliation is more and more prescribed in legal documents, for example: *Law on foreign investment in Vietnam*, Article 24 provided for disputes arising from foreign investment activities in Vietnam, firstly shall have to be settled by conciliation and negotiation. *Article 239 of Commercial Law stipulated:* commercial disputes shall firstly have to be resolved by negotiation among two parties. *Article 11 of Civil Code stipulated:* in civil relations, conciliation among two parties shall be adequate to provisions of the law promoted... In order to assist people to deal with small disputes, Vietnam issued *Ordinance on organization of conciliation in rural, villages*. Then, to promote further the effectiveness of conciliation, Vietnam would issue legal documents stipulating clearly the procedure for conciliation and formation of institutions relating to conciliation.

- *Arbitration:*

In Vietnam, this is a type of inexperience disputes resolution. However, the basic legal framework is formed such as: *Decision No. 204/TTg dated 20.04.1993 of Prime Minister on organization of Vietnamese international arbitration; Decree No 116/CP dated 05.09.1994 on organization and operation of Vietnamese economic arbitration; Decision No. 453/QD/CTN of State President of Socialist Republic of Vietnam on acceding to New York Convention in 1958 on recognition and enforcement of decision by foreign arbitration*. Arbitration in Vietnam was also organized under the principle of socio-professional organization (non-governmental), ensuring at most the right to choose of parties concerned. Parties concerned have not only the right to choose arbitration for dispute resolution but also the right to choose which arbitration center? Which arbitrator? The time and the place to resolve disputes.

At present, Vietnam is on the process of drafting *Ordinance on Arbitration* to submit Standing Committee of National Assembly for approval. The guideline opinions of this legal document are to organize Arbitration under the principle appropriate to international customs.

- *Court*

Parties concerned in civil and economic disputes have the right to claim to Courts for dispute resolution. At present, there are special courts such as criminal court, civil court, economic court, labor court with the authority and procedure specifically provided for in different *Ordinances on procedure (Ordinance on civil dispute resolution procedure in 1989, Ordinance on labor dispute resolution procedure in 1995...)* of system of People's Court in Vietnam. The general point of these ordinances is to ensure the right to dispose of parties concerned about disputes resolution. However, because proceedings is stipulated in many different Ordinances, it is unavoidable to meet overlapping and conflict in settling. Thus, Vietnam is building Civil Procedure Code covering both economic, civil and labor procedure.

In addition to important legal institutions as analyzed in the above, Vietnam shall make great efforts in building legal framework with a view to form synchronously elements of market. Markets as immovable property market, intellectual product market and security market, insurance market... are very sketchy and asynchronous. Therefore, forming synchronously full markets is the great requirement for Vietnam in the years to come.

Ladies and gentlemen,

Along with building legal framework serving for development of country's economy, we are deeply aware that only when having a effective and dynamic operating state apparatus, creating formation and development of the open economy and international integration. From which judicial activities shall have to be really objective, and shall protect the legitimate right and interest of every organizations and individuals. Therefore, in 15 past years of renovation, Vietnam made a great effort in renovation of the state apparatus in general and judicial reform in particular. Thereby, Vietnamese judiciary had an important advance in overcoming and restricting at most the situations of false and injustice catching, imprisoning and investigation, indicting, hearing; overcoming the situation of remaining cases, building speedy and objective proceedings, ensuring equality and democracy of parties concerned, re-structure organization of judicial state agencies. Organization and operation of investigation agencies, procuracies, courts and enforcement agencies, judicial assistant agencies are certainly adjusted. The number of administrative, economic and labor, civil cases resolved more and more, reaching high rate comparing to cases received, the quality of hearing is also increased more comparing to previous situations (recent year, the rate to

hear cases is often at the level from 86% to 90%; the number of cases of inferior courts cancelled by higher courts account for the level from 2% to 6%).

We would like to analyze deeply judicial reform in some following important fields:

a) Regarding Court

Beside Supreme People Court, Vietnam has 61 provincial people's court and 622 district people's court. In past 15 years, the court has the following reform procedures:

- Prescribing the regulation of appointing judge replacing previous regulation of electing judge of all level of court appointed by the state president with the tenure of 5 years. At present, Vietnam has total 3332 judges in which 926 judges of district and provincial people's court. Implementing professionalization in hearing by establishing more special courts such as economic division, labor division and administrative division of Supreme people's court and provincial people's court. Thereby, establishment of administrative division is regarded as a new development pace of democracy. The members of hearing council in first instance of labor and economic cases is adjusted appropriately under the orientation of ensuring number of judges is more than number of people assessors (consisting of 2 judges and 1 people's assessor). This adjustment aims to promote professional character of hearing council, ensuring cases, decisions by courts more correctly and adequate to the law.

- From 1981, Minister of Ministry of Justice was assigned the task to manage local people's court in organization. According to previous constitutions as well as 1992 Constitution, people's court is hearing agency of Socialist Republic of Vietnam. When hearing judge and people's assessor shall be independent and only observant of the law. Due to the special character of those principles it is impossible to put Supreme People's Court and local people's court in administrative organization relation, courts only related to each other in proceeding. That is the basic reason of the assignment of MOJ to manage local courts in organization (Article 16, law on organization of people's court in 1992).

-However, the problem herein is who manages local courts in organization discussed many times when building 1992 Constitution as well as Law on organization of People's Court in 1992. But the result is **Law on organization of People's Court** still assigns this task for Minister of Ministry of Justice (Article16). Recently, in the process of amending 1992 Constitution and Law on organization of people's court, an opinion raised is transferring task of management of local court in organization to Supreme People's Court. This idea based on the argument supposing that it is necessary to ensure attachment of observance, guiding professional skills to assessment, arrangement and using official staff; decentralizing and appointing judge toward the state president only appoint judges of Supreme People's Court.

Ministry of Justice supposed that this was the responsibility of the state, the National Assembly shall have the authority to assign the competent agencies to manage local court in organization. The currently urgent task is to speedy issue 2 Codes: *Criminal Procedure Code and Civil Procedure Code*. In which, it is necessary to conduct the transfer from inquiring proceeding to democratic argument proceedings, prescribing more reasonable proceeding time limit, authority to cassation, apply reduced proceedings (implemented by a judge), it is also very necessary to amend Article129, 130 and 131 of 1992 Constitution. In the amending Draft of 1992 Constitution announced to collect opinions of people, Article132 supplement: People's Court shall be heard by many judges (collective hearing) and decided by the majority, except otherwise provided for by the law that hearing shall be implemented by a judge. However, those amended points was not approved by National Assembly because in the situation of incomplete law, qualification of judge was not so high, other ensuring conditions were not sufficient. In National Assembly's opinion, a judge should not hear the case alone, causing easily the risk of injustice and false, affecting to legitimate rights and interests of people. The principle of collective hearing has been being affirmed and there is no exception for this situation.

b) Regarding case enforcement work

In Vietnam, enforcement was assigned for many agencies to implement and manage, Ministry of Public Security shall organize and manage enforcement of imprisonment and death punishment. Local government shall manage implementation other punishments which are not imprisonment punishments (re-educate without imprisonment, suspension and put under house arrest...). MOJ shall organize to implement and manage enforcement of economic, civil cases and decisions to declare

bankruptcy. Decentralization in organization of implementation for enforcement causing a lot of difficulties in enforcement activities, notably in coordinative mechanism. Therefore, Vietnam has raised the guideline: long-term orientation is to get all of enforcement work together in one clue managed by one agency. However, in the past time, agencies assigned the task to enforce different types of cases implemented some reform steps in enforcement work. Enforcement of imprisonment punishment was strengthened further, system of prison was sorted and strengthened appropriately comparing to previous. Civil enforcement was separated from the function of court and transferred to the government. The system of civil enforcement agencies was established from central government to district government. Thereby, civil enforcement work had a great deal of positive evolutions, reducing considerable number of remaining cases.

At present, Vietnam is urgently completing amending draft of Ordinance on civil enforcement to submit Standing Committee of National Assembly in 2002, concurrently, promoting drafting Law on enforcement to submit National Assembly for consideration in 2003.

c) Change in organization and operation of lawyer

Activity of lawyer is an unlackable profession in society in order to ensure implementation of one of basic rights to plead, right to be protected when legitimate rights and interests are violated. This right is stately recognized by Vietnamese Constitution in 1946, 1959, 1980 and 1992.

In Vietnam, Ordinance on organization of lawyer is firstly issued in 1987, a year after implementing renovation. This ordinance laid legal foundation for formation and development of organization of lawyer in Vietnam. Up to now, 61 bar associations were established with approximately 2100 lawyers. Operation of lawyer made a great contribution to protection of legitimate interests of citizen; concurrently help people's court and other proceeding implementing agencies to resolve cases objective, correctly and observant to the law. However, comparing to the requirement of socio-economic development, activities of lawyer are still inadequate in organization and operation as well as the number and the quality of lawyer line-up.

Turning to new phase, Vietnam has laid down as a policy to move from inquiring proceedings to democratic argument proceedings in hearing and requiring judicial agencies in charge of creating condition for lawyer to participate in proceeding process: participating in inquiring person accused, researching case record and democratic argument at court... In order to meet new requirement, recently, Standing Committee of National Assembly issued a new Ordinance on Lawyer, it has created legal framework for a new advance with a view to promoting the quality and professionalising Vietnamese lawyer line-up. The Ordinance prescribed person desiring to practice lawyer who shall have professional conditions being bachelor of law, getting training course to practice lawyer profession in legal professional training school and probation period of 24 months. Ordinance also stipulated clearly official staff, civil servant shall not permitted to practice lawyer (Article8, 42). Besides, Ordinance also distinguishes clearly socio-professional organization of lawyer, it especially concerns to the protection of legitimate rights and interests of individuals, organizations receiving services of lawyer. Ordinance stipulated clearly that cases lawyer shall not permitted to do if possible to cause damage to interests of customer, stipulating in detail the right to claim of customers, responsibility of lawyer to compensate for customer in cases damages caused by lawyer's false... (Article16, 23 and 41).

d) Renovating legal training work

In the past time, legal training works have gained sudden achievements. The re-establishment of legal Faculty of Hanoi General University (in 1976) and later Hanoi Law University and HoChiMinh Law University, decision of Prime Minister on establishment of Legal professional training school under MOJ along with decision on preservation of Procuracy College, Court College made a great contribution to deal basically with human resource with the qualification of bachelor of law, particularly official staff and civil servant of court sector, promoting effectiveness of management of the state apparatus by law. Up to now, training institutions said in the above have already trained 62.236 bachelors of law, 716 masters of law and 51 doctors of law. Up to 8/2001, legal professional training schools have already trained 415 trainees for 3 judge training courses, now are training IV course for 236 trainees. The first public notary training class had 56 trainees, the first lawyer training class with approximately 150 trainees was conducted: Procuracy College School already trained 16 procurator training courses with the system of 4 years (3500 trainees), 17 crash courses for 950

trainees, 18 in service training courses for 2780 trainees... Most of the civil servant line-up operated in judicial agencies had the qualification of bachelor of law. It had achieved a great change in awareness of training judicial profession and judicial assistance.

Nevertheless, looking back to 15 years of renovation, we have ourselves recognized that the cause of judicial reform of Vietnam has just initiated. The passage ahead will take so long and difficult. Restriction on organization and operation of judicial agencies is still showing in fact. In order to continue to promote judicial reform, Vietnam has a great advantage is that legal documents of the communist party of Vietnam have oriented clearly and put forward specific policies. Researching recently legal documents of Communist Party of Vietnam. We can summarize those policies and measures as follow:

- Re-determining hearing authority of People's Court
- Implementing the principle of two-hearing level
- Researching and applying reduced procedures to hear timely some clear and simple cases
- Decentralizing the authority to appoint judge of People's Court of the province and district level
- Gathering the task of managing state on enforcement together in one clue managed by one agency
- People's Procuracy focused on implementing as well as possible the function of prosecuting and investigating judicial activities
- Re-arranging investigation agencies under the orientation of reducing the procedures
- Researching the establishment of judicial police...

The remaining task of Vietnamese state is to conduct those sound policies with a view to build a judiciary which is really by the people and from the people and for the people, contributing to stimulate socio-economic development of the country.

The foregoing is the most basic subjects on commercial and civil law reform and judicial reform in Vietnam that I am very pleased to present herein before your dear listeners. Faithfully thank your listen with attention.

ヴェトナム司法改革の動向 - 現在と未来

2002年2月22日

ヴェトナム司法省次官

レ・ティ・トゥ・バー

日本語訳 初鹿野マイ

御臨席の皆様、

本日は、大阪において、大阪中之島合同庁舎の落成式に参加し、現在のヴェトナムの民事・商事法の整備と司法の改革について話す機会を得ることができ、大変光栄に存じます。

ヴェトナムの現在の法律体系は1945年に独立を勝ち取った時より55年間にわたって整備されてきました。しかし、ヴェトナムの民商事法が本格的に発展したのは、社会主義指向市場経済を目指す刷新事業が推進されているこの15年間のことであります。

ヴェトナムは1986年に国家の全面的な刷新を実施し、経済の刷新を重点に置きながら、政治システムをこれに合わせて徐々に改革してきました。国内では、社会の隅々までの民主化を実現し、計画経済制度を廃止し、社会主義指向市場経済へ移行しました。外国に対しては、一貫的な外交政策を実現しています。ヴェトナムは、政治・社会制度を差別せず、互いの独立、主権と領土保全を尊重し、内部に干渉せず、平等かつ互惠の原則を方針として、すべての国々と友好関係を結びたいと考えています。

市場経済へ移行するには、政府の役割が大きく変革する必要があります。行政の決議、指示や命令をもって経済のすべての活動に直接かつ深く関与した政府は、今、市場の客観的なルールを尊重し、法律に基づいて経済を管理しなければなりません。その中で、民事・商事法は重要な位置を占めています。そのため、民商事法を重点分野とする法体系の全面的な改革が刷新事業の中心的な責務となりました。

過去15年間にわたり、国会とその常務委員会は、その前の40年間（1945-1985）の合計数よりも多くの法律や法令を制定しました。また、政府は、民事・商事関係を調整するために数千の政令や通達を公布してきました。これらの法規範は経済のほとんどの分野を網羅する体系をなしています。

概括的にみると、ヴェトナムの法整備は二つの時期に分けることができます。

第1期は1986年から1992年までの期間です。この時期は官僚的、中央集権的旧システムと長く戦った時期でもあります。変動の多い国際情勢の中で、我々が学習しながら立法を行ったため、社会主義指向市場経済を建設する方針を貫く法体系の形成には多くの困難がありました。

第2期は1992年から今日までの期間です。この時期は、我が国の世界経済への統合と工業化・近代化事業を促進するために、市場経済の運営と発展に必要な法的基盤を整備する時期であります。1992年の憲法は次のように宣言しました。「政府は、社会主義を目指し、政府の管理下にある市場メカニズムに基づく多セクター商品経済を発展させる。…」(第15条)、「政府は、国民経済を法律、計画、政策に基づいて統一に管理する。…」(第16条)。1992年の憲法は我が国の法体系の改革に転機を与えました。1992年の憲法の基本原則を踏まえて、1992年以後の法整備は深化して、以下の二つの基本的な課題を解決するために行われました。

第1は、政府の管理効果の向上を目指す行政改革及び経済発展に必要な透明性のある環境作りに寄与する法律を整備することです。そのため、政府は政府機構の刷新及び行政手続の改革に関連する多くの法規範文書を総点検し、改正又は新規に公布しました。輸出入、出入国、土地使用権証書の交付、国民の申立てや告訴の解決等の重点的分野が集中的に点検され、重複した手続、煩雑な多くの手続が廃止され、不合理な審査回数も減少し、経営環境にかかる規制も大分緩和されました。

第2は、憲法57条に規定された国民の自由に経営する権利を保障するための法律を整備することです。法律の内容は以下の諸権利を重点的に保障しています。

- a) 生産財に対する絶対所有権を保障しています。1992年の憲法は全人民所有、集団所有、私的所有という生産財に対する各経済セクターの異なった所有形態の客観的な存在を認めています。憲法のこの規定を具体化するために、1993年の土地法、1999年の国営企業法、1996年の合作社法、外国投資法(1987年に制定され、1990年、1992年、1996年と2000年に改正された。)、1998年の商法、1997年の金融機関法等、所有権を保護する一連の法律が制定されました。特に、1995年に制定された民法は財産と所有権の編と相続の編を設け、所有権の取得、行使、消滅及び保護に関する具体的な法的基盤を作り出しました。現在、ヴェトナムでは、財産と財産関連証書を対象とする登記法の制定、財産と財産関連その他の権利を記載する登記簿の公開が急務となっています。
- b) 企業設立の自由を保障しています。市場メカニズムが拡充されるにつれて、政府は、社会の投資能力のある多くの人達に企業設立の自由度を広げました。合作社法、外国投資法、国内投資法、保険営業法、特に1999年に制定された企業法が企業の形態、設立に関する具体的な条件と手続を規定したため、個人と団体が生産、経営、サービスを行う際の選択肢が増えました。また、法律は投資家が選択できるように、経営可能な分野を拡充しただけでなく、企業設立及び登記の手続の簡素化を実現し、営業禁止分野と条件付きの営業分野を公開したことは注目に値します。すなわち、経営者は、法律が禁

止しない分野であれば、営業したい分野を自由に選択できるのです。

c) 契約の自由を保障しています。ヴェトナムの現行法（1989年の経済契約に関する法令，1995年の民法典，1997年の商法，1994年の労働法）には，自由な意思表示の原則，平等及び互恵の原則が契約法規を支配する基本的な原則として認められています。そこには，契約自由締結権，契約相手の選択の自由，契約内容に関する合意の自由，契約の変更，停止又は取消に関する合意の自由が具体的に規定されています。そのため，現在，ヴェトナムの民事，経済，商事の取引が大変活発かつ順調に行われています。

d) 公正な競争の自由を保障しています。競争は市場経済の重要な動力であるという認識のもとに，ヴェトナムの法律は以下の方向性で改革されています。

(i) 公正な競争を確保するための原則と環境を整備します。

(ii) 不正競争行為を防止し，排除します。不正競争行為とは，社会並びに公正な経営習慣と伝統の原則に反する行為，国家の利益，社会と消費者の利益，他の経営者の利益を侵害する行為を言います。ヴェトナムの現行法には，不正競争行為を防止し，懲罰を科するための規範が多く存在します。例えば，商法第8条第2項は，商人がしてはならないことを次のように定めました。

- 市場を混乱させる投機行為
- 他の商人と競争し，打ちのめすためのダンピング行為
- 他の商人の従業員又は顧客を妨害，誘引，買収，脅迫する行為
- 他の商人の商標権その他の工業所有権を侵害する行為

広告に関する法律は，広告を利用して国家，個人及び他の商人の利益を侵害する行為を厳禁します。自己の商品又はサービスを他人の商品又はサービスと比較する方法による広告行為，他の人の広告を真似して，消費者に混同を生じさせる行為，商品又はサービスの実体と違った広告をする行為も禁止されています（商法第192条，1994年12月31日付けの第194/C P政令の第6条）。

(iii) 同時に，ヴェトナムは独占状態をコントロールする法的枠組みを整備し，競争法の重要な内容として位置付けています。

しかし，上述したヴェトナムの公正な自由競争を保障する法律は現在，多くの法規範文書に散在しています。そのため，法律の適用が困難になり，この重要な分野の調整につき足並みがそろわず，一貫性を欠いています。現在，我々は不正競争防止と独占状態をコントロールする法律の整備を進めているのです。

e) 経済・商事紛争の解決における当事者の決定権を保障します。市場経済へ移行してから，ヴェトナムは，民事・経済・商事の紛争の解決方法に対して，多くの改革を実施しました。個人と団体が選択できるように，紛争解決方法を拡充しました。現在，ヴェ

エトナムでは、次の各紛争解決方法が採用されています。

和解 民族の和を尊重する伝統を踏まえて、紛争が発生した場合、政府は常に当事者に和解による解決を勧めています。この方法はヴィエトナムではかなり好評です。そのため、法規範文書に和解に関する規定が増えている状態です。例えば、外国投資法の第24条は、ヴィエトナムにおける外資の活動に紛争が発生した場合、まず、交渉や和解による解決を試みると規定しています。また、商法第239条は、商事紛争は、まず、当事者間の交渉による解決を試みると規定しています。また、民法第11条は、民事関係において、法律に準じる和解が奨励されると規定しています。国民が小額紛争を解決するために、我が国は村落での和解運営に関する法令を制定しました。そして、和解の成果をさらに高めるために、今後、和解に関する規則や制度を定める法律を制定する予定です。

仲裁 ヴィエトナムでは、仲裁は紛争解決方法としては新しいものですが、これに関する基本的な法的枠組はすでに形成されました。例えば、ヴィエトナムにおける国際仲裁に関する1993年4月20日付け首相の第204/T T g 決定、ヴィエトナムの仲裁機構とその活動に関する1994年9月5日付け第116/C P 政令、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（1958年）への加盟に関する国家主席の第453/Q D / C T N 決定です。ヴィエトナムにおける仲裁機構も社会・職業組織体（非政府組織）として設立され、当事者の選択権を最大限に保障しています。当事者は紛争解決手段として仲裁を自由に選択できるのみならず、仲裁センター、仲裁人、仲裁の時期と場所も自由に選ぶことができます。

現在、仲裁に関する法令案が起草され、国会常務委員会に提出される予定です。その基本方針は仲裁は国際通例に準じる原則で実施されることです。

裁判所 民事・経済関連紛争の当事者は紛争を解決するために、裁判所に訴訟を提起することができます。現在、ヴィエトナムの人民裁判所は刑事裁判部、民事裁判部、経済裁判部、労働裁判部で構成されています。それぞれの裁判部の管轄と手続は異なった訴訟法令に規定されます（民事紛争解決手続に関する法令（1989）、経済紛争解決手続に関する法令（1994）、労働紛争解決手続に関する法令（1995））。これらの法令の共通点は紛争解決における当事者の自治を保障することを目的とすることです。しかし、訴訟手続が異なった法令に定められたため、規定の重複や矛盾は避けがたいです。そのため、我々は現在、民事、経済、労働事件を合わせて扱う民事訴訟法典を整備しているところです。

上述の重要な法律の制定とともに、ヴィエトナムは整合性のある市場の要素を作り出す法的基盤の整備にもっと努力する必要があります。不動産市場、知的財産権市場、証券市場、保険市場等はまだ初期的段階にあり、足並みがそろっていません。世界と地域経済への統合、米越通商協定の実施及びW T O への加盟に備えて、ヴィエトナムにとって、これらの市場を正しく整備することが要請されます。

皆様、

国家の経済開発に寄与する法律整備とともに、我々は、国家の機構が積極的かつ効果的に活動しなければ、開かれた経済、国際経済へ統合できる経済を形成し、発展させることができないと強く認識しています。特に、司法活動は客観的でなければならず、すべての団体と個人の合法的な権利と利益を保護しなければなりません。そのため、過去15年間において、我が国は司法改革を含めて、政府機構の改革に多くの努力を払いました。その結果、我が国の司法は、不当な逮捕、勾留、捜査、起訴、裁判の状況を最大限に克服し、減少させることに重要な進歩を遂げました。裁判の停滞も改善され、訴訟当事者間の平等と民主性を確保できる客観的かつ迅速な訴訟手続も整備され、司法機関の組織も再編されました。捜査機関、検察院、裁判所、判決執行機関、司法補助機関の組織と活動規則に一定の調整が行われました。解決された民事、経済、労働、行政事件数が増え、受理した事件数に対する解決率が高い。また、以前に比べ、裁判の質も向上しました（近年、事件の解決率は常に86-90%、上審級の裁判所に取り消された下審級裁判所の判決比率は2-6%です）。

それでは、重要ないくつかの司法分野における改革を説明してみたいと思います。

a) 裁判所

ヴェトナムでは、最高人民裁判所のほか、61の省級人民裁判所と622のディストリック級人民裁判所があります。過去15年間に、裁判所に関して次の改革が行われました。

* 投票による裁判官の選任制度に替わって、裁判官任命制度が採択されました。すべての裁判官は国家主席に任命され、任期は5年です。現在、ヴェトナムには3,332名の裁判官がおります。そのうち、省級裁判所の判事は926名、最高人民裁判所の判事は97名です（全国の3か所に置かれる最高裁覆審裁判部の裁判官の数が含まれています。）。

今後、国家主席は最高裁判事だけを任命することになります。国家主席は省級人民裁判所とディストリック級人民裁判所の裁判官任命権を別の機関に与えるでしょう。この授権は裁判官任命の形式化、官僚化の弊害を避けるためです。¹

* 裁判の専門化を実現するために、最高裁及び省級人民裁判所の中に、民事部と刑事部のほかに、経済裁判部、労働裁判部、行政裁判部の各専門部を設けました。行政裁判部の設立は民主化の進歩の一步と言えるでしょう。経済・労働事件の第一審審判合議体は、裁判官の人数が人民参審員の人数より多くなるように調整されました（裁判官2名、人民参審員1名）。この調整は、合議体の専門性を高め、裁判所の判決や決定が適法に行われること

¹ 改正人民裁判所組織法の草案によれば、国家主席が最高人民裁判所長官に下級裁判所の裁判官任命権を授権することになる。

を目指しています。

* 1981年より、地方裁判所の組織的管理の任務が司法長官に与えられました。1992年憲法及びそれ以前の憲法によると、人民裁判所はヴィエトナム社会主義共和国の審判機関です。裁判する時は、裁判官と人民参審員は中立で法律のみに従えばよいのです。このような諸原則の特殊性のため、最高裁判所を地方裁判所と同じ行政組織に置くことができず、各裁判所は訴訟のみにおいて、関係を持つと解されました。このことは、地方裁判所の組織的管理の任務を司法省に与えたことの根本的な理由です（1992年人民裁判所組織法の第16条）。

* しかし、地方の人民裁判所の組織管理に関する問題は1992年憲法及び1992年人民裁判所組織法が制定された際、しばしば議題になりました。結局、1992年人民裁判所組織法はその任務を司法大臣に与えました（第16条）。最近では、1992年憲法及び1992年人民裁判所組織法の改正にあたり、地方の人民裁判所の組織管理任務を最高人民裁判所に移管するべきという意見もあります。この意見は、裁判業務の指導・監督と職員に対する観察、評価、配置、起用とを連結させ、国家主席は最高裁の判事だけを任命する方向で任命権を分掌する必要があるという主張に基づきます。

司法省としては、これは国家の事務ですので、地方人民裁判所の組織管理者を決定するのは国会ですから、国会が十分に議論し、最高裁にその任務を与えるなら、司法省は喜んでその任務を移管するつもりです。

* また、司法改革の過程において、訴訟手続の改革は重要な関心事項です。現在、刑事訴訟法の改正と民事訴訟法の制定は緊急の課題となっています。その際、裁判の進行は職権審理主義から弁論主義へ移行させ、訴訟期間、裁判管轄及び監督審をより合理的に定める必要があります。また、簡易な事件で、証拠が十分にあり、結果が重大でない場合、刑事訴訟には略式手続、民事訴訟には簡易手続を導入する必要があります。この略式・簡易手続の裁判では（人民参審員が参加せず）一人の裁判官で担当できるでしょう。

しかし、1992年の憲法の規定により、裁判は人民参審員の参加がある合議制及び多数決の原則で実施しなければなりません。そのため、簡易手続を実現するには、憲法の129条、130条及び131条を改正する必要があります。国民の意見を集約するために提出された憲法の改正草案の中に、131条の規定が次のように提案されました。「人民裁判所は、合議制で、多数決の原則に従って裁判する。ただし、法律が一人の裁判官で裁判すると規定した場合を除く。」しかし、この提案は国会に承認されませんでした。国会は、法律が完備しない段階で、裁判官の業務水準が不足し、裁判結果を十分に担保する他の条件が備わっていないなかで、一人の裁判官による単独裁判制度は誤りを生じ、国民の権利・利益を損なうおそれがあると判断しました。合議制による裁判の原則が維持され、その例外は認められませんでした。

b) 判決執行業務

司法活動の実務においては、判決執行業務は裁判業務に引けを取らないほど重要です。しかし、ベトナムでは、判決の執行業務は多くの機関に分掌されます。公安省は懲役刑と死刑の執行を担当します。地方政権は、懲役刑以外の刑罰（施設外処遇、執行猶予、保護観察など）の執行を管理しています。司法省は民事・経済事件の判決及び破産宣告決定の執行を管理しているのです。判決執行業務の分散が執行活動、特に業務の連携に支障を来たしました。そのため、長期的には、判決執行の業務を一つの機関に集中させる方針が提案されました。これまでに、執行を担当する各機関は執行業務に関して、いくつかの改革を実施してきました。懲役刑の執行業務が強化され、矯正施設は分類され、以前に比べ更に改善・強化されました。民事判決の執行業務は裁判所の業務から分離され、政府に移管されました。民事判決の執行機関は中央からディストリック級まで整備されました。そのため、民事判決の執行業務が明らかに改善され、停滞した執行待ちの判決が相当減少しました。

現在では、2002年に国会に提出できるように、民事判決執行に関する法令の改正案の策定を急ぐとともに、判決執行法案の編纂に着手し、2003年には、国会に提出する予定です。

c) 弁護士の組織と活動

国民の弁護権、権利・利益が侵害された時に保護される権利等、国民の基本的な権利を実現するには、社会における弁護士の活動が不可欠です。これらの権利は、1946年、1959年、1980年、1992年のそれぞれの憲法に明記されました。

弁護士組織に関する最初の法令は刷新政策が打ち出された翌年に制定されました。本法令は、ベトナムの弁護士組織の形成と発展の法的基盤となりました。現在では、ベトナムには61の弁護士会があり、会員数は約2,100名です。弁護士の活動は国民の利益保護に大きく貢献し、裁判所をはじめ、その他の訴訟機関が事件を客観的に、正確にかつ適法に解決することに役立っております。しかし、経済、社会の発展のニーズをかんがみると、弁護士の組織、活動並びにその数と質にまだ問題があります。

新しい発展段階に入って、我が国は裁判において、審理手続を職権審理主義から弁論主義へ移行する方針を持っています。弁護士の被疑者との接見、事件資料の検討、公判での弁論活動等が円滑に実施できるように関係機関に要請しました。新しい要請に対して、国会常務委員会は2001年に弁護士に関する法令を制定しました。本法令はベトナムの弁護士の質的向上と業務高度化のための法的基盤をなしています。法令によると、弁護士を希望する者は法学部を卒業し、法曹養成学校の弁護士養成コースを終了してから24か月の実習期間を終了しなければなりません。また、法令は、公務員は弁護士業務を行ってはならないと明記しています（8条、42条）。法令も弁護士の社会・職業的組織体と弁護士の業務組織体を区別し、業務上の権利と責任負担及び弁護士のサービス・ネットワー

ク拡大の法的条件を提供しております。弁護士の権限の相当な拡大とともに、法令も弁護士に依頼した個人と団体の正当な権利の保護に特別な関心を払っています。法令は、クライアントの利益を害するような行為を具体的に規定し、クライアントのクレーム権の詳細、弁護士の過失による損害賠償責任等も規定しました（16条、23条、41条）。本法令も、弁護士の個人事務所の開設、合名事務所、合名会社の設立を許可するようになりました。このようなことは、以前はできませんでした。

d) 法曹養成事業の刷新

近年の法曹養成事業は著しい進歩を遂げました。ハノイ法科大学の前身であるハノイ総合大学の法学科の再開（1976年）、ホーチミン市法科大学の設立、首相の司法省直属法曹養成学校の設立決定とともに、高等検察学校、裁判官研修所を維持したことで、司法職員を含めて、法学部卒の水準の人材をある程度確保することができました。このことは、法に基づく国家機関の管理効果の向上に寄与しました。これまでに、上記の養成機関は、62,236名の法学の学士、716名の法学修士と51名の法学博士を排出しました。2001年8月までに、法曹養成学校は3つの裁判官養成コースを実施し、415名の卒業生を送り出しました。現在では、4コース目が実施され、236名が受講しています。最初の公証人コースも実施され、56名が受講中です。最初の弁護士コースも実施され、受講生は約150名です。高等検察学校では16の検察官養成コース（4年制）が実施され、3,500名が卒業しました。また、950名の検察官が17の研修課程を修了し、2,780名の検察官が18の在職研修コースを受けました。現在では、司法機関の大部分の職員は法学士の水準を有しています。法曹、司法補助職の養成に対する認識は相当変わりました。

刷新事業の15年間において、司法改革は大きな成果を収めました。しかし、振り返ってみると、ヴェトナムの司法改革事業は始まったばかりだと我々も気付いております。改革の道のりがまだ遠く、困難も多いです。司法機関の組織と活動の脆弱さがまだ残っています。ただ、司法改革の推進に当たり、党の文書はすでに方向性と具体的な方針を定めました。最近のヴェトナム共産党の文書を見ると、その方針や措置を次のようにまとめることができます。

- 人民裁判所の裁判管轄を見直す。その方向として、第一審はなるべくディストリック級裁判所で、第二審は省級裁判所で審理するように、最高人民裁判所は監督審と再審の裁判及び判例総括と業務指導に専念することとする。
- 二審制の原則を実施する。
- 簡易で明白な事件を迅速に裁判できるよう簡易手続を検討する。
- 省級及びディストリック級人民裁判所の裁判官任命権を分与する。
- 判決執行業務に対する国家の管理を一機関に集約する。

- 一 検察院の機能を公訴と司法機関の業務監査に集中させる。
- 一 捜査機関を集約する方向で再編する。
- 一 司法警察の設立を検討する。

国民の、国民による、そして国民のための司法を整備し、経済・社会の発展に寄与することを目指して、ヴェトナム政府の今後の任務はこれらの正しい方針を実現することです。

以上は、ヴェトナムで実施された民事・商事法の整備と司法の改革の基本的な内容です。

我々は過去の改革の成果を高く評価しています。この成果は、ヴェトナムの長期改革事業の第一歩です。この成果には、JICAプロジェクトを通じた日本政府の効果的な支援があります。本日、この大阪中之島合同庁舎の落成式に参加する機会を得て、法務総合研究所国際協力部の皆様より、これまでそしてこれからの御支援に対する Nguyen Dinh Loc ヴェトナム司法省長官の謝意を日本国法務省に伝えていただきたいと思います。また、大阪の本合同庁舎が見事に完成され、効果的に使われることに心からお祝いを申し上げます。ここで、私の話を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

【研究報告】

ヴェトナムの法曹養成制度及び弁護士制度改革（概要）

国際協力部教官 丸山 毅

第1 はじめに

2001年6月18日から同年7月13日まで、国際協力部では、国際協力事業団の委託により、ヴェトナムから司法省弁護士・法律相談管理局次長グエン・ヴァン・トアン氏ほか9名の法律家を招き、同国の法曹養成制度改革や弁護士制度改革をテーマに研修を実施した（この研修の研修員については、末尾資料1参照。）。また、この研修終了直後の同年7月25日、ヴェトナムで弁護士法令^{*1}が制定され、同年10月1日より施行され1987年12月18日制定の弁護士会に関する法令は廃止となった（新弁護士法令と旧弁護士会に関する法令の条文については、末尾資料2及び3参照。）。

そこで、本稿では、上記研修の成果に基づいて、ヴェトナムの法曹養成制度と弁護士制度の問題点と改革のポイントを整理したい。本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

第2 ヴェトナムの司法制度概要

1 裁判所

ヴェトナムの法曹養成制度と弁護士制度について論点の整理を試みる前に、まず、ヴェトナムの現在の司法制度の概要を確認しておく。

ヴェトナムの国家体制は、我が国の採用する三権分立制とは異なり、すべての統治権限を掌握する国会が、その権限の一部を政府や裁判所などに分配するという民主集中制度である。行政権は政府に分配され、司法権は裁判所に分配されている。

裁判所の組織は、最高人民裁判所及び下級裁判所として61のプロヴィンス級人民裁判所と約600のディストリクト人民裁判所から構成されている^{*2}。審級としては、最高人民裁判所の下にプロヴィンス級人民裁判所、その更に下にディストリクト級人民裁判所が設置されており、最高人民裁判所を頂点とするピラミッド構造である。しかし、司法行政の面では、最高人民裁判所は独自の司法行政権を持つが、下級裁判所については政府内の司法省が管理しており、最高人民裁判所と下級裁判所の間に隔てがある。例えば、下級裁判所の予算は司法省がとりまとめており、国会の承認を得た下級裁判所予

*1 ヴェトナム語を日本語に直訳すると「法令」となるが、これは法律とは異なる法形式であり、国会の議決を要しないものである。

*2 なお、このほか軍事裁判所があるが、軍事裁判所については割愛する。

算は、司法省から各下級裁判所に支給されている。

裁判官の員数は、最高人民裁判所裁判官が約100名、プロヴィンス級人民裁判所裁判官が約900名、ディストリクト級人民裁判所裁判官が約2,200名であり、合計約3,200名である。我が国の場合、最高裁判所裁判官が15名、判事が約1,400名、判事補が約800名、簡易裁判所判事が約800名で、合計約3,000名であるから、ヴェトナムと我が国の裁判官の総数を単純に比較すると、概ね同程度と言える。しかし、ヴェトナムの人口は約7,768万人^{*3}であるのに対し、我が国の人口は約1億2,711万人^{*4}であるので、一定数の人口当たりの裁判官数は、ヴェトナムの方が多。

次に、裁判官の任用制度であるが、ヴェトナムにおいては、日本の司法試験・司法修習制度のような統一的な法曹資格試験や法曹養成制度が存在せず、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれ異なる資格に基づいて任用され、その養成・研修制度も別々となっている。最高人民裁判所長官は国会により選任され、その他の裁判官は国家主席によって任命される。

最高人民裁判所長官以外の裁判官を選出するのは、人民裁判所のレベルに応じて設置された裁判官選考委員会である^{*5}。その任用基準は、

①学歴が法律大学又は裁判官高等学校^{*6}を卒業していること

②実務経験として

ア 最高人民裁判所裁判官については8年以上

イ プロヴィンス級人民裁判所裁判官については6年以上

ウ ディストリクト人民裁判所裁判官については4年以上

あることが必要である。

裁判官の任期は5年であり、実際には、任期の終了した裁判官がそのまま再任されることが多い。

先に、司法行政権の所在が最高人民裁判所と下級裁判所で異なっていることを述べたが、それが裁判官の登用にも影響している。例えば、最高人民裁判所裁判官は、必ずしも下級裁判所の裁判官として経験を積んだ者が選任されるわけではなく、むしろ最高人

*3 2001年1月現在。

*4 2001年9月現在。

*5 最高裁判所裁判官選考委員会の委員は、最高裁判所長官、祖国戦線（共産党）代表、司法省代表、国防省代表、法律家協会代表である。プロヴィンス級人民裁判所裁判官選考委員会委員は、司法大臣、最高裁判所代表、国防省代表、祖国戦線代表、法律家協会代表である。ディストリクト人民裁判所裁判官選考委員会委員は、法務局長、プロヴィンス級人民裁判所代表、祖国戦線代表、プロヴィンス政府代表、法律家協会代表である。法律家協会については後述。

*6 ヴィエトナムにかつて存在した裁判官養成校であり、大学教育を受けていない者を教育して裁判官を養成していた。

民裁判所で書記官や調査官として経験を積んだ者の中から選任されるのが通常である。そのため、最高人民裁判所裁判官よりも下級裁判所裁判官の方が実務経験に富んでいることがある。

2 検察院

我が国では、検察権を行使する検察庁は、国家行政組織法第8条の3に定める特別の機関として、法務省に置かれているが、ヴェトナムにおいては、検察権を行使する人民検察院は、政府から独立の機関として国会に直属している。人民検察院の組織は、人民裁判所と同様にピラミッド組織であり、最高人民検察院、プロヴィンス級人民検察院、ディストリクト人民検察院から構成されている。

検察官の員数は、最高人民検察院検察官が約150名、プロヴィンス級人民検察院検察官が約1,000名、ディストリクト人民検察院検察官が約5,000名である。我が国では、検事が約1,300名、副検事が約900名であるので、単純に総員数のみを比較しても、ヴェトナムの検察官の方がはるかに多い⁷。

検事総長は国会により選任され、その他の最高人民検察院の検察官は国家主席により任命される。プロヴィンス級・ディストリクト級人民検察院の検察官は最高人民検察院長官により任命される。

最高人民検察院には、検察官の養成や研修を目的とする検察大学校が設置され、ハノイとホー・チ・ミンの2か所に置かれている。ハノイ検察大学校は1970年に設立され、約50名の教授陣を抱えており、ホー・チ・ミン検察大学校は、1978年に設立され、教授陣は約20名である⁸。ヴェトナムにおいて検察官に任官するには、この検察大学校の検察官養成コースを卒業することが必要である。

3 弁護士

(1) 法律業務の非独占

ヴェトナムの弁護士制度は、日本の弁護士制度とは大きく異なっている。

まず、ヴェトナムでは、法律業務が弁護士の独占とはされていない。非弁護士であっても、法律上のアドバイス提供などの法律コンサルタント業務をすることができるし、当事者を代理した法廷での活動も可能である。民事訴訟においては、誰でも訴訟代理人になることができる。刑事訴訟においては、弁護人となりうるのは弁護士、被疑者・被告人の法定代理人（被疑者・被告人が未成年者の場合に限る。）、及び人民弁護人に限られるが、このうち最後の「人民弁護人」が何を意味するのか定義する条文はなく、解釈上も定まっていないので、弁護士以外の者が「人民弁護人」として

*7 もっとも、ヴェトナムの検察官は、民事事件においても幅広く活動する権限を有しており、我が国の検察官よりも職域が広い。

*8 検察大学校に関する説明は、我が国の法務省から国際協力事業団長期専門家としてヴェトナムに派遣され活躍中の柳原克哉検事の報告による。

刑事事件の弁護人になる余地がある^{*9}。

また、弁護士の団体である弁護士会とは別に、法律家協会がある。法律家協会は、弁護士のほか、司法省職員のように法律職に就いている者や法律職から退職した者から構成されており、ベトナム全国で約1万人の会員がいる^{*10}。法律家協会は、訴訟代理能力や法律コンサルタント能力が十分にあると認められる会員に対して、法律相談員の証明書を発給しており、法律相談員と認められると、全国約60か所に設けられた法律相談所において法律コンサルタント業務ができるほか、訴訟代理人として法廷活動をする場合に、法律家協会から紹介状をもらうことができる。実務では、法学士を得て約5年間法律職を経験すれば、法律相談員の証明書がもらえる。

(2) 弁護士資格取得の要件と手続

このように、ベトナムの弁護士は、法律業務を独占していないので、あえて弁護士資格を取得しようというインセンティブが弱いのではないかと思えるが、実際のところ、近年、ベトナムでは、特に都市部において、若者の間で職業として弁護士の人気が高まっているそうである。弁護士資格の取得要件と手続は、冒頭で紹介した弁護士法令の改正の中で、大きく変わった点の一つであるが、旧法令からどのように変わったのかについては後述することとして、ここでは、改正後の弁護士資格の要件と手続を紹介する。

ベトナムで弁護士となる第一のステップは、弁護士会に加入して研修弁護士となることである。弁護士会に加入するには、

- ①ベトナムに居住するベトナム市民であること。
 - ②法学士を有すること。
 - ③法律で認めるベトナム又は外国の弁護士研修コースを履修していること。
 - ④道徳的資質を備えていること。
 - ⑤公務員でないこと。
 - ⑥刑事責任を追及されていないこと、又は、有罪判決を受けた前科がある場合は復権していること。
 - ⑦行政保護観察中でないこと。
 - ⑧民事上の行為能力を失っていないこと、又は、行為能力を制限されていないこと。
 - ⑨懲戒免職されて公務員の職を失った者の場合は、懲戒免職の効力が発生してから3年以上を経過していること。
- の各要件を満たす必要がある^{*11}。

*9 後述の法律家協会会員が人民弁護人として認められた例がある。

*10 司法大臣と検事総長が法律家協会の副会長を務めている。ハノイ弁護士会は、法律家協会ハノイ支部を兼ねている。

*11 2001年弁護士法令第8条。

このうち、上記③の「弁護士研修コースの履修」については、法律学の教授、助教授、若しくは法学博士、5年以上裁判官若しくは検察官の職にあった者、又は上級捜査官、上級法律専門官若しくは上級法律調査官の職にあった者については、免除される^{*12}。

上記各要件を満たす者が弁護士会に加入して研修弁護士になるには、一定の書類を添えて、居住地の弁護士会幹事会に申請書を提出すればよい^{*13}。弁護士会はヴィエトナムのプロヴィンス及び中央政府直轄市ごとに組織される予定である。

弁護士となる次のステップは、研修弁護士として、各弁護士会において、24か月間の実務研修と最後の考査を受けることである^{*14}。この考査に合格すれば、司法省から弁護士の資格を授与される^{*15}。ただし、5年以上10年未満の間裁判官又は検察官の職にあった者は、実務研修の半分を免除され、10年以上裁判官又は検察官の職にあった者は、実務研修の全部と考査を免除される。10年以上15年未満の間法律専門官、法律調査官、法務教官、検証官、捜査官、公証人、執行官又は監査官の職にあった者は、実務研修の半分を免除され、15年以上これらの職にあった者は、実務研修の全部と考査を免除される^{*16}。

弁護士資格の授与を受けるには、一定の書類を添えて、司法省に対して申請手続をとればよい。

(3) 弁護士数

ヴィエトナム新弁護士法令は、経過措置として、旧弁護士会に関する法令により弁護士と認められていた者に対し、新法令による弁護士資格を授与するとしている^{*17}。ただし、旧法令では公務員が弁護士を兼業することを認めていたのに対し、新法令ではその兼業を禁止したことから、旧法令により弁護士として認められていた現職の公務員については、新法令の発効後3年間に限り、兼業を認めることとしている^{*18}。

旧法令下においては、ヴィエトナム全国で弁護士の総数は約1,500人であった。我が国の弁護士は、数が少ないと指摘されることが多いが、それでも、2002年1月時点で約1万9,000名である。我が国との人口差を勘案しても、ヴィエトナムの弁護士は極めて員数が少ないと言わざるを得ない。

なお、この点に関しては、法律業務が弁護士に独占されていないということも、一

*12 2001年弁護士法令第9条。

*13 同法令第10条。

*14 同法令第11条。

*15 同法令第13条。

*16 同法令第12条。

*17 同法令第42条第1項第1文。

*18 同条項第2文。

つの背景として考慮する必要がある。

第3 ヴィエトナムの法曹養成制度改革の試み

1 問題の所在

(1) 裁判官の養成について

ヴィエトナムでは、毎年、最高人民裁判所長官が国会で、人民裁判所の一年間の事件処理状況を報告し質疑を受けるが、例年、誤判が取り上げられて、裁判官の資質が問題になっている。例えば、近年、詐欺事件で有罪判決を受けた者が監督審で無罪となり、誤判をした裁判官が罷免された有名な事件があり、国会審議でも取り上げられたという。

また、このたびの研修後の2001年12月、最高人民裁判所長官が国会に報告した内容によれば、2001年中に刑事事件で53名の被告人に対して誤判があり、うち31人については既に刑の執行がなされていたとされる^{*19}。

ヴィエトナムの裁判官の中に法的資質を十分備えていない者がいる大きな原因の一つは、ヴィエトナムで本格的な法学教育が開始されたのが遅く、ようやく1970年代に入ってからであったためである。もう一つの原因としては、山岳部などの僻地勤務を嫌って、法律大学卒業生の間で裁判官の人气が低いためである。

ヴィエトナムでは、法学教育の開始が遅れていた上、1993年まで、裁判官は選挙で任用され、裁判官に任官するための学歴要件はなかったため、法学士でない者が裁判官に選任されていた。そして、1993年の人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令により、法律大学又は裁判所高等学校を卒業していることが裁判官任官の要件とされたが、裁判官を志望する法律大学卒業生が少ないため、かえって裁判官のなり手がなくなったのである。現在でも裁判官のうち約4分の3は、4年制の法律大学での正規の法学教育を受けた経験がないという状況である。

(2) 弁護士の養成について

以上が、裁判官の資質の問題であるが、これとは別に、ヴィエトナムは弁護士の養成にも問題を抱えていた。

ヴィエトナムにおいて、弁護士制度の整備が始まったのも、最近のことである。フランス植民地時代には、弁護士業はフランス人に独占され、ヴィエトナム人が弁護士の資格を得ることはできなかった。1945年の独立宣言の直後、ホー・チ・ミン主席はヴィエトナム人による弁護士制度の創設に乗り出したが、抗仏戦争や内戦の影響で、上述したように法学教育の開始が遅れ、弁護士業を務めることのできる人材育成ができなかったのである。1987年制定の弁護士会に関する法令は、弁護士に関す

*19 我が国の最高裁判所から国際協力事業団長期専門家としてヴィエトナムに派遣され活躍中の竹内努専門家（元判事補）の報告による。

るヴェトナムで初の本格的な法令であるが、同法令においては、弁護士会加入の要件を

- ①ヴェトナム国籍を有すること。
- ②品性人徳に優れていること。
- ③法学士又はそれと同等の学力を有すること。

と定めていた^{*20}。そして、弁護士会加入後、6か月ないし2年間の研修を経て弁護士会の審査に合格すれば、弁護士資格を授与されることになっていた^{*21}。

これらの要件は、ヴェトナムの1987年当時の法曹界の状況を映し出している。当時のヴェトナム社会では、法学士を有する者が極めて少数であり、裁判官や検察官の中にも法学士を有する者が現在よりも更に少なかったので、法学士であることを弁護士資格授与の要件にすることができず、裁判官や検察官の退官者が弁護士になることを期待して、「法学士と同等の学力を有すること」という、デリケートな学力要件を置いたのである。また、弁護士会加入後の研修や審査については、弁護士会の規則で減免することが認められていた^{*22}。長期間の実務経験を有するいわゆる大物裁判官や検察官については、無条件で弁護士資格を授与することを想定していたのではないと思われる。

このような状況で運営が始まった弁護士制度であるが、1987年の弁護士会に関する法令の施行当時、弁護士は年配者しかいなかったらしい。おそらくヴェトナム政府のもくろみどおり、裁判官や検察官を定年で退官した者らが弁護士の主要な供給源になったものと思われる。しかし、その後、ヴェトナム国土の多くを占める農村山岳部では弁護士数が増加せず、弁護士会が発達しなかった。また、ハノイ、ホーチ・ミンといった都市部においては、ある程度弁護士数が増えて弁護士会が発達してきたが、弁護士会が発達すると、かえって既得権益を確保するために弁護士の新規加入に消極的になり、弁護士数の頭打ち現象が見られるようになった。こうして、ヴェトナムでは、経済の発達にともなって法的サービスのニーズが増大しているのに、これに応える弁護士が恒常的に足りないという状況に陥り、弁護士の養成が急務となったのである。

2 法曹養成学校の設立

上記問題を克服することを目的として、ヴェトナム司法省に付設されたのが法曹養成学校である。同校は、1998年に設立され、裁判官、弁護士らの養成や研修を担当しており、いわば、ヴェトナム版司法研修所と言える。教授陣は常勤約20名、非常

*20 1987年弁護士会に関する法令第11条。

*21 同法令第12条第1項。

*22 同法令第12条第2項。

勤約100名であり、非常勤講師を務めるのは、現職の裁判官、大学教授、司法省幹部職員ら法律実務家である。

また、この法曹養成学校には、我が国の裁判所から裁判官1名が国際協力事業団の長期専門家として派遣され、ベトナム人職員や他の援助機関の責任者らとの討議及び研究活動を通じて、研修カリキュラムの充実に向けて日夜努力している^{*23}。法曹養成学校の実施している各種研修のうち、裁判官養成コースと弁護士研修コースのあらましを紹介する。

(1) 裁判官養成コース

法曹養成学校は、1998年の設立以来、裁判官候補者の研修を実施している。毎年3月から翌年3月までの1年間を研修期間としており、2001年3月に第3期生が修了したことにより、第1期から第3期までの修了者が合計約500名となった。

研修員となる資格を有するのは、法学士を有し、下級裁判所などの司法機関で3年以上の実務経験を有する者である。入試はなく、司法省において、各司法機関から送付される入所希望者の中から研修員を書類選考している。

研修カリキュラムは、まず7か月間の前期教育、次に3か月間の実務教育、続いて1か月間の後期教育であり、最後に卒業試験期間がある。前期教育においては、裁判官としての訴訟指揮技能、市場経済関係法のような新しい分野の法学のほか、裁判官の道徳や倫理について、主に理論的な講義がなされる。実務教育は、研修生を裁判所で実習させることにより行う。そして、実務を終えた研修生は、後期教育において、理論と実務を総合した講義を受け、卒業試験を受けるのである。

卒業試験に合格し、研修を修了した研修生は、派遣元の司法機関に復帰するが、ベトナム司法省は、これら卒業生を裁判官の候補にリストアップしている。

(2) 弁護士研修コース

1998年の開校から2001年1月までの間に、法曹養成学校は弁護士研修コースを10回実施した。これは、ベトナム司法省とアジア開発銀行（ADB）の合意に基づき、ADBの資金援助を受けて実施された研修であり、10回をもって一応終了した。研修対象は、すでに弁護士資格を有する者と、弁護士会に入会して研修中の者であり、1回の研修期間は3か月間であった。研修プログラムの内容は、民商事法、国際取引法などの法律の講義と、弁論技術や交渉技術などの弁護士業務に必要な技術の講義、弁護士倫理の講義などであった^{*24}。

3 今後の課題

法曹養成学校の設立と各種の養成・研修コースの立ち上げにより、ベトナムの法

*23 前記竹内専門家である。

*24 前記竹内専門家の報告による。

曹養成にまつわる課題は、少なからず解決されたが、なお残されている問題があろうし、法曹養成学校の設立により新たに発生した問題もあると思われる。これら今後の課題の整理を試みたい。

(1) 裁判官養成コースの位置付け

上記のとおり、ヴェトナム法曹養成学校は、裁判官養成コースを立ち上げて裁判官候補者の養成に着手し、これまでのところ順調に修了者を送り出している。同コースの修了者が順次裁判官に任用されることにより、裁判官の資質が向上するものと期待されている。

しかし、ヴェトナムの法令上、裁判官任用に際し、同コース修了の有無は何ら考慮されない建前である。前述したように、最高人民裁判所長官以外の裁判官については、候補者を裁判官選考委員会において審査しているが、学歴が法律大学又は裁判官高等学校を卒業していること、実務経験が、最高人民裁判所裁判官については8年以上、プロヴィンス級人民裁判所裁判官については6年以上、ディストリクト人民裁判所裁判官については4年以上あることを必要としているのみであって、いかなる研修の修了も任用の要件とされていないのである。

ヴェトナム司法省は、この点を問題と認識し、裁判官選考委員会において、できる限り多くの裁判官養成コース修了者を裁判官として選考させる運用を目指しているようである。この問題を根本的に解決するには、1993年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令を改正しなければならず、そこまで一気に踏み込むことは困難であろうから、実務の運用により解決を目指すヴェトナム司法省の手法が、最も現実的で手堅いといえる。今後、法曹養成学校は、裁判官養成コースを一層充実させて、資質の高い裁判官を輩出する実績を積み重ねることが課題であろう。

(2) 裁判所職員研修所との関係

前述したように、ヴェトナムの下級裁判所の司法行政権は司法省が有している。そのこともあって、司法省付設の法曹養成学校が養成に力を入れている裁判官は、下級裁判所の裁判官であり、最高人民裁判所の裁判官は対象となっていない。これに対して、独自の司法行政権を持つ最高人民裁判所には、裁判所職員研修所が付設されている。同研修所は、裁判官の研修を主な目的としているが、常勤の教授陣はなく、最高人民裁判所裁判官や大学教授らを随時講師に招いて研修を実施している^{*25}。

ところで同研修所では、下級裁判所の裁判官も受け入れて研修しているが、その際には、下級裁判所の司法行政権を持つ司法省と協議して了解を得ているようである。この両者の関係をさらに発展させて、法曹養成学校の裁判官養成プログラムと裁判所職員研修所の裁判官研修プログラムを有機的に連動することができれば、相乗効果をあげることが期待されるが、現実には、そういった連携はなされていない。

*25 前記竹内専門家の報告による。

ヴェトナムでは、2001年に、1992年憲法の一部改正案が提出され、司法権に関する事項についても、従来すべての裁判が合議体で審議されることになっていたのを、単独の裁判官による審理が導入されるなどの予定であったが、結局、国会では否決された。その主な理由は、裁判官一人による判断は間違いが生じやすいというものである。この憲法改正論議を契機として、裁判所の司法行政権の在り方についても、議論の兆しがある^{*26}。司法省の法曹養成学校と最高人民裁判所の裁判所職員研修所の将来像も、その議論の論点の一つになると思われる。

(3) 検察大学校との関係

検察官の養成を担当している検察大学校と、裁判官の養成及び弁護士の研修を担当している法曹養成学校は、現在のところ全く交流がなく、それぞれが独自にそれぞれの学生や研修生を教育している状況である。この両校の関係を、今後どのように規定していくのか、大きな問題である。

法曹養成の制度全体をどのように設計するかについては、ヴェトナムの旧宗主国であるフランスのように、裁判官・検察官と弁護士の養成を別々に行う国もあれば、我が国のように司法研修所で裁判官・検察官・弁護士の養成を統一的に行う国もあり、どれが最善の制度であるか論理的に決めることのできる問題ではない。その国の歴史、文化や社会の発展に応じて、どんな制度が最も適正かつ効率的でその国にふさわしいものであるか考えるべきであろう。

しかしながら、人的・物的資源に乏しく、限られた資源を有効に活用することが必要である場合には、我が国の採用した統一修習制度は一考の価値がある。裁判官・検察官・弁護士のいずれにも共通して必要な技能や知識には、基礎的な訴訟技術、基礎的な法律理論の実務への応用、弁論技術、法曹倫理など多くのものがあるので、そういった共通の技能や知識を教授するには、司法研修所のような一つの場所に裁判官・検察官・弁護士の候補者を一堂に集めて研修するのが、少ない資源を有効かつ効率的に活用する方法であると思われる^{*27}。

したがって、法曹養成学校と検察大学校は、少なくとも教授陣の交流や相互の研修カリキュラムの合同検討などを通じて、密接な関係を作っていくことが有意義であろう。

*26 前記竹内専門家の報告によると、2001年12月10日、ヴェトナムの国会質疑において、最高人民裁判所長官は、下級裁判所の管理運営に関する権限を最高人民裁判所が行うものとする法案を国会に提出すべく準備中である旨述べたそうである。

*27 このたびの研修に参加したヴェトナム研修員も同意見であった。この点に関連し、研修中、我が国の最高裁判所の御協力により、司法研修所を訪問する機会を得たが、非常に有意義であり、ヴェトナム研修員から、我が国の司法研修所の経験と実績を是非参考にしたいという意見が出されていた。

(4) 弁護士研修制度

前述したように、ベトナムでは、2001年の新弁護士法令により、弁護士会に加入するには、法律大学を卒業するほか、法律の認めるベトナム又は外国の弁護士研修コースを履修することが必要になった。ここでいう「弁護士研修コース」が何を指すのか、後に制定される他の法律の規定に委ねられているが、法曹養成学校の実施する弁護士研修コースが含まれるであろうことは疑いない。

しかし、法曹養成学校にとっては、弁護士研修コースの内容をどうするか課題である。同校は、2001年1月まで、ADBの支援を受けて弁護士研修コースを実施した実績があるものの、新弁護士法令に「弁護士研修コース」が規定された以上、今後は、継続的に同コースを実施することが求められている。研修コースのカリキュラムは、裁判官養成コースのカリキュラムと一部重複する可能性もあり、そういった場合は、裁判官養成コースのカリキュラムを流用することも考えなければならないだろう。

また、研修生の募集や受入の手続も検討課題である。裁判官養成とは異なり、弁護士研修コースの研修生は、司法機関の職員には限定されず、民間からの応募も予想される。一定の条件を満たす応募者をすべて受け入れるのか、入試を実施するのか、書類選考するのか、学費を徴収するのかわからないのか、問題となる点が多い。ベトナムの法曹養成学校が、今後、どのような弁護士研修制度を創り出していくのか、注目したい。

第4 ヴィエトナムの弁護士制度改革

1 序論

最後に、ベトナムの弁護士制度改革の要点について述べたい。

ベトナムの弁護士制度は、前述のように、弁護士による法律業務の独占がないという特色があり、これは2001年の弁護士法令制定の前後を通じて変化がないが、それ以外には、弁護士資格取得要件及び手続などに大きな変化が現れた。

そこで、新弁護士法令の内容を明らかにするため、まず、1987年制定の弁護士会に関する法令がどのような制度を定めていて、そこでどのような問題が生じていたのかを概観し、次いで新弁護士法令で問題解決のためにどのような改正がなされたのか述べ、最後にベトナム弁護士制度の今後の課題を整理することにする。

2 1987年弁護士会に関する法令の問題点

1987年弁護士会に関する法令は、弁護士制度を規定するベトナム初の本格的な法令であったが、同法令では、弁護士は弁護士会を通じてのみ活動できるというユニークな制度が採用されていた。つまり、ベトナム全土に61の弁護士会を設立させることを目指し、弁護士は必ず弁護士会に加入しなければならない強制加入制度とし、顧客は法的サービスの提供を弁護士会に申し込み、弁護士会が傘下の弁護士に顧客の依

頼を割り当てるという制度をとっていたのである^{*28}。しかも、弁護士が個人事務所を開設することは禁止され、弁護士は所属する弁護士会のオフィスでのみ弁護士業務を遂行するものとされていた。つまり、1987年の弁護士会に関する法令の下で、弁護士は、弁護士会により管理監督されていたのである。

しかし、ヴェトナムが市場経済への移行を図り、社会経済が発達するにつれて、旧弁護士制度に矛盾や問題が生じてきた。まず、地域間の格差である。都市部においては弁護士数が増えたが、農村山岳部では弁護士が増えず、ヴェトナムの全プロヴィンスに61弁護士会がすべて設立されたのは、やっと1998年のことであった。他方、都市部の弁護士会の中には、弁護士数の増加を抑制して既得権益を確保しようとする動きが出始めた。弁護士業務を行うには弁護士会の事務所に出勤して待機していなければならないが、都市部の弁護士会では弁護士数が増えたため、弁護士会事務所のスペースが不足し始め、仕事の割当を待つばかりの弁護士も生じてきたのである^{*29}。そのため、弁護士の新規加入を一定期間停止する弁護士会も現れるに至った^{*30}。

しかし、ヴェトナム社会の法的サービスの需要が少なかったわけではないと思われる。ヴェトナムでは、弁護士に限らず誰でも法律サービスを提供できるので、法律サービスの提供を事業とする法律コンサルタント会社が設立されるようになり、市民や企業の法的サービスのニーズを満たしていた。当初、弁護士は、法律コンサルタント会社とは一線を画していたが、次第に、弁護士が法律コンサルタント会社の社長となる例が増え、新法令制定の直前には、法律コンサルタント会社の社長は、ほとんどすべて弁護士で占められていた。つまり、弁護士の中には、弁護士会を通じてのみ弁護士業務をすることができるという制度を脱法し、私人として法律サービスを提供して報酬を得るものが、相当数いたのである。

このような状況を見て、ヴェトナム司法省は弁護士制度改革の必要性を認識し、1994年ころから新弁護士法令制定の準備作業にとりかかっていた。同省が改正すべきと考えていた主要な点は、

- ① 弁護士の資質を確保しながら弁護士数を増やすこと。そのため、弁護士となる能力を有する者が弁護士になりやすい制度とすること。
- ② 弁護士が弁護士会を通じて業務を遂行するのを改め、弁護士事務所や弁護士法人が法律サービスを提供する近代的な制度とすること。
- ③ 61の弁護士会がバラバラに存在する状態を改め、弁護士の全国的な組織を創設すること。

*28 1987年弁護士会に関する法令第1条参照。

*29 例えば、ある弁護士会では、約100名の弁護士に対して、約40平方メートルの事務所スペースしかなかったそうである。

*30 ある弁護士会では、総会において、「今後一年間新規加入を認めない。」という決議がなされた。

の3点である。

3 新弁護士法令による改正の要点

上記問題点の解決のため、2001年制定の弁護士法令では、次のような改正がなされた。

(1) 弁護士資格取得の要件及び手続の改正

弁護士資格を得るための要件と手続について、新旧法令の規定内容の詳細は既に説明したが、要約すると次のようになる。

旧法令の下では、

- ①法律大学を卒業するか又はそれと同等の学力を有し、
- ②弁護士会に加入し、
- ③6か月ないし2年間弁護士会の研修を受け、
- ④弁護士会の審査に合格する。

という過程を経て、弁護士になることができた。

これが、新法令では、

- Ⓐ法律大学を卒業し、
- Ⓑ弁護士研修コースを履修し、
- Ⓒ弁護士会に加入して研修弁護士となり、
- Ⓓ24か月間弁護士会の実務研修を受け、
- Ⓔ弁護士会の審査に合格する。

という過程に改められた。

このうち、「Ⓔ弁護士研修コースの履修」という要件の追加が大きな改正点であり、実質的には、司法省は、その付属施設である法曹養成学校で弁護士研修コースを修了した者を弁護士に育てることにより、弁護士の資質確保を狙ったということができる。

実は、2000年当時の弁護士法令草案では、上記ⒶないしⒺという過程ではなく、

- Ⓐ法律大学を卒業し、
- Ⓑ弁護士研修コースを履修し、
- Ⓒ弁護士会で12か月間の実務修習を受け、
- Ⓓ司法省の審査に合格し、
- Ⓔ弁護士会に入会する。

というプロセスが想定されていた。

この2000年案では、実務修習を弁護士会に任せるものの、弁護士研修コースとⒹの最終審査を司法省の管轄とするので、弁護士の資質確保を目的とした司法省の介入がより強くなっていたのであるが、一部の弁護士会から、強硬な反対があり、上記ⒶないしⒺの新制度が採用された経緯がある。司法省と弁護士会はこの点について協議を重ね、最終的に、司法省は弁護士研修コースの履修を要件とし、弁護士会は最終審査の権限を残すことにより、妥協が図られたのである。

(2) 弁護士事務所，法律合名会社制度の導入

新弁護士法令は，弁護士が弁護士会を通じてのみ弁護士業務をなしうる制度を廃止し，弁護士事務所又は法律合名会社に弁護士業務を行わせることとした。

弁護士事務所は一人又は複数の弁護士によって設立される。一人の弁護士が設立した場合，その者が事務所の代表者であり，事務所に関する債務について無限責任を負う。複数の弁護士によって設立された場合，設立メンバーの合意により1名を代表に選任する。事務所の債務については，設立メンバー全員が連帯して無限責任を負う^{*31}。

法律合名会社は，二人以上の弁護士によって設立される法人である。法律合名会社の債務は，構成員が連帯して無限責任を負う^{*32}。代表者について，弁護士法令に規定がないが，弁護士法令に規定がない場合は企業法の規定に従うこととされているので，企業法の規定に基づいて代表者が定められると思われる。

法律事務所と法律合名会社のいずれも，設立後，所在地を管轄する司法局（組織上は人民委員会の機関だが，業務においては司法省の監督を受ける。）に事業登録をし，新聞紙に設立の公告をしなければならない^{*33}。

また，法律事務所と法律合名会社のいずれも，ヴェトナムの弁護士を雇用することができる^{*34}ので，いわゆる「イソ弁」の登場も予定されていると言える。

法律事務所と法律合名会社の大きな違いは，業務範囲の相違である。法律事務所の弁護士は，法律コンサルタント業務のほか，法廷活動を行うこともできるのに対し，法律合名会社の弁護士は，法廷活動を行うことができない^{*35}。この区別は，法律合名会社が営利を目的としているという考え方が前提となっている。弁護士業務に対する職業観の中に，市民の人権を擁護して正義を実現する崇高な職業という立場と，ビジネスの一つと割り切って考える立場があることは，世界のどの国でも見られる現象のようである。ヴェトナムにおいても，ここ数年の間に弁護士になった若手の中に後者の見解が強くなっているようであるが，両者の見解の妥協を図り，法律コンサルタント業務は営利を目的とする法律合名会社の弁護士に行わせてもよいが，法廷活動はそもそも営利目的ではないのだから，法律合名会社の弁護士にはこれを禁止し，法律事務所の弁護士にのみ行わせることにしたのである。

そうすると，法律合名会社の弁護士が依頼人から法律相談を受けてアドバイスしていたが，事件が発展し，訴訟を提起せざるを得なくなった，あるいは，相手方から提

*31 2001年弁護士法令第18条第1項。

*32 同法令第19条第1項。

*33 同法令第20条，第21条。

*34 同法令第22条第3項。

*35 同法令第18条第2項，第19条第2項。

訴されて訴訟に巻き込まれてしまった場合、弁護士はどのように対処したらよいか疑問が生じる。兼任できないとすれば、法律事務所の弁護士に依頼するしかないのであろうし、兼任できるとすれば、法律相談の段階では法律合名会社で業務遂行し、訴訟になった段階から法律事務所で法廷活動をすればよいということになる。後者の場合には、おそらく、法律事務所において弁護士として活動し、法律合名会社において私人として活動するという趣旨であり、確かに、これは一つの便法であろう。一人の弁護士が法律事務所のメンバーと法律合名会社のメンバーを兼任しているとすると、競業禁止の問題が生じうる。

(3) 全国弁護士組織の創設

2001年弁護士法令は、わずか1か条であるが、全国弁護士組織の規定を置いた^{*36}。全国弁護士組織の創設、機能及び職務の詳細な内容については、後に下位の法規範の中で定めることとされている。

同法令の制定にあたり、全国的な弁護士組織を創設することには異論はなかったが、その組織や運営に関する規定をどのくらい同法令中に規定するかについて、ベトナム国内で激しい議論があったようである。司法省が国会常務委員会に提出した弁護士法令草案の中には、全国弁護士組織の機関、会員の懲戒などに関する規定が準備されていたが、最終的には、上記のように理念的な規定を1か条置くにとどめ、具体的な内容は後日定めることとされた。

その理由は、ベトナムの弁護士数が少なく、弁護士会が十分に発展していないためである。法令に全国組織の創設や運営の規定を置いて、現実にそれを実現できるだけの基盤がない――例えば、全国組織の事務所を設置できる建物がなく、全国組織の運営に没頭できるだけの余裕のある弁護士がいない――ことが懸念され、今後、全国組織創設の機運が高まるのを待って対処することになったわけである。したがって、全国弁護士組織の規定は置かれたものの、早急にこれが創設されるとは考えられていない。

4 今後の課題

ベトナム弁護士制度の将来について、気付いたことを2点指摘したい。

(1) 弁護士の法律業務非独占

2001年の弁護士法令においても、法律業務が弁護士に独占されない制度は維持された。このたびの研修に参加した研修員らにこの点を質問すると、「ベトナムでは弁護士の員数が少ないので、市民の権利を擁護するため、弁護士以外の者が法的サービスを安価で提供できる制度が必要である。将来的には、青年団体や婦人団体、

*36 2001年弁護士法令第36条。

労働組合などでも一般市民が法律相談できるようにしたい。」などという回答であった。ベトナムにおいては、弁護士よりも会員数の多い（かつ政治力も強いと思われる。）法律家協会があり、法律家協会の会員も法的サービスを提供している現実があるので、弁護士以外の者も法律業務ができるという伝統や社会認識が生じているのであろう。現在のように法律業務を独占していない状態でも一部の弁護士会が弁護士の新規参入を制限しようとしている状況を見ると、弁護士に法律業務を独占させては、弁護士がたやすく特権階級に成り上がってしまうおそれがあるのは確かである。

しかし、弁護士の法律業務独占を認めると、国の将来を担う若者が弁護士の活動に興味や関心を抱き、弁護士資格を得ようと努力することにより、潜在的な弁護士人口を増加させて資質を高める効用があることは否定できないだろう。逆に言えば、弁護士の法律業務独占を認めないと、将来の人材が別の分野に流出する可能性がより高くなる。また、比較法的にも、弁護士に法律業務を独占させない例は少ない^{*37}。

ベトナムは、弁護士の資質を確保しながら員数を増加させたいという政策目標を掲げる一方、弁護士の法律業務非独占を維持しようとしており、難しい弁護士制度運営を自らに課していると言えるだろう。

(2) 新制度の運営

ベトナムは、2001年弁護士法令の施行により、とにもかくにも弁護士制度を改革した。これまで述べてきたように、弁護士資格の取得要件の改正から弁護士の業務形態の変更、弁護士組織の全国化まで含む大改革である。しかし、新制度の細部については、法令でまだ規定されていなかったり、今後の実務の運用に任されている部分が少なくない。

例えば、司法省は、弁護士の資質を確保するため、法曹養成学校の弁護士研修コースの履修を弁護士資格の要件の一つにすることに成功したが、実務修習や最終審査は各弁護士会が決定権を保った。最終審査の運用次第では、司法省の目標の一つである弁護士数の増加が達成できないおそれも残っている。弁護士の業務形態は、弁護士会を通じた職務執行から、法律事務所や法律合名会社での活動に劇的に変更されたが、個々の弁護士はどのように対応するのか、小規模の事務所や合名会社の乱立になるのか、多数の弁護士による大事務所や大合名会社形成が志向されるのか予測が難しい。また、いつ全国弁護士組織が創設されるのか、その中央事務所は政治の中心であるハノイに置かれるのか、現在弁護士数が最も多いホー・チ・ミンに置かれるのか、注目すべき点は多い。

ベトナムの新弁護士制度がどういう姿に展開していくのか、ここしばらくの間、

*37 イギリスのソリシタはその一例であるが、同国の法廷活動はバリスタの独占である。フランスでは、1992年以降、アドヴォカが法律業務を独占している。

興味は尽きない。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナム語は面白い

ヴェトナム語は、今でこそアルファベット表記で、声調がなんと6声もありますが、本来は漢字文化圏です。漢字表記できるのが7割にも及ぶと言われており、これを「漢越語」と言っています。しかも、その漢越語の発音が非常に日本語と似ているから驚きです。漢字音という共通の祖を持つことが東アジアの東西に位置する両国の相互理解に役立つのです。何とも不思議な気持がするではありませんか。

まず、Vietnamは漢越語で「越南」ですから、本来はViet Nam, ヴィエツ・ナムで（tは発音するかしないかの感じ）、日本語発音の「えつなん」が分かるというものです。首都ハノイは漢越語で「河内」です。日本語で「カナイ」と読めますから、「ハノイ」と親戚のような発音です。そして、国会はQuoc Hoi（クオックホイ）で「こっかい」とほとんど同じ発音です。「会議」はホイギイとなり、漢字が頭に浮かぶと意味まで分かり、もう面白すぎて病みつきになります。だまされたと思って習ってみましょう。

第 15 回 ヴィエトナム国法整備支援研修員名簿

(2001. 6. 18 現在)

1	Mr.	グエン ヴァン トアン NGUYEN VAN TUAN	司法省 弁護士・法律相談管理局 次長	47 歳
2	Mr.	グエン タン トユイ NGUYEN THANH THUY	司法省 民事判決執行局 次長	41 歳
3	Mr.	レ ホン ソン LE HONG SON	司法省 行政刑事法局 次長	46 歳
4	Ms.	グエン ティ キム カーン NGUYEN THI KIM KHANH	ハノイ人民裁判所 行政裁判所 裁判長	51 歳
5	Mr.	ファン チ ヒュー PHAN CHI HIEU	司法研修所 研修課 副主任	31 歳
6	Mr.	ドゥ ゴック ティン DO NGOC THINH	司法研修所 知識更新研修課 副主任	41 歳
7	Mr.	ファン ティエン ヴォン PHAN THIEN VUONG	ドンナイ弁護士 幹事長	50 歳
8	Mr.	レ ホン ソン LE HONG SON	司法省 弁護士・法律相談管理局法律専門官	36 歳
9	Ms.	ファン ティ ホン ハー PHAN THI HONG HA	司法省 人事・研修局 法律専門官	31 歳
10	Mr.	ドン ゴック バー DONG NGOC BA	ハノイ法科大学 経済法学科 講師	28 歳

男性 8 名 女性 2 名

研修監理員 (通訳)

大貫 錦 (オオヌキ カム)
網川 秋子 (ツナガワ アキコ)

資料 2

弁護士法令（新法令）

(No.37/2001/PL-UBTVQH10 2001年7月25日)

被疑者・被告人の防御権を保障し、関係者の合法的権利及び利益を保護し、日々増加する個人・組織の法律相談への要求に応じ、社会主義法制の保全に寄与するため、

道徳的資質と専門知識を備えた職業弁護士を発展かつ充実させ、人民の人民による人民のための社会主義法治国家建設における弁護士及び弁護士組織の役割を発揮させ、弁護士の組織及び弁護士業務に対する国家管理を強化するため、

ベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、

2001年法令策定プログラムに基づく第10期第8回国会の決議により、

当法令は弁護士の組織及び弁護士業務について規定する。

第1章 一 総則

第1条 弁護士

- 1 弁護士とは、当法令の規定に基づいた業務資格を有し、個人・組織の合法的権利及び利益を保護するため、その要求に応じ、法律の規定に基づき訴訟活動に参加し、法律相談及びその他法律サービスを行う者とする。
- 2 自らの活動により、弁護士は社会の公理・公平及び社会主義法制の保護に寄与する。

第2条 弁護士業務の原則

- 1 法律の遵守
- 2 弁護士の職業倫理に関する準則の遵守
- 3 誠実かつ客観的事実の尊重
- 4 自らの活動について法律上の責任

第3条 弁護士業務の組織形態

弁護士業務の組織形態は、当法令に定める弁護士事務所及び法律合名会社とする。

第4条 弁護士の社会－職業組織

弁護士の社会－職業組織は弁護士の合法的な権利及び利益を体現して保護し、職業倫理に関する法令の遵守を監督し、当法令に基づき弁護士業務の管理に関与する。

弁護士の社会－職業組織は、弁護士会及び全国弁護士組織とする。

第5条 弁護士業務の管理

弁護士業務の管理は、国家管理と弁護士の社会－職業組織の自治との結合原則にのっとり

て行われ、弁護士の業務遂行における法律及び職業倫理の遵守を保障することを目的とする。

第6条 法的支援活動の奨励

国家及び社会は、弁護士及び弁護士業務を行う各組織に対し、貧困者及び法律に規定された優遇政策対象者への無料法律扶助活動への参加を奨励する。

第2章 一 弁護士業の条件、弁護士の義務及び権利

第7条 弁護士業の条件

弁護士業を行う者は弁護士会に加入し、弁護士業証明を有しなければならない。

第8条 弁護士会加入条件

- 1 以下の条件をすべて備える者は弁護士会に加入することができる。
 - a) ベトナム国内に居住するベトナム国民であること。
 - b) 法学士を持つこと。
 - c) ベトナム法の公認するベトナム又は外国の弁護士養成課程を終了したこと。ただし、当
法令第9条の規定に基づき免除された場合を除く。
 - d) 良好な道徳的資質を備えていること。
 - e) 幹部職員・公務員法の規定による幹部職員・公務員でないこと。
- 2 以下の者は弁護士会に加入することができない。
 - a) 刑事責任を追及され、又は有罪判決を受け前科が消滅されていない者。
 - b) 行政保護観察中の者。
 - c) 行為能力を失った又は制限された者。
 - d) 幹部職員・公務員であったが免職され、免職決定が発効した日から3年間を経過してい
ない者。

第9条 弁護士養成課程を免除される者

- 1 法学教授、助教授、博士と公認される者
- 2 5年以上裁判官、検察官の職に在った者
- 3 上級調査員、上級法律専門家、上級法律調査官の職に在った者

第10条 弁護士会加入手続

- 1 弁護士会へ加入する者は、その居住する地域の弁護士会の幹事会へ申請しなければならない。申請の際には、以下の書類を提出しなければならない。
 - a) 履歴書
 - b) 法学学士、修士、博士証明書の写し
 - c) 弁護士養成課程修了証書の写しまたは当法令9条に規定する弁護士養成課程免除に該当

することを証明する書類の写し

d) 司法履歴票

e) 居住地証明書

- 2 弁護士会加入申請書を受理してから30日以内に、弁護士会幹事会は内容を検討し、申請承諾の決定を行う。申請を拒絶する場合、その理由を文書にて申請者に通知しなければならない。

申請を拒絶された者は、当法令第41条第2項の規定に基づき異議申立てをすることができる。

第11条 弁護士研修

- 1 弁護士会に加入した者は研修弁護士として24か月間の弁護士研修期間を経なければならない。ただし当法令12条に規定された研修期間減免の場合を除く。
- 2 弁護士会幹事会は、研修弁護士を弁護士研修組織に推薦し、当該組織は研修弁護士を指導・監督し、研修結果を評価する弁護士を任命する。
- 3 弁護士は、法律業務を行う弁護士事務所又は法律合名会社の指定に従って、研修弁護士の指導を受諾し、研修弁護士の業務行為に責任を持たなければならない。1名の弁護士が指導する研修弁護士は3名までとする。

研修弁護士は、指導弁護士の指定に従ってのみ業務活動を行うことができる。

- 4 研修期間終了時に、研修弁護士は弁護士業務を行う能力を評価する考査を受けなければならない。
- 5 考査に合格した者は、弁護士業証明書を発給される。
- 6 以下の者は研修弁護士名簿から抹消される。
 - a) 自らの意思により弁護士会を脱退する者
 - b) 研修制度、弁護団規則及び当法令のその他の規定について重大な違反を犯した者
- 7 政府は研修制度及び研修終了時考査手続の詳細を規定する。

第12条 研修期間の減免

- 5年以上10年未満裁判官または検察官の職に在った者は研修期間の半分が免除され、10年以上の者は研修が免除される。

法律専門官、法律調査官、法務教官、検証官、捜査官、公証人、執行官、監査員等として10年以上15年未満法律業務に携わっていた者は研修期間の半分が免除され、15年以上の者は研修期間の全部が免除される。

第13条 弁護士業証明書の授与

- 1 研修後の考査に合格した者及び弁護士研修を免除された者は、弁護士会幹事会により司法省に対して弁護士業証明書の授与を推薦される。
- 2 弁護士業証明書の授与提案書は以下の書類を含む。

- a) 弁護士業証明書の申請書
 - b) 履歴書
 - c) 司法履歴票
 - d) 法学学士，修士，博士証書の写し
 - e) 弁護士養成過程修了証書の写し又は当法令 9 条に規定する弁護士養成過程免除該当者であることを証明する書類の写し
 - f) 研修弁護士の実務能力及び道徳的資質に関する指導弁護士の所見であり，弁護士業組織の認証があるもの。ただし，当法令 1 2 条により研修を免除された場合を除く。
 - g) 研修後の考查結果又は当法令 1 2 条に規定する弁護士研修免除に該当することを証明する書類
 - h) 弁護士会幹事会の弁護士業証明書授与提案書
- 3 弁護士業証明書授与提案書を受領してから 3 0 日以内に，司法省は申請者へ弁護士業証明書を授与する。申請を拒絶する場合，その理由を書面により申請者及び弁護士会幹事会に通知しなければならない。
- 弁護士業証明書授与を拒絶された者は，当法令第 4 1 条第 1 項の規定に基づき異議申立てをすることができる。
- 4 弁護士業証明書を授与された者は，弁護士としてのあらゆる権利，義務をもって法律業務を行うことができる。

第 1 4 条 弁護士業務の範囲

- 1 弁護士業務の範囲は以下のとおりとする。
- a) 被疑者，被告人の弁護人として，または被害者，民事原告，民事被告，刑事事件に関連して権利・義務を有する者の権利保護者として訴訟に参加すること。
 - b) 民事事件，経済事件，労働事件，行政事件において，当事者の代理人または当事者の合法的権利及び利益の保護者として訴訟に参加すること。
 - c) 紛争解決の仲裁人として訴訟手続に参加する。
 - d) 個人・組織の要求により法律上の助言をし，契約書・申請書の草案を作成すること。
 - e) 個人・組織(以下依頼人と称する。)の授権により法律関係業務を行うこと。
 - f) その他法律の規定に基づき法律サービスを提供すること。
- 2 弁護士はベトナム国内の場所を問わず弁護士業務を遂行できる。
- 弁護士の外国での業務は，政府の規定に従わなければならない。

第 1 5 条 弁護士の権利と義務

- 1 弁護士は以下の権利を有する。
- a) 当法令の規定により行う法律業務の分野を選ぶこと。
 - b) 弁護士事務所または法律合名会社の設立。
 - c) 契約に基づき弁護士事務所または法律合名会社で稼働すること。

d) 訴訟法及び当法令に従って訴訟に参加すること。

e) その他法律の定める権利を行使すること。

2 弁護士は以下の義務を有する。

a) 当法令第2条に規定する弁護士業務の原則を遵守すること。

b) 依頼人の合法的権利及び義務を保護するため合法的手段を正しく講じること。

c) 弁護士業務を行う弁護士事務所の指定に従って、訴訟実施機関の要請により、訴訟に参加すること。

d) その他法律の定める義務を履行すること。

3 研修弁護士は弁護士と同様の権利及び義務を有する。ただし以下のものを除く。

a) 弁護士事務所、法律合名会社の設立または設立へ参加すること。

b) 法律相談文書へ署名すること。

c) プロヴィンス級人民裁判所、軍管区又は同等の軍裁判所、最高人民裁判所の管轄に属する訴訟へ参加すること。

d) 指導弁護士の指定又は依頼人の合意を得ないで、ディストリクト級人民裁判所、地区軍裁判所の管轄に属する訴訟へ参加すること。

第16条 弁護士に対する禁止事項

1 同一の事案において利害相反する複数の被疑者、被告人または関係者を弁護し又は擁護すること。

2 故意に虚偽の証拠を提供し、又は被疑者、被告人、関係者に虚偽の供述または根拠のない申立て、訴えの提起、告発を教唆すること。

3 業務中に知り得た事案、依頼人に関する情報を漏洩すること。ただし、依頼人の同意があった場合または弁護士倫理に関する規則又は法律別段の定めがある場合を除く。

4 依頼人へ嫌がらせをすること。

5 弁護士事務所または法律合名会社が依頼人と合意した報酬及び経費以外に、依頼人から金銭、物質的利益を享受すること。

6 その他法律に違反する行為をなすこと。

第3章 一 弁護士業組織の形態

第17条 弁護士業組織の形態

1 弁護士事務所

2 法律合名会社

弁護士は、弁護士業を営むため、本条に定める2つの業態のいずれかを選択することができる。

第18条 弁護士事務所

- 1 弁護士事務所は1名または複数の弁護士によって設立される。
弁護士事務所が1名の弁護士によって設立された場合、同弁護士が事務所長となり事務所の義務に関しては自らの全財産をもって責任を負う。
弁護士事務所が複数の弁護士によって設立された場合、事務所の義務に関してはメンバーである弁護士が自らの全財産をもって連帯責任を負う。メンバーである弁護士は合意により事務所長1名を選出する。事務所長は法律上の事務所の代表とする。
- 2 弁護士事務所は訴訟の分野での法律サービス、法律相談、その他の法律サービスの提供を行うことができる。
- 3 弁護士事務所の名称は弁護士またはメンバーである弁護士が決定するものとする。ただし“弁護士事務所”の名称を含むものとし、すでに事業登録を行っている他の弁護士事務所との重複または混同を生じ、又は民族の歴史、文化、道徳、公序良俗の伝統を侵すものであってはならない。
- 4 弁護士事務所は政府の規定による個別の印鑑を有する。

第19条 法律合名会社

- 1 法律合名会社は最低2名の弁護士によって設立された弁護士業務組織の形態であり、会社の義務に関しては設立した弁護士が自らの全財産をもって連帯責任を負う。法律合名会社はパートナーシップを有するメンバーのみからなる。
法律合名会社の設立、組織、管理、活動は当法令の規定に従い、当法令の規定がない場合は企業法の規定に従う。
- 2 法律合名会社は法律相談の分野における法律サービス、その他の法律サービスの提供を行うことができる。法律合名会社は訴訟の分野で法律サービスを提供してはならない。
- 3 法律合名会社の名称はメンバーである弁護士の合意により決定するものとする。ただし「法律合名会社」の名称を含むものとし、すでに事業登録を行っている他の法律合名会社との重複または混同を生じ、又は民族の歴史、文化、道徳、公序良俗の伝統を侵すものであってはならない。
- 4 法律合名会社は政府の規定による個別の印鑑を有する。

第20条 弁護士事務所、法律合名会社の事業登録

- 1 弁護士事務所、法律合名会社の事業登録書は以下の書類を含む。
 - a) 事業登録申請書
 - b) 複数の弁護士による弁護士事務所の設立契約書または法律合名会社の定款
 - c) 設立した弁護士の名簿
 - d) 設立した弁護士の弁護士業証明書の写し
 - e) 事務所所在地の確認書
- 2 弁護士事務所、法律合名会社はその本部所在地の司法局で事業登録を行う。

所定の書類を受理してから15日以内に、司法局は弁護士事務所、法律合名会社に事業登録書を発給する。発給を拒絶する場合、その理由を書面により申請者に通知しなければならない。発給を拒否された者は、当法令第41条の規定に基づき異議申立てをすることができる。

弁護士事務所、法律合名会社は事業登録書の発効日から事業を行うことができる。

- 3 名称、本部所在地、業務分野、メンバー弁護士名簿に変更があった場合、弁護士事務所、法律合名会社は遅くとも変更が生じる10日前までに事業登録地の司法局に通知しなければならない。

第21条 弁護士事務所、法律合名会社設立の新聞掲載

事業登録書を発給されてから30日以内に、弁護士事務所、法律合名会社は中央または事業登録地の日刊紙、もしくは法律専門紙に、以下の主要な内容を3号連続して掲載しなければならない。

- 1 本部の名称、所在地
- 2 業務分野
- 3 設立した弁護士又は設立メンバーである弁護士の氏名
- 4 法律上の代表者である弁護士の氏名
- 5 事業登録番号、発給機関、発給年月日

第22条 弁護士事務所、法律合名会社の権利

- 1 事業登録書に記載された業務分野における法律サービスを提供すること。
- 2 依頼人からの報酬を受領すること。
- 3 ベトナム人弁護士、及び事務所又は会社の職員を雇用すること。
- 4 ベトナムにおける外国人弁護士の業務に関する法律の規定に基づき外国弁護士を雇用すること及び外国弁護士組織と協力すること。
- 5 当法令第24条の規定に基づき国内支部を設立すること。
- 6 政府の規定に基づき在外事業所を設立すること。
- 7 その他法律の定める権利を行使すること。

第23条 弁護士事務所、法律合名会社の義務

- 1 法律合名会社は以下の義務を有する。
 - a) 事業登録書に記載された業務分野において事業を行うこと。
 - b) 依頼人と契約した内容を厳格に守ること。
 - c) 法律相談、その他の法律サービス業務を行った際にその弁護士が依頼人に与えた損害を賠償すること。
 - d) その弁護士らの損害賠償責任保険に加入すること。
 - e) 本部において報酬額を公示すること。

- f) 労働, 税金, 経理, 統計に関する法律の規定を遵守すること。
- g) 弁護士会幹事会の推薦に従って, 研修弁護士を受け入れ, 指導弁護士を任命すること。
- h) 報告, 検査, 監査に関する所管国家機関の要請に応じること。
- i) その他法律の定める義務を履行すること。

2 弁護士事務所は以下の義務を有する。

- a) 当条第1項の定める義務を履行すること。
- b) 弁護士会の指定に従って, 訴訟実施機関の求める事件で訴訟に参加すること。

第24条 弁護士事務所, 法律合名会社の支部

1 弁護士事務所, 法律合名会社の支部は, 弁護士事務所, 法律合名会社に属する組織であり, 弁護士事務所, 法律合名会社の委任により事業登録書に記載された業務分野において業務を行う。

弁護士事務所, 法律合名会社は, 支部の業務に関して責任を負う。

2 弁護士事務所, 法律合名会社の支部は, 設置された地域の司法局で事業登録を行う。

弁護士事務所, 法律合名会社の支部の事業登録書は以下の書類を含む。

- a) 支部の事業登録申請書
- b) 弁護士事務所, 法律合名会社の事業登録書の写し
- c) 支部設立決定書
- d) 支部長の弁護士業証明書の写し
- e) 支部所在地の確認書

所定の書類を受理してから10日以内に, 司法局は支部に事業登録書を発給する。発給を拒絶する場合, その理由を書面により申請者に通知しなければならない。発給を拒絶された者は, 当法令第41条第1項の規定に基づき異議申立てをすることができる。

支部は事業登録書の発効日から事業を行うことができる。

3 事業登録書を発給されてから30日以内に, 支部は中央または事業登録地の日刊紙, もしくは法律専門紙に, 支部の設立について3号連続して掲載しなければならない。

第25条 法律サービス契約

依頼人と弁護士事務所, 法律合名会社との間で交わされる法律サービス契約は民事契約であり, 以下の主要な内容を含まなければならない。

- 1 依頼人又はその代表者, 弁護士事務所又は法律合名会社の名称, 所在地
- 2 サービス内容, 契約履行期間
- 3 契約当事者の権利及び義務
- 4 報酬算定方法及び具体的な報酬額, 費用項目(必要な場合のみ)
- 5 契約違反の際の責任

当事者の一方の要求があれば, 契約は公証されなければならない。

第26条 弁護士事務所，法律合名会社及び弁護士事務所，法律合名会社の支部の活動停止

1 以下の場合，弁護士事務所，法律合名会社及び弁護士事務所，法律合名会社の支部は活動を停止する。

a) 自発的に活動を停止する場合

b) 事業登録書が撤回された場合

2 政府は，弁護士事務所，法律合名会社及び弁護士事務所，法律合名会社の支部の活動停止の手順，手続に関しては規定するものとする。

第4章 一 弁護士の報酬及び経費精算

第27条 報酬

弁護士事務所，法律合名会社の法律サービスを受けた依頼人は報酬を支払わなければならない。弁護士事務所，法律合名会社の報酬受領に関しては会計に関する法律の規定に従う。

弁護士事務所，法律合名会社は，弁護士会の規定により，貧困者または優遇政策対象者に対して報酬の減免を行う。

第28条 報酬算定の根拠と算定方法

1 報酬額は，以下の根拠に基づいて算定される。

a) 法律サービスの内容，性質

b) 弁護士が法的サービスを実施した時間，労力

c) 弁護士の経験，信用度

2 弁護士事務所，法律合名会社と依頼人は，以下の報酬算定方法の適用を合意することができる。

a) 弁護士の労働時間

b) 事案ごとの一括報酬

c) 訴訟金額，契約価格，案件総額の歩合による案件ごとの報酬額

d) 固定報酬額による長期契約

第29条 報酬に関する合意

報酬額は依頼人と弁護士事務所，法律合名会社が法律サービス契約において合意するものとする。弁護士が訴訟に参加した刑事事件に関しては，報酬額は政府の定める限度額を超えてはならない。

第30条 経費の精算

報酬のほか，依頼人の要求を実施するための交通費，宿泊費，その他の合理的経費の精算に関して，依頼人は弁護士事務所，法律合名会社と合意することができる。経費の精算は会計に関する法律の規定に従う。

第31条 訴訟実施機関の要請により弁護士が訴訟に参加した場合の報酬及び経費の精算

訴訟実施機関の要請により弁護士を刑事訴訟事件に参加させた法律事務所は、政府の規定に従って報酬及び経費の精算を享受することができる。

第5章 一 弁護士の社会—職業組織

第32条 弁護士会

- 1 弁護士会は弁護士の社会—職業組織である。
- 2 3人以上の弁護士が居住するプロヴィンス又は中央直轄都市において、弁護士会を設立することができる。そのようなプロヴィンス又は中央直轄都市の人民委員会は、司法大臣との合意の後、弁護士会設立許可を発給する。
- 3 弁護士会は法人格を有し、個別の口座及び印鑑を持ち、メンバーの会費、拠出金、その他の合法的財源からの収入による独立採算運営を原則とする。
- 4 弁護士会は、内部関係を規律する定款を持つ。

第33条 弁護士会の職務及び権限

- 1 研修弁護士を監督し、研修結果を評価すること。
- 2 弁護士、研修弁護士の合法的な権利及び利益を代表し保護すること。
- 3 弁護士による法律、職業倫理の遵守を監督すること。
- 4 法律事務所、法律合名会社に対し、法律違反行為を直ちに止めるように要求し、必要なときは、権限のある国家機関にその処理を要請すること。
- 5 弁護士、研修弁護士と法律事務所、法律合名会社間の紛争、法律事務所又は法律合名会社間の紛争、依頼人と法律事務所又は法律合名会社間の紛争を解決すること。
- 6 弁護士の専門性を高めるため、専門的評価、経験の交換、専門的養成、その他の手段を講じること。
- 7 国家の政策及び法の深化に弁護士の意見及び提案を反映させること。
- 8 弁護士を法律の普及及び教育に組織的に参加させること。
- 9 弁護士会の組織、運営、弁護士名簿を、毎年、司法省、プロヴィンス又は中央直轄都市の人民委員会に報告すること。
- 10 弁護士会の決議及び決定を、毎年、司法省、プロヴィンス又は中央直轄都市の人民委員会に送付すること。

第34条 弁護士会の構成員

- 1 弁護士会に加入した弁護士は、その団のメンバーである。
弁護士会メンバーの弁護士会内部での権利義務は、弁護士会の定款に定めるものとする。
- 2 研修弁護士は、弁護士会メンバーと同様の権利義務を有するものとする。ただし、幹事会及び賞罰評議会の選挙権及び被選挙権、弁護士会の業務に関する議決権を除く。

第35条 弁護士会の機関

- 1 弁護士会の機関は以下の通りである。
 - a) 弁護士会の最高機関である弁護士総会
 - b) 弁護士会幹事会は、弁護士総会で選任される弁護士総会の執行機関である。
 - c) 弁護士会幹事会のメンバー及び弁護士総会で選任され幹事会と同一の任期を持つ複数の弁護士から構成される賞罰評議会
- 2 弁護士総会、弁護士会幹事会及び賞罰評議会の職務及び権限は、弁護士会の定款に定めるものとする。

第36条 全国弁護士組織

全国的規模で、全国弁護士組織は弁護士を代表し、弁護士の合法的な権利及び利益を保護する。

全国弁護士組織の創設、機能及び職務は、政府の規定に従う。

第6章 一 弁護士組織及び業務に関する国家管理

第37条 弁護士組織及び業務に関する国家管理の内容

- 1 ベトナムにおける弁護士業の発展戦略及び発展政策の策定
- 2 弁護士組織及び弁護士業務に関する法令の公布及びその施行ガイダンスの実施
- 3 弁護士の養成、業務研修の組織及び指導
- 4 弁護士業証明書の発給
- 5 弁護士の業務組織の事業登録用紙の給付
- 6 弁護士会の設立及び解散の許可
- 7 弁護士組織及び弁護士業務に関する検査、監査、異議申立て及び告訴の解決、法律違反行為の処分
- 8 弁護士組織及び弁護士業に関する法令の規定に反する弁護士会の規定、決定、決議の執行停止及び修正要求
- 9 弁護士業の発展支援施策の実施
- 10 弁護士に関する国際協力活動の国家管理

第38条 国家管理機関

- 1 政府は弁護士組織及び活動に関して統一した管理を行う。
- 2 司法省は弁護士組織及び活動に関する国家管理の実施において、政府に対して責任を負う。
- 3 司法省は法律の規定に基づき弁護士組織及び活動に関する国家管理において関係各省庁、政府機関と協力する。
- 4 プロヴィンス及び中央直轄都市の人民委員会は、自らの任務及び権限の範囲内において、

地域における弁護士組織及び活動に関する国家管理を実施する。

第7章 一 褒賞及び違反行為の処分、異議申立て、告訴

第39条 褒賞

弁護士分野において功績のあった個人・組織は、法律の規定に基づいて褒賞される。

第40条 違反行為の処分

- 1 当法令の規定に基づく条件を満たさずに弁護士業を営む者は、違反の性質、程度に応じて行政処罰または刑事責任の追及を受け、損害を与えた場合には法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。
- 2 弁護士業を営む個人・組織が当法令の規定に違反した場合、違反の性質、程度に応じて懲戒処分、行政処罰または刑事責任の追及を受け、損害を与えた場合には法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。
- 3 地位、職権を濫用して当法令の規定に違反した者は、違反の性質、程度に応じて懲戒処分、行政処罰または刑事責任の追及を受け、損害を与えた場合には法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。

第41条 異議申立て、告訴

- 1 個人・組織は、権限を有する国家機関、国家行政機関の権限を有する者の行政決定、行政行為に対し、その行政決定、行政行為が当法令の規定に違反している、または自らの合法的利益を侵害していると信じる根拠を有する場合、異議申立てをすることができる。
異議申立ての解決は、異議申立て解決に関する法律の規定に基づいて実施される。
- 2 個人・組織は弁護士会幹事会、賞罰評議会の決定に対し、その決定が当法令の規定に違反している、または自らの合法的利益を侵害していると信じる根拠を有する場合、異議申立て、告訴をすることができる。
弁護士会の長は弁護士会幹事会の決定に対する異議申立ての解決の権限を有する。弁護士会賞罰評議会の委員長は、賞罰委員会の決定に対する異議申立ての解決の権限を有する。
プロヴィンス／中央直轄都市人民委員会委員長は、弁護士会幹事会、賞罰評議会の決定に対する異議申立てについて、弁護士会の長又は弁護士会賞罰評議会委員長が解決をしておき異議申立てがある場合、異議申立ての解決の権限を有する。
プロヴィンス／中央直轄都市人民委員会委員長の解決に同意できない場合、異議申立人は、さらに司法大臣に異議を申立て、又は法律の規定により、行政事件訴訟を起すことができる。
- 3 個人は権限のある国家機関に対し、当法令の規定に違反した行為を告訴することができる。
告訴の解決は、告訴に関する法律の規定に基づいてなされる。

第8章 一 施行条項

第42条 経過措置規定

- 1 1987年弁護士組織法令の規定により弁護士と認定された者は、当法令の規定に基づいて弁護士業証明書を発給される。現在、幹部職員・公務員の職にある弁護士については、当法令の発効日より3年間弁護士業を継続することができる。
- 2 形態の如何を問わず訴訟、法律相談、その他法律サービスの分野で活動を行っている弁護士は、当法令の発効日より1年以内に、当法令第17条の規定に定める業務組織形態に変更しなければならない。
- 3 1987年弁護士組織法令の規定に基づいて設立された弁護士会は、当法令の発効日より1年以内に、当法令第17条の規定に従って組織され活動する団体に変更しなければならない。
- 4 政府は、弁護士及び弁護士会の形態変更の詳細を定め、指導しなければならない。

第43条 外国弁護士の業務

ヴェトナムにおける外国弁護士の業務については、政府が規則を定めるものとする。

第44条 施行

当法令は、2001年10月1日に発効する。

当法令は、国家評議会が1987年12月18日に定めた弁護士組織法令に代わって適用される。

当法令に反する従前の規定は、廃止する。

第45条 施行ガイダンス

政府は、当法令施行細則及び施行ガイダンスを規定する。

国会を代表して
常務委員会
議長
グエン・ヴァン・アン

弁護士会に関する法令 (廃止された 1987 年弁護士法令)

市民や各組織に対する弁護活動を強化することを目的とし、ベトナム社会主義共和国憲法第 100 条及び第 103 条に基づいて、本法令は弁護士組織に関する諸規定を定める。

第 1 章 総則

第 1 条

ベトナム社会主義共和国における弁護士会は、地方の各省、中央直轄市、又は中央行政単位において設立された弁護士の組織であり、市民及び各組織に対して弁護活動を行うことを旨とする。

第 2 条

弁護士会は、自らの活動によって、社会主義法制の擁護のため積極的に貢献し、法律に基づき、経済管理及び社会管理を強化する。また、市民及び各組織の法律上の諸権利及び利益を擁護し、客観的に、かつ、法律に正しく従いつつ諸事件の解決に寄与する。そして、法律の下において、すべての市民が平等であるという市民の権利の実現、社会主義的民主、市民教育の実現に寄与する。すべて憲法及び法律に沿うものでなければならず、社会主義的生活の諸規律を尊重するものとする。

第 3 条

弁護士会及び各弁護士は、法律に従い、かつ、客観的事実を尊重しつつ活動を行う。

第 4 条

国及び社会は、弁護士会及び各弁護士の職務を奨励し、支援する。

第 5 条

司法省は、閣僚評議会の公布する弁護士会規則に基づき、各弁護士会の組織及び活動に関する指導、管理を行う。

第 6 条

地方の各省、中央直轄市及び同等の行政単位における人民評議会及び人民委員会は、同レベルの祖国戦線委員会と連携し、その地方における弁護士会の活動を監督するとともに、弁護士会及び各弁護士の職務遂行に対し支援及び環境の整備を行う。

第2章 弁護士会

第7条

弁護士会は、弁護士の同業組織である。

本法令第11条の規定に基づき、弁護士の資格要件を満たす者が2名以上いる場合、同人らは、地方の各省、中央直轄市、中央行政単位、又はそれに相当する行政単位の祖国戦線委員会に対し、弁護士会設立を申請し、その推薦を受ける。同推薦に基づき、祖国戦線委員会と同レベルの人民委員会は、司法省大臣と意見を統一したのち、弁護士会の設立の許可を決定する。

人民委員会の決定に基き、前項における、弁護士会設立を申請した者は、弁護士会設立会議を開催する。同会議は、弁護士会規則に基づき、弁護士会の定款を定め、会の内部機関を選任する。

第8条

弁護士会総会は、弁護士会の最高機関である。

総会は幹部委員会と監査委員会を選出する。両委員会の任期は3年とする。

総会、幹部委員会及び監査委員会の任務と権限は、弁護士会規則の規定による。

第9条

弁護士会は、幹部委員会を通じて弁護士の活動を組織する。

第10条

弁護士会は、地方の各省、中央直轄市又は中央行政単位若しくはそれに相当する行政単位において弁護士会の登録から法人格を有し、その活動を行う。

第3章 弁護士

第11条

弁護士会に加入しようとする者は、以下の要件をすべて満たしていなければならない。

- 1－ ベトナム社会主義共和国の市民であること。
- 2－ 優れた品性及び道徳を有していること。
- 3－ 法科大学卒業又は同等レベルであること。

司法及び行政機関に在職する者は、弁護士会に加入することはできない。ただし、これらの機関付属の研究所及び教育機関において、研究職又は教育職に従事するものは含まれない。

弁護士会への加入は、幹部委員会の提案に基づき、弁護士会総会がこれを承認する。

第12条

弁護士会に新規に加入したものは、6か月以上2年以下の研修期間を経るとともに、審査を合格した後、弁護士として認定される。

研修制度、審査の方法、研修期間の減免については、弁護士会規則がこれを定める。

研修中の弁護士は、法廷における弁護や各種法的支援業務を含めて、弁護士と同等の権利及び義務を有する。ただし、弁護士会の幹部委員会と監査委員会の選挙権及び被選挙権はこれを除く。

第13条

弁護士の行う各法的支援業務の形式は以下のとおりである。

- 1 各刑事事件（軍事法廷が審理する権限を持つ事件を含む。）において、被疑者・被告人の辩护人、又は被害者やその他利害関係者の代理人として訴訟に参加し、また、民事、婚姻、家族関係、労働関係などの事件において当事者の代理人として訴訟に参加すること。
- 2 国家経済組織、団体、民間及び外国の経済組織に対して法律に関する相談、コンサルタント業務を行うこと。
- 3 市民及び各組織に対して各種法的サービスを行う。

第14条

弁護士は、訴訟に参加する際に、以下の権利を有する。

- 1 裁判所の下において、すべての訴訟構成機関と平等である権利；被疑者・被告人の辩护人又は利害関係者の代理人として職務を遂行する過程で知り得た事項については、証人となる義務はない。
- 2 事件関係書類の分析、証拠の提出、被疑者・被告人など当事者との面会、資料の追完請求、鑑定を請求、その他の必要な請求を行うこと。
- 3 訴訟進行者及び訴訟参加者の変更を請求を行うこと。
- 4 法廷における尋問や論争への参加、被告人の処分方法、損害賠償、及び民事、婚姻、家族関係、労働関係の争いの解決方法についての提案を行うこと。
- 5 法廷関係書類の閲覧、追加及び訂正を要求すること。
- 6 未成年、または身体や心神に障害を持つ被告人や当事者の辩护人又は代理人として業務を行う場合、裁判所の判決や決定に対して控訴すること。

訴訟への参加に際し、弁護士は、法律の規定に従い、その他の権利を有する。

第15条

弁護士は、以下に該当する場合、事件の辩护人又は代理人として業務を行ってはならない。

- 1 捜査員、検察官、裁判官、人民参審員、証人、鑑定人、通訳人のいずれかの資格で当該事件の訴訟を進行し、又は訴訟に参加した者。
- 2 当該事件の訴訟において、すでに訴訟を進行し、又は訴訟に参加し、若しくは現に訴訟

の進行又は訴訟に参加している捜査員，検察官，裁判官，人民参審員との間に親戚血縁関係を有する者。

第16条

当事者の利益が相互に対立しない場合に限り，同一の事件において，一人の弁護士は，複数の被疑者・被告人の弁護人として，又はその他の当事者の代理人として業務を行うことができる。

複数の弁護士は，同一被疑者・被告人の弁護人，又は同一の当事者の代理人となることができる。

第17条

本法令第13条第2項に規定する各経済組織への法律相談，コンサルタント業務を行う場合において，弁護士は経済仲裁所又はその他の審判機関に提起された争議案件に関して，当該経済組織の代理人となることができる。

第18条

弁護士は，以下の義務を有する。

- 1－法律に規定された手段及び方法により，被疑者，被告人，その他の当事者の法律上の権利と利益を擁護する。
- 2－被疑者・被告人の弁護及びその他の当事者の代理人として行う業務は，弁護士自らがその業務について同意し，又は裁判所その他の国家機関からその業務遂行の指定を受けた場合においては，正当な理由がない限り，これを拒否することはできない。
- 3－弁護業務の遂行中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

第19条

弁護士は，その登録地域外においても弁護士業務を行うことができる。

第4章

弁護士報酬，及び弁護士会基金について

第20条

弁護業務を弁護士に対して依頼した市民及び組織は，報酬を支払わなければならない。報酬の支払い，減免に係る制度は，弁護士会規則による。

第21条

弁護士は，弁護士会を通して一つの訴訟ごとに報酬額の70%から80%の範囲に相当する金額を受け取る。その報酬割合は，弁護士会総会の決定による。

第22条

弁護士及び弁護士会の職員に対する社会保険制度は、法律の規定による。

第23条

すべての弁護士会は独自の基金を有する。同基金は、弁護士報酬の一部及びその他の合法的収入により形成される。

弁護士会基金の使用は、弁護士会規則に基づき、弁護士会総会が決定する。

第5章

賞罰

第24条

弁護士会及び弁護士に対する賞罰は、弁護士会規則によって規定される。

第6章

最終条項

第25条

閣僚評議会は、ベトナム祖国戦線中央委員会の意見を聴取した後、弁護士会規則を公布し、本法令の施行細則を決定する。

1987年12月18日、ハノイ

【研究報告】

本稿は、平成13年4月からハノイに駐在して法整備支援活動に従事しているJICA長期専門家柳原克哉検事の調査報告であり、ベトナムの弁護士数の推移や新しい弁護士に関する法令の内容の詳細を解説するものである。丸山毅教官の論文と併せて参考とされたい。

平成14年2月25日

ベトナムの弁護士制度について

在ハノイJICA長期専門家（検事） 柳原克哉

2001年7月25日、第10回国会常務委員会において、「弁護士に関するオーディナンス」が制定され、現在、ベトナムにおける弁護士制度の整備が進められているところ、本報告書は、ベトナム弁護士制度の現状を概観するべく、これをまとめたものである。

第1 弁護士制度沿革

フランス植民地時代、1930年までは、弁護士はフランス人に限定されていたため、ベトナム人弁護士は認められていなかった。しかし、1930年、フランス植民政府は、ハノイとサイゴン（ホーチミン）に弁護士会を設立し、法学士資格を取得し、法律事務所で5年間研修したベトナム人の法廷活動の参加を認める Ordinance を制定し、1930年代初頭、ベトナム初の弁護士会が設置された。

1945年ベトナム独立宣言後、ベトナム民主共和国は、フランス植民地時代に設置された弁護士会について、新政権の方針に適合しない活動を排除して、その存続を認めることとした（1945/10/10 Decree46）。当時の弁護士会が果たしていた最大の役割は、刑事事件での被告人の弁護権を保障することであった。しかし、当時の弁護士の法廷活動は、省級裁判所と上級裁判所（最高裁判所）のそれに限定されていた上、弁護士会は全国数か所にしか設置されていなかったため、限定的な活動しかなされていなかった。

そして、その後フランスとのインドシナ戦争によって、1951年、弁護士会は、その活動を一時休止することとなった。

これまでの間、ベトナムでは、フランス植民地時代からの弁護士はわずかしかなかった上、新世代の弁護士はまだ育っていなかったため、ベトナムでは、弁護士不在の時代であった。そこで、その事態に対応するため、様々な制度が制定された。

まずは、1945年10月22日付 Decree217 が制定され、刑事事件において、一定の手續と条件下で、裁判官を弁護人として活動させる制度が制定された。

また、さらに、1946年6月18日付 Decree69において、通常の裁判所と刑事事件あるいは軽犯罪事件の審理のために設置された特別裁判所における裁判では、弁護士以外の者を弁護人として選任できるようにした。

また、こうした制度を機能させるため、司法省は、1950年1月12日付 Decree1で、すべての省の行政委員会と裁判所長に、当該地域内で法廷弁護人となる適格性を有し、その意思ある者のリストを作成させたのである。

さらに、司法省は、1957年8月29日付 Circular101で、大衆組織のメンバーが刑事裁判その他の司法手続の対象となった場合に、当該メンバーを弁護し補助するメンバーを大衆組織の中から選任する「人民弁護人」制度を制定した。

こうして弁護士不足の現状に対処すると共に、その一方で弁護士組織の拡充が徐々に図られていった。

1954年、ディエンビエンフーの戦い、ジュネーブ協定を経て、ベトナムは、17度線で南北分断され、北部ベトナムは、ベトナム民主共和国が統治することとなった。そして、同政権下で、一時休止していた弁護士会が活動を再開した。当初、活動が再開された従前からの弁護士会は、ハノイの弁護士会のみであったが、1975年以降、ハイフォン、ハノイ、ホーチミンなどの多くの主要都市で新たに弁護士会が設立された。同弁護士会には、従前からの弁護士資格を持った弁護士と、裁判所のリストに弁護人適格者として記載されていた者が所属した。

そして、弁護活動の更なる充実と、国家全土での弁護士組織のネットワーク化を進めるために、司法省は、1983年10月31日付 Circular691を制定して、弁護人になろうとする者に、高い倫理観と必要な法的知識を求めることとし、さらに、省級の司法局の管理監督のもと、全国各地の省と直轄市に弁護士会の設置を進めていった。その結果、1987年末までに、全国30省に弁護士会が設置され、合計400名近くが所属するまでに拡大していった。

さらに、1986年第6回共産党大会において、ドイモイ政策が採用されたことで、弁護士制度が大きく変革することになる。

ドイモイ政策の採択で、民主主義を拡大し、社会主義に基づく法律の強化、法律による国家の統治などの指針が示され、これに基づいて、刑法、刑事訴訟法などの法律が制定され、さらに弁護士の役割の重要性が認識され、その結果、1987年、国会常務委員会によって、弁護士会に関する Ordinance が新たに制定された。

同 Ordinance は、弁護活動の強化を目的として制定されたもので、7章25条から成っている。

その後、徐々に、右 Ordinance に従い、全国各地での弁護士会の設置が進められ、1987年の時点では、弁護士会は、全国57省4直轄市のうち30省（又は直轄市）に設置され、2000年7月時点では、61省（又は直轄市）全てに、弁護士会が設置されている。

そして、更に弁護士制度を整備するため、2001年、弁護士に関する Ordinance が新

たに制定施行された。

第2 弁護士制度の現状

2001年時点で、全国で、下記統計記載のように合計1,471名の弁護士が弁護士会に所属して活動している。そのうち、パートタイムで弁護士活動をしている公務員が552名いる。ベトナムにおける弁護士の人口比では、ベトナム人約5,200名に1名の弁護士がいる割合になっている。

全国の弁護士会のうち最大の弁護士会は、ホーチミン弁護士会である。ホーチミン弁護士会には、弁護士が300人以上所属している。また、2000年時点で、ハノイ弁護士会には、約75名の弁護士が所属している。2000年の時点で、最小の弁護士会は、所属弁護士が2名しかいない弁護士会で、ホアビン省、チャビン省弁護士会などである。

弁護士会は、支所を設置することが可能であるところ、1999年1月時点で、全国に47支所が設置されている。そのうち、30支所はホーチミンに設置されている。

また、ベトナムでは、弁護士ではないものの、法廷活動以外の法律業務を行っている Luat da と呼ばれる法律家がいるほか、法学士を取得して、法律コンサルタントとして法律業務を行っているものがある。

なお、過去10年間の弁護士の人数の推移は以下のとおりである。

年	弁護士数 (パートタイム弁護士)	LLB	LLB に準じる資格
1989	186 (85)	110	76
1990	322 (143)	178	144
1991	369 (143)	221	158
1992	484 (185)	281	203
1993	551 (219)	318	233
1994	570 (230)	335	235
1995	668 (245)	389	279
1996	727 (274)	419	308
1998	992 (397)	714	278
2000(July)	1471 (552)	1253	218

第3 「弁護士に関する Ordinance」概観

2001年7月25日、国会常務委員会で、「弁護士に関する Ordinance」が可決制定された。同 Ordinance は、8章45条から成る。内訳は、第1章1条から3条までに「総則」を規定し、第2章第4条から16条までは「法律専門家として活動するための条件」を規定し、第3章第17条から26条までに「法律事務所・法律合名会社」について規定し、第4章第27条から31条までは「弁護士報酬」、第5章第32条から36条までは「弁護士会」、第6章第37条から38条までは「法律事務所・法律合名会社と弁護士活動に対する国家管理」について規定し、第7章第39条から41条までは「規律違反

の処理」について、第8章第42条から45条までは「施行規定」についてそれぞれ規定している。

また、2001年12月2日、同 Ordinance 施行のための Decree が制定されているところ、同 Decree は、8章43条から成る。同 Decree の構成は、右 Ordinance とほぼ同様に、内訳は、第1章第1条から第3条が「総則」、第2章第4条から7条が「法律専門家として活動するための条件」、第3章第8条から24条までは「法律事務所・法律合名会社」、第4章第25条から27条までは「弁護士報酬」、第5章第28条から32条までは「弁護士会」、第6章第33条から34条までは「法律事務所・法律合名会社と弁護士活動に対する国家管理」、第7章第35条から39条までは「規律違反の処理」、第8章第40条から43条までは「施行規定」についてそれぞれ規定している。

第4 弁護士

1 弁護士とは

弁護士とは、弁護士に関する Ordinance に規定された弁護士活動を行うためのすべての条件を充足し、依頼者の依頼に応じて、その法的権利と利益を保護するために、司法手続に参加し、法律相談その他のリーガルサービスを行う者をいう(弁護士に関する Ordinance 1条1項(以下、弁護士に関する Ordinance の条文は、単に条文のみを記載する。)))。

弁護士は、その活動を通じて、正義、社会の公平、社会主義立法の維持に貢献することが期待され、弁護士として活動するにあたっては、①法律を遵守し、②弁護士倫理規定を遵守し、③誠実であること、客観的真実を尊重し、④活動について法の下で責任を持つことが求められている。

弁護士の権利・義務・業務・禁止行為については、以下の2～4のように本 Ordinance で規定されている。

2 弁護士の権利

弁護士は、

- (1) 弁護士として活動する分野を決めること*
- (2) 法律事務所・法律合名会社を設立すること
- (3) 法律事務所・法律合名会社との契約に基づいて、弁護士としての業務を遂行すること
- (4) 司法手続に参加すること
- (5) その他法律で認められた権利を遂行することができる。

※ 弁護士は、下記4記載の業務から自己が行うことができる業務を選択することができ、選択した分野のみを弁護士として行うことができる。もちろん、その全てを選択することも可能である。その趣旨は必ずしも明確でないが(刑事事件の司法手続への参加を業務としなければ、いわゆる刑事事件の国選弁護人に指名された場合にこれを受諾する義務を回避できるという程度の意味は

あるかもしれない。), 法律で個別の弁護士ごとに業務の範囲を法律で規定してしまうことは, 表見代理の制度が整備されていないベトナムにおいては, 弁護士が権限外の行為をした場合の依頼者の保護の点で問題が生ずるのではないかと危惧される。

3 弁護士の義務

弁護士は

- (1) 弁護士活動における遵守原則を遵守すること
 - (2) 依頼者の法的権利利益を保護するため, 正しい法的手段を講じること
 - (3) 所属する法律事務所の割当てに従い, 司法手続機関からの要請に応じて, 司法手続に参加すること
 - (4) その他法律で規定されている義務に従うこと
- がその義務とされる(15条1項2項)。

4 弁護士の業務

また, 弁護士は, 業務として

- (1) 刑事事件において, 被疑者・被告人*の弁護人として, あるいは, 被害者, 民事原告, 民事被告, 利害関係者の権利保護者として, 司法手続に参加すること
 - (2) 民事, 経済, 労働, 行政事件において, 当事者の法的権利と利益の代理人あるいは権利保護者として, 司法手続に参加すること
 - (3) 紛争解決の仲裁人として, 司法手続に参加すること
 - (4) 依頼に応じて, 法律相談をすること
 - (5) 依頼に応じて, 契約書, 申請書を起草すること
 - (6) 依頼人の代理人として法律事務を遂行すること
 - (7) その他法律で規定されたリーガルサービスを提供すること
- ができるとされている。

※ 英語版の官報では, defendants と convicts と規定されていたが, ベトナム語版では, 被疑者, 被告人の意味に近い bi can, bi cao と記載されていたので, それによった。

5 禁止行為

弁護士として,

- (1) 同一事件で利益の相反する被疑者, 被告人の弁護, 関係者の権利保護をすること
 - (2) 嘘の証拠を提出すること, 被疑者, 被告人又は関係者をして, 虚偽の供述, 不合理的な告訴, 訴訟, 弾劾をさせること
 - (3) 弁護士としての活動を通じて知悉した事件, 依頼人の情報を漏らすこと(ただし, 依頼人の同意がある場合, 弁護士倫理上, 法律によって認められる場合を除く。)
 - (4) 依頼者に迷惑行為をすること
 - (5) 合意のあった報酬と費用以外の金員, あるいは物質的利益を依頼者から受け取ること
 - (6) その他法律で禁止されている行為をすること
- は禁止されている。

第5 弁護士の資格

1 弁護士資格の取得要件

ベトナム人が、ベトナムで弁護士として活動するためには、基本的には、①法学士資格を取得すること、②弁護士修習を終了すること、③弁護士会に所属すること、④研修弁護士として研修することが必要である。また、研修弁護士終了後実施される試験に合格する必要がある。

この点、弁護士に関する Ordinance は、弁護士として活動するためには、①弁護士会に所属すること、②弁護士資格を取得することが必要である旨規定した上で（7条）、弁護士会に所属するための要件として、法学士の資格と弁護士修習の履修を要求し、また、弁護士資格の取得要件として、研修弁護士として研修することを規定している。

2 弁護士修習について

弁護士修習の所管機関は、司法省である。司法省は、司法修習の内容、形式、計画等について規定しなければならないとされる（弁護士に関する Ordinance 施行のための Decree 4条（以下、単に Decree と称する。))。

弁護士修習の期間は、6か月間である（Decree 4条）。

現在、弁護士修習を実際に行っているのは、司法省下にある法曹養成学校* である。2002年2月時点では、同学校において、第2期の弁護士修習が行われているが、現在は制度の移行期であるため、修習は4か月間の短期修習である上、現在の参加者には、大学卒業者（法学士取得者）のみならず、既に弁護士会に所属している研修弁護士、あるいは正規の弁護士の参加が認められている。

※ 法曹養成学校は1998年に設立され、現在、裁判官、弁護士、公証人、執行官等の養成訓練を行っている。

3 弁護士会所属の手続と要件

弁護士会に所属するためには、居住地域の弁護士会の運営委員会に、弁護士会加入を申請しなければならない（10条1項）。

申請があれば、弁護士会の運営委員会は、弁護士会加入申請から30日以内に、申請を受理するか否か決定しなければならない（10条2項）。右申請の際の必要書類は、①履歴書、②学位証書の写し、③弁護士修習修了証書又は弁護士修習免除資格者証明書、④前科記録、⑤居住地証明書類である（10条1項）。同運営委員会が申請受理を拒否する場合には、文書で理由を通知しなければならない。弁護士会加入申請者は、不服申立てをすることができる（10条2項、41条2項）。

弁護士会に所属するためには、

- (1) ベトナムに永住するベトナム市民であること
- (2) 法学士であること
- (3) ベトナム国内、あるいは、ベトナム法で認められた外国の弁護士研修を終了していること
- (4) 高い倫理観を有すること

が必要であるとされ（8条），

- (1) 公務員*
- (2) 公務員を罷免され，罷免日から3年間が経過していない者
- (3) 刑事裁判中であるか，有罪を宣告され，いまだ前科記録が抹消されていない者
- (4) 行政監察下にある者
- (5) 民事行為能力が喪失または制限されている者

は，弁護士会には所属できないと規定されている（8条1項，2項）。

※ 公務員が弁護士として活動することは認められない。これまで，公務員が，パートタイム弁護士として弁護士活動することが認められていたが，今後，3年間の猶予期間はあるものの，以後は，パートタイム弁護士は禁止されるようである。

なお，右条件のうち，(3)弁護士修習の受講に関しては

- (1) 大学教授，助教授，法学博士
 - (2) 裁判官，検察官として5年以上勤務した者
 - (3) 上級捜査官，上級法律専門家，上級法律調査員として勤務した者
- は，受講義務が免除される（9条）。

また，弁護士は，所属している弁護士会の運営委員会から，会員証が交付される（Decree 29条4項）。

4 弁護士資格取得手続と要件

- (1) 弁護士会への加入を許可された者が，弁護士資格を取得するためには，①研修弁護士として2年間の研修を終了した上で（11条1項），③弁護士としての能力を判断するための試験を受験，合格することが必要である（11条4項）。

右試験に合格した者については，弁護士会運営委員会から司法省に，弁護士資格授与が推薦され（13条1項），司法省から同資格を授与されれば，弁護士となることができる。

司法省は，弁護士会の運営委員会から，弁護士資格授与の推薦があれば，30日以内に，資格を授与するか否か決定しなければならない。司法省が弁護士資格を授与しない旨決定した場合には，その理由を文書で通知しなければならない。資格授与を拒否された者は，不服申立てをすることができる（13条3項，41条2項）。なお，司法省に弁護士資格授与を推薦する際には，①弁護士資格申請書，②履歴書，③前科記録，④学位証書の写し，⑤弁護士修習修了証書又は弁護士修習免除資格者証明書，⑥研修弁護士の法律家としての能力と倫理観についての指導弁護士の意見と所属する法律事務所の登録証（研修が免除される場合は不要），⑦卒業試験結果（研修が免除される場合は不要），⑧弁護士会の運営委員会の資格授与推薦書が必要である（13条2項）。

- (2) 研修弁護士制度について

弁護士資格を取得するためには，原則として，研修弁護士として2年間の研修期間を経なければならない。

弁護士会の運営委員会は，研修弁護士を法律事務所に紹介し，同事務所は，研修弁

護士の研修結果を指導し、監督して評価する指導弁護士を任命しなければならない。

弁護士は、所属する法律事務所による割当てに従って、研修弁護士の指導をしなければならない。指導弁護士は、研修弁護士の研修弁護士として行なった活動に責任を負わなければならない。弁護士は、同時に最大3名の研修弁護士の指導弁護士となることができる。

① 研修弁護士の業務

研修弁護士は、指導弁護士に割当てられた業務のみをすることができる（11条3項）。

研修弁護士は、指導弁護士の指導の下、原則として、正規の弁護士と同様に弁護士として活動できるものの、以下のように、その活動には一定の制限が加えられている（15条3項）。研修弁護士がすることができない行為は、

- a) 法律事務所（又は法律合名会社）を設立すること
- b) 法律相談文書に署名すること
- c) 省級裁判所（又は同等の軍事裁判所）、最高人民裁判所の管轄下にある事件の司法手続に参加すること
- d) 指導弁護士の割当て、又は依頼者の同意なくして、県級裁判所の管轄下にある事件の訴訟手続に参加すること

である。県級裁判所管轄下の事件について、事件記録を精査し、被告人、関係者と面談する、あるいは、法律相談をするためには、依頼者の同意を得て、指導弁護士の割当てを受ける必要がある。

また、研修弁護士は、弁護士会会員としての権利義務については、原則として、弁護士会の会員と同様の権利義務が認められるものの、弁護士会運営委員会、褒賞綱紀委員会の選挙権、被選挙権そして、弁護士会業務についての投票権は有しない（34条2項）。

(3) 研修弁護士終了試験について

同試験の実施主体は、司法省である（Decree 6条）。

試験委員会は、弁護士、司法省の代表、関係国家機関、弁護士業務を知悉している法律専門家の組織* によって構成される。

※ 現在のところ、研修試験は実施されていないため定かではないが、例えば、弁護士会、法律事務所などが考えられると思われる。

試験に不合格であった者は、最大2回、研修期間を延長できる。延長期間は、6か月から1年間の間である。2回目の延長で、なお試験に合格できない場合には、研修弁護士を辞めなければならない。

(4) 研修弁護士の免除

なお、一定の者については、研修弁護士としての研修期間が減免される。裁判官、検察官としての勤務経験が5年以上10年以下の者は、研修弁護士としての研修期間が、半分（1年）に短縮され、10年を超える勤務経験を有する者は、右研修が免除

される。また、法律専門家、法律調査官、法律関係の講師、Verifier（裁判所の職員で、裁判官の補助のため、記録の調査等を行う者のようである。）、捜査官、公証人、執行官、又は検査官として、10年から15年までの勤務経験を有する者は、右研修期間が半分（1年）に短縮され、15年以上の勤務経験を有する者は、右研修が免除される（12条）。

第6 法律事務所と法律合名会社

- 1 弁護士に関する Ordinance は、弁護士活動の拠点として、①法律事務所と②法律合名会社^{*}を規定している。弁護士は、法律事務所か法律合名会社に所属しなければならない、いずれの事務所で弁護士活動をするかを選択しなければならない（17条）。弁護士は、複数の事務所に所属することはできない（Decree 8条）。

※ ヴィエトナム語では、cong ty luat hop danh であるところ、hop danh は、合名を意味すると思われるので、法律合名会社と訳した。

法律事務所・法律合名会社は、原則として、所属する弁護士会のある地域になければならない。複数の弁護士会に所属する弁護士が共同で事務所・会社を設立する時は、そのいずれかの弁護士会のある地域で設立することができる。

2 法律事務所と法律合名会社

(1) 法律事務所と法律合名会社の違い

法律事務所と法律合名会社の主な違いは、以下の3点である。

- ① 法律事務所は、a) 司法手続の参加（法廷活動）と b) リーガルコンサルタント業務ができるものの、法律合名会社は、b) リーガルコンサルタント業務はできるものの、a) 司法手続への参加（法廷活動）はできない。
- ② 法律事務所は、会社ではないため企業法の適用は受けないが、法律合名会社は、企業法の適用を受ける。
- ③ 法律事務所では、1名の弁護士による事務所が認められるが、法律合名会社は複数の弁護士によることが必要である。

現在のところ、複数弁護士による法律事務所と法律合名会社との間で、後者が司法手続に参加できないことを除けば、ほとんど実質的な差異はない^{*}。

※ 法律合名会社には、企業法が適用されるので、その面で、法律事務所とは若干の差異が生じている。司法省関係者の話によれば、具体的には、現在、外国人弁護士雇用のための法規範文書が整備されていないため、法律事務所では外国人弁護士を雇用することができない。しかし、法律合名会社では、企業法の範囲内で外国人である弁護士を雇用する道が開けている。この点が現下の最大の相違点の一つである。現在、右法規範文書を草案作業中であるところ、法律事務所に外国人弁護士の雇用を認めるか否かは、司法省内部で議論があるとの由である。なお、Decree では、特に差異は設けられておらず、法律事務所にも外国人弁護士雇用を認めるかのような規定がなされている（後記8参照）。また、法律合名会社には、法律事務所と認めていないようなビジネス活動を認めることで違いを生じさせようとの考えもあるようである。また、税制面に関しては、現在、

司法省と財務省で、法律事務所と法律合名会社の税制についての法規正文書を起草中であるが、現在の方向性としては、法律事務所と法律合名会社とで税制面で特に差異は設けない予定との事で、税制面でのメリットは特にないようである。

(2) 法律事務所

法律事務所は、一名又は複数の弁護士によって設立される。

一名の弁護士によって設立された場合、当該弁護士は、事務所長として、事務所の債務に対して無限責任を負う。

複数の弁護士によって設立された場合、各メンバー弁護士は、法律上の事務所の代表である事務所長との間で雇用契約を締結する。各メンバー弁護士は、事務所の債務に対して、共同で無限責任を負う（18条）。

法律事務所は、司法手続におけるリーガルサービス（法廷活動）、法律相談その他のリーガルサービスを提供することができる。

法律事務所の名称は、所属する弁護士が決めることができるが、その名称に「法律事務所」を含めなければならない。また、既に登録されている法律事務所名と同じ名称ではなく、混乱が生じないような名称にしなければならない。歴史的、文化的、道徳的伝統、慣習、国家の慣例に違反した名称は禁止される。

なお、法律事務所設立の契約書には、後記3記載の法律合名会社の定款記載事項と同内容の記載を含むことが必要とされる。

(3) 法律合名会社

法律合名会社は、事務所の債務に対して共同無限責任を負う2名以上の弁護士によって設立される。共同法律事務所は、パートナー弁護士のみで構成される。

法律合名会社の設立、組織、管理、運営について、弁護士に関する Ordinance に規定がないものについては企業法の規定が適用される。

法律合名会社は、法律相談その他のリーガルサービスを提供できるが、司法手続におけるリーガルサービスは提供できない。

法律合名会社の名称は、各弁護士の合意で決めることができるが、その名称に「法律合名会社」を含めなければならない。また、既に登録されている法律事務所名と同じ名称を使用することはできない。混乱が生じないような名称にしなければならない。歴史的、文化的、道徳的伝統、慣習、国家の慣例に違反した名称は禁止される。

法律合名会社が作成する定款には、以下の内容が含まれる。なお、定款は全てのパートナー弁護士が署名する事が必要である。

- ① 名称、本店事務所の住所
- ② 活動分野
- ③ パートナー弁護士の名前と住所
- ④ 各パートナー弁護士の出資内容
- ⑤ パートナー弁護士の加入・脱退の条件と手続
- ⑥ 組織、運営、業務執行図

- ⑦ 決定、通達の採択手続、会社内部での紛争解決方法
- ⑧ 利益の分配方法とパートナー弁護士の責務
- ⑨ 営業を休止・終了する場合、財産清算手続
- ⑩ 定款の追加・改正手続

3 法律事務所・法律合名会社の権利義務

(1) 法律事務所・法律合名会社の権能

法律事務所・法律合名会社は、以下の権能を有する。

- ① 営業登録証明書に記載された範囲でリーガルサービスを提供すること*
- ② 依頼者から報酬を受け取ること
- ③ ヴィエトナム人法律家と職員を雇用すること
- ④ ヴィエトナムにおける外国人弁護士の活動に関する法律の下、外国人弁護士を雇用するあるいは、外国の法律事務所と協力すること*
- ⑤ 国内に支店を設置すること
- ⑥ 政府の規則の下、外国支店を開設すること
- ⑦ 法律で規定されたその他権能を行うこと

※ 法律事務所・法律合名会社と依頼者とのリーガルサービス契約は、民事契約である。契約は文書でなされなければならない上、以下の内容を含んだものでなければならない。

- a) 依頼者又はその代表者、法律事務所・法律合名会社の名称と住所
- b) サービスの内容、契約実行機関
- c) 当事者の権利義務
- d) 報酬・費用の算出方法、あるのであれば特別な追加費用
- e) 契約違反の際の責任

なお、当事者のいずれかが希望すれば、契約は公証されなければならない。

※ 外国弁護士の雇用について

法律事務所・法律合名会社は、ヴィエトナムで弁護士活動資格を有している弁護士を雇用することができる。なお、外国人弁護士の弁護士活動資格の授与については、ヴィエトナムにおける外国人弁護士活動についての法規（現在起草作業中である）の規定による。

法律事務所・法律合名会社は、外国人雇用契約後7日以内に、契約書を添えて、本店事務所所在の司法局にその旨通知しなければならない。また、雇用契約が終了した場合、7日以内に、その旨同様に司法局に通知しなければならない（Decree 15条）。

(2) 法律事務所・法律合名会社の責務

法律事務所・法律合名会社は、以下の責務を有する。

- ① 登録証明書に規定された範囲内で業務を行うこと
- ② 依頼者との契約内容を厳に遵守すること
- ③ 所属弁護士が、法律相談その他のリーガルサービスの際に依頼者に与えた損害を賠償すること
- ④ 所属弁護士のための弁護士保険*を購入すること

- ⑤ 料金表を本店事務所に掲示すること
- ⑥ 労働、税金、会計、統計に関する規定を遵守すること
- ⑦ 弁護士会の運営委員会の要請に応じて、研修弁護士を受け入れ、弁護士に指導させること
- ⑧ 報告、調査、検査に関して、権限ある国家機関の要請に応えること
- ⑨ その他法律で規定された義務を遂行すること

※ 弁護士保険は現在準備中で、現在のところ存在していない。

また、これに加えて、法律事務所は、弁護士会の割当てに従い、司法手続機関の要請に応じて、弁護士を司法手続に参加させる責務がある。

また、法律事務所・法律合名会社は、司法局に対して、業務と組織の状況について、年次報告と半期報告をしなければならない（Decree 10条11項）。

4 法律事務所・法律合名会社の開設

(1) 法律事務所・法律合名会社の開設手続

法律事務所・法律合名会社を開設するには、本店事務所のある地域の省又は市の司法局に業務登録しなければならない。登録申請書類は、①登録申請書、②設立契約書（法律事務所）、又は憲章（法律合名会社）、③出資弁護士の一覧表、④弁護士の弁護士資格証書の写し、⑤事務所証明書類* である。登録申請書には、名称、本店事務所の住所、出資弁護士の名前と住所、代表者の名前と住所、活動分野が含まれていることが必要である。

※ 賃貸借契約書その他の書類と思われる。

司法局は、申請に修正すべき間違いがあれば、申請を受理してから、7日以内にその旨文書で通知しなければならない。また、申請を受理してから15日以内に、申請の可否について決定し、許可する場合は業務登録証明書を発布しなければならない。申請を拒否する場合は、文書で理由を通知しなければならない。その場合、申請者は、司法局に不服申立てをすることができる（20条2項、41条）。

業務登録に際しては、会社の商業登記費と同額の登録費を支払わなければならない。業務登録証明書は2通作成され、1通は、法律事務所・法律合名会社に交付され、1通は、司法局が保管する。

業務登録証明書には、①名称と本店の住所、②活動分野、③代表者の名前、④パートナー弁護士の名前と住所が記載される。

法律事務所・法律合名会社は、登録証明書が交付された日から業務を開始することができる。

法律事務所・法律合名会社は、業務登録がなされれば、所属する弁護士会にその旨通知しなければならない。

法律事務所の名称、本店事務所、活動分野、所属弁護士のリストに変更がある場合には、法律事務所・法律合名会社は、変更の10日前までに、登録地の司法局に文書で通知しなければならない（20条、Decree 12条）。司法局は、通知書受領後7日以

内に、変更の適否を決しなければならない。変更拒否の場合には、文書で通知しなければならない。法律事務所・法律合名会社は、変更後7日以内に、その旨本店事務所所在の弁護士会に通知しなければならない。

法律事務所・法律合名会社は、業務登録証明書が交付されてから30日以内に、全国日刊新聞、登録地の地方新聞又は、専門誌である法律新聞に、3日間連続して、①名称と本店事務所の住所、②活動分野、③弁護士又は出資弁護士のリスト、④法律上の代表者である弁護士の名前、⑤登録番号、登録証発行機関、登録日を掲示しなければならない。

(2) 支店の開設

法律事務所・法律合名会社は、本店事務所所在の省・直轄市の内外で支店を開設することができる。支店は、本店の営業登録許可証で許可された業務の範囲内の業務をすることができる。法律事務所・法律合名会社は、支店の業務について責任を負わなければならない。

支店の代表者は、支店常勤の弁護士でなければならない (Decree 13条1項)。

支店は、支店が所在する地域の省又は市の司法局に業務登録をしなければならない。業務登録の際の申請書類は、①支店開設申請書、②法律事務所・法律合名会社の登録許可証の写し、③支店開設決定、④支店長の弁護士資格証明書の写し、⑤支店事務所証明書類である。

司法局は、申請を受理してから10日以内に、申請の可否について決定し、許可する場合は業務登録証明書を発布しなければならない。申請を拒否する場合は、文書で理由を通知しなければならない。その場合、申請者は、不服申立てをすることができる (24条2項、41条)。

業務登録に際しては、会社の支店商業登記費と同額の登録費を支払わなければならない。

支店は、業務登録証明書が交付されてから30日以内に、全国日刊新聞、登録地の地方新聞又は、専門誌である法律新聞に、3日間連続して、設立について掲示しなければならない。

法律事務所・法律合名会社は、本店事務所所在地域以外の省・直轄市に支店を開設した場合、支店業務登録証交付後、7日以内に、本店事務所所在の司法局に、支店の所在地について通知しなければならない。

(3) 外国支店の設置 (Decree 20条)

① 法律事務所・法律合名会社は、以下の条件を満たした場合、外国支店を設立することができる。

- a) 設立後3年以上経過していること
- b) 過去2年間、軌道に乗った営業がされていること
- c) 過去3年間、行政罰を課されていないこと

営業は、ヴェトナムでの登録内容と当該外国で認められた活動の範囲内での活

動が認められる。

② 設置手続

法律事務所・法律合名会社は、①登録証の写し、②過去2年間の営業状態と財務状態に関する報告書を添えて、設置許可を司法省に申請しなければならない。

司法省は、申請受理後30日以内に、申請の可否について決定しなければならない。申請を拒否する場合、理由を文書で通知しなければならない。その場合、申請者は、決定について不服申立てをすることができる。

法律事務所・法律合名会社は、設立に関する当該国の権限機関の許可後、15日以内に、司法省、本店事務所所在の司法局、税務局、弁護士会にその旨通知しなければならない。

また、営業を終了する場合、法律事務所・法律合名会社は、営業終了後7日以内に、司法省、本店事務所所在の司法局、税務局、弁護士会に文書でその旨通知しなければならない。

5 営業登録の無効、営業の一時休止、終了

法律事務所・法律合名会社とその支店は、①自ら営業を終了したとき、②登録証明書が失効したときに、その操業を終了するほか、営業を一時休止することができる。

(1) 営業登録の失効

法律事務所・法律合名会社、その支店に交付された営業登録は、以下の場合失効する。

① 営業登録後、支店登録証交付後1年間営業しなかった場合、一時中止手続を経ることなく営業を1年以上しなかった場合

② 2年連続で、定期報告をしなかった場合

法律事務所・法律合名会社は、登録証失効後60日以内に、未払い債務全額、履行期の到来した債務を支払わなければならない。また、弁護士、職員と労働契約の終了手続を完了させ、依頼者とのリーガルサービス契約を完了させなければならない。リーガルサービス契約を完了できない場合には、依頼者との間で処置について合意を得なければならない。依頼者が合意すれば、他の法律事務所・法律合名会社に引き継ぐことができる(Decree 18条3項)。

無効となる場合、所管司法局は、登録証無効後7日以内に、登録弁護士会と当該地域の税務局に通知しなければならない。

また、法律事務所・法律合名会社は、登録証無効後30日以内に、中央又は地方の日刊紙又は法律新聞に3日連続、営業の終了を広告しなければならない。

(2) 営業の一時休止

法律事務所・法律合名会社は、その営業を一時休止することができる。一時休止の範囲は、2年間を超えることができない。

一時休止のためには、法律事務所・法律合名会社は、未払い債務全額、履行期の到来した債務を支払わなければならない上、弁護士、職員と労働契約上の問題について

合意を得なければならない。また、未了である依頼者とのリーガルサービス契約に関しては、依頼者との間で処置について合意を得なければならない。依頼者が合意すれば、他の法律事務所・法律合名会社に引き継ぐことができる。

法律事務所・法律合名会社が一時中止されれば、支店の営業は、自動的に一時中止される。

法律事務所・法律合名会社は、営業の一時休止の15日前までに、登録地域の司法局に文書で通知しなければならない。法律事務所・法律合名会社は、司法局の承認を得た日から、営業を一時休止することができる。法律事務所・法律合名会社は、右承認後7日以内に、登録している弁護士会と税務局に文書で通知しなければならない。

なお、一時休止通知には、①法律事務所・法律合名会社の名称、②登録証番号、発行日、③本店事務所所在地、④一時休止期間（一時休止の始期・終了日）、⑤一時休止の理由、⑥債務決済、依頼者とのリーガルサービス契約の清算、弁護士・職員との労働契約の清算についての報告を含まなければならない。

営業を再開する場合には、15日前までに、弁護士会、司法局、税務局に文書でその旨通知しなければならない。

(3) 営業の終了

営業の終了までに、法律事務所・法律合名会社は、未払い債務全額、履行期の到来した債務を支払わなければならない上、弁護士、職員と労働契約の終了手続を完了させ、また、依頼者とのリーガルサービス契約を完了させなければならない。

依頼者とのリーガルサービス契約を完了できない場合、その履行について依頼者の合意を得なければならない。依頼者が同意すれば、他の法律事務所・法律合名会社に引き継ぐことができる。

営業を終了する場合、30日前までに、所管司法局と登録弁護士会に文書で通知するとともに、3日間連続で、中央又は地方の日刊紙又は法律新聞に広告しなければならない。

(4) 支店の営業終了

支店は、

- ① 法律事務所・法律合名会社が、営業登録の失効、営業の終了によって、その営業を終了した時
- ② 法律事務所・法律合名会社が、営業の終了を決定した場合
- ③ 支店の登録許可証が失効した場合

に営業を終了する。

法律事務所・法律合名会社は、支店の営業を終了させる場合、当該終了に関連した事柄を処理しなければならない。

6 法律事務所・法律合名会社の整理統合・合併

整理統合と合併の違いは、整理統合が新規事務所を設立し、既存の事務所が廃止されるのに対して、合併は、吸収先の既存の事務所が残ることにある。

(1) 整理統合

複数の法律事務所は、整理統合して新しい法律事務所・法律合名会社を設立することができる。

複数の法律合名会社は、同様に、整理統合して、法律合名会社を設立することができる。

法律事務所を整理統合するには、①法律事務所の整理統合契約書と新規法律事務所設立契約書を作成し、②新規事務所の登録手続を行うことが必要である。

整理統合契約書には、整理統合手続、条件、雇用計画、財産移転の期限、手続、条件、整理統合効力発生期限について含まなければならない。

採択の日から15日以内に、整理統合契約書は、全ての債権者に送付されなければならないほか、雇用者に通知されなければならない。

新規法律事務所設立契約書は、全ての新規事務所のメンバーの署名が必要であるほか、Decree 9条記載の法律事務所設立契約書の必要的記載事項を網羅していなければならない。

新規事務所の登録手続は、通常の事務所設立と同様であるが、申請書類に整理統合契約書を添付することが必要である。

新規登録証が交付された時点で、旧事務所は営業を終了する。新法律事務所は、旧事務所の未払い債務、未了のリーガルサービス契約、既に締結されている雇用契約その他の義務を引き継ぐ。

(2) 吸収合併

法律事務所・法律合名会社は、法律事務所・法律合名会社と合併することができる。

法律事務所の合併には、合併契約を締結する必要がある。合併契約には、雇用計画、財産移転の期限、手続、条件、合併効力発生期限を含まなければならない。

合併する法律事務所・法律合名会社は、新たに登録する必要はなく、既に交付されている登録証の内容を変更すればよい。変更申請手続は、通常の登録変更手続に従って行われるが、変更申請書類には、合併契約書が含まれる。

法律事務所・法律合名会社は、吸収した法律事務所・法律合名会社の未払い債務、未了のリーガルサービス契約、既に締結されている雇用契約その他の義務を引き継ぐ。

第7 弁護士報酬と弁護士費用について

1 報酬について

法律事務所・法律合名会社は、リーガルサービスの提供の対価として、会計法の規定に基づいて、依頼者から報酬を受領することができる。

報酬金額の計算に際しては、

- (1) リーガルサービスの内容と性格
- (2) リーガルサービスに弁護士が要した時間と労作
- (3) 弁護士の経験と名声の程度

を勘案して決定される。

また、法律事務所・法律合名会社と依頼者との間で合意がなされれば、

- (1) 弁護士が当該業務に費やした時間単位での報酬
- (2) 事件、業務単位での包括的報酬
- (3) 事件、業務での訴訟金額*、契約金額、プロジェクト金額
- (4) 長期契約における固定報酬（顧問契約）

で報酬金額を決定することができる。

※ 裁判の結果決定された金額のこと

貧困者、弁護士会の優遇規則に定められた優遇取扱者に対しては、法律事務所・法律合名会社は、報酬を免除または減額しなければならない（27条）。

また、報酬金額は、法律事務所・法律合名会社と依頼者の契約で決められるものの、刑事事件手続に弁護士が参加する場合には、当該弁護士の報酬は、時給5万ドンを超えることはできない（29条、Decree 25条）。

司法手続機関の要請で刑事事件手続に、法律事務所が弁護士を派遣した場合(国選弁護の場合)には、報酬と費用を当該司法手続機関から受領することができる（31条）。右報酬は、一日7万ドンで計算される（Decree 26条）。交通費、宿泊費等は、公務員と同様の基準で支払われる。弁護士は、この場合、被疑者・被告人その他関係者からその他の金員を受領することはできない。

2 費用

法律事務所・法律合名会社は、リーガルサービスの提供に要した交通費、宿泊費その他理由のある費用について、依頼人との合意に基づいて受領することができる。右費用については、会計法の規定が適用される。

3 法定報酬について

前記各法定報酬については、10パーセント以上の物価変動があった場合には、司法省と財務省が共同して政府にその改訂案を提案することとされている。

第8 弁護士会

1 弁護士会は、弁護士の職業団体である（32条）。

弁護士会の設立には、3名以上の弁護士の所属が必要とされ、右条件を充足している各省・直轄市において、地域の人民委員会が、司法省の同意を得て設立する。

弁護士会は、法人格を有し、独自のマークを有している。運営は、独立会計で、会費、会員の寄付その他の歳入で行われる。

また、各弁護士会では、それぞれ、内規について憲章が作成される。憲章には、①弁護士会の指導原理と目的、②弁護士会への加盟・脱退手続、③研修弁護士についての規則、④会員の権利義務、⑤弁護士総会の組織、運営原則、権能、⑥弁護士会運営委員会の組織、運営原則、権能、⑦褒賞綱紀委員会の組織、運営原則、権能、⑧褒賞綱紀の書式、⑨会費、⑩財務、⑪弁護士会内での告発、弾劾解決手続、⑫法律事務所・弁護士共

同事務所間の相互関係，⑬他の機関・組織との相互関係が記載されなければならない。弁護士会運営委員会は，憲章採択7日以内に，憲章を司法省に送付しなければならない。司法省は，憲章受領後30日以内にこれを承認しなければならない。司法省によって承認がなされた日から憲章は効力を有する（Decree 28条）。

また，全国規模で，弁護士を代表し，弁護士の法的権利と利益を擁護する団体として，全国弁護士会が組織される。

2 弁護士会の機能と権限

弁護士会は，以下の機能と権限を有する（33条）。

- (1) 研修弁護士の研修結果の監督と評価
- (2) 弁護士，研修弁護士の法的権利，利益の擁護
- (3) 弁護士が弁護士倫理に関する法律規則を遵守しているかの監察
- (4) 法律事務所・法律合名会社に対して，法律違反行為の即時中止を要請，また必要があれば，国家機関にその処置を要請すること
- (5) 弁護士・研修弁護士と法律事務所・法律合名会社間，法律事務所・法律合名会社相互間，依頼者と法律事務所・法律合名会社間における紛争の仲裁
- (6) 弁護士能力向上のための措置（業務経験の紹介，専門能力養成その他）の実施
- (7) 弁護士の意見と提言を国家の立法と政策の策定に反映させること
- (8) 法律の普及と教育活動に弁護士を参加させること
- (9) 弁護士会の組織，業務，所属弁護士のリストについて，司法省，当該地域（省又は直轄市）の人民委員会に年次報告をすること
弁護士会の通達，決定を司法省，当該地域（省又は直轄市）の人民委員会に送付すること

3 弁護士会の機関

弁護士会には，以下の機関がある。

(1) 弁護士総会

弁護士会の最高機関である。

総会は，年間1回開催されるほか，弁護士会運営委員会あるいは会員弁護士の過半数の要請があれば，特別総会が召集される。

総会の定足数は，前会員の3分の2以上の出席である。総会決議は，会員総数の過半数の賛成が必要である。

100名以上の会員弁護士がいる弁護士会は，弁護士会憲章の規定に則って，弁護士代議員会議を組織することができる。同会議は，弁護士総会の権能を有する。

弁護士総会の権能は，

- ① 弁護士会の運営委員会と褒賞綱紀委員会の委員，委員長を選任，罷免
- ② 弁護士会憲章と弁護士倫理規則の採択
- ③ 会費その他弁護士の分担金，歳入，経費の決定
- ④ その他弁護士会憲章で定められた権能

である。

(2) 弁護士会運営委員会

全弁護士会議の執行機関としての役割を有し、同委員会の委員は、全弁護士会議によって選ばれる。委員の任期は3年間である（Decree 3 1条）。

運営委員会は、委員長、副委員長、委員からなる。副委員長、委員の人数は、憲章に基づいて弁護士総会で決定される。また、運営委員会の委員の名簿を、司法省、各省・市の司法局に通知しなければならない。

運営委員会の決定は、委員の過半数の賛成が必要である。

弁護士会運営委員会の権能は、

- ① 弁護士会加盟申請の諾否の決定、弁護士会脱退の承認決定
- ② 研修弁護士の研修結果の監督評価、司法省への弁護士資格授与の推薦
- ③ 弁護士倫理規則の遵守監察
- ④ 司法省への弁護士退会事由に該当した弁護士の弁護士資格抹消の提案
- ⑤ 法律事務所・法律合名会社の業務の監督、法律事務所・弁護士共同事務所が違法行為を行えば、同行為の中止勧告を行い、必要があれば権限ある国家機関に対処を要請する。
- ⑥ 弁護士・研修弁護士と法律事務所・法律合名会社間、法律事務所・法律合名会社間、依頼者と法律事務所・弁護士共同事務所間の弁護士業務関連紛争の仲裁
- ⑦ 弁護士能力向上のための措置（業務経験の紹介、専門能力養成その他）を組織すること
- ⑧ 国家政策と立法について弁護士の意見を集め、意見と提言の集約を組織すること
- ⑨ 法律の普及と教育活動への弁護士の参加を組織すること
- ⑩ 弁護士の国際協力を図ること
- ⑪ 弁護士会の組織、業務、所属弁護士のリストについて、司法省、当該地域（省又は直轄市）の人民委員会に年次報告、半年報告をすること

弁護士会運営委員会は、弁護士会の規則、決定、通達を、司法省、関係地域（省又は直轄市）に送付する責務を有する。

(3) 褒賞綱紀委員会

弁護士会運営委員会の委員と弁護士総会で選ばれた所属弁護士によって構成される。委員の任期は弁護士会運営委員会委員と同様である。委員の人数は、憲章に基づいて弁護士総会で決定される。

弁護士会長は、本委員会の委員長を兼務する。

本委員会は合議体による多数決で決定される。

① 褒賞について

褒賞綱紀委員会は、弁護士と研修弁護士の弁護士会褒賞の種類を決定するほか、弁護士、弁護士会、法律事務所・弁護士共同事務所の国家褒賞の種類について提案する。

② 綱紀について

弁護士会の懲戒の種類としては

- a) 譴責
- b) 警告
- c) 除名

があるところ、褒賞綱紀委員会は、弁護士と研修弁護士の上記の懲戒申請を検討、判断する。

4 弁護士会における所属弁護士の権利・義務

(1) 権利

- ① 弁護士会の運営委員会、褒賞綱紀委員会の委員の選挙・被選挙権
- ② 弁護士会業務について議論して投票すること、弁護士会の組織と運営に関連する事項について弁護士総会、弁護士会運営委員会に提案すること
- ③ 弁護士会の研修を受けること
- ④ 弁護士会憲章に規定されたその他の権利を享受すること

(2) 義務

- ① 法律事務所・弁護士共同事務所の設置、又は契約上の業務・活動場所を弁護士会運営委員会に報告すること
- ② 弁護士会、司法省が実施するすべての研修に参加すること
- ③ 会費を支払うこと
- ④ 弁護士会憲章に規定されたその他の義務を遂行すること

第9 弁護士に対する国家管理

1 政府は、弁護士組織と弁護士活動を統一的に管理するとされ、その所管官庁は司法省とされ、司法省は、関係省庁、政府機関と協調してその管理にあたる。

省級（省又は直轄市）の人民委員会は、権能の範囲内で、地域の弁護士組織と弁護士活動を管理するとされる。

2 国家は、以下の内容について弁護士組織と弁護士活動を管理する（37条）。

- (1) 弁護士組織と弁護士活動についての戦略と政策を策定する。
- (2) 弁護士組織と弁護士活動についての法規範文書を公布し、その実施を指導する。
- (3) 弁護士研修を組織し指導する。
- (4) 弁護士資格を授与する。
- (5) 法律事務所・弁護士共同事務所登録証を交付する。
- (6) 弁護士会の設置、解散の認可
- (7) 弁護士組織と弁護士活動についての不服申立て、弾劾の調査、検査、解決処理と法律違反の処理
- (8) 他の法律の規定と矛盾する弁護士会の規則、決定、通達の施行を中止する、又は改正を要請する。

- (9) 弁護士の発展を支援する措置を講じる。
- (10) 弁護士の国際協力活動を国家によって管理する。

3 司法省の権能

司法省は、弁護士組織と弁護士活動管理の所管官庁として、上記2記載の各活動についてその実施のための権能を有するほか*、①弁護士会憲章の承認、②弁護士倫理規則のモデル案の策定、③弁護士組織と弁護士活動、弁護士活動の発展を支援するための措置についての年次報告、会報を作成するなどの権能を有している (Decree 3 3条)。

※ ただし、(5)法律事務所・弁護士共同事務所登録証の交付、(6)弁護士会の設置、解散の認可については、司法省ではなく、人民委員会又は人民委員会下の司法局の所管であるため、司法省の権能としては規定されていない。

4 人民委員会の権能

省級(省と直轄市)の人民委員会は、弁護士組織と弁護士活動の管理に関して以下の権能を有している。

- (1) 弁護士会設立許可と解散決定
- (2) 弁護士会、法律事務所・法律合名会社の組織と業務についての不服申立て、弾劾の調査、検査、解決処理
- (3) 司法省への弁護士組織と弁護士活動についての定期報告の送付
- (4) その他法律で規定された権能

5 司法局の権能

人民委員会の下にある司法局は、弁護士組織と弁護士活動の管理に関して以下の権能を有している。

- (1) 前記4記載の人民委員会の各権能の実行補助
- (2) 法律事務所・法律合名会社とその支店の登録証明書の交付と抹消
- (3) 国家機関、組織、個人に対して法律事務所・法律合名会社の登録情報を供与
- (4) 法律事務所・法律合名会社に対して業務状況について報告を要請

第10 違反行為の処理

1 非弁行為

非弁行為をした者は、行為の性質と重大さの程度に応じて、行政罰、刑事罰を課されるほか、損害を発生させた場合は、法律の規定に基づいて損害賠償をしなければならない(40条)。

違反者には、5,000万ドン以下の罰金が課されるほか、不法収益は全額国庫に没収される(Decree 3 5条)。

2 弁護士、法律事務所・法律合名会社の違反行為

弁護士活動に従事している個人・組織が、弁護士に関する Ordinance に違反する行為をした場合、行為の性質と重大さの程度に応じて、懲戒処分、行政罰、刑事罰を課されるほか、損害を発生させた場合は、法律の規定に基づいて損害賠償をしなければならない。

弁護士が、

- (1) 弁護士に関する Ordinance, Decree に規定されている種類以外の弁護士活動を行った場合
- (2) 弁護士資格を他人に使用させた場合
- (3) その他の規定に違反した場合

には、懲戒処分、あるいは行政罰として警告、罰金に課されるほか、結果の重大性によっては、弁護士資格が抹消されることがある。

法律事務所・弁護士共同事務所については、

- (1) 登録証の記載範囲外の業務をした場合
- (2) 弁護士でない者に、法律事務所・弁護士共同事務所の名前で弁護士活動をさせた場合
- (3) 所管司法局に通知することなく、登録証記載内容の変更があった場合
- (4) Decree の規定に従うことなく、営業を一時休止・終了させた場合
- (5) 報酬に関する規定に違反した場合
- (6) 報告制度を遵守しないこと
- (7) 調査・検査を行っている国家機関の要請に従わないこと
- (8) その他の規定に違反した場合

には、行政罰として警告、罰金に課されるほか、結果の重大性によっては、登録が取り消される場合がある。

また、右 Ordinance の規定に違反する行為をするために、その地位と権限を濫用した者は、行為の性質と重大さの程度に応じて、懲戒処分、行政罰、刑事罰を課されるほか、損害を発生させた場合は、法律の規定に基づいて損害賠償をしなければならない。

3 不服申立て、弾劾

- (1) 行政決定、国家機関、担当者の行政行為に対する不服申立て

個人、組織は、弁護士に関する Ordinance の規定に違反し、その法的権利と利益を侵害していると信じるに足る合理的理由がある場合には、行政決定、国家機関、当該機関の担当者の行政行為に対して不服申立てをすることができる。その処理は、不服申立てに関する法規の規定に基づいて行われる。

- (2) 弁護士会に対する不服申立て

個人、組織は、その法的権利と利益を侵害していると信じるに足る合理的理由がある場合には、弁護士会運営委員会、褒賞綱紀委員会の決定に対して不服申立てをすることができる。

弁護士会運営委員会の決定に対する不服申立ては、弁護士会会長によって処理される。弁護士会褒賞綱紀委員会の決定に対する不服申立ては、同委員会委員長によって処理される。

右弁護士会会長又は弁護士会褒賞綱紀委員会委員長によって処理に不服がある場合には、省級（省又は直轄市）の人民委員会委員長がその処理を行う。

右人民委員会委員長の処理に不服がある場合には、さらに司法大臣に不服申立てするか、行政裁判所に訴訟を提起することができる。

(3) 弾劾

個人は、弁護士に関する Ordinance に違反している国家機関の行為を弾劾することができる。弾劾の処理については、弾劾に関する法規の規定による。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

カズイスチカ

突然ですが、森鷗外の短編小説の題名からの引用です。「患者の臨床記録」という意味です。現場の場数を踏むことの重要性を指摘しており、これは国際協力でも同じです。

主人公である医学者は、町医者の子供にかなわないこととして、「翁は病人を見ている間は、全幅の精神を以て病人を見ている。その病人が軽かろうが重かろうが、鼻風邪だろうが必死の病だろうが、同じ態度でこれに対して」ことを挙げています。ところが、主人公は、同じ病人を見ても、平凡な病だと思わず、自分の興味のある病床でなくては厭き足らなく思う研究者のようです。当時、後者のタイプが普通だったのでしょう。その証拠に、主人公は、他の医者から腹水とか腫瘍とまちまちに判断された患者を診たところ、なんと妊娠であったという事態に遭遇します。一歩間違えば治療で被害を受けたはずで、いかに現場の経験を積むことが大事かを物語っています。

【研究報告】

ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較

本文原稿執筆：ヴェトナム最高人民検察院検察理論研究所
副所長 ヴー・ヴァン・モック (Mr. Vu Van Moc)
編集及び注解：法務総合研究所国際協力部
教官 山下輝年

本稿は、平成13年に招へいたしたヴェトナム社会主義共和国の最高人民検察院検察理論研究所¹副所長であるヴェー・ヴァン・モック上級検事²の報告書を基本とし、山下において、同検事との面談やその後の同検察院を対象とする国別研修の結果等によって、これを編集するとともに注を加え、ヴェトナムの司法制度についての研究結果の報告とするものである。

本稿は、日越通訳³を通じた講義や意見交換のほか、双方にとって外国語である英語を解しての聞き取り調査が基本となっていることを、あらかじめお断りしておくが、本稿によりヴェトナム刑事司法制度の概要を把握していただくことができるならば幸いである。

なお、脚注は、山下においてモック氏から聴取した内容及び私見を記したものである。

さらに、本稿の5の部分は、ヴェー・ヴァン・モック検事が日本とヴェトナムの制度の相違につき、感じたままをレポートにしたので、その日本語訳を追加したものである。日本の刑事司法制度がヴェトナムの検事の目にどう映るかが理解でき、参考になるものと思われる。

また、本稿読解の一助とするため、ヴェトナムの一般情報につき、財団法人「世界の動き社」(外務省編集協力)発行の「世界の国一覧表2001年版」を参考にして、冒頭に簡単に記した。

¹ 越語は旧漢字文化圏のため漢字表記できるが、これによると「検察科学研究所」となる。検察科学では日本語として違和感があるため、内容に着目して検察理論研究所と訳すことにした。

² モック検事の略歴

1954年9月2日生。

1974年～1978年 フンボルト大学法学部学士取得(東ドイツ・ベルリン)

1985年～1989年 同学部法学博士取得

1997年に上級検事となり、1996年より現在の副所長の地位にある。

³ 研修における通訳は初鹿野マイ氏、モック検事の報告の通訳は樋口ホア氏にお願いした。

一般情報(1999年時点)

ヴェトナム社会主義共和国 (1945年9月2日独立, 1976年7月南北統一, 国連加盟は1977年9月)

面積	332,000k m ²	(日本 378,000k m ² , 1 : 1.1)
人口	7,871 万人	(日本 1 億 2,651 万人, 1 : 1.6)
GNP(一人当たり)	370 米ドル	(日本 32,030 米ドル, 1 : 93)
言語	ヴェトナム語	
その他	ドイモイ (刷新) 政策を 1986 年第 6 回党大会で採用し, 市場経済への移行を目指し, 現在法制度を整備中	

研究報告

本報告では, 主に次の 5 点について述べることとする。

- 1 ヴェトナム国家の統治機構
- 2 ヴェトナムの司法機関
- 3 刑事訴訟手続におけるヴェトナム最高人民検察院の組織及び権限
- 4 刑事手続における民事事件の審理 (附帯私訴に相当) について
- 5 刑事訴訟法における日越比較に関する考察

1 ヴェトナム国家の統治原理の基本概念

ヴェトナム人民は, 1945年にヴェトナム人民共和国 (現在のヴェトナム社会主義共和国の前身, 1976年7月2日に国名変更) を樹立した後, 翌1946年に憲法を制定し, 同憲法において, 人民政権の統治機構に関する基本的かつ重要な原則を定めた。それは, 「民主集中制の原理」と「権限分配の原理」である。この基本原理の下では, すべての権力 (主権) は人民に属し, 人民は国会⁴を通じてその権力を行使し, 国会は社会のすべての人民階層を代表するものであり, その代表者たる国会議員は人民による平等選挙, 直接選挙によって選出される。

国の統治に関するこの基本原理は, その後の1959年, 1980年, 1992年の各憲法に引き継がれ, 発展してきたものであり, 日本を始めとする他の近代自由主義国家で採用されている「三権分立」の原則とは異なるものである。

民主集中制と権限分配の原理に基づき, ヴェトナムの国家機構概要を図1に示す。

(1) 国会の組織及び権限

国会は, 1992年憲法83条及び84条に規定されているとおり, 一院制であり,

⁴ 立法機関の名称表記については, 議会, 国会, 国民議会, 全国人民代表大会 (例: 中華人民共和国) など様々な表記が存在するが, 越語で「Quốc hoi (クオック・ホイ)」すなわち「国会」であることから, そのまま国会の訳語をあてる。

この点で二院制を採用している日本とは異なる。ヴェトナム国会は、国家の代表機関であり、国権の最高機関であって、憲法改正の発議権及び立法権を有する唯一の機関である。国会は、国内政策、対外政策の方針を定め、国家統治に関する基本原理、国防、安全保障等の問題に関して責任を有するほか、国家機関・経済団体・社会・人民などすべてのものが憲法及び法律を遵守するよう監督する最高権限を有する。

国会は、国家主席及び国家副主席を任免する権限を有するほか、国会の議長及び副議長、首相、最高人民裁判所長、最高人民検察院長を任免する権限を有する。

国家主席、首相、最高人民裁判所長及び最高人民検察院長は、それぞれの組織による権限行使に関する最高責任者であり、その活動に関し、国会開会中は国会に報告し、国会閉会中は国会常務委員会に報告しなければならない（ヴェトナムの国会は年に2回開催される⁵）。

司法機関の長の任命権限を日本と比較すると、日本では、検事総長、次長検事及び検事長は内閣において任命し、最高裁判所長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命するという相違点がある⁶。

すべての国家権力は国会に属するが、その行使においては国会がすべてを行うのではなく、国家権力の一部を直属の国家機関に分担させる⁷。ここにいう直属機関とは、行政権については政府であり、司法権については最高人民裁判所及び最高人民検察院である⁸。

(2) 政府の組織及び権限

1992年憲法109条ないし117条に規定されているように、政府は国会が本来有する行政権限の執行機関であり、ヴェトナムにおける最高国家行政機関である。政府の有する基本的権能は行政の執行と管理である。

ア 政府の行政執行機能

政府は、国会に対し、国政の執行、憲法及び法律の遵守に関して責任を有し、法規範文書⁹に関して実行するとともに指導する権限及び責務を有する。

⁵ 国会は毎年5月と10月に開催され、会期はその都度異なるものの、通常の会期は20日から30日間であり、長くても1か月半であるという。

⁶ ヴェトナムでは、国権の最高機関である国会から任免される者の地位が高いという感覚であり、最高人民裁判所長及び最高人民検察院長は政府すなわち首相と同格である。したがって、同国の司法関係者には、日本の最高裁判所長官や検事総長が内閣により指名又は任命されることに対して違和感を示す者が多い。

⁷ これが冒頭で述べた「権限分配の原理」であり、三権分立と対比して説明する概念である。

⁸ いわゆる西欧型の権力分立は徹底されていない上、人民検察院及びこれに属する検察官は、いわゆる司法官と理解すべきであろうが、国会の政策を実行する機関であることに変わりはない。

⁹ 国会の議決を経るのが法律であるが、ヴェトナムでは政府、各省庁が発する布告、通達等も法規範的効力が認められているので、これらを総称して法規範文書という。なお、越語ではフアプ・レン（漢字表記で「法令」）という呼称が存在し、日本語訳を「法令」とする例が多いが、これは国会の議決を経た法律を意味するものではなく、日本語の「法令」とは意味が異なるので注意する必要がある。

イ 政府による行政管理

政府は、すべての省庁、省庁と同格の機関（国家銀行、国家監察院、政府官房、税関総局、観光総局等）、地方の国家行政機関の組織及び活動に関して管理する権限及び責務を有し、各機関・経済団体・社会経済組織に対して統一的な国家行政の管理を行う。

政府に直属する機関は、省庁、省庁と同格の機関、地方の国家行政機関であり、地方行政単位としては、プロヴィンス¹⁰、ディストリクト¹¹、街区・町・村の3種類が存在する（中央を含めると4種類となる。）。

ヴェトナム司法省は、政府の直属機関であり、自らの所管事項につき法規範文書の草案を作成し、また、他省庁が起草し国会に提出する法案を審査し¹²、国会により発布された憲法及び法律に関して、これを実行する規范文書を作成するほか、下級裁判所及び民事裁判執行の運営・管理を行う¹³。

なお、日本の法務省は、民事局、刑事局等のほか、矯正局、保護局、入国管理局等に加え、検察庁をも擁しているため、この点において、ヴェトナム司法省と比較して広範な権限を有している。

2 ヴィエトナムの司法機関

(1) 人民裁判所の組織及び権限

1992年憲法127条及び裁判所組織法により、裁判所制度は行政管理区画に対応して3級制に基づいて運営されている。最高人民裁判所は裁判権（司法権）に関する最高機関であり、その下にプロヴィンス級人民裁判所、ディストリクト人民裁判所及び軍事裁判所が置かれている。裁判所制度を図示すれば図2のとおりとなる。

最高人民裁判所長は、裁判所制度における最高責任者であり、国家主席の提案に基づき国会によって任命され、その権限行使に関し国会に対して責任を負う。軍事裁判所の最高責任者は中央軍事裁判所長であり、同所長は最高人民裁判所副所長を兼ねる。

ヴェトナムの裁判官は国家主席により任免され、裁判官は終身¹⁴であるものの、定年は男性が60歳、女性が55歳である¹⁵（これに対して、日本は、最高裁判所長

¹⁰ ヴィエトナムの行政単位に関する日本語訳は、プロヴィンスを省、ディストリクトを県と訳すものや、プロヴィンスを県、ディストリクトを郡と訳すものがある。前者の訳は行政単位としての省と国家機関としての省庁と混同しやすいこと、後者の訳は日本の行政単位に引き直して理解しようとするものであり、いずれにしても誤解を生じさせかねない。したがって、本報告書では英語表記のプロヴィンス、ディストリクトという表記をそのまま使うこととする。

¹¹ 注10に同じ

¹² 日本の内閣法制局の役割をも担っている。

¹³ 司法省は下級裁判所の人事及び予算に関する権限を有するが（裁判所組織法16条、43条2項）、裁判権（司法権）に関する監督権限はない（憲法130条）。

¹⁴ 「終身」は定年まで身分が保障されるという意味で使用している。

¹⁵ この定年は全公務員に共通であり、定年直後から年金受給が開始し、男女の定年に差が設けられている理由については、女性を労働から早期に解放する保護政策である旨説明する。

官は内閣の指名に基づき天皇に任命され、その他の裁判官は内閣に任命される上、定年については、最高裁判所長官、最高裁判所裁判官及び簡易裁判所裁判官が70歳、その他の裁判官が65歳であって、日本の定年の方が高く、男女間の差を設けていない。).

ア 裁判所の権限

① 最高人民裁判所

最高人民裁判所の裁判官数は約100名であり、専門裁判所¹⁶を有する。

最高人民裁判所は、下級裁判所に対し、裁判における法律適用に関する指導権限を有し¹⁷、プロヴィンス級人民裁判所や中央軍事裁判所の判決に関する覆審¹⁸(2審)、監督審¹⁹、再審を行う。

(以前は、最高人民裁判所が第1審にして終審となる事件につき管轄を有していたが、これは2000年6月に廃止された。)

なお、日本とは異なり、家庭裁判所は存在しない。

② プロヴィンス級人民裁判所

61のプロヴィンス及び直轄市にそれぞれプロヴィンス級人民裁判所が置かれ、専門裁判所が設けられている。

プロヴィンス級人民裁判所は、刑事事件においては法定刑に懲役7年を超える自由刑、無期懲役又は死刑が規定されている重大事件につき第1審としての事物管轄を有するほか、法的効果が生じていない²⁰下級裁判所の第1審判決の覆審を行う。

プロヴィンス級人民裁判所の裁判官数は、規模によって異なり、合計約900名である。

③ ディストリクト人民裁判所

それぞれのディストリクトに人民裁判所が一つ置かれ、合計630のディストリクト人民裁判所が存在する。ディストリクト人民裁判所には、上級の裁判所のような専門部裁判所はなく、担当分けされる程度である。

ディストリクト人民裁判所の裁判官数は、規模によって異なり、合計約2,200名である。

¹⁶ 注47参照

¹⁷ なお、最終的な法解釈権は立法権を有する国会にあり、裁判所にはないと解釈されており、したがって違憲立法審査権はない。

¹⁸ 越語では phuc tham (フック・タム) と言ひ、漢字表記にすると「覆審」となるため、この訳を使うのが通常であるが、第2審の性質としては事後審、続審、覆審のいずれであるかについては、更に検討が必要である。

¹⁹ 後記3(4)ウ参照

²⁰ 日本の制度に引き直せば、確定前判決の意味であるが、ヴェトナムでは法的効果が生じない(又は生じた)という表現をしている。ただし、本報告書では、便宜「確定判決」という表現も使用することがある。

ディストリクト人民裁判所は、刑事事件においては法定刑が懲役7年以下の犯罪につき第1審として事物管轄を有する。

(2) 人民検察院²¹の組織及び権限

検察制度（又は検察組織）は、ヴィエトナム国家において独立した国家機関であり、独自の運営を行っている。各プロヴィンス級の機関・地方国家行政機関・社会団体・経済団体・全人民が法律を遵守するよう監督する権限は最高人民検察院にある。

人民検察院の主な権限・機能を大別すれば、法律遵守の監督及び公訴権の遂行という2点になる（1992年憲法137条及び138条）。

人民検察院は、統一された国家機関である。下級人民検察院長官は、1級上の人民検察院長官に対し、検察事務遂行の責任を負い、活動報告を行う。下級人民検察院及び軍事検察院は、最高人民検察院長官による統一的な指導に従う。検察事務の遂行上、人民検察院は他の機関から干渉されることはなく、憲法及び法律に従って検察権を行使する²²。法律遵守の監督機能に基づき、全国のあらゆる機関及び人民による法律遵守を浸透させるため、人民検察院は、各地方の特殊事情に影響されてはならず、地方における独自思想の発生を防止することに努める²³。

検察制度は、裁判所制度と同様、3級に分かれて置かれ、その組織を図3に示す。

検察組織には、全国で約6,000人の検事があり、うち約150人が上級検事として最高人民検察院に配属されている。上級検事は国家主席により任命される。プロヴィンス級人民検察院には中級検事約1,500人が配属され、約4,500人の検事がディストリクト人民検察院に配属されている。いずれも最高人民検察院長官によって任命される（日本の場合は、検事総長、次長検事及び検事長が内閣に任命され、その他の検事は法務大臣によって任命される。）。検事は、終身であり、定年は裁判官と同様、男性が60歳、女性が55歳である²⁴。

3 刑事訴訟手続における最高人民検察院の権限及び責務

(1) ヴィエトナムの最初の²⁵刑事訴訟法は1988年に発布された。

ヴィエトナムの刑事手続は、4段階、すなわち①捜査、②起訴（検察）、③公判、

²¹ 検察のことを越語で Kiem Sat (キェム・サツ) といい、漢字表記にすると「検察」である。文字通り、検査して査察することが本来の機能である。なお、本報告書には最高人民検察院、人民検察院、検察院という表記がなされるが、原文が意識して使い分けているか不明なため、本報告書においては、特に区別が重要でない限りは、「検察院全体」としての表記として理解する。

²² 日本のような検察官独立の原則ではなく、検察院という組織全体が行政から独立していると理解することになる。

²³ ヴィエトナムには「法律は村の垣根まで」という格言があり、村などの地方において独自の規範に基づくという伝統があるため、統一的な法執行を普及させるという意味ではないと思われる。

²⁴ 注15参照

²⁵ ここにいう「最初の」というのは、その後改正されていることを指すが、小規模な改正はあったものの、基本的な構造に変化はない。

④判決執行に分けて規定されている（日本は捜査、公判、刑の執行の3段階となっている²⁶）。

刑事手続を遂行する機関は、①捜査機関、②検察院、③裁判所であり、刑事手続に
関与する者は、①捜査官、②検察官、③裁判官、④人民参審員、⑤書記官である。

捜査機関として存在するのは、公安省の捜査機関²⁷、軍の捜査機関、最高人民検
察院及びプロヴィンス級人民検察院の捜査機関²⁸等である。

人民検察院は、刑事訴訟法23条に基づき、刑事手続遂行機関の法律遵守を監督す
る権限及び責務を有し、かつ、公訴権を行使し、法律に従って厳正かつ統一的な刑事
訴訟（訴追）を行う責務を有する。人民検察院は、各機関や団体の法律違反を防止す
るため、刑事訴訟法に定められたすべての手段を行使する権限を有する。

人民検察院は、刑事訴訟法の規定に基づき、次の二つの機能を有する。

- ① 捜査機関・裁判所・判決執行機関・訴訟関係人の法律遵守を監督する。
- ② 公訴を行う。

この権限及び責務を遂行するため、人民検察院の組織には、刑事に関しては主とし
て7部署つまり捜査部、第1審公判部、覆審公判部、監督審・再審部（最高人民検
察院及びプロヴィンス級人民検察院のみ）、勾留及び矯正監督部、判決執行監督部、犯
罪捜査監督部（最高人民検察院及びプロヴィンス級人民検察院のみ）が置かれている。

(2) 捜査段階における人民検察院の権限及び責務

ア 刑事訴訟法141条2項は、人民検察院は、真の犯罪者を見逃さず、無辜の者を
罰せず、人民の法律上の権利に対する侵害から守り、同権利を擁護する責務がある
と規定している。

この権限及び責務に基づき、人民検察院は、刑事事件に関して次の具体的権限を
有する。

- ・ 捜査の開始²⁹
- ・ 一定の犯罪の捜査³⁰

²⁶ 日本でも「起訴」が重要な段階であり、4段階であることは同様であるものの、日本では①捜査と②起訴が実務的には捜査段階として把握されているため、3段階と理解されているようであるが、日越の制度を比較するにはこのように4段階に分けるのが便利な場合がある。特に、後述するとおり、ヴェトナム検察は実務としては捜査を行うのは稀であり、ヴェトナムの検事が起訴・不起訴を判断するための期間(20日又は30日)を英語でprosecutionのための期間と表現する場合、その意味は「起訴」ではなく、「検察」を指している。したがって、本文でも第2段階を「起訴(検察)」と両方を意味するように訳した。

²⁷ 公安省というのは、省庁としての表記であり、以前は内務省と呼んでいた。その捜査機関であるから、要するに主として警察のことを指す。

²⁸ ディストリクト人民検察院内には捜査機関は置かれていない。

²⁹ ヴィエトナムでは捜査を開始する際に捜査機関であれ、検察院であれ、捜査開始決定を発するが、日本の制度に引き直せば「事件の立件」に近い概念であると思われる。

³⁰ 司法手続に関与する者(警察官、検察官、裁判官等)が職務に関連して犯罪を行い、最高人民検察院長官が検察院において捜査することが必要と認めた事件を指す(刑事訴訟法92条)。

- ・他の捜査機関の決定に対する承諾等
- ・事件の中止，起訴，不起訴
- ・強制処分³¹の適用

人民検察院は，捜査指揮，事件の差戻し及び補充捜査指揮を行う権限を有し，捜査機関はこれに従う義務がある（刑事訴訟法141条2項）。

人民検察院は，捜査手続において重要な役割を担っており，特に憲法で定められた身体の自由，公民権に影響を与える刑事手続につき，重要な責務を負っている。

日本の場合，逮捕状・勾留状の発付は裁判所（官）の権限であるが，ベトナムでは起訴前は検察院の権限であり，人民裁判所が同様の権限を有するに至るのは起訴された後である³²。捜査段階における令状発付を行うのが捜査部である。

イ 人民検察院の捜査

最高人民検察院，プロヴィンス級人民検察院には犯罪捜査担当部が置かれるが，刑事訴訟法93条3項及び捜査法令17条に基づき，司法活動に関連する犯罪³³につき，人民検察院長官が人民検察院において捜査する必要があると判断した犯罪に関して捜査権限を有する。

これは，人民検察院が犯罪を見逃さず，捜査の客観性を確保するために重要な権限とされている。

(3) 起訴（検察）段階における人民検察院の権限及び責務

起訴（検察）段階は，捜査機関から人民検察院に事件が送致された時点から始まり，その期間は，非重大犯罪及び重大犯罪の場合が20日間，極めて重大な犯罪及び特別に極めて重大な犯罪の場合が30日間である（ベトナム刑事訴訟法では犯罪を4類型に区分している³⁴）。

この起訴のための判断期間において，人民検察院は次の処分を行う。

- ① 証拠十分の場合は，裁判所に起訴する。
- ② 証拠不十分の場合は，事件記録を捜査機関に差し戻し，補充捜査を指揮する。
- ③ 被疑者が無実又は逃走した場合は，事件を終結又は中止し，軽微な犯罪につき起訴猶予処分もなし得る。

³¹ ベトナムでは「予防措置」という表現を用いる。

³² 起訴されるまでは人民裁判所の関与はなく，起訴により裁判所に事件が係属して初めて令状発付等の必要な措置を講じることになる。要するに，捜査段階は検察院，公判段階は裁判所というように明確に区分されており，それぞれが令状を発付する制度である。

³³ 注30参照

³⁴ 刑法8条3項によれば，犯罪4類型は法定刑により分かれており，非重大犯罪は懲役3年以下，重大犯罪は懲役7年以下（3年を超える），極めて重大な犯罪は懲役15年以下（7年を超える），特別に重大な犯罪は無期懲役・死刑となっている。

犯罪類型は，例えば日本では同じ窃盗でも，ベトナムでは，窃盗の中に様々な加重要件があり，被害額の多寡，組織犯罪か否か，累犯か否か等により犯罪類型が異なる。米法において殺人にも第1級，第2級などと区別されていることを想起すれば理解しやすい。

なお、検察院作成の起訴状においては、次の事項を明確にしなければならない。

ア 被告人の身上、経歴、前科

イ 事件（犯罪事実）の内容³⁵

ウ 事件に関する人民検察院の意見³⁶（刑事訴訟法143条）

日本の当事者主義とは異なり、ヴェトナムにおいては、刑事手続において職権探知主義（糺問主義）を採用していることもあって、起訴状が極めて詳しくなる場合があり、例えば、起訴状が700頁から800頁に及び、検察官の起訴状朗読に3日から4日を要した事件もあった³⁷。

この起訴（検察）段階においては、捜査部が行う。

(4) 公判段階における人民検察院の権限及び責務

ア 人民検察院は、第1審公判を監督するとともに、人民裁判所において公訴を遂行する権限及び責務を有する。

人民裁判所は、検察院が起訴した被告人及び犯罪につき審理し（刑事訴訟法170条）、その判断は多数決によって決する。裁判所（裁判体）は、通常の事件では裁判官1名及び人民参審員2名の合議体で構成され、特別に極めて重大な事件及び複雑な事件の場合は裁判官2名及び人民参審員3名の合計5名の合議体を構成する場合もある。いずれにしても多数決によって判決する（刑事訴訟法19条及び160条）。

1審判決に対しては、判決宣告後15日以内に不服申立てをなすことができ、その不服申立権は、被告人、被害者³⁸、これらの法律上の代理人、検察院（刑事訴訟法205条及び206条）が有する。

イ 覆審について

ヴェトナムでは2審制を採用しており、人民裁判所は1審判決に対する不服申立てがなされた時点で上級の裁判所における覆審裁判を行う責務を有する。人民裁判所は、不服申立ての要件に該当しないという理由で公判を開始しないことはできず、同申立てから60日又は90日³⁹以内に公判を開始しなければならない（刑事訴訟法215条）。覆審裁判所は、裁判官3名が原則であり、必要な場合は人民参審員2名を加えることができる。覆審裁判の手続は、1審と同様であり、証人尋問、被告人質問、証拠、資料に基づいて審理する。

検察官は覆審裁判に立会し、終了時点において意見を述べる。

覆審裁判が行う判決の種類は次のとおりである。

³⁵ 日本でいう公訴事実であろうが、その内容は冒頭陳述風である。

³⁶ どの犯罪に該当するかということであり、日本の罪名及び罰条に相応する。

³⁷ 当然のことながら起訴状一本主義ではなく、起訴と同時に全事件記録が裁判所に提出され（フランス・ドイツと同様）、裁判所が公判開始決定をした後、公判が開かれる。

³⁸ ヴェトナムには附帯私訴制度がある。

³⁹ 最高人民裁判所の場合が90日以内である。

- ① 不服申立てに理由がない場合は1審判決を維持する
- ② 1審判決に一部誤りがある場合は訂正する
- ③ 審理不十分又は審理手続に違法がある場合は、1審に事件記録を差し戻して再捜査・再審理を行う⁴⁰
- ④ 被告人が無罪の場合は1審判決を破棄し、事件を終結する⁴¹

これら公判段階においては1審公判部、覆審公判部がそれぞれ担当する。

ウ 監督審⁴²及び再審について

監督審及び再審は、本来の審理段階とは異なり、法的効果を有するに至った判決（確定判決⁴³）の見直し手続である。

- ① 監督審申立権者は次のとおりである。

最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官は、下級裁判所の確定判決又は決定に対し、監督審申立権限を有する。

最高人民裁判所副長官及び最高人民検察院副長官は、プロヴィンス級人民裁判所の確定判決又は決定に対し、監督審申立権限を有する。

プロヴィンス級人民裁判所長官及びこれに対応する人民検察院長官は、ディストリクト人民裁判所の判決又は決定に対し、監督審申立権限を有する。

監督審申立理由は次のとおりである。

- ・ 審理が不十分である
- ・ 判決内容が証拠に合致しない
- ・ 捜査，起訴，公判の手続に重大な違法がある
- ・ 法の適用に重大な誤りがある

監督審の決定の分類

- ・ 確定判決又は決定を維持し、監督審申立を棄却する

⁴⁰ 現実の流れとしては、事件を覆審担当の検察院に差し戻し、再捜査が必要な場合は、同検察院から下級検察院に再捜査を指示し、その下級検察院が公安省（警察）に捜査を指示するが、再審理が必要な場合は、下級裁判所に事件が差し戻される。

⁴¹ この部分は英語で suspend と表現されており、この語は「停止」と訳されることが多い。しかし、モック氏が永久に suspend するものも含むと説明するため、その内容を聞くと、無罪、犯罪事実は存在するが刑事責任能力等がない場合（無罪と無実を区別しているようである。）、二重起訴の場合、公訴時効期間徒過等を例示する。したがって、日本で言えば無罪、免訴、公訴棄却を含む上位概念として使用していると思われるので、「終結」という訳をあてた。

⁴² 監督審のことを cassation と表現しており、フランス司法制度における破毀院に沿革があると思われるが、フランスの破毀院は法律適用の誤りだけを対象としたものである。日本にも破毀院を沿革とする非常上告制度があり、これが確定判決の法適用の誤りに対して検事総長のみ申立権限があることなどに照らすと、これらと類似の制度であると思われる。しかし、本文に記載したとおり、ヴェトナムでは法適用の誤り以外の事由でも申し立てられる状況にある。

もっとも、監督審事由と再審事由とを比較すると、監督審事由が前提事実には問題がなく判断を誤った場合（判決内容が証拠に合致しないのもその一例）であるのに対し、再審事由は判断の前提となる事実の問題がある場合というように分類できるであろうが、更に検討が必要である。

⁴³ 注 20 参照

- ・ 確定判決又は決定を破棄し，事件を終結する
- ・ 確定判決又は決定を破棄し，事件の捜査・審理をやり直す
- ・ 確定判決を破棄して修正する

② 再審申立権者は次のとおりである。

最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官は，すべての下級裁判所の確定判決又は決定に対し，再審申立権限がある。

プロヴィンス級人民裁判所及びこれに対応する人民検察院長官は，ディストリクト人民裁判所の確定判決又は決定に対し，再審申立権限を有する。

再審申立理由は次のとおりである。

- ・ 証言，鑑定，通訳に誤りがあって客観的事実と異なる場合に，これらに基づいて判決又は決定がなされ，又は事件の客観的内容に合致しない判決がなされたとき
- ・ 捜査官，検察官，裁判官，人民参審員がなした結論が客観的事実と異なり，これに基づいて判決がなされたとき
- ・ 裁判所が偽造の証拠及び資料に基づいて判決をなしたとき

再審の決定分類

- ・ 確定判決又は決定を維持し，再審申立てを棄却する
- ・ 確定判決又は決定を破棄し，事件の捜査・審理をやり直す
- ・ 確定判決又は決定を破棄し，事件を終結する

(5) 判決執行⁴⁴，刑執行・矯正⁴⁵段階における人民検察院の権限及び責務

ア 判決執行

判決が法律上の効果を有するに至った場合，これを厳正に執行することが重要である。この段階においては，裁判所，公安（警察），判決執行機関が重要な役割を担う。

検察院は，これらの機関の法律遵守を監督することが権限及び責務である。

イ 刑執行・矯正段階における人民検察院の権限及び責務

刑執行・矯正は，人民の基本的自由を制限又は剥奪するものであり，これらが法律を遵守して行われることが重要な意味を有し，受刑者が法律上保障された権利を享受できるようにするためにも重要である。

人民検察院組織法 22 条は，この点に関する検察院の権限を広範に認め，検察院は，拘置所及び矯正施設をいつでも監督できる。これらの機関の違法行為を発見し

⁴⁴ ヴィエトナムでは，刑事事件でいえば，判決が確定した後に刑を執行するのは公安省（警察）であるが，判決に基づき公安省に引き渡すまでの段階と受刑段階を区別するという点から，本報告書では，便宜上，前者を「判決執行」，後者を「刑執行」と訳すことにした。

⁴⁵ 矯正の訳語原文は「(労働) 改造」であるが，日本に馴染みのある「矯正」を訳にあてた。

たときは、拘置機関、矯正機関に改善を求め、違法な仮留置⁴⁶、拘置、矯正がなされている場合には当該人物の釈放を決定し、関係機関は直ちに当該決定に従わなければならない。

仮留置、拘置、矯正措置を講じられている者からの不服申立てについては、検察院が判断する。

4 刑事手続における民事事件の審理（附帯私訴に相当）について

(1) はじめに

ア 通常の形態では、刑事事件を起因とする民事訴訟は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であるが、これはベトナムにおいても民事事件として取り扱われる⁴⁷。

民事事件の場合は、訴訟物の価額の多寡にかかわらず、ディストリクト裁判所が第1審裁判所となり、プロヴィンス級裁判所が上訴審（ベトナムでは「覆審」という。）となる。

裁判制度は2審制であるため、プロヴィンス級裁判所の判断により判決が法的効力を有する（確定する）ことになる。

イ 日本では、第二次世界大戦前に附帯私訴制度⁴⁸が存在したが、類似の制度がベトナムに存在する。

ただし、日本の旧制度とは異なり、私訴（民事訴訟）が完全に公訴（刑事事件）に付随（附帯）するわけではないことから、附帯私訴という言葉自体は存在しないようである。

単に、刑事手続で審理される民事事件という表現となっている。

(2) 先に民事事件として係属した場合

ディストリクト裁判所において民事事件を審理中、刑事事件の捜査が開始されるなど、刑事事件として審理する可能性が出てきた場合には、民事訴訟手続を仮停止する。

その後、刑事事件が起訴された場合、法定刑の軽重により管轄が異なるので⁴⁹（ディストリクト裁判所又はプロヴィンス級裁判所）、その管轄裁判所に民事事件を移送

⁴⁶ 本報告書ではベトナムの捜査手続の詳細については触れないが、緊急逮捕・現行犯逮捕の場合に、逮捕して留置した後検察院の承諾を得るまで（又は2か月ないし4か月の勾留期間が始まるまで）の身柄拘束につき仮留置とか仮拘置というような表現を使っている。

⁴⁷ ベトナムには、民事事件、刑事事件、経済事件、労働事件、行政事件の種類があり、その種類によって係属裁判所（日本でいう「係属部」）が異なることになる。

⁴⁸ 日本の旧々刑事訴訟法制度における附帯私訴制度は、当時のフランス制度と同じく、犯罪により生じた損害の賠償、贓物の返還を目的とする私訴は被害者が行い、金額の多寡にかかわらず、公訴につき第2審判決があるまで、いつでも公訴に附帯して提起できた。

これに対して、日本の旧刑事訴訟法は、控訴審で私訴の申立てを認めると、公訴と私訴で審級の利益が異なることになるため、被害者（直接・間接を含む）は第1審の弁論終結までに申し立てる制度となり、また、公判に附帯することを徹底し、予審での申立てはできず、公訴の管轄・判決の内容に完全に付随する制度であった。

⁴⁹ 懲役7年以下がディストリクト級裁判所、懲役7年を超える場合がプロヴィンス級裁判所となる。

する。

刑事事件として起訴されなかった場合、当初の係属裁判所で仮停止していた民事訴訟を継続することになり、同裁判所は刑事事件の記録を証拠として使用することができる。

(3) 先に刑事事件が係属した場合

犯罪により直接・間接に被害を受けた者は、当該係属裁判所に対して、民事訴訟を提起できる。

民事訴訟の提起があった場合には、刑事手続と一緒に審理し、判決も同時に行う。

不告不理の原則は存在し、刑事手続において民事訴訟の提起がない場合には、刑事事件の判決のみを行う。

刑事事件の判決後に民事訴訟を提起することもできるが、現実問題としては、そのような例はない。

(4) 上訴について

刑事判決と民事判決がなされた場合、両方又は一方に対する上訴申立てができる。

民事判決のみに対する不服申立てであっても、刑事手続の一部として上級審の上訴審担当部（ヴェトナム語では「覆審裁判所」という。）で審理される。

上訴審では、民事判決だけの審理となるが、被告は刑事事件における被告人としての地位を引きずっているため、刑事事件で認められる権利が保障される。

5 刑事訴訟法における日越比較に関する考察⁵⁰

以下の考察は、日本国法務省において研究した結果に基づくものである。

(1) 一般的問題

ア 日本の刑事訴訟は、捜査段階、公判段階、執行段階の3つの基本的段階に大別される。このすべての段階において検察庁が関与し、警察機関は捜査段階で主たる役割を果たすのみで、執行段階においては法務省の矯正機関が実施にあたる。裁判所は公判段階において主たる役割を持つが、捜査段階の一部にも関与している（例：逮捕状の発付、被疑者の身柄拘束など）。

ヴェトナムにおける訴訟は、捜査段階、起訴段階、公判段階、判決の執行段階の4段階に明確に大別されている（刑の執行は含まれない。）。刑の施行は、訴訟段階に属さず、他の法律によって調整がなされる。この刑執行段階において訴訟行為とみなされるものは、減刑審理、仮釈放、その他の残存刑罰の受刑免除審理等、いくつかの行為のみである。

イ 日本の刑事訴訟法は捜査期限、公判期限を具体的に規定しておらず、勾留期限を

⁵⁰ この項は、モック検事の越語によるレポートを通訳高橋和泉氏が日本語にしたものであり、山下において語句の若干の修正を加えたのみである。

規定しているのみである。

ヴェトナムの刑事訴訟法においては、捜査期限、起訴期限、公判期限、執行期限、身柄拘束期限及び勾留期限の各段階での期限を明確に規定している。これは、各段階の不必要な長期化を防止するためのヴェトナムの訴訟解決手段である。各段階の期限を明確化することによって、当該訴訟機関の迅速な事件解決を促すことができる。

ウ ヴィエトナムの刑事訴訟法においては、職権主義の原則に基づき公判手続が規定されている。しかし日本の刑事訴訟法では当事者主義の原則が適用されている。これらの原則は適用の方法においては異なっているが、事件における真理、客観的事実を追究するという同一の目的を有している。

当事者主義の原則においては、裁判所は、公判の前において事件記録を審査することはなく、裁判を運営し、中立的な立場として自ら積極的に尋問しない。検察官（求刑側）と弁護士（弁護側）が弁論し、証拠を提出し合うことによって真理が見出される。そして、裁判所は、求刑側と弁護側の弁論の結果を参考にして判決する。これは公判における裁判所の客観性を保持し、先入観を排除するためには良い面がある。

しかしこの手続においては、裁判所が直ちに判決を出すことができないという欠点があり、裁判所は検討、審査を重ねて初めて決定、判決を出すことができるが、それが裁判を長期化させる原因となっていると感じる。

また、裁判所があらかじめ事件記録を審査することができないため、公判が長引き、事件の核心に集中して審理することができないのではないかと感じる。

一方、ヴェトナムの職権主義の原則に基づく公判手続においては、裁判所が尋問の主たる役割を担う。裁判所が事前に事件記録を審査しているため、尋問は重点的かつ集中的に行われる。裁判所は、事件記録に記載されている証拠と異なる別の物証、証人の供述以外の、すでに明らかにされている問題については集中的な尋問を行わないため、公判は短期かつ迅速となる。

しかし、この手続においては、裁判所が先入観を抱いている場合には審理もおのずと客観性を欠き、偏ったものになる。もっとも、合議体が客観的かつ先入観を抱いていなければ、職権主義による公判は当事者主義による公判より速やかである。

エ 覆審手続

日本の刑事訴訟法においては、一つの事件につき2回の上訴ができるが、ヴェトナムの刑事訴訟法においては1回の上訴が認められているだけである（ただし、覆審裁判所が1審裁判所の判決を破棄差戻した場合を除く。）。

(2) 具体的問題

ア 捜査段階

日本においては、捜査段階と起訴段階が統合されて一つの段階となり、捜査期限に関しては規定されていない。この点については、長所と短所がある。

① 長所

ヴェトナムのような捜査期限が規定されていないため、時効が完成するまで捜査機関の捜査が可能となり、逮捕するまでの時間的制約がなく、そのため証拠の確定に関しては、ある程度、準備がより綿密に行われる。

捜査と起訴が一つの段階に統合される場合、ヴェトナムのように捜査と起訴が明確に区別されるより、検察機関はより緊密な捜査活動を行うことができる。

② 短所

ヴェトナムのような捜査期限が規定されていないため、捜査が長期化する。時間の経過につれて証拠の残存の可能性は減少し、また犯罪の痕跡、証人や被害者の記憶は薄れていくため、証拠調べに関しては更に困難が生じる。

期限が規定されないため、証拠が不十分又は首謀者が特定できずに迷宮入りしていく事件の件数が多いのではないかと思う。

一方、ヴェトナムにおいては、捜査段階は2つに区分される。

- 立件段階
- 捜査段階

検察が起訴のために有する期間が独立して存在し、検察院が警察機関の捜査結果報告と事件記録を受理した時点から開始され、検察院が起訴又は起訴停止・裁判所への事件記録及び起訴状の送達を行った時点で終了する。法律上では、起訴段階における期限は20日又は30日である。

イ 刑事事件の立件段階

ヴェトナムにおいては、告発状又は情報を得たとき、又は犯罪を発見したとき、捜査機関はその告発状又は情報の確認を行わなければならない。この確認の期限は20日である。

この確認によって犯罪の発生が認められた場合には、捜査機関は刑事事件立件の決定をし、また確認によって犯罪の発生が認められなかった場合には、刑事事件立件中止の決定を出さなければならない。

ここで注意すべきことは、この段階においては確認の結果は事件の証拠とはみなされず、捜査機関の行為は起訴行為ではないという点である。ここでは、捜査機関はいかなる強制措置の適用権限も持たない。ヴェトナムの刑事訴訟法では、現場検証の結果はこの段階で収集され、事件の証拠とみなされる例外的なケースとして

規定している。

捜査機関の活動が訴訟活動とみなされ、また捜査結果が証拠とみなされるのは、立件の決定が為されて以後であるが、これが捜査段階における日本とベトナムの刑事訴訟法の基本的な相違点である。

ウ 身柄拘束について

ベトナムの刑事訴訟法では、捜査段階において、捜査機関は、緊急逮捕の際に被疑者の逮捕状を発付する権限のみならず、被疑者・被告の身柄拘束、勾留状を発付する権限を有する。

これらの令状は検察院によって承認されなければならない。検察院はこれらの令状発付の権限以外に、勾留期間の延長命令を出す権限を有する(捜査機関にはこの延長命令の権限はない。)

国民の基本的権利を制限する命令が、捜査段階においても裁判官によって決定される日本のケースと異なり、ベトナムの刑事訴訟法では、捜査段階での国民の基本的権利の制限に関する決定権はすべて、直接的・間接的に検察院に属する。

捜査機関は命令権限を持つが、すべての命令は履行の事前又は事後に検察官の承認を得なければならない。検察院の承認がない場合は、捜査機関の命令は法的効力を有せず、命令を履行しても取消し、停止となる(例：緊急逮捕の令状など)。

捜査・起訴・公判及び執行段階における被疑者の勾留に関しては、ベトナム刑事訴訟法では、勾留期限が過ぎれば被疑者・被告を釈放しなければならないと、引き続き勾留してはならないという明確な規定がある。しかし、例外として、国家安全保障を侵害した犯罪については最高検察院の所長の決定による特別措置が認められる。

捜査期限についても同様で、捜査期限になっても被疑者が罪を犯したという十分な証拠が認められない場合、捜査機関は捜査中止の決定をしなければならない。

この段階で留意すべき点は、ベトナム刑事訴訟法においては捜査機関が独自の判断で事件終結の決定を出すことができ、決定の前に最高検察院の意見を求める必要はない。一方、日本の刑事訴訟法においては、法律上、検察庁のみが事件終結の権限を持ち、捜査機関にはその権限はない。

エ 公判段階

① 第1審

公判段階については、ベトナムの刑事訴訟法に期限が明確に規定されている。公判段階は二つの部分からなり、それぞれの段階で具体的な期限が定められている。

・公判準備段階

- ・公開審理段階

- ・公判準備段階について

この段階では、裁判所は起訴を行った検察院が提出した起訴状及び事件記録を審査する。事件記録の審査を行った後、証拠不十分と認められる場合、裁判所は検察院に事件記録を差し戻し、補充捜査を求めるか、又は被疑者が無罪と認められる場合、事件を中止するか、被疑者の有罪を立証する十分な証拠があれば事件の公判開始を決定することができる。

裁判所が事件の公判開始を決定した際、その決定から15日以内に公開審理が開かれなければならない。

- ・公開審理段階について

裁判においては、被疑者の人物認定の手続を行った後、検察院が起訴状を読み上げ、裁判所が主たる尋問者となる。ヴェトナムの裁判は職権主義の原則に基づいて行われる。一方、日本では当事者主義の原則に基づいて審理を行うので、裁判官は検察・被告人の調整をし、求刑側と弁護側の弁論を聞く役割のようであって、裁判所は積極的に尋問することはない。

尋問が終了すると、ヴェトナムの刑事訴訟法では、合議体が公判段階の終了及び合議段階への移行を決定する。合議段階への移行は、公判段階の終了後直ちに行われる。これもまた、ヴェトナムと日本の刑事訴訟法の相違点である。ヴェトナムの裁判所は、公開原則及び連続かつ集中審理の原則に基づいて公判を行う。

公判が中断される場合には、刑事訴訟法上の規定に基づく事由がなくてはならない。裁判所は公判中断の自主的な決定権を持たず、また合議段階が終了した段階で判決を行う。

② 覆審

ヴェトナムの刑事訴訟法では、裁判は1審及び覆審の2級審とされる。覆審段階についても、刑事訴訟法上に明確な期限が規定されている。1級審であるため、ヴェトナムにおける覆審は日本のそれと大きく異なっている。

日本の刑事訴訟法と異なり、ヴェトナムの刑事訴訟法においては、裁判所は、確定していない1審判決に対する上訴申立てを、覆審裁判を行わずに却下する権限を持たない。そのため、裁判所における覆審裁判の実行率は非常に高いものとなっている。1審判決が非常に合法的かつ客観的で、犯罪の程度に相当であるにもかかわらず、被告又は被害者が以下のような観点から上訴申立てを行うケースがかなり多い。

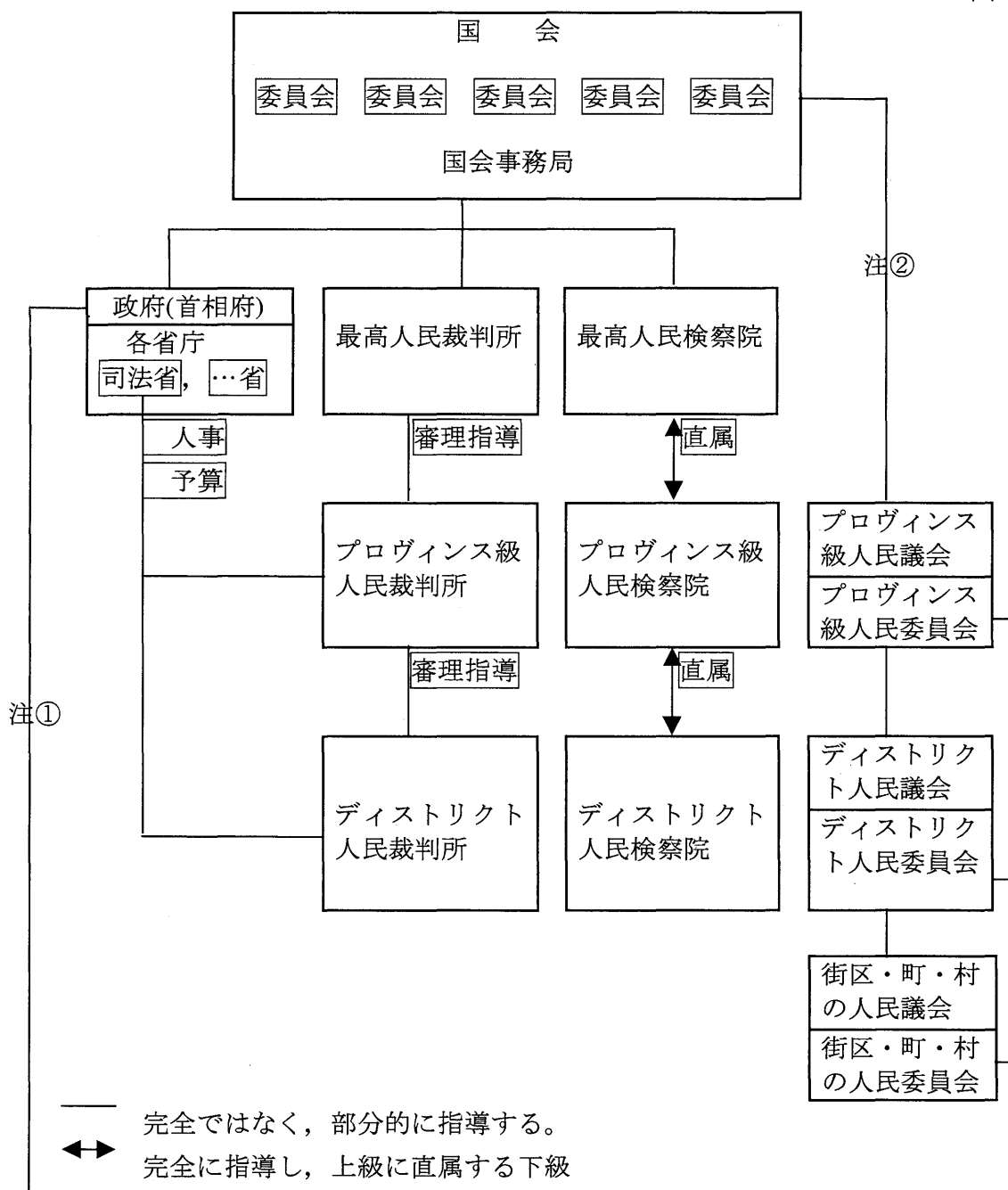
- 被告側が運試しに減刑又は罪の軽減を求める。

- 被害者が裁判所の判決が軽すぎる、寛容すぎるとみなし、被告に対してより重い刑罰を求める。

このような理由から、個人的な見解としては、ベトナムにおける覆審手続は以下のような基本的な欠点があると思われる。

- (7) 刑事訴訟法には、1審判決に対する正当な事由のない上訴申立てを、覆審裁判を行わずに却下する要件に関する規定がないため、覆審が行われる事件の件数が過剰である。
- (イ) 覆審手続は1審手続と同様に行われるため、覆審の作業は費用がかさみ、多くの時間が費やされる。私見であるが、証拠により十分に立証されている事件については、1審のように公開審理を行い、また公判に当事者全員を招集するのではなく、裁判所は書面審理を行うだけで済むようにするべきではないか。それによって覆審は速やかに進行し、費用も節約でき、しかも事件の適正さと客観性を確保することができる。
- (ウ) その他のベトナムと日本の刑事訴訟法における相違点として、日本の刑事訴訟法では一つの事件に対して2回の上訴申立てが可能であるが、ベトナムにおいては1回のみであるという点である。ベトナムでは覆審が最終審であり、直ちに執行の効力を持つ。被告人は覆審判決に対する上訴権を持たない。

図 1



注① 1992年憲法 112 条：各級人民委員会の活動の指導・監督，各級人民委員会発布に係る法律違反文書等の効力の停止

1992年憲法 114 条 4 項：プロヴィンス人民委員長及び副委員長につき認可・不信任

注② 1992年憲法 91 条 6 項：人民議会の活動の指導・監督，法律違反の議決の却下，人民議会の解散

図 2

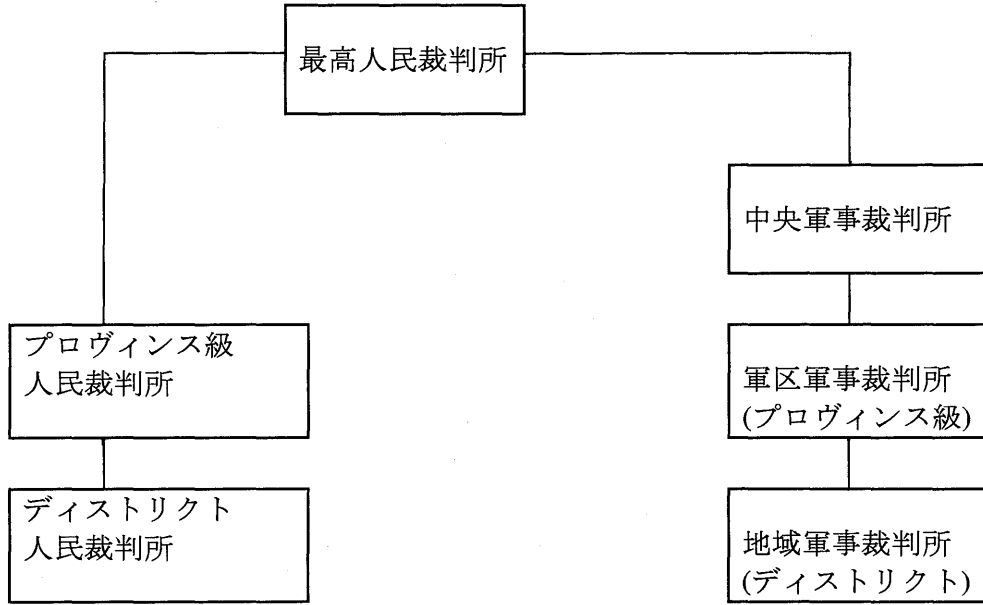
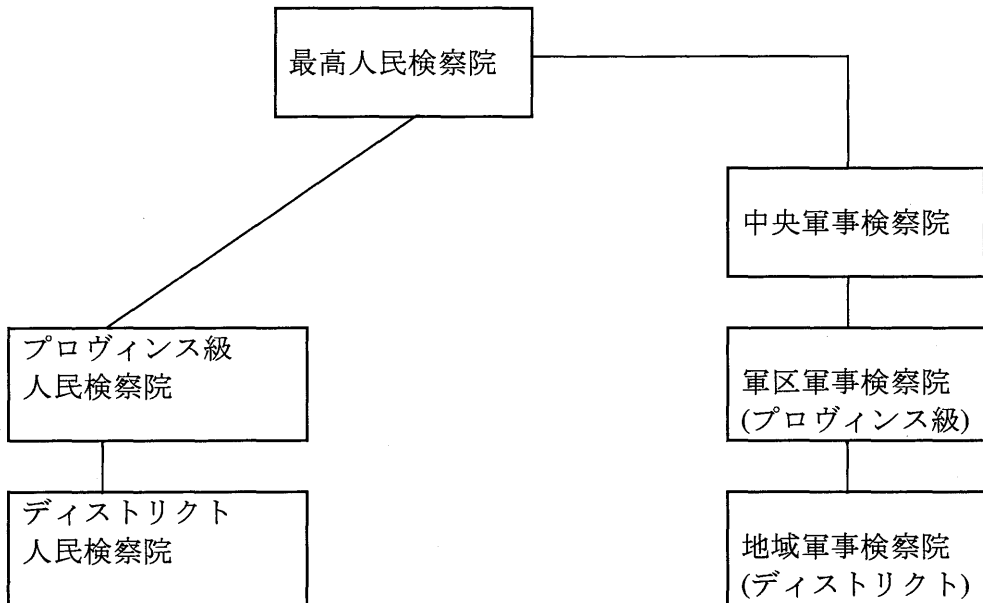


図 3



～ 国際協力の現場から ～

国際協力専門官のすすめ

国際協力専門官 中濱 妙子

私が国際協力専門官という耳慣れない肩書きになったのは、平成13年4月のことです。簡単にいうと、このとき法務総合研究所に国際協力部が新設されたのですが、その事務部門の肩書きです。新しい組織の初代メンバーに加わることができたのは名誉なことでしたが、同時に、この部の立ち上げに関わった方々の苦労や、当部に向けられた期待に対する責任を思うと、身の引き締まる思いでした。

もともと私は、大阪地方検察庁に検察事務官として採用され勤務していたのですが、平成12年4月に、法務総合研究所総務企画部企画課という長い名前の部署に配置換えとなりました。その仕事が国際協力部発足に向けての準備作業でしたし、現在国際協力部で行っている法整備支援事業だったのです。

企画課と国際協力部では、検察事務官時代とは異なる全く新しい経験の連続でした。異動になってしばらく経った5月下旬、私にとっては初めて経験する研修、全70日間の多数国研修が始まりました。この研修では、中国、タイ、フィリピン、インド、ネパール、パキスタンの6か国から2名ずつ、合計12名の外国人研修員がやってきました。

研修員の日本到着は、当然各国バラバラ。みんな無事に来てくれるだろうかと思っているところに電話が鳴ったのです。不吉な予感を感じて出てみると、中国の研修員の勤務先から、日本に来るはずの研修員が2人とも予定の飛行機に乗り遅れたという連絡でした。いきなり緊急事態です。しかも相手は英語で話してる……。こんな時こそ冷静にと言いつつも聞かせながら、研修員と連絡を取って、搭乗便が決まったら便名を知らせてもらうよう依頼するのがやっとでした。長い研修期間中には、その他にもいろいろなハプニングがありましたが、何とか無事に日程を終えることができました。

この研修では、言葉の違い、文化の違いに圧倒され通じでしたが、次第に多少言葉が通じなくても分かり合えるんだなと思うようになってきました。

その後も、当部では、国別研修としてカンボディア、ラオス、ヴェトナムなどから研修員を受け入れてきましたが、その方達とも日常的に触れ合う機会が多くありました。専門官は、研修先への引率や研修員への連絡などを通して、担当研修の研修員とは毎日接しているので、段々と親しくなってきます。その中で、言葉が通じなくても、信頼してもらっていると思えることがあるとうれしいものです。新しく日本にやってきた研修員から、「君のことは〇〇（前回の研修員の名前）から聞いてるよ。」なんて、にっこりして言ってもらえると、専門官冥利に尽きるというものです。

先程から、「言葉が通じない。」と繰り返していますが、ほとんどの研修は、通訳を介し

て行います。多数国研修は共通語が英語なので、講師が英語で講義を行う場合通訳は不要ですが、国別研修の場合は、日本語と相手国語の通訳を介して行われます。相手国語を話される講師は、今のところベトナム研修において「日越比較文化論」について御講義いただいている大阪外国語大学の富田健次教授だけです。ほぼすべての講義は通訳を介して行うことになります。日々の研修を担当していて、通訳の方々は、本当に「凄い」と思います。

例えば、ベトナム研修では、国際協力事業団(JICA)の研修監理員として2名の通訳が配置されますが、1名は講義の通訳、もう1名は研修員の日常生活のお世話や庶務的な業務を分担しています。

研修のカリキュラムは、当然のことながら法制度、法律に関するものですので、この研修の通訳は、日本とベトナム双方の法律について相当の知識が要求され、それぞれの法概念や法律用語を十分に理解していないとできないと思うのです。長くこの研修に携わっておられるある通訳の方は、研修開始前から毎回のテーマに沿った参考文献を読み込み、疑問点は教官に質問して、徹底的に勉強して研修に臨んでおられ、全く頭の下がる思いです。これには、通訳としてのプロ意識も勿論のこと、この法整備支援事業に対する情熱も感じます。法整備支援は、研修員、我々受入機関だけではなく、講師や通訳などいろんな人達の思いが一緒になって成り立っているのだと思います。

研修を担当していると、カンボディアもラオスもベトナムも遠い国ではなく、〇〇さんの国、□□さんの国だなあととても身近に思えてきます。こうなると不思議なもので、それまで新聞を見ても目に入ってこなかった記事や文字、つまり東南アジアの国の名前、JICAという文字がやたらと目に入ってくるようになりました。これは自分なりの国際化だと思っています。

そして、昨年4月1日～8日まで前年度の法整備支援の評価と次年度の計画打ち合わせを目的としたJICA調査団の一員としてカンボディアを訪問する機会を得ました。実際に自分の目で支援対象国を見ることができたのは、何ものにも代え難い貴重な経験でした。カンボディアでは、本邦研修に参加した研修員と再会することができ、夕食に招待していただいたり、最終日にはわざわざ空港まで見送りにきていただいたりして、有り難い気持ちでいっぱいになりました。

調査団の主な目的は今話したとおりですが、カウンターパートであるカンボディア司法省において、数日にわたって協議が行われていたとき、ふと思い出したことがありました。それは、私が検察庁に採用されてまもなくの頃、担当していた業務として、検察審査会事務局に不起訴記録を提出しに行った時のことです。いつも入口で、「検察庁です。」と言って入っていくのですが、この間まで学生だった私が、検察庁と名乗ることへの戸惑いと責任感が入り交じり、とても緊張したものです。

このカンボディアの日本側とカンボディア側が対峙して協議している場で、同じような緊張した気持ちがよみがえり、今や自分が検察庁どころか日本を代表する立場の一員であることを実感したのです。また、この出張において、日本の今後の支援の在り方だけではなく、

開発途上国に対し支援を行っている他のドナー国、ドナー機関、国際機関の存在やその現地での活動、各ドナーに対する支援受入国の対応などについて、日本にいた時には知らなかったことを少し知ることができた気がします。

協議の場では、お互いの要望を調整していきますが、日本という国のレベルを意識して考えてみると、日本としてもっと戦略的な視点を持って国際協力を考えることが必要なのではないかと思いましたが、私自身、自分の仕事を日本の他の国際協力と関連づけてもっと視野を広く持たないといけないなあと感じたのです。

ともあれ、もちろん個人レベルの国際交流が法整備支援の目的ではありませんが、まずは個人と個人のつながりをつくるのが大切だと思います。日本にやってきた研修員に対しては、できるだけ誠実に接して、日本は〇〇のいる国だと思ってもらえればと思います。そして、一番研修員と身近に接している専門官には、それができるのではないかと思います。是非、このような仕事に興味を持たれた法務省職員の方は、国際協力部で働いてみることをお勧めします。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

「時」に対する感覚

アジアの朝は早い。午前6時前に起きており、役所でも午前7時30分とか8時ころには仕事が始まっています。ですから、相手国に出張して表敬訪問やセミナーなどの日程作成を相手に任せると、スタートが午前8時とか午前8時30分ころになることがあります。この事情を知っていると驚くに足りないのですが、知らないと「非常識だ」と言って怒ることになり、日程を調整する立場の人は細かな配慮が必要です。

逆の立場に立つと、日本で研修を受けるアジアの人は、朝が9時とか10時とかに日程が始まりますので、いかにも午前中の時間をもったいなく感じ、持て余していることもあるようです。日頃の生活パターンで接すること自体が相手に不満や誤解を与えることもあるのです。日本で日本時間でアジアの人に接するなら、相手国に行ったときには相手の時間で対応するのも一つの経験です。

— 編集後記 —

○本年1月に発刊となった ICD NEWS の第2号が完成しました。今回は、「カンボディア民事訴訟法起草支援」と「大阪中之島合同庁舎落成記念講演会」の二つを特集として掲載しました。

○平成11年1月から3年計画で進められてきたカンボディアに対する民法、民事訴訟法の起草支援。歴史、文化、習慣、… 何もかも違う国の法律案を、限られた時間内に、しかもその国の実情にあったものを完成するという大きな課題に向かって、忙しい中時間を作り、地道な活動を続けてこられた先生方、関係者の皆様には脱帽いたします。当部黒川教官執筆の「起草支援の過程」からもこの起草作業に関わってこられた方々の苦労がひしひしと感じられ、気の遠くなるような作業に根気よく従事してこられた関係者の皆様の努力は、並大抵のものではないと思います。カンボディア側と協議を重ねながら共に法律案を作っていこうという、オーナーシップを大切にした日本の援助のあり方は、カンボディア現地でも高く評価されているようです。そのことは、平成13年、私がJICAの専門家養成研修（法整備支援コース）に参加し、研修の一環としてカンボディアを訪れた際に強く感じたところでもあります。この点は、今後、カンボディア、その他開発途上国に対して法整備支援活動を実施していく上で、是非大切にしていきたいことの一つです。

○創刊号で御紹介しましたとおり、当部が入居している大阪中之島合同庁舎が昨年11月に完成し、本年2月22日、入居庁舎合同で落成記念式典が執り行われました。同日、当所が実施した落成記念講演会には、同じく入居しております検察庁関係の方々のほか、日本を代表する法学者、法律実務家の方々に多数お集まりいただき、非常に充実したものとなりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。2名の講演者からいただいた貴重な講演内容を、当日お越しいただけなかった方々にも御紹介したく、ここに掲載しました。最新の、生の情報でありますので、是非御一読下さい。

○「研究報告」はヴェトナムの司法制度に焦点を当てました。当部では、ヴェトナムに対して、国別研修を実施しているほか、共同研究として、ヴェトナムから法律専門家や研究員を招き、日越司法制度比較研究も実施しています。今回掲載したものは、そうした研修・研究から得られた情報の一部であります。また、当部教官であり、現在、JICAの長期専門家としてヴェトナムに派遣されている柳原専門家からの報告書も併せて掲載しましたので、参考としていただければ幸いです。

○@閑話は、5題とも当部山下輝年教官の作であり、お楽しみいただければ幸いです。

(国際協力専門官 上谷智子)